

カリフォルニア州司法試験過去問題集

5 トーラス

2002年から2022年まで

https://lawyer.sakura.ne.jp/inhouse/post_lp/calbar

不法行為

2001年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題と 選択解答

本書は、2001年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>
1.	民事訴訟法
2.	不動産
3.	エビデンス
4.	憲法
5.	不法行為
6.	遺言書/信託書

QUESTION 5

ハリーとウィルマの未成年の子供の親権をめぐる陰悪なムードが漂う結婚解消の手続きで、弁護士のアンはハリーの代理人を務めた。

アンはハリーに、ウィルマが不適切な行為をしていたことを示せば、有利な親権裁定が得られる可能性が高くなると助言しました。このアドバイスを受けてから2日後、ハリーは手首に大きな包帯を巻いてアンの事務所を訪れました。ハリーは、前の晩に荷物を取りに実家に行ったとき、ウィルマが車でハリーを轢こうとしたことをアンに告げました。これが、ハリーとウィルマの間に暴力があったことを示唆する最初の出来事だった。ハリーの話聞いたアンは、ウィルマを傷害と暴行で訴えるようにハリーに迫りました。アンはこう言いました。「この訴訟を起こせば、親権の交渉が有利になる」と。アンはハリーの話の真偽を調べることは何もしていませんでした。

親権に関する審問の直前に、アンはハリーの代理として、ウィルマがハリーに暴行を加えたことを主張する不法行為訴訟を起こしました。アンは親権に関する審問でこの不法行為について言及し、ウィルマはその事件が起きたことを否定しました。しかし、判事はハリーの言い分を信じ、ハリーに単独親権を与えました。

3ヵ月後、アンは、ハリーが手首を負傷した経緯について捏造していたことを知りました。アンはハリーの嘘を誰にも報告せず、不法行為訴訟を起訴しなかっただけで、その結果、不法行為訴訟は予断を持たずに却下されました。その後、ウィルマはアンを悪意ある起訴、手続きの乱用、名誉棄損で訴えました。ウィルマはまた、州の弁護士規律局にアンを告訴しました。

- A: WilmaがAnnに対する民事訴訟で主張した各請求について成功する可能性はどの程度か？議論しなさい。
- B: アンの行為は職業倫理の規則に違反していましたか？議論してください。

質問5の答え

I. ウィルマ (W) がアン (A) に対する以下の請求について成功する可能性は？-

A. 悪質な訴追

悪質な起訴には、(1) 正義を求める以外の目的で当事者に対して請求を行うこと、(2) 請求が被告に有利に却下されること、(3) 請求を行うに十分な正当な理由がなかったこと、(4) 損害賠償が必要となります。

また、Wは、Aが親権者審理の直前に請求を行ったという事実は、Aが親権者審理の場でその請求をWに対して利用する意図があったことを示唆していると主張する可能性がある。Aは親権者審理の場で請求情報を利用したのであるから、Wはこの要素の要件を満たす可能性が高い（なお、AがHに成功の可能性を高めるために請求する意図を述べたことは、不適切な目的のために請求した証拠である。ただし、これは秘密通信であり、Wが知ることはないだろう）。

第2要素について、Aは出願前に請求を起訴しなかったので、請求はWに有利な形で却下された。したがって、この要素は満たされる。

第3の要素について、Wは、本件事象が発生しなかったのだから、Aが本件事象が発生したという十分な相当の理由を有することは不可能であると主張する。さらにWは、AはHの主張に事実があるかどうかを判断するための合理的な調査（例えば、車を検査する、Wが運転手であったかどうかを判断するためにWの供述を取りつける ... など）を行わなかったと主張することになる。Aは、Hの負傷により相当な理由があったと主張することができるが、そのような主張は、AがHに医師の診察を受けるよう要請してHの負傷の程度を調査しなかったことにより、根拠を失いかねない。暴行・傷害のいずれの請求も正当事由が不十分であるため、この要素についてはWの勝訴となる。

第4の要素について、Wは何らかの金銭的損失を立証しなければならない。Wは、自分に対する請求を防御するための準備をするための費用を受ける必要があったため、Wは損失を被った。

Wはすべての要素で負担を満たしているため、ここで勝利する可能性が高い。

B. 精神的苦痛の意図的な侵害(Intentional Infliction of Emotional Distress)

さらに、WはIIEDに基づき、精神的苦痛に対する損害賠償を求めることができる。Aの行為は社会的許容範囲を超えるものであり、Aは調査を行わないという無謀さを示していたため、Wが深刻な精神的苦痛を受けたのであれば、Wはここで回復することができる。

C. プロセスの乱用

手続濫用を立証するためには、当事者は、(1) 請求が不適切な目的を促進するためになされたこと、(2) その目的を達成するために十分な行為または脅迫が用いられたこと、および(3) 損害賠償を立証する必要がある。

第一の要素について、Wは、請求はHの傷害を裁くためになされたのではなく、子の監護に関する審理でWに不利な証拠を作るためになされたと主張することができる。Wは、調査が不十分で請求ができる状態ではなかったにもかかわらず、親権者審理の直前に請求がなされたことを示すことで、適切な目的がなかったことを証明することができる。また、Wは、当該請求が審判の証拠として提出され、その有用性が失われた後、Aは当該請求を起訴しようともせず、放置したことを主張することができる。(また、Aは、Hに対して、成功の可能性を高めるために出願する旨を述べているが、これは、不当な目的で出願した証拠である。しかし、これは秘密情報であり、Wが知ることはないだろう)。Aは、Hの負傷により請求する正当な理由があったと主張することができるが、そのような主張は、AがHに医師の診察を受けるよう要求してHの負傷の程度を調査しなかったことにより、損なわれる可能性がある。請求は、親権審理におけるHの利益を促進するために行われたものであり、申し立てられた暴力や暴行を裁くためのものではないという十分な証拠があるので、Wはこの要素について勝訴する。

第二の要素について、Wは、請求を行う行為が、Wの人格を貶めることによって、Hに親権を与えるよう裁判官に圧力をかけることを意図していたと主張することができる。Aは、そのような目的を達成するためにWに対して軽微な不法行為請求を行ったので、Aはこの要素の下で十分な行為に従事したことになる。

Wは、精神的損害(請求自体及びその影響により子供の親権を失ったこと)及び経済的損害(請求に対抗するための費用)の双方を被っているため、本件では十分な損害が発生していると考えられる。したがって、Wは請求の要素をすべて充足しているので、勝訴する可能性が高い。

D. 名誉毀損-名誉毀損の請求を立証するためには、原告は以下の要素を証明しなければなりません。

1. 中傷的な発言-

声明は、その声明が人の評判に損害を与える場合、名誉毀損の要素を満たします。Wは、暴行罪の告発が彼女の評判を台無しにしたと主張するだろう(Wに子供の親権を与えないという裁判官の決定によって証明されるように)。Aが、Wが暴力的であるという評判を得ていたという証拠を示さない限り、Wはこの要素で勝訴するでしょう。

2. 原告に関するもの

合理的な人が原告に関する記述であることを知ることができれば、「原告に関する、または原告に関する」記述であるといえる。ここでは、請求書はWの名前で提出されています。したがって、合理的な人は、その発言がWに関するものであると判断することができます。

できるであろう。

3. 出版物

公表の要素は、発言が何らかの媒体に記念されること、または第三者に伝達されることを必要とする。ここでは、WがHに暴行を加えたという発言は、公文書である請求書に書かれているだけでなく、法廷にいる複数の人の立会いのもとで請求がなされたのである。したがって、この要素は満たされる。

4. 損害賠償

原則として、発言自体が名誉毀損または誹謗中傷である場合、原告は損害賠償を立証する必要はありません。本件発言は、文書に記録され、公の情報となったので、名誉毀損に該当する。しかし、Wは、ステートメントがそれ自体で名誉毀損であることを主張することができます。道徳に反する犯罪を反映した発言は、それ自体で誹謗中傷に該当することになります。Wは、配偶者に対する暴行は社会的に高いスティグマを伴うと主張するかもしれません（裁判官の反応を証拠にすることもできます）。名誉毀損と誹謗中傷があるので、この要素でWは勝てるでしょう。

5. 抗弁はあるのか？- a 絶 対的な特権

Aは、絶対的特権がここに適用されると主張することができる。Aは国家公務員ではないが、裁判所の役員であり、Wに対する発言は裁判所の役員として依頼者に対する義務を遂行するためのものであった。しかし、Aは、請求の提起におけるAの意図は、暴行・傷害に関するHの利益を促進することではなく、Aは軽薄な請求を提起することにより裁判所に対する義務を怠ったので、免責を受ける権利はないはずだと主張することができる。Aが請求を行った時点では、Hが話を捏造していることを知らなかった（たとえ不適切な目的で請求されたとしても）、Aはここで特権を与えられ、名誉毀損に対する責任を負うべきでない。

b. 適格特権-適用され
ません。

II. アンの行為は職業倫理のルールに違反していたか？-

A. 裁判所に対する義務

1. Frivolous Claim (Rule 11 FRCP)の提出

規則11のもと、弁護士は弁論趣意書に署名することで、以下のことに同意する。(1) 弁護士が適切な目的で訴訟を起こしたこと、(2) 弁護士が軽薄な請求を行わなかったこと、(3) 請求が認められる証拠によって裏付けられていること、および (4) 上記を確認するために妥当な調査が実施されたこと。

ここで、Aは、Wによる不適切な行動の証拠を入手する必要があるとHに助言した2日後にHが突然負傷したことから、請求が軽薄であることを知るべきか、少なくとも請求が

有効でない可能性を疑うべきだった。さらに、請求を行う前に、**A**には請求が認められる証拠によって裏付けられていることを確認することが求められていた。**A**は、請求を行う前に、証拠が有効であるかどうか、請求が正当であるかどうかを判断するための合理的な調査を行わなかったため、**A**は倫理規則に違反したことになります。

2. クライアントに偽証をさせない義務-

モデル規則では、依頼者が偽証をしたことを認めた場合、弁護士は依頼者に裁判所に報告するよう助言しなければならない。依頼者が拒否した場合、弁護士は代理人からの撤退を試みなければならない。撤退が不可能な場合、弁護士は偽証を裁判所に開示しなければならない。しかし、CA規則では、弁護士が依頼者に偽証を裁判所に開示するよう助言した後、依頼者が拒否した場合、弁護士は偽証を開示することができない。

ここで、Aは、Hが、WがHを車で轢こうとしたというのは嘘で、Hが怪我をしたように装っていたことを発見した。上記のいずれの規定においても、Aは依頼者に偽証を裁判所に開示するよう助言する義務があった。しかし、AはHに偽証を開示するよう助言せず、本件を不起訴処分とすることを選択した。AはHに嘘を開示するよう助言するという重要なステップを踏まなかったため、Aはモデル規則とCA規則の両方に基づく倫理規則に違反したことになる。

3. 撤退の義務

モデル規則では、弁護士は依頼者が詐欺や犯罪を犯すのを助けることはできず、依頼者が弁護士にこれらの目的を追求させるよう主張した場合、撤退しなければならない。CAでは、弁護士の撤退義務は寛容であり、義務ではない。ここで、HはAに対して詐欺行為を行うよう依頼したわけではないが、HがWに対する請求権を作成したことを知った後、AがHの代理人から撤退しなかったことは疑問である。Aが、少なくとも、軽薄であることを知っていた請求を取り下げるようHに要求しなかったことは、Hの詐欺行為に加担したというレベルに達する可能性がある。

B. クライアントに対する義務

1. クライアントの権限侵害

弁護士は出された主張や主張をコントロールする権利がありますが、（民事事件では）依頼者は事件の目的を決定する権利があります。ここで、Aはハリー（H）に対して、Wに対する暴行・傷害の請求を行うよう依頼しました。しかし、HはAの提訴に先立ち、請求の提起に同意していない。しかし、HはAの申立てに異議を唱えなかったため、HはAの申立てを暗黙のうちに追認したと判断される可能性が高い。

質問5に対する答えb

1. ウィルマ・ヴィ・アン

a. 悪質な訴追

民事上の悪質な起訴は、通常、民事訴訟の悪質な制度と呼ばれる。以下の場合に発生します。1) 原告が被告に対して民事訴訟手続を開始した場合。2) 手続が不適切な目的で開始されたこと、3) 手続が被告に有利に解決されたこと、4) 手続が正当な理由またはそのメリットを信じるための合理的根拠なしに開始されたこと、5) 損害が生じたこと。

まず、アンはウィルマに対して、ハリーへの暴行・傷害を理由に不法行為訴訟を起こした。

第二に、訴訟手続を開始した唯一の理由は、ウィルマとハリーの子供たちの険悪な親権争いにおいて優位に立つためであったという事実がある。最も不利な事実は、アンがハリーにウィルマを訴えるように「促し」、こう言ったことである。「この訴訟を起こせば、親権をめぐる交渉力を高めることができる」と言ったことです。親権のヒアリングでアンが不法行為訴訟に言及したことは、彼女が訴訟を起こした目的が親権争いを有利にするためであったことを示唆している。さらに、アンは訴訟を起こす前に、この状況に関わる事実を調査することを怠った。弁護士が原告の権利を擁護する以外の理由で訴訟を起こす場合、その目的は不適切である。したがって、アンはウィルマに対して訴訟を起こしたとき、不適切な行動をとった。

第三に、不法行為訴訟は、アンが訴訟を起こさなかったため、予断をもって却下された。予断を持った解任とは、ハリーが今後訴訟を起こすことを禁じられるということである。したがって、この指定は、Wilmaがこの不法行為訴訟から「解放された」ことを示唆しており、手続は、実際、彼女に有利に解決されたことになる。

第四に、事実は、アンがそのメリットを信じるための合理的な事実上の根拠なしに訴訟を起こしたことを示唆している。アンは、ウィルマが不適切な行為をしていたことを示せば、ハリーが有利になると示唆した。これを聞いたわずか2日後にハリーがアンの事務所に来て、ウィルマが自分を車で轢こうとしたと主張していることから、このアドバイスと請求の間に疑わしい因果関係があることがわかる。さらに、この事実は、これが「ハリーとウィルマの間の暴力に関する最初の示唆」であったことを示しており、訴訟を起こす前に、この請求にはもっと調査が必要であることをアンに知らせるべきであった。

アンは、ハリーの説明を信じる権利があり、ハリーが手に目立つ包帯を巻いていたことが、訴訟を起こす合理的な根拠になったと主張するでしょう。親権審理の裁判官はハリーを信じたのですから、相当説得力があったのでしょう。しかし、上述のように、ハリ

一とウィルマの険悪な親権争いとの間の状況を考えると、これはおそらく訴えを起こすのに十分な根拠とは言えない。

第5に、裁判官はハリーに完全な親権を与え、ウィルマは子供たちの親権を持っていないので、ウィルマは確実に損害を示すことができるだろう。

したがって、これらの要件はすべてアンが不適切に行動したことを示しているので、ウィルマは民事訴訟の悪質な開始という主張で成功する可能性が高い。

b. プロセスの乱用

手続きの乱用は、法的な手続きや手順が不適切な利益を得るために使用され、そのような利益が原告に損害を与える結果となる場合に発生します。ここでは、アンは、アンのクライアントであるハリーに暴行を加えたとされるウィルマに対する不法行為による民事請求という法的手続きを利用しました。

上述の通り、Annはこの手続きを利用して、HarryとWilmaの間の親権審理において不適切な優位性を獲得しました。この手続きを開始した唯一の理由は、WilmaとHarryの子供の陰悪な親権争いにおいて優位に立つためであったことを示す事実があるため、彼女の優位性は不適切であったと言えます。最も不利な事実は、アンがハリーにウィルマを訴えるように「促し」、こう言ったことです。「この訴訟を起こすことで、親権に関する交渉力を高めることができる」と言ったことです。親権の審理でアンが不法行為訴訟に言及したことは、彼女が訴訟を起こした目的が親権争いを有利にするためであったことを示唆している。

また、Wilmaは、Annが自分に対して不法行為訴訟を利用したことにより、不利益を被ったと思われる。事実は、判事がハリーの言い分をウィルマの言い分より信じ、ハリーに子供たちの単独親権を与えたことを示している。したがって、Wilmaは損害を受け、Annが自分に対して不法行為訴訟を起こすことによって手続きを濫用したことを示すことに成功するだろう。

c. 名誉毀損

名誉毀損とは1)公表 2)第三者への 3)原告に関する記述 4)原告の評判に悪影響を及ぼす傾向のあるもの。ここで、AnnはWilmaに対して暴行・傷害の不法行為訴訟を提起した。この訴状を提出することによって、彼女はWilmaが夫に暴力を振るったという非難を文書で公表した。この公表は名誉毀損の一形態である。この公表は、裁判所に提出されたので、第三者に対するものであった。アンは、親権審理で裁判官の前で議論することによって、2回目の声明を公表しました。この口頭での公表は、誹謗中傷の一種です。

Wilmaは公人ではなく、その問題は公共の関心事ではないので、Wilmaはその発言が虚偽であったことを証明する必要はない。

訴状にはウィルマを被告として記載しなければならず、法廷での発言はウィルマが不法な加害者であることを明示したに違いないから、この発言は明らかにウィルマに関するものであった。これらの告発は、おそらくWilmaの評判に悪影響を与える傾向がある。この告発は、ウィルマが元夫に対して暴力的な傾向を持っていることを示唆している。聞く人によってはそのような傾向を容易に許すかもしれないが、ウィルマが適切な親であ

るかどうかを考慮する裁判官は確実に許さないだろう。したがって、この告発はWilmaの評判に悪影響を与えるだけでなく、実際、親権審理を司る裁判官に対する彼女の評判を悪くしている。

ディフェンス

悪質な訴追や手続濫用の訴えには十分な抗弁が存在しない。

共通利益

アンは、共通の利害関係を持つ当事者に対して発言を行ったので、名誉毀損訴訟に対する抗弁があったと主張しようとするでしょう。しかし、この特権は、濫用によって消滅しうる適格な特権に過ぎない。アンが裁判官と裁判所に公表したのは利害関係者に対するものであったとしても、アンは非難の真意を調査する努力をしなかったので、ウィルマに関する非難を広めるという特権を濫用したことになる。

絶対訴訟特権

アンは、法廷での発言には絶対的な特権があるため、法廷での発言は特権であると主張するでしょう。Annの出版物は裁判官に対するものであり、不法行為の訴状に記載されたものであるため、法廷での発言に対する絶対的特権の下で保護される資格がある。従って、WilmaのAnnに対する名誉毀損訴訟は失敗する。

2. プロフェッショナル コンダクト

裁判所への誠実な対応義務

弁護士は、裁判所の役員として、裁判所に誠実な義務を負っています。このため、弁護士は裁判所に対する詐欺行為を助長するようなことは一切しないことが要求される。アンは、まず事実を十分に調査することなく、また親権争いにおいて優位に立つという不適切な目的で、アンに対する不法行為訴訟を起こしたことにより、この義務に違反した可能性があります。さらに、彼女はハリーの心にウィルマに関する行為を捏造する考えを植え付け、その結果、クライアントを助けて裁判所を欺くことになった。

法律または倫理基準に違反する行為を弁護士に行わせるような代理を依頼された場合、弁護士はその代理から退かなければなりません。アンは、この訴訟でハリーの代理人を務めるべきではありませんでしたし、不法行為による損害を主張することで不当に利益を得ようクライアントに助言すべきでもありませんでした。したがって、Annはこの行為により懲戒処分を受けることになります。

さらに、Annは、HarryのWilmaに関する話がでっち上げであることを知ったとき、裁判所に対する誠実さの義務に違反し、Wilmaに対する不法行為訴訟を起訴しなかっただけかもしれません。

ABAのモデルルールは、弁護士が裁判所に嘘をついてtheirclientsを支援することができないことを必要とします。ABAとカリフォルニア州の規則は、クライアントが過去の犯罪や詐欺でそれらを支援するために弁護士を使用していることを知った場合、弁護士は撤回することができるという。行動のカリフォルニア州の規則は、弁護士が欺瞞を促進するために何もしてはならないことを言う。

ここで、AnnはHarryの嘘を知ったとき、Wilmaに対する訴訟を取り下げずに起訴しなかっただけである。これは、嘘を知った後も訴訟を訴訟事件として残すことを許可したため、裁判所に対する誠実さの義務に違反した可能性がある。したがって、アンはこの行為に対して懲罰を受ける可能性がある。

偽証罪に問われない義務

弁護士は、クライアントが偽証を潜り抜けるのを助けてはならない。ここで、ハリーは親権審理の際、ウィルマが不法行為に及んだと主張し、判事に嘘をついた。ABAは、アンが撤退することを認めるでしょう。カリフォルニア州はアンにそれを許さないが、アンは欺瞞を助長するようなことをしてはならない。いずれにせよ、アンは、裁判官が真実の事実に基づいて親権問題を適切に裁定できるよう、裁判官への嘘を撤回するようハリーに助言するべきだったのです。

相手方への公平な義務

弁護士は、敵対者に対して公平な義務を負っている。この義務は、弁護士が真実追求のプロセスを妨害する行為に従事することを妨げるものである。親権争いにおいて優位に立つために訴訟を起こしたことで、アンは敵対者であるウィルマに対する公正な義務に違反した。したがって、アンはこの違反についても懲戒の対象となる。

コンピテンス・デューティー

職業上の行動規範は、弁護士がクライアントに有能にサービスを提供することを義務付けています。能力の義務は、弁護士が表現に必要なすべての知識、スキル、徹底的な準備を持っていることを必要とします。

ここで、アンは、ハリーがウィルマの不適切な行動を見つけるよう提案し、最初にすべての事実を調査することなく、ハリーに暴行およびバッテリーに対する不法行為の請求を行うよう促したことにより、自分の能力義務に違反した可能性がある。ハリーがアンのところに来たのは、アンがウィルマの不適切な行動が親権争いにおいてハリーを有利にする [sic] と示唆したわずか2日後であり、アンは事件の事実を調査することによって不法行為訴訟の準備をすることを怠った。彼女はただハリーの言葉を受け入れただけです。

さらに、これはハリーとウィルマの間の最初の暴力の示唆であったため、アンは調査が必要であることを通知する必要があったはずですが。したがって、アンもまた、ウィルマに対する不法行為請求の準備を十分に行わなかったという能力義務に違反したとして、おそらく懲戒処分の対象となるであろう。

2002年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題

と選択解答

本書は、2002年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の承諾を得てここに転載したものであり、転載を禁じます。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	遺言書	1
2.	不動産	10
3.	プロフェッショナルの責任	20
4.	契約内容	32
5.	不法行為	41
6.	共同財産	53

QUESTION 5

製造元は、自社で製造した処方用アレルギー薬を、アレルギー症状をコントロールする現代的で安全な手段であると宣伝していた。製造会社は、その錠剤を使用すると視力が永久に失われる危険性があることを知っていたが、何の警告も発しなかった。サリーはこの広告を見て、医師に薬を処方してくれるように頼み、処方してもらった。

この薬を服用した結果、サリーは視力を大幅に失い、完全に失明する可能性もありました。サリーはこのようなリスクについて警告を受けていなかったし、警告を受けていれば薬を飲まなかっただろう。医師は、ピルの服用による視力低下の危険性を知っていたが、このピルがアレルギー症状をコントロールする最も有名な方法であるため、とにかくピルを処方したと言っている。④

サリーの兄のバドは、自分の片方の目の角膜をサリーに提供することを告げた。バドは視力に優れており、サリーにとって適合するドナーであった。この提供によって、サリーは最小限のリスクで片方の目に優れた視力を取り戻すことができたと思われれます。移植にかかる費用は、サリーが加入している医療保険で賄うことができる。しかし、サリーは手術に恐怖を感じ、手術を拒否した。その後、サリーは両目を完全に失明してしまった。

サリーは、視力喪失に対する損害賠償を求め、製造物責任訴訟を起こしました。彼女はまた、錠剤の処方に過失があったとして、ドクターに対しても損害賠償請求訴訟を起こしました。

それぞれの訴訟において、**Sally**が一応の主張をするために何を証明しなければならないか、**Mfr.**と**Doc**はそれぞれどんな抗弁をするか、そしてそれぞれの訴訟の結果はどのようになりそうですか？議論してください。

だいきかいとう

Sallyは、Mfr.に対して、厳格責任論、過失、故意による不法行為、保証論に基づく製造物責任訴訟を提起する予定です。

厳格な製造物責任

厳格製品責任の一応の立証には、商品の製造者または（販売）業者、十分な警告があればより安全になるはずの不当に危険な商品、商品の予見可能な使用者、そして傷害をもたらすという商品の予見可能な使用が必要である。

Mfr.は、処方されたアレルギー薬の製造業者である。この錠剤は、Mfr.が、使用に伴い視力が永久に失われるおそれがあるという保証を含まなかったことにより、不合理に危険なものとされた。サリーは、Mfr.の広告を読んだアレルギー患者であったため、予見可能な使用者であった。サリーは、錠剤を使用した結果、視力が大幅に低下し、最終的には視力を完全に失ったため、損害を被った。

メーカー側の防御

メーカー側は、まず、アレルギー薬は処方箋のみで入手可能であり、遠隔のリスクについて医師に伝えていた（ここではDocがリスクを認識していた）、そして、処方分析および治療の一環として患者に十分な警告を行う学習した仲介者としてのDocに頼る権利があると主張するだろう。

製造元は、「アレルギー症状をコントロールする現代的で安全な手段」として、アレルギー薬の入手可能性をサリーに直接宣伝しているため、これは成功しない。サリーはこの広告を信頼して、ドクターに錠剤の処方を依頼した。

次にメーカーは、サリーが処方薬を飲むことによってリスクを引き受けたと主張するだろう。これは間違いなく失敗します。サリーはリスクを認識していなかったし、ましてや進んでリスクを引き受けようとはしていなかったのだから。

最後に、Mfr.は、サリーには損害を軽減する義務があったと主張する。損害の発生を防ぐ、あるいは軽減することができる医療を受けることを不当に怠った場合、その予防可能な危険に対して被告は責任を負わないことになる。

ここでサリーは、角膜を交換する手術を受ける機会を得た。兄のバドがドナーになり、手術が行われることになったのです。

は完全に成功した。さらに、サリーの保険ですべての費用が支払われたはずだ。

サリーは恐怖心を抱いていたため、手術を受けることを望まなかった。問題は、サリーのその恐怖心が合理的であったかどうか、そして、その結果生じた視力の完全喪失に対してMfr.が責任を負うべきかどうかである。

通常、被告は、原告の負傷が予想以上に深刻であったとしても、そのすべてについて責任を負います。しかし、今回の状況では、リスクが低いこと、成功の可能性が高いこと、保険で完全にカバーされていることから、陪審員はSallyを不合理と判断する可能性が高い。Mfr.は、Sallyの視力喪失に対していくらかの損害賠償責任を負うが、永久的かつ完全な損失に対しては責任を負わないだろう。

製造者の過失による製造物賠償責任

サリーは、メーカーが注意義務を負っていたこと、その義務に違反したこと、そしてその違反がサリーの損害の現実的かつ法的な原因であることを立証しなければなりません。

義務

製造者は、その製品（ ）のすべての予見可能な使用者に対して注意義務を負っています。アレルギーを持つ人はすべて可能なユーザーであり、サリーには義務があります。

スタンダード・オブ・ケア

Mfr.はサリーに対して、処方箋薬の製造業者としての合理的な注意基準を負っています。

ブリーチ

Mfr.は、永久欠損の危険性があることを認識していたのに、アレルギー用錠剤に警告を与えなかったことにより、サリーに対する義務に違反した。警告を提供することの負担は、潜在的な被害の大きさに比べれば微々たるものである。Mfr.がこの警告を提供しなかったことは義務違反であり、サリーの傷害につながった。

実際の原因

事実は、アレルギーの薬がサリーの視力低下の直接的な原因であったことを述べている。

リーガル/プロックス原因

警告を記載しなかった場合、怪我をする可能性があることは予見可能である。サリーは、知らされていれば警告に耳を傾けたであろうという推定に依拠する権利がある。

損害賠償

サリーは両目の視力に永久的な全損を負いました。 弁護活動

厳格責任に加え、Mfr.は寄与的過失を主張する予定です。彼らは、サリーが自分自身の怪我を防ぐために、合理的な水準の注意を払わなかったと主張するでしょう。この抗弁は成功しないでしょう。サリーは危険性を認識していなかったため、サリーの過失が欠陥の発見を怠ったこと、ここでは警告の欠如だけである場合、この抗弁は成功しません。

意図的な不法行為によるバッテリー

Sallyは、Mfr.が有害または不快な接触を引き起こすために行動したと主張するでしょう。

Mfr.の行為は、眼に障害を与える遠隔の危険があることを実質的に確実に知っていたという点で、故意である。意図的に警告を表示しなかった。有害または不快な接触は、サリーが視力を失ったことである。

上述した損害賠償。

Mfr.は、同意の抗弁を主張する。サリーは、メーカーが目の損傷を引き起こす可能性があるという警告を含まなかったことで、同意の範囲を超えたと主張するでしょう。

メーカーが危険を知らながら意図的に警告をしなかったのだから、ここでもサリーが勝てるだろう。

さらに、サリーは保証に関する理論を主張します。

エクスプレス・ワランティ

メーカーが "アレルギー症状をコントロールする最新の安全な手段 "と宣伝した。事実には免責事項が記載されていないが、いずれにせよ明示的な保証に関しては免責事項が有効でない。

Sallyはここでも回復する権利があります。商

品性に関する黙示の保証

すべての商品の販売には、商品が設計された用途の合理的な基準に適合しているという、商人の売り手（ここではMfr）による保証が黙示されている。ここでは救済を制限することはできても、排除することはできず、人身事故が発生した場合、免責条項は非良心的であるとみなされる。

特定目的適合性の黙示保証

サリーは製造者または医師、あるいはその両方に対してこの訴訟を起こすことができます。サリーはアレルギー症状の緩和を求めています。彼女がアレルギーの緩和を得たという証拠はありませんが、視力の喪失がそのような緩和を伴うというのは合理的ではありません。サリーは、錠剤の処方における過失のため、ドクに対して損害賠償を請求します。サリーは、義務、違反、因果関係、損害賠償を証明しなければなりません。

医師の注意義務と標準ケア

ドクはサリーに、同じような地域で医療を行う優良な会員としての義務を負っています。それは最低限、合理的に判断できる専門家としての義務です。もしドクがアレルギーの専門家であれば、より高い水準に置かれることになるでしょう。

サリーは合理的に予見可能な原告として義務を負っています。ドクの患者として、サリーは明らかに義務を負っています。

ブリーチ

ドクは、処方していたアレルギー薬についてインフォームド・コンセントを与えなかったことで、サリーに対する義務に違反しました。

ここでの違反の基準は、2つの方法で判断されます。

- 1) 合理的な人がそのリスクについて知りたいと思ったであろうこと。
- 2) サリーが知りたかったこと。

因果関係

リスクがわかっていたら、合理的な人は同意しなかつたらしく、サリーも同意しなかつたらしく、リスクが実際に発生したのであれば、ドクの違反は傷害の行為的かつ近因的原因であると言えます。

サリーは、警告を受けなかつたので、もしその危険性を知っていたら、薬の服用に同意しなかつたらしくと言った。おそらくサリーは視力に関する懸念に対して異常に高い感受性を持っていたのでしょ。なぜ彼女が同意しなかつたかは重要ではありません。

警告の欠如は、違反の現実的原因および近因である。損害賠償につ

いては、前述のとおりです。

ドクターは、上記と同様の抗弁をする。

DocとMfr.は、それぞれ過失相殺の請求について寄与を求めることになります。

おうしゅうばんごう

Sally v. MFR - 厳格な製造物責任について

サリーは、製造業者に対して厳格製品責任を主張することができます。製造業者は、消費者に怪我や危険の不合理なリスクを作成する欠陥のある状態で市場に投入された製品に対して厳格な責任を負うことになります。この場合、サリーは、製造者（Mfr）が製造したアレルギー薬がMfrの管理を離れた時点で欠陥があり、その欠陥が消費者に危険または損傷の不合理なリスクを生じさせたことを示す責任を負っています。

警告の不履行

製造者が製品に適切な警告を付さなかった場合、厳格責任において製品が適切に「欠陥がある」とみなされる場合があります。消費者向けの警告を比較的低いコストで製品に貼ることができる場合、製造者はそれを怠ったとして製造物責任を問われる可能性があります。

ここで、Mfrは、その薬には、永久的な視力の喪失という遠隔リスクがあることを主張する。ほとんどすべての薬には、ある種の望ましくない副作用のリスクが内在している。Mfrは、そのリスクが「遠隔」であることは、製品が危険や傷害の不合理なリスクをもたらさないことを意味すると主張することでしょう。しかし、Mfrのアレルギー薬を服用した人が被る可能性のある危害の程度は重大である。永久的な失明は、深刻な衰弱状態である。そのため、たとえわずかなリスクであっても、合理的な人であれば喜んで引き受けることはできないかもしれない。そのため、裁判所は、Mfrが広告や包装に警告を記載しなかったという事実により、Mfrが製造したアレルギー薬は危険または傷害の不当なリスクをもたらしたと認定する可能性がある。このような警告を行うのに必要なコストは示されていないが、パッケージのラベルや広告の文言が警告義務から免れるほどコスト高になるとは考えにくい。したがって、サリーは、Mfrが製造したアレルギー用医薬品が適切な警告を行わなかったことによる欠陥であることを証明することができるだろう。

義務

上記のように、Mfrはその製品に内在する損害について警告する義務を負っていたのです。

そのような警告を行わなかった時点で、その義務に違反したことになります。回復するためには、サリーはその義務を負うべき予見可能な原告であることを証明しなければなりません。

多数決テストの下では、原告は、被告の行為によって生じた「危険地帯」にいる場合、予見可能であるとされる。ここでは、Mfrが製造したアレルギー薬の処方箋を受け取った人は誰でも、薬を飲むことに伴うリスクによって生じる危険地帯の中にいたことになる。そのため、サリーは、多数派のアプローチによれば、危険地帯の中にいる予見可能な原告である。

少数派ですが、すべての原告は "予見可能 "であるとするAndrewsアプローチに従う司法機関もあります。そのため、このアプローチでもサリーは予見可能な原告となります。

因果関係

サリーは、アレルギー治療薬がMfrの管理を離れた時点で欠陥があり、Mfrが彼女に対して負うべき義務に違反したことを証明した後、その欠陥が彼女の負傷の実際の原因および近因であることを証明しなければなりません。

実際の原因-But for Test

サリーは、十分な警告をしなかったことによる欠陥が傷害を引き起こしたことを証明することに問題はないはずです。もし、失明という副作用の可能性について警告されていたならば、サリーは薬を飲むことはなかったと、事実は述べている。したがって、Mfrの警告不履行がなければ、サリーは薬を摂取することはなく、その後、視力を失うこともなかったでしょう。

近接原因 - 予見可能性テスト

Mfrがサリーの傷害の「but for」原因であるとしても、サリーは、その傷害が予見可能であったことも証明しなければならない。この場合、Mfr社は、自社のアレルギー治療薬の危険性を十分に承知していた。Mfr社は、警告をしなかったために、薬の使用者が知らず知らずのうちにその危険にさらされ、そのうちの何人かが失明するという事実を知っていたはずである。ここで、サリーは積極的に薬の処方求めていた。広告にもパッケージにも警告がなかったため、サリーはその危険性を知らずに薬を飲んでしまった。その結果、サリーは視力を失いました

。彼女の怪我は予見可能であったため、警告を怠ったというMfrの義務違反によって近因的に引き起こされたものである。

Mfrは、DocがSallyに薬の使用に伴うリスクを知らせなかったことが、Mfrの責任を免除するよう働く **supervening factor** であったと主張することができます。**Supervening Factor**とは、予見できない特別な要因のことである。世の中の通常の過失は予見可能であり、特別なものではないことはよく知られている。したがって、Docの警告しなかったことは、彼の行為が過失に相当し、**supervening factor**に相当するほど異常でもなければ、予測不可能でもないため、**supervening factor**ではない。そのため、Mfrの行為は、近因分析に耐えるものである。

損害賠償

最後に、Mfrの警告不履行がサリーに損害を与えたことを証明する必要がある。前述したように、サリーは失明したので、損害は容易に立証される。

Sally v. Mfr - 製造物責任 - 過失

厳格な製造物責任の代わりに、サリーは過失の理論に基づいて追求することもできます。しかし、義務違反に関するサリーの負担は異なります。過失を主張する場合、サリーはMfrがアレルギーの薬を製造する際に過失があったこと、あるいは警告を記載しなかったことを証明しなければなりません。つまり、サリーは、Mfr社が損害を防ぐために合理的な手段を講じることができたことを証明しなければならない。一旦示されると、上記のように因果関係や損害賠償の分析が進められることになる。この場合、事実関係は、過失責任論と厳格責任論が等しく支持される。厳格責任説は、追求しやすいので、サリーは、この説を採用する可能性が高い。

保証の不履行

エクスプレス・ワランティ

また、サリーは、Mfrが広告で主張した「アレルギー症状をコントロールする現代的で安全な手段」という明示的な保証に違反していると主張する可能性もあります。サリーは、リスクがあるということは、その薬が実際には「安全」ではないことを意味し、したがって、Mfrの表現は根拠がないと主張することができる。

不当表示

さらに、サリーは、Mfrが意図的な不実表示を行ったと主張することができる。サリーは、Mfrのリスクに関する不作為が、コミュニケーションの虚偽性を認識した上での安全性の不当表示に相当すると主張することになります。また、サリーは、このようなコミュニケーションは消費者が信頼することを意図して行われたものであると主張します。消費者であるサリーは、製品の安全性の表現を信頼し、怪我をした。そのため、彼女はこの請求にも応じることができます。

ディフェンス

寄与的過失と比較過失は、厳格責任と意図的な不当表示に対する防御にはならない

Mfrは、厳格責任および意図的な不実表示に関する請求に対する抗弁として、サリーの寄与的過失または比較過失を主張することはできません。

過失に利用できる寄与率と比較過失

過失の下では、寄与的過失や比較過失が抗弁として利用可能ですが、事実はサリーが服薬に過失があったことを示していないので、Mfrはこれらの主張をすることができないでしょう。

リスクの想定

危険負担は、被告が、原告が既知のリスクに直面して前進したことを示すことができる場合、厳格責任に対する抗弁となる。Mfrは、Sallyが積極的にアレルギーの薬の処方箋を探し、入手し、それによって新しい薬の服用に伴うリスクを引き受けたという危険負担を主張しようとする可能性がある。しかし、サリーの行為はMfrの広告に反応したものであり、上記のとおり、その広告にはリスクに関する警告が含まれていない。また、パッケージにも警告はなかった。危険負担の抗弁に重要なのは、原告側の「知識」の要素である。ここで、サリーは明らかに失明の危険性を知らなかったので、危険性を引き受けたとは言えない。

軽減する義務

原告には、損害を軽減する義務があります。言い換えれば、原告は損失を最小限に抑えるように行動しなければなりません。これを怠った場合、被告の賠償責任は制限されます。

軽減されなかったことによる傷害の悪化。ここで、**Mfr**は、サリーの失明に対する責任を、最小限のリスクとコストで実現できたはずの角膜移植手術をサリーが拒否したことを挙げて限定しようとする可能性がある。サリーは、手術に対する恐怖心から、手術に踏み切らないことを選択したのです。原告の軽減義務は、合理的な人の基準で判断されます。もし、サリーの手術を受けないという判断が合理的でなかったと裁判所が判断すれば、**Mfr**の損害賠償責任は大きく減殺されることになる。しかし、今回の軽減措置は大手術を伴うため、合理的な人であれば、そのリスクを負う手術を受けないという選択をする可能性がある。リスクは最小限と言われても、リスクが全くないわけではありません。実際、サリーは、**Mfr**の薬を服用することによって実現した「遠隔」リスクを、これ以上自分の健康や幸福に関わるリスクを引き受けないという決定の根拠として挙げることは十分可能である。サリーの意思決定の合理性についての裁判所の判断次第では、**Mfr**の損害賠償責任が軽減される場合もあれば、されない場合もある。

サリー対ドク - 過失

サリーは、ドクがサリーにアレルギーの薬の服用に伴う危険性を警告しなかったとして、ドクに対して過失相殺を主張することができます。

義務

ここで、**Doc**は、自分の置かれている専門家集団において、妥当な立場にある医師に自分の行動を合わせる義務があった。つまり、**Doc**が、その社会で通用する合理的な医師として行動しなかった場合、彼は注意義務に違反したとみなされることとなります。

義務違反 - 情報提供の不履行

医師は、医療行為に関して、患者のインフォームドコンセントを得る義務がある。インフォームド・コンセントの義務は、合理的な患者が医療に関する意思決定をする際に何を知りたいと思うかで判断される。この基準は、医師の視点ではなく、患者の視点から判断される。裁判所が、合理的な患者はバーでの関連情報を知りたいと思うだろうと判断すれば、平均的な医師が開示を行わないことは無関係である。

ここで、失明のリスクは、合理的な患者が薬を飲むかどうかを決める際に知りた

いと思う情報である。このことは、以下の事実によって裏付けられている。

サリーは、その危険性を知っていたら絶対に薬を飲まなかったと述べています。したがって、ドクの忠告不履行は義務違反である。

因果関係

ここでは、Docの警告の不履行がSallyの傷害の実際の原因であり、かつ近因であることを示しています。Mfrと同様に、Docは、Mfrが警告を行わなかったことを、近因的責任から解放されるような上位の原因として指摘することはできない。Docはリスクを認識していたので、彼自身の権利としてSallyに警告する義務があった。彼の不作為により、サリーは何も知らされずに薬を服用し、そのために傷害を負った。

損害賠償

上記のように、サリーの失明は回復に十分な損害に相当する。

ディフェンス

寄与的過失と比較過失

以上のように、サリーには服薬に際して自己の過失の兆候が見られないため、寄与過失や比較過失を理由とする抗弁は成り立たない。

リスクの想定

ドクの主張するサリーの危険負担は、Mfr.Co.の場合と同様の理由により、失当となる。

軽減する義務

ドクの損害賠償責任およびサリーの軽減措置の不履行に基づく請求に関する分析は、Mfr.Agilentに関する上記の議論と同じ方法で進められます。

2003年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題

および選択回答集

本書は、2003年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の承諾を得てここに転載したものであり、転載を禁じます。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	企業情報	1
2.	レメディー	10
3.	エビデンス	18
4.	不法行為	27
5.	プロフェッショナルの責任	42
6.	遺言書	50

質問4

Paulaは労働組合の会長、Stanは書記であり、Cityおよび市長との間で激しい労働争議に巻き込まれた。市との契約交渉の合間にコーヒーショップの角のブースで行われたPaulaとStanの会話を何者かが密かに録音した。その会話の中で、PaulaはStanにこうささやいた。"市長はペテン師で、私たちが金を出さないから新しい組合本部の建設を許可しないことに票を入れたのよ"。

録音された会話は、匿名でシティのラジオ局KXYZに送られた。KXYZは、その会話が密かに録音されていることを知りながら、テープを受け取った直後にその会話を放送した。

放送後、PaulaはStanとの会話を公開したことをプライバシーの侵害としてKXYZを訴えた。市長はPaulaとKXYZを名誉棄損で訴えた。

1. PaulaはKXYZに対する訴訟で成功しそうですか？議論してください。
2. MayorはPaulaとKXYZに対する訴訟で成功しそうですか？議論してください。

質問4への回答A

1. ポーラ v. KXYZ

PaulaはKXYZに対して、虚偽の光の公表、隠遁の侵害、私的事実の公開などいくつかの理論に基づいて、プライバシーの侵害を理由に訴訟を起こすことができます。本問は、これらの訴訟で彼女が成功する可能性がどの程度あるかを問うものであり、以下、それぞれを個別に扱う。

予備的に憲法修正第1条の懸念があることは適切である。最高裁は最近、放送局が違法性の当事者でなく、その情報が公共の関心事に関わる限り、録画の違法性を認識していても、違法に入手した情報の放送について責任を問われないと判示しました。この場合、KXYZは密録行為という違法性の当事者ではなく、情報が合法的に入手されたものではないことを認識していたとしても、発言の主題が市長とポーラが関与した非常に公然たる労働争議に関わるものであるため、KXYZは、これは公共の関心事であり、放送を行うにあたって憲法修正第1条の保護を受けると主張します。さて、それぞれの訴因について、特に注目します。

FALSE LIGHT (フォルスライト)

虚偽の光の公表に対する訴訟は、原告の信念、思考、行動を虚偽の光の下に置き、合理的な人にとって不快であるような情報が広く流布されたことをプレーンティフが示す場合に提起することができます。この場合、Paulaは、KXYZがStanとの私的な会話の録音を直ちに再生したことにより、市長が詐欺師であるという信念を彼女に植え付け、彼女を誤った光の下に置いたと主張することになります。

この場合、KXYZが電波で情報を放送したため、広範な普及という要素は満たされています。

情報の流布が、合理的な人にとって不快となるような形で、Paulaの信念、考え、または行動を誤った方向に置いたかどうかという問題があります。KXYZは、市長の腐敗はPaula自身が正したいと思っていることなので、市長がペテン師であるという彼らの主張が公表されることに合理的な人は反対しないと主張するでしょう。Paulaは、この声明を文脈から取り出して公表することは、彼女が市長に対して非常に広範な非難をしているように見えると主張するでしょう。さらに、Paulaは、そのような声明を発表することは、不法行為責任の可能性を危うくすると主張します。これは、市長が彼女を訴えたケースに当てはまります。裁判所は、双方の主張を聞いた上で、KXYZが流した声明は、Paulaの市長に対する意見を歪曲するものではなく、むしろ、彼女の発言の録音を流したため、それらを正確に表しており、合理的な人物にとって不愉快ではないと判断するのではないのでしょうか。

抗弁として、**KXYZ**はこの情報の公開が憲法修正第1条によって保護されていると主張するでしょう。修正第1条は、修正第14条のデュー・プロセス条項を通じて組み込まれ、州をも拘束するものです。したがって、国家は--国の行為者として--裁かれる根本的な行為が憲法修正第1条によって保護されている場合、一定の基準が満たされない限り、訴因を行使することはできません。虚偽の光のケースでは、**KXYZ**は、市長の汚職は公共の関心事であり、また労働組合と市の間の労働争議は非常に公にされているので、国民は市長と労働組合の両方の交流について知らされる権利があると主張するだろう。もし裁判所が、市長を汚職に巻き込み、労働組合と市長の交渉に関わる放送の主題が本当に公共の関心事に関わるものであると認めるなら、裁判所は**Paula**が回復するために**KXYZ**側の実際の悪意を示すことを要求するだろう。この場合、**Paula**は、彼らが情報を即座に放送したことを強調し、録音の正確さを確認せず、何らかの根拠があるかもしれないことを確認しないこのような非常に無謀な放送は、彼らの放送の結果に対する無謀な無視にあたりと主張するだろう。これは難しい問題ですが、裁判所はおそらく最終的に、情報の放送は虚偽の光の目的のために無謀とまでは言えないと判断することでしょう。

結論として、放送においてポーラの見解の重大な不当表示はなかったため、裁判所はおそらく、放送がポーラの見解を誤った方向に導いたとは認めず、ポーラはこの理論で回復することはないだろうと考えます。

隠遁生活

侵入の訴えは、原告がプライバシーの合理的な期待を持っていた空間に、被告が合理的な人間にとって好ましくない詮索や侵入の行為によって侵入したことを示すことができる場合に提起することができます。不法行為は原告のプライバシーを救済するものですから、侵入の結果得られた情報が真実であっても、被告を免責するものではありません。この場合、**Paula**は、**KXYZ**が**Stan**との私的な会話を取り上げることによって彼女に侵入し、**KXYZ**が放送した情報は**Paula**がプライバシーに対する合理的期待を有する場所から取り上げたことを証明しなければならない。**KXYZ**は**Paula**に侵入していないため、**Paula**は代理人論に基づいて**KXYZ**を追及する必要があります。**KXYZ**と侵入を関連付けることに成功しなければ、**Paula**は**KXYZ**にこの不法行為に対する責任を負わせることはできない。

Paulaにとっての第一の障害は、この場合、**KXYZ**が侵入の責任を負う当事者であると主張することです。不法行為は、**KXYZ**が明らかに行った情報の放送の結果として原告のプライバシー利益を保護するものではなく、むしろ、不法行為は原告のプライバシー利益に対する侵害を救済するものです。**Paula**は、**KXYZ**は、侵入に対して最も適切に責任を負う当事者である、情報の無名の記録者によって行われた密かな記録に対して代理責任を負うと主張するでしょう。ここで、ポーラは**KXYZ**と録音者の間に関連性を見いだす必要があります。おそらく録音者が**KXYZ**の従業員であったという証拠を示す必要があります。例えば、**KXYZ**が事前の合意により、ポーラの張り込みや尾行、会話の録音

をするためにその人物に報酬を支払っていたとすれば、ポーラは、代理責任が発生する雇用者と従業員の間があったと主張できるかもしれません。

が根拠となる。しかし、事実関係を見ると、レコーダーが独断で行動し、会話を匿名でKXYZに送信していることがわかる。もし、裁判所がKXYZと録音者の間に関係がないと考えるなら、KXYZは侵入の責任を負う当事者ではないので、侵入の責任を認めることはできない。

KXYZが代理責任を負うかどうかにかかわらず、不法行為の残りの要素について議論することは有用である。最初の侵入の要素は、ポーラにとって満たすことが難しいでしょう。侵入の法理では、合理的な人にとって不快な詮索や干渉の行為によって侵入が発生する。例えば、道の向こうから双眼鏡や高性能のカメラレンズを使って、私的な場所にいる人を盗み見たり写真を撮ったりすることは、十分な侵入行為と言えるでしょう。ここで、Paulaは、彼女の会話の「密かな」録音が侵入行為にあたると主張するでしょう。ポーラは、合理的な人であれば、他人が自分の会話を詮索することに異議を唱えるだろうと主張する。侵入の問題について、KXYZは、誰かが公共の場で話す場合には侵入はないことを強調するでしょう。KXYZは、人が公共の場で話すときに誰かが自分の話を聞いていると反対するのは合理的ではないと主張します。むしろKXYZは、公共の場で話すときはいつでも「招かれざる耳」のリスクを話者が負うと主張します。この問題は、侵入性については微妙なところですが、事実が密かに録音していることを示唆しているので、裁判所はおそらく、このような密かで侵入的な会話の録音は不法行為の第1の要素を満たすのに十分であると判断することでしょう。

ポーラが閉じこもりの場所でプライバシーに対する合理的な期待を抱いていたかどうかという問題については、困難が伴うだろう。侵入の不法行為は、プライバシーが侵害された場所において正当なプライバシーへの期待を持っている場合にのみ、原告のプライバシー利益を保護するものである。ここで、Paulaは契約交渉が行われていた場所の真向かいにあるコーヒーショップにいた。Paulaは、自分がコーヒーショップの「角のブース」にいたこと、Stanに「ささやき」ながら発言したことを強調しますが、これらはすべて、彼女が主観的に会話の主題を非公開にすることを意図し、合理的な人なら客観的にそのように行動するであろうことを示唆しています。KXYZは、侵入の要素と同様に、公共の場で行われた発言は、たとえ話し手が主観的に比較的秘秘にするつもりであっても、客観的に合理的に非公開とは言えないと主張するでしょう。KXYZは、発言者は公の場で発言する際に「信頼できない耳」を持つリスクを負うことを強調するでしょう。Paulaは、公共の場であるにもかかわらず、隅のブースで、小声で発言することによって、自分の発言を秘秘にするための合理的な予防措置を取ったと反論するでしょう。しかし、事実関係は、Paulaが自分の発言を静かに、Stanとの間で行うよう努力したことを示唆しているので、裁判所は、彼女が角のブースと自分の発言に対してプライバシーに対する合理的期待を抱いていたと認めることができるだろう。

パチンコ

開示訴訟は、原告がプライバシーに対する合理的な期待を持ち、合理的な人が異議を唱えるような情報が、被告によって広く流布されたことを示すことができる場合に提起す

ることができます。この不法行為によって保護される利益は、原告のプライバシーであり、情報の主題ではないので

が流布された場合、たとえ情報が真実であっても、原告のプライバシーに対する傷害は改善されないため、真実は不法行為に対する抗弁とはならない。ここでは、上述のように、Paulaにとっての第一の障害は、彼女が自分の発言の内容に対して合理的なプライバシーの期待を抱いていたことを示すことである。

KXYZは、Paulaが市長について行った発言を広く一般に広めたことは明らかである。電波に乗せて放送することで、その普及が合理的な人にとって不快であれば、この要素は満たされます。ここで、KXYZは、Paulaは市との労働紛争を彼女の組合に有利になるように解決しようとする公人であったと主張するでしょう。KXYZは、この労働争議はすでに大きく報道されており、公共の関心事であることを強調することでしょう。しかし、これらの主張は、合理的な人間にとって何が不快であるかよりも、その情報に対するポーラの主観的な感情を具体化したものである。とはいえ、ある大義を打ち出そうとする合理的な人物は、その大義を後押しする情報の開示に異議を唱えないだろうとKXYZは主張します。Paulaは、開示された情報は、そのような情報が広く流布された場合に発言者に発生する可能性のある不法行為責任のために、合理的な人にとって確かに不快なものであると反論するでしょう。特にここでは、Paulaは市長から名誉毀損で訴えられており、KXYZがその声明を開示しなければ、おそらく訴えられることはなかったであろうことを示すことができます。これもまた難しい問題ですが、裁判所は、この情報の開示は、発言者が負う潜在的な不法行為責任のために、合理的な人にとって不快であると合理的に判断することができ、したがって、Paulaは最初の要素を満たすこととなります。

第二の要素は、Paulaにとってより問題である。なぜなら、彼女は、その事実が彼女にとってプライベートなものであり、合理的な人がそれをプライベートなものと考えられることを示さなければならないからである。Paulaは労働組合のリーダーであり、広報活動や市との交渉を通じて、組合の立場を熱心に訴えている。今回の開示は、新組合本部の建設契約に関するもので、Paulaの地位の公共性に直接関係するものである。KXYZはこの点を強調し、声明の内容は、市との交渉や労働組合の会長としての行動というPaulaの公的行為に関係するものであり、私的なものではないと言うだろう。裁判所は、コーヒースのコーナーでの会話は私的なものであるにもかかわらず、ここでの発言の主題は、現在大きく公表されている市と労働組合に関わるものであるから、私的なものではなく、公的なものであると判断することができるだろう。この発言にポーラの私的情報が含まれていると裁判所が認めた場合のみ、開示請求訴訟が成立する。

2. 市長対ポーラ&KXYZ

公人である市長が名誉毀損の不法行為で回復するためには、彼のケースで追加の要素を証明する必要があります。市長とPaula、市長とKXYZの訴訟はそれぞれ性質が異なり、抗弁も異なるため、別々に扱うことにします。

名誉毀損に関するコモンローの要素には、以下のものがあります。(1)名誉毀損にあた

る発言、つまり合理的な人が人の名誉を傷つけると受け取る発言、(2)その発言が原告の「または原告に関する」ものであること、つまり合理的な人の名誉を傷つけると受け取る発言であること。

人であれば原告を指すと理解できること、③「公表」されたこと、これは第三者への伝達のみを必要とするが、より広範囲な普及を含む場合もある、④損害賠償、これは一定の状況下で推定される場合がある、です。

原告が公人である場合、(1)発言の虚偽性、(2)名誉毀損者の側にある程度の過失があることを示すことが必要です。

市長対ポーラ

市長対ポーラの場合、彼は彼女がコーヒーショップでスタンと交わした実際の会話に焦点を当ててでしょう。市長が「ペテン師」であるという主張は、特に組合に新しい本部を建設することを許可する条件として市長が買収を要求したという文脈では、明らかに名誉毀損にあたります。合理的な人であれば、このような事実を主張する発言は、言論対象の名誉を傷つけると考えられることは間違いないでしょう。また、発言の内容から市長に関するものであることは明らかであり、発言を聞いた合理的な者は、市長を具体的に "ペテン師"と呼んでいることから、市長を指していることが分かるはずである。第三に、PaulaがStanに発言したからこそ、この発言は公表された。その後、KXYZがその情報を放送したかどうかにかかわらず、PaulaがStanに声明を出したことは、市長とPaulの間で不法行為が成立するのに十分な公表といえます。市長の評判を傷つけた部分についてはPaulaは責任を負わないので、放送の結果、市長に生じた後発的な損害についてPaulaが責任を負うことができるかどうかの問題になるかもしれない。

これは口先だけの名誉毀損ですから、誹謗中傷とみなされます。特に、ポーラの発言は、市長の職業に関する発言であり、また市長の道徳的不道徳に関わる発言であるため、それ自体で誹謗中傷とみなされることとなります。中傷とされる発言が、憎むべき病気、女性の不貞、中傷された人の道徳的な悪さ、または中傷された人のビジネスや職業上の能力に関するものである場合、それ自体が誹謗中傷として存在するのです。名誉毀損は、損害が推定されるため、立証する必要はありませんが、原告はしばしば立証します。この場合、市長は不法行為による特別な経済的損害を証明する必要はありませんが、特にKXYZの放送が市長の損害を拡大させたという問題から、損害があまりにも推測的であると言われないようにするために、証明する必要があることはほぼ確実でしょう。これは、PaulaとKXYZが、Mayorへの未分割の損害全体について連帯責任を負うとされれば問題ないのですが、コーヒーショップでの中傷行為と電波での中傷行為の2つがあったと主張される可能性があるため、両者が連帯責任を負うかどうかは明らかではありません。ポーラが情報を流すという予見可能な危険を作り出し、ポーラの発言によって生じた危険の範囲内で放送されたことが証明された場合のみ、近因の制限原則によってポーラの責任が切り捨てられず、その後の損害に対して責任を負うことができるのである。

不法行為の基本的要素を立証した上で、Mayorは、虚偽性、そして、彼が公人であることから、Paula側の実際の悪意について主張しなければならないだろう。その判断には

、より多くの事実が必要であるが、ほぼ間違いなくそれはできないだろう。ニューヨークタイムズ対サリバン裁判では、公人が名誉毀損で損害賠償を請求する場合、次のことが要求されます。

名誉毀損と主張された情報の虚偽性を証明する。市長が実際にペテン師であるかどうかは不明ですが、仮に労働本部新設の許可に見返りを要求したのであれば、本件では損害賠償を請求することはできないでしょう。また、市長は、Paulaが悪意を持って発言したこと、つまり、情報の真実性そのものを無視した無謀な行動、あるいは、発言した結果について無謀な無視をしたことを証明しなければならないだろう。この場合、PaulaはStanとの間の情報を非公開にするよう努力していたことを示すことができるので、裁判所はおそらく彼女の発言に悪意があるとは認めないでしょう。しかし、市長は公人であるため、その発言が虚偽であった場合にのみ責任が発生する。憲法修正第1条は、公共の問題についての厳格な議論と意見交換を保護するものである。

市長対KXYZ

上述の通り、市長が回復するためには、KXYZと同様の立証が必要である。放送は市長に関係し、市長の名誉を傷つけたので、名誉毀損の基本的な要件を満たしたことになります。しかし、KXYZをさらに保護するために、憲法修正第1条の特別な懸念が生じます。

まず、憲法上のKXYZは、違法に入手した情報であっても、それが真実であれば、KXYZが違法性の当事者でなく、伝達された情報が公共の関心事である限り、放送することができる。ここで、この事実は、レコーダーが密室であったとはいえ、KXYZとは無関係であることを特に強調している。市長がKXYZと録音を結びつけなければ、情報公開の責任を問うことはできない。

第二に、情報の虚偽性を市長が【証明】できない可能性があり、それだけでKXYZの責任が免除されます。

第三に、市長は、KXYZが録音を受け取った後、すぐに情報を放送したため、KXYZ側の悪意を示すことができるかもしれない。これは、中傷的な内容を放送することの結果を無視した無謀な行為と解釈される可能性があり、市長は、発言の虚偽性だけでなく、他の要件も示すことができれば、このレベルの実際の悪意を示すことによって回復することができるかもしれません。KXYZはもちろん、最悪の場合、そのような行為は単なる過失であり、憲法修正第1条の保護がある以上、責任を問われるべきでないという反論することでしょう。

質問4への回答B

1. ポーラ v. KXYZ

プライバシーの侵害 - 一般的に

PaulaはStanとの会話を公開したKXYZをプライバシーの侵害で訴えています。この不法行為は4つの訴因から構成されています。それらは以下の通りである。(1) 横領, (2) 侵入, (3) 虚偽の光, (4) 私的事実の開示である。次に、この4つの訴因について説明する。

流用

横領の疎明を証明するために、原告は、被告が原告の商業的利益のために原告の名前または肖像を使用したことを示さなければなりません。人の名前や肖像は原告の管理下にある事柄であるため、横領はプライバシー侵害の不法行為とみなされます。他人がその名前や肖像を奪い、自分の利益のために使用する場合、原告の私生活への侵害が発生します。

ここで、Paulaは、KXYZによるテープの公開が彼女の名前または肖像の不正利用であると主張することができます。Paulaは労働組合の会長である。Stanは、同じ組合の書記である。これらは、どの地域社会でも注目される地位、あるいは潜在的にそうである。したがって、KXYZはこの二人の人物のスキャンダルを利用して、視聴率を上げることができるのです。この場合、ポーラは、KXYZがまさにそのような理由でテープを再生したと主張するだろう。この会話は密かに録音されていたため、より興味をそそるものとなり、KXYZの宣伝と局への注目を集めるのに役立ったのである。このため、ポーラは、局が自分の名前と評判を（もしStanがこの訴因を主張するならば、Stanの名前も）自らの商業的利益のために利用したと主張するだろう。

KXYZの意図は、この会話とその参加者を利用して視聴者を増やすことであったと思われるため、Paulaの横領の請求には一定のメリットがあります。

不正利用の抗弁-ニュースバリュー性

ニュースバリュー性とは、横領に対する抗弁の一つです。ニュースバリュー性とは、公共の関心事に関わる場合、人の名前や肖像が公共の消費に充当されることがあるというものです。

ここでは、組合が市長との険悪で非常に公然の労働争議に関与していたこと、また会話が市長についての議論を含んでいたことから、KXYZはそれらの理由でテープを再生する特権があると主張する可能性が高いです。

したがって、このテープは公共の利益に関わるものであったため、この状況におけるKXYZの抗弁は有効であると思われます。

横領の抗弁-言論の自由

ラジオ局はまた、公共の問題に関わる問題を放送するために憲法修正第1条の権利を有している。裁判所は、ラジオ局が密かに録音されたテープを再生しても、プライバシーに対する人の権利を侵害しないと判断している。この抗弁は、ニュース価値の抗弁に関連しており、しばしば密接に関連するが、アメリカの憲法法学における修正第一条の重要性から、念のためここで言及する必要がある。この抗弁は名誉毀損の文脈でも生じるが、ここでも同様に適用される可能性がある。

ここで、**KXYZ**は、単なる「ニュース価値」を超えて、裁判所は、ラジオ局が録音された会話を再生しても、放送の責任を負わないという判決を過去に下していることを主張するでしょう。これは名誉毀損の文脈で下されたものですが、**KXYZ**はここでも適用されるべきであると主張するかもしれません。

したがって、**KXYZ**は、関連分野の判例に基づき、純粋な言論の自由の抗弁をすることができるかもしれません。

イントルーシブ

侵入の一応の事実を証明するために、原告は、被告が、原告がプライバシーに対する合理的な期待を持っていた空間に侵入したことを示さなければならない。この不法行為には、一般的に、個人の家で写真を撮っているカメラマンや、覗き見をする人が含まれます。しかし、これは密かに録音された会話にも適用されることがあります。しかし、問題は、**KXYZ**が侵入を行ったのか、それとも匿名の人物が不法行為者であるかということです。

ここでは、**KXYZ**は、**Paula**がプライバシーを合理的に期待していた場所に実際に物理的に侵入したわけではありません。**KXYZ**はテープを録音した団体でも個人でもない。**KXYZ**は、匿名の個人によって録音されたテープを再生しただけです。確かに、匿名の人物は責任を負うかもしれません。しかし、匿名の人物であっても、会話はコーヒーショップの角のブースで行われたのだから、ポーラもスタンもプライバシーを合理的に期待できない公共の場であったと主張するだろう。ポーラは、自分の発言は「ささやき声」だったと答えるだろう。しかし、裁判所は、公共の場でのささやき声のコメントにはプライバシーの合理的期待が認められないと判断しています（ただし、これは憲法修正第4条の搜索と押収の文脈で行われています）。仮に、**KXYZ**が匿名者の侵入に対して「代理人」理論に基づく責任を負うことができたとしても、公共の場に関するこの議論は**KXYZ**に有利に働くだろう。

従って、**KXYZ**は**Paula**の侵入の主張に対して勝訴することになります。

侵入の抗弁-プライバシーが合理的に期待できない公共の場

上記のように、**KXYZ**は、仮に匿名者の行為について「代理店」理論に基づく責任を負うことができるとしても（それは不可能かもしれませんが）、そのような責任を負うことはできないと弁明します。

このような事実の下では)、公共のレストランでのPaulaのコメントは、たとえささやき声であったとしても、プライベートなものではないとした。同裁判所は、憲法修正第4条の文脈においてではあるが、公共の場での「ささやき」によるコメントにはプライバシーの合理的期待が与えられないと判示したのである。

フォルスライト

虚偽の光のケースを証明するために、原告は、被告が、彼女がとっていない行動、彼女が持っていない見解、あるいは彼女がしていないコメントを原告に帰属させたことを示す必要があります。虚偽の光は、必ずしも原告の評判を傷つけるものではありませんが、それは単に彼女の信念や行動を不当に描写するものを含むので、名誉毀損の水増し版です。

この場合、Paulaは誤ったイメージで描かれてはいません。彼女とStanの会話は正確に記録されています。市長に関する彼女の見解は彼女の見解であり、虚偽に描かれてはいません。

したがって、Paulaの虚偽の光の訴因は欠落して

いる。虚偽の光 - 憲法上の検討事項

また、虚偽の光は、名誉毀損と同じ憲法上の考慮の対象となる可能性が高いことにも留意が必要である。つまり、原告が公人であり、その問題が公共の関心事に関わるものであれば、虚偽性（そもそも虚偽の光の前提条件）と過失（原告が公人であれば実際の悪意も含む）を証明する必要があるということです。

ここで、Paulaは確かに公人である。彼女は労働組合の会長であり、市長との非常に公然たる論争に巻き込まれている。ポーラは、労働組合の会長という立場から万能の公人かもしれないが、少なくとも、組合と市長の間の論争から、限定的な目的の公人であるといえる。したがって、Paulaは、KXYZが情報の虚偽性を知っていたか、または無謀な無視をしたという明確で説得力のある証拠である実際の悪意を証明する必要があるかもしれない。しかし、ここでは、会話は真実の情報を記録しています。

したがって、ポーラは、議論されているような虚偽性、または過失を証明

することができない可能性が高いでしょう。虚偽の光に対する防御-真実

以上のように、市長に関するポーラの見解は正確に記録されている。ここに虚偽の光はない。

プライベートファクト

私的事実の暴露を証明するためには、原告は、被告が原告に関する私的な事実を暴露し、それが公然と暴露されることに合理的な人が異議を唱えるような事実であったことを証明しなければならない。

ここで、ポーラは、メジャー[sic]に関する彼女の見解は、世間に知られたいくない私的な見解であると主張するだろう。この主張は、ポーラとスタン（および組合）が市長と激しく公然と論争していたという事実によって、いくぶん弱められる。しかし、ポーラは、たとえ激しい論争であっても、合理的な人は相手に対する自分の私的な見解を世間一般に明らかにしたくないと答えるだろう。この点では、ポーラの言い分はもっともである。しかし、KXYZは、これはニュースになるような出来事であり、さらに、Paulaの市長に対する嫌悪感がよく知られていることだと主張するかもしれない。これは、KXYZがそれを証明できれば、妥当な主張となるでしょう。

したがって、ポーラは私的事実の法理に基づく訴因を有する可能性が

ある。私的事実-憲法上の検討事項

ここでも、上記の議論と同様に、憲法上の考慮が私的事実の訴因に適用される可能性が高いことに留意すべきである（少なくとも一部の論者や裁判所はそのように判断している）。しかし、今回のように、KXYZに実際の悪意を伴う過失がなく、録画された内容が表向き真実である場合、ポーラの訴因はこの点で不利となります。

防御 - 真実

注意すべきは、真実は私的事実の訴因の抗弁にはならないということである。実際、私的事実の訴因が非常にユニークなのは、私的事実が真実である可能性が非常に高いことです（実際、ほとんどの場合、真実であり、これが私的事実と虚偽の光を分けているのです）。

2. 市長対ポーラ

名誉毀損 - 一般的に

名誉毀損を疎明するためには、原告は、被告が、(1)原告の、(2)原告に関する誹謗中傷を行い、(3)公表し、(4)原告が名誉毀損を被ったことを立証しなければなりません。これらの問題については、次に述べる。また、公職者が問題となる場合は、公職者が証明しなければならない。

(6)虚偽性、(7)憲法上の基準による過失。

誹謗中傷の材料

名誉毀損物とは、外部に公表されることにより原告の名誉を毀損するものをいいます。

ここで、Paulaは、"市長はペテン師で、我々が金を出さないから新しい組合本部の建設を許可しないことに票を入れた"と発言したことが引用されています。確かに、このようなコメントは、特にラジオ局で発表された場合、市長の評判を傷つけるものである。

したがって、それ自体は、この用語が定義する限られた意味での「名誉毀損」であることは確かである。

原告について

誹謗中傷は、原告に関するものであるか、または原告の名前が明示されていない場合は、原告に関するものと合理的に解釈されるものでなければなりません。

ここでは、Paulaは直接 "市長 "を指しています。しかし、この地域には他にも市長のいる地域があるかもしれません。しかし、市長は、組合と自分との間に論争があるため、合理的な人はそのコメントが自分に関するものであると解釈することを示すことができる可能性が高いでしょう。

したがって、この要素を満た

している。公開

誹謗中傷の内容を第三者に公表していること。

ここで、Paulaは、労働組合の書記であるStanに自分のコメントを「公表」した。Paulaは、この会話は組合の2人の役員間の特権であり、したがって、通常の意味での「公表」ではないと主張するかもしれない。しかし、これは適切な弁護ではないだろう。ポールは、自分のコメントを理解できる第三者に公開したのですから、「公開」したことになります。また、ポーラは公共のレストランで自分のコメントを他の人に聞かれる危険もあったことに留意すべきである。

こうして、ポーラは彼女のコメント

を掲載した。第三者へ

コメントは自分だけでなく、第三者に公開する必要があります。

ここでは、議論されているように、PaulaはStanに公開した（そして、公共のレストランで他の人に公開する危険を冒した）。

したがって、この要素は満たされる。

評判へのダメージ

一般的な損害賠償は、文書による発言である名誉毀損に関わる場合、推定されます。しかし、口頭での発言である誹謗中傷の場合は推定されません。しかし、誹謗中傷そのも

のに対する損害賠償は、原告の職業上の名声に関わるコメントであれば、推定されます。

ここで、PaulaのStanに対するコメントは口頭によるものであった。しかし、それらはまた、市長の

プロフェッショナルの能力と誠実さ、これはおそらく、それ自体で中傷の例外に該当し、その場合、損害賠償が推定されるでしょう。

従って、ここでは、それ自体による誹謗中傷に基づく損害賠償が示さ

れる可能性が高いでしょう。虚偽性

市長は、ポーラに対する疎明の一環として、虚偽性を証明する必要があるのです。

ここで、市長は、実際にその発言が事実であれば、虚偽性を示すことに問題があるかもしれない（もちろん、これは言うまでもないことです）。しかし、後になって、これは冤罪であり、ポールは市長を困らせるために言ったのだと事実が証明されれば、この要素で勝てるでしょう。

したがって、この要素に関する市長の負担を満たすには、より多くの事実が必要と

なります。過失

市長は公務員（市の市長）であるため、本件は公共の関心事（公共性の高い労働争議）に関わるので、実際の悪意を示す必要があると思われる。現実の悪意とは、被告が発言の虚偽性を知っていたこと、または虚偽性を無謀に無視したことです。実際の悪意は、明確かつ説得力のある証拠によって示されなければならない。

ここでも、Paulaの発言が虚偽であることをMayorが証明できるかどうか、もしそうなら、彼女がStanに発言を伝えたとき、その事実を知っていたか、あるいはその事実を無頓着に無視した行動をとったかどうかにかかっています。

したがって、ここでもまた、より多くの

事実が必要とされる。まとめ

市長は、伝統的なコモンローの名誉毀損の要素を示すことに問題はないかもしれませんが、憲法上の要素を満たすかどうかを判断するためには、より多くの情報が必要です。もし、市長が虚偽を示し（おそらくは、そうではない！）、ポーラのために落ち度を示すことができれば（これも、おそらくはそうではないが、より多くの事実が必要）、彼には訴因があることとなります。そうでなければ、彼の訴えは弱いかもしれない。

市長対KXYZ

誹謗中傷の材料

上記のように、ここでの資料は、それが明らかにされたときに市長の評判を傷つけると
いう点で、名誉毀損になります。ポールについて適用されたのと同様の分析がここでも
適用される。

原告について

ここでも、上記のように、ここでの材料はおそらく市長に関係するものである。市長の名前は出てこないが、組合と対立していることから、ポーラのコメントは彼に関するものと考えるのが妥当であろう。

発行済み

ここで、最も確実なことは、コメントはKXYZによってその電波で公開されたこ

とである。第三者へ

ここでも、ポーラについて述べたのと同じ規則で、テープは電波で再生され、KXYZの聴衆に流されたのです。これは間違いなく適格です。

風評被害

ポーラの場合とは異なり、ここでは、そのテープが放送で再生されたときに、誹謗中傷か名誉毀損かが問題になっています。裁判所は、このようなテープが放送された場合（ラジオやテレビで計画された他のコメントとともに）、一般に名誉毀損にあたると判断しています。したがって、ここでは、他の要素が真実であると仮定して、損害賠償が推定されるでしょう。しかし、これは名誉毀損でもあるので、これが名誉毀損であることを証明することは本質的ではありません。

虚偽

ここでも、市長は疎明資料の一部として虚偽を証明しなければならない。ここでも、上記のポーラに関する議論と同じ問題が生じます。

フォルト

繰り返しになりますが、市長は公務員（市の市長）であるため、この問題は公共の関心事（公共性の高い労働争議）に関わるので、実際の悪意を示す必要があるでしょう。実際の悪意とは、被告が発言の虚偽性を知っていたこと、または虚偽性を無謀に無視したことです。実際の悪意は、明確かつ説得力のある証拠によって示されなければならない。

ここでは、ラジオ局に関しても、ポーラに適用されるのと同じ問題が生じます。市長は、KXYZが録音されたコメントについて、真実を知っていたか、無謀な無視をしたことを示さなければなりません。

したがって、Mayorが自分のケースを証明するためには、より多くの事実が必要である

o

弁護側 - 特権とニュース性

裁判所は、ラジオ局が公共の関心事に関して、その電波で密かに録音したテープを再生する特権を有すると判示している。これらの判例は、いくつかのコメントは一般的にニュース価値があり、公共の重要性を持っているという事実を前提にしている可能性が高いです。したがって、**KXYZ**はこの特権を主張して弁護することができます。

防御 - 真実

市長は公人であるため、議論されているように、虚偽を証明しなければならないことに注意する必要があります。この負担は、**KXYZ**が防御として真実を証明する負担を取り除くものです。

結論

市長の訴えに有利ないくつかの重要な事実がないため、また、上述の特権とニュース価値の防御により、**KXYZ**は、市長が一応の事実を満たさない可能性があるという理由以外では、この訴訟に勝つ可能性が高いです。

2004年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題

および選択解答集

本書は、2004年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する厳選された2つの解答を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	刑事法	1
2.	憲法	12
3.	遺言書/信託書	22
4.	エビデンス	33
5.	プロフェッショナルの責任	44
6.	タルト	51

質問6

ジャックは、世界最大のノーカットダイヤモンド「スター」を所有していた。しかし、カットの難易度が高いため、世界でも20人しかいないダイヤモンドカットの名人のうち、19人がこのカットを断念した。一歩間違えれば、スターは粉々になってしまう。

ダイヤモンドカットの名人であるチップは、このスターを研究し、10万ドルでカットし、成功した時点で支払うことをジャックと文書で合意した。チップは、スターをカットするためにジャックの敷地内に入ろうと道路を横断していたところ、ウィルバーの運転するノロノロ運転の車に倒された。ウィルバーは、赤信号で横断していたチップに気づかず、赤信号を無視して走行していた。チップは足に傷を負い、大量に出血した。普通の人ならすぐに治るのだが、チップは血友病（出血を抑えられない人）で、このケガがもとで亡くなってしまった。チップには、メリンダという未亡人がいた。

カットされていないスターをまだ持っているジャックは、弁護士を雇い、カットされた状態とカットされていない状態のダイヤモンドの価値の差200万ドルを過失としてウィルバーを訴えた。弁護士は、訴訟を起こすことなく、適用される時効を経過させた。

1. Melinda は Wilbur に対してどのような主張をし、どのような損害賠償を求めることができますか (可能であれば)。議論してください。
2. ジャックは弁護士に対してどのような請求をすることができるか、また、どのような損害を回復することができるか (もしあれば)。議論してください。

質問6に対する回答A

6)

メリンダはウィルバーに対してどんな要求ができますか？ もしあれば、どんな損害賠償を請求できますか？

地位 - Chipの未亡人であるMelindaは、生存訴訟の下で彼の代理人として、または彼の未亡人として不当な死亡のためにWilburを訴えるでしょう。

メリンダ・ヴィル・ウィルバー

過失 - 原告に損害を与えた現実的かつ近接的な原因である義務違反。

義務 - 車の運転手であるウィルバーは、危険地帯の中にいる人々（カルドーズ）または全世界（アンドリュース見解）に対して合理的な注意の義務を負っていた。チップはウィルバーの前を横切る者として、危険地帯の中にいたため、ウィルバーから義務を負わされた。

違反 - Wilburは赤信号を無視して運転し、Chipを見なかったためChipにぶつかった。赤信号を通過する際、Wilburはおそらく過失があった。赤信号を通過することが適用される法律の違反である場合、それ自体の過失が暗示されるかもしれません。なぜなら、チップはそのような法律が保護するために設計された種類の人であるためです。

因果関係 - 実際に - ウィルバーが信号を通過してチップにぶつかったがために、チップは死ななかつただろう。

因果関係 - 近因 - 赤信号を無視して運転することが誰かを傷つけることは、Wilburの側で予見可能であった。WilburがChipを見なかったという事実は、彼の責任を免除するものではありません。ウィルバーは、チップが実際に死亡したのは血友病の結果であり、他の人なら脚の傷から容易に回復できたのに、出血多量で死亡させたと主張するかもしれません。ウィルバーは、チップにこの症状があることは予見できず、したがってチップの死因はウィルバーによるものではないと主張する可能性があります。

しかし、血友病は既往症であり、過失事件のルールは、被告が被害者を見つけたときに取るものである。これは、特定の原告が特に傷害を受けやすかった「ソフト・スカル」のケースに類似しています。したがって、血友病の抗弁は通用しない。

損害賠償

逸失利益-過失訴訟では将来の収益が認められます。裁判所は、Chipがおそらく生きていたであろう時間を、何らかの方法で計算することになる。

アクチュアリー表チップ氏が血友病患者であることは、チップ氏の年齢と一般的な健康状態から血友病患者の予想寿命を割り出すことで、将来得られる利益の額を減らす可能性があることに関連しています。回復が1回しか認められないため、将来の収益額は現在価値に減額されます。しかし、チップは特に有利な職業に就いているため、減額は認められない。ここでも、ウィルバーは被害者を見つけ次第、それを受け入れるしかない。

． ．
． **特定の収益** - 契約に基づく10万ドルは、この時点では収益にならない。なぜなら、ジャックとチップの間の契約では、10万ドルは成功裏に完了したときのみ支払われることになっていたからである。なぜなら、ジャックとチップの間の契約では、10万ドルは完成時にのみ支払われることになっていたからです。チップは現在死亡しており、チップの業績はジャックの支払い義務の前提条件であったため、完成は実現しません。このお金はChipに支払われるはずでしたが、Melindaは彼の遺産の代理人として訴訟を提起することができます。彼女は、契約そのものを強制しようとしているわけではないので、第三受益者であることを示す必要はなく、Chipが損害を受けなければ、契約に基づいて回復したであろうことを示せばよいのである。しかし、第三受益者の主張に頼らざるを得ない場合、彼女はChipとJackの間の契約の意図された受益者ではなく、単なる付随的受益者であったため、おそらく失敗すると思われる。

． ．
問題は、もしチップさんがウィルバーさんの車に轢かれなかったら、無事にスターを切り終えたかどうかだ。もし、完成していたようであれば、この10万ドルは回収できる可能性がある。しかし、チップはその作業を完了しなかつたろうという非常に強い主張がある。世界中のダイヤモンドカットの名人20人のうち19人が、「スターを砕かずにカットすることはできない」と考え、この仕事を辞退したのです。つまり、その道の達人である男女の専門的な判断で、95%（19/20人）が不可能と断ってしまったということです。民事訴訟における立証責任は証拠の優位性（51%）であるから、ウィルバーがチップを倒さなければ10万ドルを回収できたことを示す立証責任はここでは果たせないことはほぼ確実であろう。

メリンダはおそらく10万ドルを回収することはないだろう。

． **交際費の損失**-Chipの妻として、Melindaは交際費の損失に対する損害賠償を得ることができます。

． **懲罰的損害賠償**は、赤信号を無視したウィルバーの行為が重大な過失でない限り、過失の場合には通常認められません。しかし、WilburがChipに衝突した時、ゆっくり動い

ていたので、ここでは重過失の証拠がない。

ジャックは弁護士に対してどのような請求が可能か、また、どのような損害賠償が可能か。

ジャック v. 弁護士

ジャックは弁護士を不当解雇で訴えるだろう。

義務 - 弁護士は、状況に応じて有能な方法で、かつ合理的な弁護士として行動する義務があった。ジャックと弁護士の間には依頼者・弁護士関係があり、ジャックに義務があった。

違反 - 弁護士は、時効が成立するまで訴訟を起こさなかったことで、この義務に違反した。これは有能な弁護士ならしないことであった。

因果関係-実際- 弁護士が訴訟を起こさなかったために、時効は成立せず、ジャックはチップに対してまだ訴因を持つことになったでしょう。

因果関係 - 近接的 - 訴訟を提起しないことにより、訴訟が法令により禁止されることが予見可能であったこと。

損害賠償 - ジャックは、弁護士が無能で訴訟を起こさなかった場合に回収できたであろうものと同じものを弁護士から回収すべきであると主張するであろう。なぜなら、弁護士が無能であったという事実だけで、ジャックに直ちに回復する権利が与えられるわけではないからである。弁護士は、依頼人の請求の正当性を保証するものではなく、弁護士が依頼人に関して何らかの注意義務に違反し、請求が成功する見込みが低かった場合、依頼人は弁護士から自動的に回復することができるのである。

仮想訴訟-ジャック対ウィルバー過失-上。

義務 - ジャックは、ウィルバーが自分に義務を負っていたことを証明するのは非常に難しいでしょう。Wilburは通りを運転中、赤信号を無視した。WilburがJackに義務を負っていると主張するのは難しい。彼はおそらく通りの向かいの家において、Wilburの行動によって物理的な被害を受けたわけではない。ジャックはおそらく、通りを車で走ることによって生じる危険の範囲からかなり外れていたのである。

ジャックはおそらくウィルバーから義務を負わされたことを示すことはできないだろう。もしそうであれば、彼は違反、因果関係、損害賠償を示そうとするだろう。

違反 - ジャックがウィルバーが負うべき義務を示すことができる場合、信号を通過することはおそらくこの義務に違反する。

因果関係 - ウィルバーが信号無視をしなければ、チップは怪我をすることはなかったでしょう。

因果関係-近接-信号を無視して運転し、誰かにぶつかることで、現場にいなかったジャックに損害が生じることはおそらく予見できなかった。さらに、これらは物理的損害□を伴わない経済的損害でしかなく、義務違反によって予期された種類の損害ではない。

損害賠償 - ジャックもメリンダと同様に、この仕事が完成していたことを証明する必要がありました。

問題は、チップはウィルバーの車にぶつからなければ、無事にスターを切り落とせたかどうかである。もし、完成していたようであれば、この10万ドルは回収できる可能性がある。しかし、チップはその作業を完了しなかつただろうという非常に強い主張がある。世界中のダイヤモンドカットの名人20人のうち19人が、「スターを砕かずにカットすることはできない」と考え、この仕事を辞退したのです。つまり、その道の達人である男女の専門的な判断で、95% (19/20人) が不可能と断ってしまったということです。民事訴訟における立証責任は証拠の優位性 (51%) であるから、ウィルバーがチップを倒さなければ10万ドルを回収できたことを示す立証責任はここでは果たせないことはほぼ確実であろう。

さらに、ジャックはウィルバーが当事者でなかった契約に基づく経済的損害のみを有している。

契約 - Wilbur は契約の当事者ではなく、Wilbur と Jack の契約関係を意図的に妨害したわけではないので、Wilbur がこの契約の妨害で訴えられることはないでしょう。

ジャックはローヤーから立ち直れないだろう。チップは実際にスターをきちんとカットしている可能性が極めて低かったからだ。

質問6の回答B

6)

1. メリンダ・ヴィル・ウィルバー

問題は、チップの未亡人であるメリンダが、ウィルバーに対してどのような主張をし、どのような損害賠償を請求できるのか、ということである。

生存率/不法死亡

被相続人の遺産執行人、または州の不法死亡法によって列挙された他の特定の個人（配偶者、子供）は、不法行為者の過失によって生じた損害について、不法行為者に対して不法死亡請求を通じて主張することができます。不法死亡訴訟では、遺言執行者またはその他の具体的に列挙された個人が、被相続人の遺産を代表して請求権を主張する目的で、被相続人の立場になる。被相続人が短期間でも生存していた場合は、生存権の主張も許される。どちらの訴訟でも、請求を主張する当事者は、被相続人の死につながったと主張する根本的な不法行為を証明することが要求される。従って、メリンダはウィルバーに対して不法死亡と生存権の主張をすることができる。なぜなら、チップは事故後、死ぬ前に出血するほど長く生存していたからである。

過失

Melindaは、赤信号を突っ切ったWilburの過失がChipの死を招いたと主張すべきです。過失の主張を成功させるには、原告は、(1) 被告が彼女に負うべき義務、(2) 被告によるその義務の違反、(3) 因果関係、および (4) 損害を証明しなければならない。以下に説明するように、原告は各要素を立証することができる。

個人は他人に対して、同様の状況下で合理的に判断できる人がするように行動する義務を負っています。合理的に慎重な人は、赤信号を避けて運転しません。したがって、WilburはChipに対して赤信号を通過しないようにする義務を負っていた。

違反は、被告が同様の状況下で、合理的な思慮分別を持って行動することを怠ったことを示すことで証明されます。ウィルバーは赤信号を無視して運転し、その義務に違反した。この行為もまた、それ自体が過失である可能性が高い。ある法令が、個人（Chipのような）を危害（赤信号で止まらなかったことによる傷害）から守るために、被告が行う行動（ここでは赤信号を突っ切ること）を禁止している場合に、それ自体による過失が生じます。このような事実がある場合、義務と違反が推定される。

因果関係は、(1) 事実的因果関係と (2) 近接的因果関係の2つに分けられる。事実上の因果関係は、通常「but-for-test」と呼ばれ、被告の過失がなければ原告は損害を受けなかったというものである。この場合、ウィルバーが赤信号で停止しなかったが

ために、信号待ちで横断していたチップ[]は被害を受けなかったであろう。

が負傷し、その後死亡している。

近親因果は、予見可能性の問題に関連している。問題は、原告が被った損害が予見可能であったか、あるいはむしろ、何らかの介在行為によって被告の責任が断ち切られたかどうかである。ウィルバーは、普通の人なら足の傷で死ぬことはないだろうから、チップの怪我は予見可能ではなかったと主張するのだろう。しかし、**Chip**は血友病であり、その結果死亡したのであって、傷が原因で死亡したわけではありません。しかし、赤信号を無視することは、他人を傷つけ、死亡させる可能性があるため、近接因果関係があることは明らかである。

また、ウィルバーは、チップに比較過失があり、事故を回避する最後の明確な機会があったため、抗弁が存在すると主張しようとする可能性があります。過失に対する抗弁には、原告が何らかの形で過失を共有した場合に損害賠償の権利を断つ寄与的過失、原告の過失行為に基づいて損害賠償を配分する比較過失¹（州によっては原告の過失が被告より大きい場合に回復を全面的に制限）、事故を回避する最後の機会があった場合に回復を否定する最終明確機会主義が含まれます。

寄与的過失はほとんどすべての州で廃止されており、ここでは登場しないはずです。しかし、比較過失についてはどうでしょうか。ウィルバーはゆっくり走る車に乗っていたので、チップはただ道を踏み外すだけで事故を避けられたかもしれません。この抗弁は、**Chip**が信号無視をしていたことを示す事実があるため、失敗する可能性が高いと思われます。たとえチップに事故を回避できなかった過失があったとしても、その過失が彼の回復を否定するのに十分であるかどうかは疑問である。

過失による損害賠償

過失の成功した原告は、補償的損害を回復することができます。補償的損害は、確実で、予見可能で、避けられないものでなければならない。これらの損害は経済的損害と非経済的損害に分けられ、医療費、逸失賃金、痛みと苦しみが含まれます。チップの遺産は、医療費、葬儀費用、逸失賃金、痛みと苦しみの損害賠償を受ける権利があります。これらの損害は、インフレを考慮した上で、現在の価値まで減額されなければなりません。

ここで、ウィルバーは、すべての損害が予見可能でなかったとしても、いくつかの損害は予見可能であったと主張しようとする。具体的には、普通の人なら脚に軽い傷を負って出血死することはないだろうから、チップの死は予見できなかったと主張することでしょう。この主張は、被告が原告を見つけたときに受け入れることを要求する卵の殻のドクトリンにより、失敗に終わるでしょう。この原告はウィルバーにとって不幸なことに血友病患者であり、死亡した。ウィルバーになるのは最悪だ

また、**Wilbur**は、彼の車の速度が遅く、**Chip**が事故を回避することができたため

、損害のすべてではないにしても、一部は避けられなかったと主張しようとする可能性があります。上記で説明したように、この要因は、損害賠償を制限することはあっても、完全に排除することはできません。

最後に、ウィルバーは、逸失賃金などの一部の損害賠償（たとえば10万ドルのチップは、スターをカットするために作っただろう）は定かではありません。19人のダイヤモンドカットの専門家がこの仕事を引き受けることを拒否したため、この請求に関しては、これが有効かもしれません。しかし、この場合も、回収額が制限されるだけで、完全に否定されることはないでしょう。

コンソーシアムの損失

また、配偶者が不法行為者によって損害を受けた場合、配偶者は慰謝料請求権を主張することができます。ここで、メリンダは、チップの死によって一定の利益を失ったという事実に基づいて、彼女自身の請求を主張することができます。彼女は交友関係を失い、家の周りの彼の援助を失い、彼が行っていた家事の世話をするために誰かを雇わなければならないかもしれない、そして彼女はセックスを失う可能性があります。

WilburがChipの死を引き起こしたのは彼の過失のためであるため、Melindaはこの請求に勝訴するはずである。彼女は、代用サービスのために支払った金額があればその金額に基づいて、また前述のテストに基づいて証明できるその他の損害についても、損害を回復することができます。

過失による精神的苦痛の侵害

家族は、被告の極端で非道な行為によって仲間の家族が傷つけられたとき、自分が危険な範囲にいたことを証明することによって、感情的苦痛の過失の侵害の請求を主張することができます。Melindaはこの請求を主張することができるが、Wilburの行動は極端で非道なものとは思えず、この請求で彼女が回復する可能性は低いと思われる。

ジャック v. 弁護士

次の問題は、JackがLawyerに対し、Wilburに対する過失の請求を適用される時効期間内に行わなかったことについて、どのような請求が可能か、また、どのような損害があればそれを回復できるかである。

不祥事

弁護士が依頼者に対する義務に違反し、その違反が依頼者に損害を与えた場合、弁護士は過誤で訴えられる可能性がある。弁護士に対する請求を成功させるためには、ジャックは、弁護士の行為がその地域で開業している他の弁護士のそれを下回っており、この義務違反がなければ彼に損害がなかったであろうことを示さなければならない。具体的には、ジャックは、弁護士が（1）自分に対する義務に違反したこと、（2）損害を引き起こしたことを証明しなければならない。

弁護士は、同様の状況下でクライアントを表現している間、合理的に慎重な弁護

士がするように行動する義務をクライアントに負っています。ここで、合理的な弁護士は、時効を吹聴しない。弁護士が、適用される時効期間内に、ジャックに代わってウィルバーに対して過失の請求を行わなかったことは、その義務違反である。因果関係を証明するために、ジャックは、原告の失敗がなければ、彼が次のような状況にあったことを示さなければならない。

は、ウィルバーに対する請求に成功した。

このため、ジャックのウィルバーに対する過失請求の可能性を簡単に分析する必要がある。過失の主張が成功するための要素は前述のとおりである。まず、ジャックはウィルバーが彼に義務を負っていたことを証明しなければならない。人は、同様の状況下で合理的な人がするように行動する義務を負っている。しかし、その義務は、**Pfalsgraf**によれば、予見可能なすべての原告にのみ及ぶ。この場合、ジャックはウィルバーが赤信号で停止しなかったことによる予見可能な被害者ではなかったため、ウィルバーはジャックに義務を負っていなかった。したがって、ジャックは、弁護士が適用される時効期間内に請求を行わなければ、彼の請求が成功したであろうことを示すことができません。仮に弁護士が請求書を提出していたとしても、それは少し軽薄に思えるが、それでもジャックは負ける。

したがって、ジャックは、その請求を提出しなかったことによる弁護士に対する請求に成功することはできない。この損害賠償には、補償的損害賠償が含まれ、また、他のダイヤモンドカット専門業者が「スター」カットを行おうとしないため、「スター」カットを行えないことによる損害賠償も含まれる可能性がある。

契約不履行

契約とは、二人の人間の間結ばれた法的に強制力のある合意である。この事実、ジャックがこの訴訟を起こすために弁護士を雇ったことを示しているに過ぎません。しかし、カリフォルニア州では、一般に、弁護士は、クライアントとの間で、クライアントの代理を務めることに関して、書面による契約を締結することが義務付けられている。このような契約書が存在すると仮定すれば、それは双務契約（双方の同意と双方の約束に基づく対価）として有効であると思われる。

違反は、履行条件が存在しないのに、履行を要求された側が履行を怠った場合に発生する。ここでは、弁護士は、請求する必要があるにもかかわらず、請求を行わなかった。したがって、違反が発生した。

契約違反が発生した場合、補償的損害賠償（違反がなければ非違反者が同じ立場になるために必要な賠償）、結果的損害賠償（違反の結果として予見可能なすべての損害）、あるいは清算的損害賠償など、いくつかの救済措置が成功者に用意されています。返還損害賠償は、被告が原告に利益を与え、それを原告が保持することが不当である場合に認められます。適切な状況においては、差止命令による救済、特定履行、取消しまたは改革もまた適切である場合があります。

ここで、もし弁護士が契約に違反したのであれば、彼女はジャックに補償的損害賠償、つまり、違反がなければ彼が同じ立場になるのに必要な損害賠償を支払う必要があります。上に説明したように、彼はまだ負けていたでしょうから、これはおそらく何

もないでしょう。また、同じ理由で、結果的損害賠償を回収することはできないでしょう。しかし、彼が弁護士のサービスのためにお金を支払った場合、彼女はこのアクションを開始するために使用されていないすべての金額を返すように要求される可能性があります。

ジャックは、地元の弁護士会に連絡して、ローヤーの行動を報告することも考えてみてはいかがでしょうか。

2006年2月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題

および選択解答集

このウェブパブリケーションは、2006年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録しています。

回答は高い評価を受け、試験に合格した応募者が書いたものです。読みやすくするため、若干の修正を加えた。著者の了解を得て、ここに掲載する。

質問番号	内容	ページ
1.	不法行為	1
2.	遺言と相続	13
3.	不動産	21
4.	民事訴訟法	28
5.	契約/救済/専門家としての責任	40
6.	刑事法・刑事訴訟法	48

質問1

オートス社では、2人乗りのオープンカー「ロードスター」を製造しています。ロードスターには、各座席にエアバッグが搭載されています。(1)助手席のエアバッグを手動でオフにするキースイッチ、(2)助手席の下にセンサーを設置し、子供の存在を感知してエアバッグをオフにする技術です。しかし、どちらの技術にも欠点があった。センサーは比較的新しく未試験の技術であり、セーフティスイッチは大人が乗っているときにエアバッグをオンにするのを忘れてしまう危険性があった。セーフティスイッチは1台あたり5ドル、センサーは900ドルの価格アップとなる。調査によると、ほとんどのライダーは大人であり、エアバッグがシートベルトを適切に装着している子供を傷つけることはほとんどないことがわかった。連邦政府も州政府も、安全装置やセンサーを要求していない。オートス社はどちらも搭載しないことにした。

オスカーはロードスターを買った。所有した最初の日、彼は10歳の娘、クロエを連れて地元のアイスクリームショップに行くことにしました。その帰り道、オスカーは誤って橋の橋台にロードスターをぶつけました。エアバッグは設計通りに膨らみ、クロエの頭部を直撃し、重傷を負わせた。クロエはきちんとシートベルトをしていました。エアバッグがぶつからなければ、クロエは怪我をすることはありませんでした。

クロエのために株式会社オートスに対してどのような不法行為理論を合理的に主張することができるか、株式会社オートスはどのような抗弁を合理的に行うことができるか、そしてどのような結果になる可能性があるか。議論してください。

質問1に対する回答A

4)

1)

クロエ v. オートス社[.]

製造物責任

消費者が製品によって損害を受けた場合、製造物責任の分野では、バッテリー、厳格製造物責任、過失、保証違反、虚偽表示という5つの理論に基づいて訴えることができる。本件の場合、厳格製造物責任、過失、保証違反の3つの訴因に該当すると思われる。

厳格な製造物責任

欠陥のある方法で製品を商流に乗せた製品の製造業者または販売業者は、その製品によって生じた損害について厳格な責任を負うことになります。この理論に基づいて回復するためには、適切な被告、すなわち、欠陥のある状態で工場を離れた製品の製造業者または販売業者、適切な原告、欠陥のある製品、因果関係、損害、抗弁の不在という要素を満たす必要があります。

適切な被告 - 製造業者または販売業者

厳格製造物責任に基づいて回復するためには、被告は、欠陥のある状態で工場を離れた製品の製造業者または販売業者でなければならない。ここで、被告は車の製造者であるAuto[s], Inc[]である。これは、この理論のもとで回収[y]するのに適切な被告です。さらに、製品が欠陥のある状態で製造者のプラントを離れたことが必要であり、これは欠陥のある状態（後述）の下で立証されることになります。ここでの製品である自動車は、その後変更されていない状態で被告の工場を出発し、欠陥があると認められる場合には、工場を出発した時点でその状態であったことになる。したがって、この要素は満たされている。

適切な原告 - ユーザーまたは消費者

伝統的に、損害を受けた人は、製品の購入者、または少なくとも購入者の関係者であることが要求されました。現代では、製品によって損害を受ける可能性のあるユーザー、消費者、または予見可能な傍観者が適切な原告となります。この場合、負傷したのは車の同乗者であり、購入者の娘であった。家族の一員として、また車に乗っていた者として、彼女はこの理論に基づく回復のための適切な原告である。

不具合状況

製品の欠陥は、製造上の欠陥、設計上の欠陥、または適切な警告の不履行によって発生する可能性があります。

製造上の不具合

製造上の欠陥は、いくつかの製品が他の製品と異なる状態で工場を出荷した場合に存在します。今回の事実からは、すべての車が同じ状態で工場を出たことがうかがえる。従って、製造上の欠陥はなかった。

設計上の不具合

設計上の欠陥は、すべての製品が同じ状態で工場から出荷され、製品の設計に欠陥がある場合に発生する可能性があります。設計上の欠陥には、消費者期待テストと合理的代替案テストの2つのテストがあります。

消費者期待感テスト

このテストは、製品が平均的な消費者が合理的に期待するよりも危険な状態で工場から出荷された場合に満たされます。ここで、消費者は、エアバッグのような自動車の安全機能は、自動車の安全性を高めるものであり、安全性を低下させるものではないことを合理的に期待することができます。本事例では、エアバッグがなければクロエが負傷することはなかったという事実が示されている。したがって、本製品はこのテストの下で欠陥があります。

実現可能な代替テスト

このテストでは、製品の設計を市場で入手可能な他の合理的な代替品と比較します。このテストでは、代替品の入手可能性とそのコストと、ユーザーへのリスクおよび救われる命の価値とのバランスが考慮されます。他の自動車メーカーがどうだったかを示す事実はないが、利用可能な代替品があったことは明らかである。その使用を義務付ける法令がなかったとしても、この事実は代替案において決定的なものではない。事実は、同社が2つの別々の安全対策を実施することを検討していたことを示している。また、どちらの安全対策にもリスクと欠点があったことも関係している。クロエは、被告が採用すべき最初の代替案は、エアバッグを手動で無効化するスイッチであったことをまず指摘する。この製品のコストは5ドルと非常に小さいが、被告は、調査によると、人がそれを元に戻すのに失敗し、大多数の乗客にとって車をより危険にさらす危険性があったと主張することになる。そもそもエアバッグが設計された理由は、大多数の乗員にとって車をより安全にするためであり（中略）、この装置がそれを防ぐことになるのです。この2つの主張を秤にかけると、おそらく裁判所は、この装置のコストはわずかであっても、その危険性が実用性を上回り、車をさらに危険なものにしている可能性があるかと判断することでしょう。

次に原告は、ユーザーの誤操作による危険性がないことから、第2の装置であるセンサースイッチを採用すべきだったと主張します。しかし、被告は次のように主張する。

この装置は新しく未検証のため、誤作動を起こし、製品をより危険なものにしてしまうと主張します。彼らは、このデバイスの900ドルというコストは、合理的というにはあまりにも高すぎると主張するでしょう。実用性、コスト、リスクを秤にかけると、この議論の結果は、このデバイスの信頼性に大きく依存することになる。もし、それが本当に新しく、信頼性のないものであれば、被告は間違いなくその主張で成功を収めるだろう。しかし、もしこの装置が信頼できるものであることが示されれば、被告の主張は弱められるでしょう。裁判所は、もし有用で信頼できるのであれば、その信頼性と救われる命を考慮して、900ドルがこの装置のために妥当であるかどうかを判断しなければならないだろう。

警告の不履行

被告が欠陥を知りながら、消費者に十分な警告を行わなかった場合、製品に欠陥があるとみなされます。適切な警告とは、消費者に危険性、その発生方法、そのような危険性を防ぐ方法、さらなる傷害を避けるための緩和策を伝えるものである。ここで、事実は、Dが子供に対するエアバッグの危険性を認識していたことを示す。この事実に関する警告があったかどうかについては、情報がない。もし、入手可能な事実から明らかかなように、エアバッグの子供に対する危険性についての警告がなかったとすれば、本件製品には欠陥があることになる。

因果関係

実際の因果関係

厳格責任では、Pへの傷害は、被告の製品によって実際に引き起こされたものでなければならない。このテストは、Dのコンダクトがなければ、Pは傷害を受けなかったであろうというものである。この場合、エアバッグがなければ、Pは傷害を受けなかったという事実が示されている。

近接因果関係

さらに、Pの傷害はDの製品によって引き起こされたものであることが必要である。ここで、Pは、傷害はエアバッグによって生じたものであり、Dはすべての傷害に対して厳格な責任を負うべきであると主張することになる。Dは、Oscarが車を衝突させたことは、責任を切断すべき上位の介在的原因であると主張する。エアバッグは交通事故の際に乗員を保護するために設置されるものであるため、本件は超過事由に該当せず、裁判所はここでPに同意することになる。

損害賠償

厳格責任については、Pが身体的損害を被ったことが必要である。ここでは、P

は頭部を殴打され、重傷を負った。これは、ここでは十分な損害である。

ディフェンス

寄与的・比較的過失

Pの回復力は、寄与的過失が認められた場合、減額または禁止されることがある。比較過失が多数説であるが、比較過失、寄与過失のいずれにおいても、Pは寄与過失がなければならない。オスカーが車を橋に突っ込ませたのは事実だが、彼はPではない。オスカーに過失があったとしても、彼の行為は、この抗弁を発動するためには、Pの行為ではないのである。Pはシートベルトを締めていたので、Pに全く過失がなかったことを示す事実は存在しない。

リスクの想定

危険負担は、Pが既知の危険にもかかわらず作業を進めた場合の抗弁である。しかし、Dは危険を警告しなかったので、Pは危険を知りながらそれを引き受けることはできなかった。

すべての要素が満たされているので、Pは厳格責任に基づいて回復することができます。

過失

DがPに対して注意義務を負っており、それに違反してPに損害を与えた場合に、過失の訴因が認められる。Pは、義務、違反、現実の因果関係、近接因果関係、損害、抗弁がないことを立証できれば、メーカーの過失による損害を回復することが可能である。

義務

他者への危害を回避するように行動する義務は、すべての人が負っている。ここで負うべき基準は、すべての見取れる人に対する危害を回避するために、合理的な慎重さをもって行動する義務である。Dは、自動車製造業者として（前掲）、消費者に対して、自動車を安全な方法で製造し、購入者や同乗者に対するあらゆる損害を回避する義務を負っていたのであるから、Dは、自動車製造業者として、消費者に対して、安全な方法で自動車を製造し、購入者や同乗者に対するあらゆる損害を回避する義務を負っていた。このような注意は、他の慎重な自動車メーカーが負うべきものである。

ブリーチ

Dが、その状況下で他の合理的な思慮分別者として行動しなかった場合に、負うべき義務に違反することになる。ここで、Pは、理性的な自動車製造者であれば、利用可能であったように、ライダーや乗客を保護するための安全装置を採用するであろうと主張するだろう。Dは、行為を義務付ける法令がなかったため、理性的に行動したと主張する。法令の存在が行為を義務付けることはあっても、法令の不存在は抗弁にはならない。Dは、依然として、合理的な慎重さを持った自動車生産者として行動しなければ

ならない。ここでは、他の自動車メーカーがどのようなことをしているかは示されていないが、他の安全対策については事実が存在する。合理的な自動車製造業者であれば、少なくとも危険について警告したであろうし、Dがそうしなかったことを示す事実があるので、少なくとも危険について警告しなかった時点で、Dは負うべき義務に違反したように思われる。

因果関係-実際と近似

実際の因果関係

現実の原因については、前述を参照。上述したように、Dは、D's [sic]傷害の実際の原因である。

近接原因

近因については、上述を参照。上述したように、Dは、D's [sic]傷害の近因である。

損害賠償

この訴因は、人身傷害に対する回復を認めるものであり、ここで発生したものである（前掲書）。

ディフェンス

ここでは厳格責任と同じ抗弁が可能であり、それを満たしていない（前掲書）。したがって、Pは回復することができる。

保証書

すべての製品には、2つの暗黙の保証が含まれています。商品性の暗黙の保証と適合性の暗黙の保証です。

商品性の暗黙の保証

製品は、一般的に安全であり、通常の目的に適合することを意味し、商品性がなければならない。ここでは、自動車は一般的な目的に対して一般的に安全であった。この車によって子供が怪我をする可能性はありますが、これは警告の不履行であり、保証によって一般的に定義されるものではありません。

質問1に対する回答B

1)

CHLOE V.オートス株式会社（以下「オートス」という。

クロエは、父親であるオスカーのロードスター（オートス社製）に同乗して旅行中に負傷しました。オスカーは、クロエが18歳未満であることから、クロエの代理人としてオートスに対して訴訟原因を提訴する予定です。以下では、考えられる訴因、オートスが提起しうる抗弁、および考えられる結果を検討・分析します。

1.自動車に対する厳格な製造物責任論に基づく訴えの原因

げんせいぶつせきにん

営利目的の販売者が、意図した消費者やユーザーに対して、欠陥のある不当に危険な製品を販売した場合、欠陥製品の結果として生じたいかなる損害に対しても厳格な責任を負うことになります。

商業用売主

厳格な責任を負うためには、被告は意図的に商流に製品を注入した商業販売者でなければなりません。

オートスは、ロードスターを製造しており、法人格を有しています。オートスはロードスターを製造し、商業の流れに乗せているので、オートスは商業販売者です。

欠陥製品

欠陥は、次のような方法で原告から示されることがある。1) 設計上の欠陥、2) 特定の製品のための製造上の欠陥、3) 警告の不履行または不十分な警告。

1) 設計上の不具合

原告は、被告の製品が製造された時点で実現可能な代替案があり、その場合、その代替案が製品をより安全にし、経済的に合理的であれば、被告の製品に設計上の欠陥があったことを示すことができます。

代替デザインあり

ロードスターが製造された当時、オートス社は、ロードスターのエアバッグを子供にとってより安全なものにするために、2つの代替設計の可能性を認識していたことが、事実として示されています。これには次のようなものがありました。(1)キーで操作する安全スイッチ、(2)子供の存在を感知するシート下のセンサー。どちらの製品も、子どもの安全を保証するものではありません。しかし、それらが役に立った可能性はある。原告は、安全スイッチは機能したであろうが、オートスは乗客がスイッチを切り忘れることを恐れて設置しなかったと主張するだろう。このように、セーフティスイッチは、使用者が正しく操作すれば、子供にとってより安全なエアバッグになったと思われる。センサーについては、その技術が比較的新しく、未検証であった。被告は、センサーは比較的新しい技術であり、テストされていないので、それが車の安全性を高めたという保証はないと主張する。しかし、原告は、テストされていないかもしれないし、(比較的)新しいものではあるが、実現可能な代替設計であり、ロードスターをより安全にすることができたと主張することでしょう。さらに、原告は、オートスは子供に対する危険性を「認識」しており、「既存の2つの技術のいずれかを取り付けることを検討」さえしていたと主張します。しかし、彼らはエアバッグの潜在的な危険性を知っていたので、この主張は無効であり、もし彼らが危険性を知っていてそれを改善しなかったのであれば、ロードスターを製造すべきではなかったのである。安全スイッチとセンサーは、ロードスターをより安全にするために当時利用可能な技術であったため、オートスは代替設計を利用することができたのです。

代替設計の経済的実現性

代替設計は、製造業者にとって合理的かつ経済的に実現可能なものでなければならない。

事実に基づくと、安全スイッチはロードスターの価格を5ドル上昇させるでしょう。センサーはロードスターの価格を1台あたり900ドル上昇させることになる。原告はまず、1台につき5ドルの追加料金で、安全スイッチは経済的に合理的であり、5ドルでは車の価格や市場性に違いはなく、車はすでにずっと高価なものである可能性が高いと主張します。原告はさらに、センサーは未検証ではあるが、1台あたり900ドルを追加して取り付けるだけの価値はあったと主張するだろう。被告は、未試験の製品に900ドルは高すぎるし、900ドルも追加すればロードスターの販売魅力と市場性が損なわれると主張します。これはある程度正しいかもしれませんが、原告は、安全は値段がつけられないものであり、900ドルの追加はロードスターのような車の全体的な価格と比較すると比較的小さく、子供や大人の命を救い、怪我を最小限に抑えることは1円でも価値があると主張します。5ドル追加で、安全スイッチは経済的に実現可能であり、900ドル追加で、ロードスターでの走行中の怪我や死亡を防ぐ可能性があるなら、センサーは価値があると、原告は正当な主張をしている。

2) 製造上の不具合

製造上の欠陥は、原告が購入した特定の製品に個別に欠陥がある場合に主張することができます。ここでは、オスカーの特定のロードスターに個別の欠陥があったという証拠はなく、したがって、クロエはこの理論を主張することはできません。

3) 不適切な警告または警告の不履行

また、被告が警告を行わなかった、あるいは不十分な警告を行った場合、原告は欠陥や製品が不当に危険であったことを示すことができます。

クロエは、オートスがエアバッグによる子供への危険性を購入者に警告しなかったと主張する。事実関係にあるように、「株式会社オートスは、エアバッグが子供にとって危険であることを認識していた」のであるから、自動車の購入者に対して何らかの警告を行うべきであった。オートス社は、「調査によれば、ほとんどのライダーは大人であり、エアバッグが適切にベルトを締めている子供を傷つけることはほとんどない...」ので、警告の必要はなかったと主張するだろう。クロエはこの主張に対し、子供は常に存在するものであり、子供がロードスターに同乗することはオートスにとって自明であるはずで、これは調査にもかかわらず、オートスが考慮すべき事実であると反論する予定です。このように、オートスは子供に対する危険性、潜在的な危険性を知りながら、警告をしなかったのですから、警告不履行の責任を問われることとなります。

結論クロエは、設計上の欠陥理論に基づき、より安全な代替設計が存在したことを示すことができる。さらに、クロエは、オートスがエアバッグの子供に対する危険性について不適切な警告を提供しなかったことを示すことができる。

予測可能なユーザー

申し立てられた欠陥によって損害を受けた消費者は、製造者が予見可能なものでなければなりません。

クロエは、ロードスターにきちんと座っていたのだから、運転者が時折同乗者を乗せることは予見可能であり、彼女は予見可能なユーザーであると主張する。オートスは、「調査によれば、ほとんどの同乗者は大人であり、エアバッグが適切にベルトを締めている子供を傷つけることはほとんどない...」として、10歳の子供であるクロエは予見可能なユーザーではなかったと主張する。しかし、オート社は、子供が同乗することがあることを認識していたのだから、クロエは予見可能なユーザーであるとして、この主張は失当であろう。

因果関係

原告は、被告が彼女の傷害の法的かつ近接的な原因であったことを証明しなければならない。

法的因果關係

法的因果関係では、原告は "被告の欠陥設計がなければ、損害を受けなかった "ことを証明しなければなりません。

そこで、ここでは、オートスがセンサーや安全スイッチを取り付けなかったり、ロードスターのユーザーに対してエアバッグと子供に関する警告を行わなかったりしなければ、クロエに怪我はなかったか？答えはノーです。なぜなら、事実が示すように、エアバッグは設計通りに膨らんでクロエに当たり、"重傷を負わせた "からです。"エアバッグが当たらないなら、彼女は傷つかなかった "ということになります。オートスは、クロエの損害の法的原因である。

近接原因

近因は、原告への損害が予見可能であったかどうか、また、何らかの介在力があったかどうかを検討します。

クロエは、エアバッグが[sic]デザイン通りに膨らんで、彼女にぶつかって負傷したのです。オートスは、これはオスカーが誤って橋に突っ込んだ結果引き起こされたものだと主張するでしょう。しかし、クロエは、ロードスターのドライバーによる事故は予見可能で頻繁に起こるものであり、エアバッグの全目的はそのような予見可能な事故による負傷を防止または最小化することであるとうまく主張することでしょう。さらに、クロエはシートベルトを適切に装着しており、エアバッグは設計通りに作動したため、オートス[]の欠陥はクロエの負傷の直接的かつ近因であった。

ダメージハーム

原告は損害を証明しなければならない。前述のとおり、欠陥の結果、クロエは頭部に重大な損傷を負いました。

自動車による防衛

リスクの想定

原告は、意識的かつ自発的にリスクを引き受け、危険を認識しながら、それでもなお前進する場合、傷害のリスクを引き受ける。これは、現代のほとんどの法域において、厳格責任に対する完全な抗弁の役割を果たす。

オートスは、クロエとオスカーが2人乗りのオープンカーを購入したことにより危険性を想定し、オープンカーであるがゆえに危険な乗り物であることを知っていたか、知るべきであったと主張する。しかし、クロエは、たとえその車がオープンカーであったとしても、より安全に設計されるべきであったし、できたはずであり、エアバッグの欠陥のリスクは一切想定していなかったと主張して、この主張を反駁する。オートス[]の抗弁は弱く、事実によればクロエは欠陥のあるエアバッグによる傷害のリスクを想定して

いなかったので、失敗する。

2) じどうしゃしんがいせいきゆう

Chloeは、Autosに対して過失の主張をすることもできます。過失は、次のことを示す必要があります。1) 義務、2) 義務違反、3) 実因、4) 近因、そして5) 損害の提示が必要です。

義務

人は、その状況下で合理的に判断して行動する注意義務を負っています。

自動車メーカーであるオートスは、ロードスターを設計・製造するにあたり、合理的に判断できる自動車メーカーとしての行為が問われることとなります。

予見可能な原告 - 同乗者であるクロエは、事故当時、オスカーと合法的に同乗していたため、カルドーズとアンドリュースの両方の見解により予見可能な原告であった。

義務違反

義務違反は、実際の違反であることを示すか、または*res ipsa loquitur*を介して推論することができる。

Chloeは、ロードスターを安全にすることを怠り、センサーやスイッチなどの安全装置を取り付けなかったことにより、Autosが彼女に対する注意義務に違反したと主張する。さらに、オートスは、上述のように代替手段を知っており、それらを設置することも可能であった。オートスは、そうすることはコストがかかり、それぞれに欠点があると主張するだろう。しかし、議論されているように、欠点やリスクは、害のリスクと比較して価値があり、したがって実行可能であった。自動車は、連邦政府も州政府も安全スイッチやセンサーを要求していないと主張するだろう。しかし、エアバッグの潜在的な危険性を知っていたのだから、この主張は無効であり、危険性を知っていてそれを改善しなかったのなら、ロードスターを製造すべきではなかった。その結果、ロードスターとそのエアバッグを子供にとって安全なものにしなかったことにより、オートスは、欠陥によって被害を受けたクロエに対する注意義務に違反した。

アクチュアル・コース/リーガル・コース

ルール：前掲書参照以上のように、オートスはクロエの実害の原因となっている。

近接原因

ルール：前述を参照。上記のとおり、オートスはクロエの損害の近因である。

ダメージ

上圖參照。

デフェンセス

リスクの想定

ルール：上上述したように、危険負担の抗弁は失敗します。

比較過失

比較過失は、原告の行為に過失があったことを証明することによって示されます。裁判管轄（純粋か部分的か）にもよりますが、一般的には原告の過失に比例して損害賠償額が減額されることとなります。

オートスは、ロードスターが橋の下敷きになったという事故を引き起こしたのはオスカーの過失であり、彼には寄与的過失があると主張することでしょう。これは有効な議論ですが、事故とエアバッグのリリースはオスカーによって引き起こされたため、クロエはオスカーの過失が彼女に帰属すべきではないと主張する可能性があります。これはほとんどの司法管轄区で言えることで、運転者の過失は同乗者の請求に帰属しません。しかし、司法権がオスカーの過失を帰属させる場合、彼の過失はその割合に応じて減少し、オートスに少なくとも部分的な防御を提供することになる。

結論クロエはオートスに対して有効な過失相殺の請求権を有する。ただし、裁判管轄によっては、オスカーの比較過失により、オートスの損害賠償額が減額される可能性がある。

3) 商品性の黙示保証

商品性の黙示保証では、販売された製品が一般的な使用において合理的に有用かつ安全であることを黙示的に保証しています。

クロエはこの理論に基づき、2人乗りのロードスターは少なくとも運転手と助手席を含むすべての乗員にとって安全であるべきだったと主張することになります。エアバッグが安全でなかったために彼女を負傷させたのだから、ロードスターは購入者が意図したとおりに通常の使用に適していなかったと主張することになるでしょう。オートスは、ロードスターに子供が定期的に同乗していないことを示す調査結果があるため、ロードスターは子供にとって安全な設計になっていないと主張しようとするかもしれません。しかし、上記の理由により、この主張は失敗するでしょう。クロエは、商品性の黙示保証の理論に基づいても、オートスに対して成功を収めるでしょう。



カリフォル
ニア州司法
試験

エッセイの質問と
回答例 2006年7

月

質問1

デルタガスでガソリンを支払った後、ポールは75セントのキャンディを2つ買うことにした。デルタガスの店員であるクラークは電話で話していたので、ポールは1.5ドルをカウンターに投げ入れ、キャンディーをポケットに入れ、外に向かった。店員はポールがキャンディーをポケットに入れるのを見たが、ポールがお金を捨てるのは見ていなかった。店員は「泥棒、戻ってこい!」と怒鳴った。ポールは、「僕は払ったよ。カウンターの上を見てください」と言いました。店員は答えた "免許証の番号だ、警察を呼ぶぞ"ポールは立ち止まった。警察と揉めたくなかったのだ。店員はポールに、店長のマークを待つために奥の部屋までついてくるように言い、ポールはそれに従った。店員は窓のない奥の部屋への唯一のドアを閉めたが、鍵はかけなかった。

店員がマークを呼び、約25分後に到着したところ、ポールが一酸化炭素中毒でバックルームで意識不明になっているのを発見した。マークは、バックルームに隣接するガレージで自家用トラックのエンジンをかけていた。用事で外出した際、ガレージを閉め、エンジンを切り忘れたため、走行中のトラックの排気ガスから毒性の高い一酸化炭素が滅多に使わないバックルームに漏れていたのです。マークは、物忘れの原因は短期記憶を損なうと言われていた薬のせいだと考えていた。

ポールは一命を取り留めたが、一酸化炭素中毒による頭痛に悩まされ続けている。奥の部屋にいたとき、エンジンのかかる音がして気分が悪くなり、そのまま気を失ったという。

州法は次のように規定している。「自動車を運転または管理している者は、エンジンを停止し、イグニッションをロックし、イグニッションからキーを抜き、ブレーキをかけ、勾配がある場合は前輪を縁石または高速道路の側に向けなければ、自動車を放置してはならない"。

1. ポールは、(a)クラークに対して不法行為による監禁を、(b)マークに対して過失を請求できるか。議論してください。
2. デルタガスは、(a)クラークと(b)マークの行為に対して責任を負うか。議論してください。

質問1に対する回答A

1)

1.

ポールv.クラーク

パウロの偽りの投獄

虚偽の監禁は意図的な不法行為である。不法占拠の要件は、不法行為者が被害者を制限された区域に閉じ込めることを意図し、被害者が制限された区域から出る合理的な手段を持たないことである。不法占拠の程度は通常重要ではなく、ほんの数秒でも不法占拠になり得ます。裁判所は、被害者が監禁の結果として損害を被った場合、不法行為者に関する意図の要件を見送ることが多い。

ここでは、店員は店長のマーク[]が用事から戻ってくるまでポールを制限された場所に閉じ込めるつもりであったという事実が示されている。店員はポールを閉じ込めるという必要な意図を持っていた。店員は、ドアに鍵をかけていなかったため、その場所は拘束されていなかったと主張するでしょう。店員はポールがその場所から離れる合理的な手段を持っていたと主張する[]したがって、不法監禁の罪は成立しない。

ポールは、店員には必要な意図があり、ドアに鍵がかかっていたかどうかは関係ないと答えるだろう。ポールは、店員に警察を呼ぶと脅されたので、その場を離れる合理的な手段を持っていなかったのです。ポールは、たとえドアに鍵がかかっていなかったとしても、不法監禁の目的上、監禁されていたと主張します。さらに、ポールは、たとえポールに監禁する必要な意図がなかったとしても、彼が被った被害は意図の代わりとして裁判所に解釈されると主張するでしょう。

Paulは、後述するあらゆる抗弁を禁止して、**Cler**に対する不法監禁の主張を成功させるべきである。

店主特権の店員の弁明

偽の監禁の不法行為に対する防御は、店主または彼の従業員は、彼らが合理的に盗みのその人の疑いがある場合は、個人を拘留するために許可されていることです。そして、窃盗の正当性を確認するために、合理的な期間、その個人を拘束することが許可されています。裁判所は、しばしば合理的な通常30分を超えることができないことを開催している、時[s]は15分は状況に応じて、合理的ではなかった開催しています。

店員は、ポールがキャンディーの代金を支払うのを実際に見ていないため、その確信には合理性があり、したがって、彼は権利を主張することができると主張する。また、店員は

Paulをバックルームに連れて行ったことは合理的な行動であり、25分間放置したことは不合理ではなかったとする。店員は、店長が戻ってくるのを待たなければならなかったので、25分の滞在は合理的であったと主張する。

ポールは、店員がそもそも注意を払っていなかったので、店員の思い込みは不合理であり、店員がすべきことは、1.5ドルがそこにあるかどうかを確認するためにカウンターを見ることだけであったと答えるでしょう。何もなければ、店員は単にレジを確認すればよかったです。ポールは、25分間の拘留は、彼が入れられた部屋のタイプからして不合理であると主張します。ポールは、たとえ1分間であっても、一酸化炭素が充満している[部屋]に彼を入れることは不合理であると主張するでしょう。

ポールは、合理的な疑いではなく、時間的制約も不合理であったため、クラークのSPの抗弁に成功するはずである。

事務員によるPaulの不法逮捕

意図と不合理な信念を実証する目的で、店員のポールに対する逮捕を分析することができる。市民が他の市民を逮捕する場合、軽犯罪（これらの事実は、キャンディーがわずか\$1.50であったことからわかる）の目的で、店員が個人が行為を行ったと信じるに足る、その行為が彼の前で行われ、それが平和の侵害でなければならぬとされてきました。

店員は、それが自分の目の前で行われ、技術的にはそうだが、店員が実際にそれを見たことはないと主張するかもしれない。店員は、実際に見たかどうかに関係なく、彼の信念は合理的であると主張するかもしれない。店員は、窃盗は平和の侵害に相当し、不法にポールを逮捕したわけではないと主張することができる。

Paulは、たとえClerが合理的な信念を持っていたとしても、これは平和の侵害には当たらないと主張するでしょう。ポールはガソリンスタンドで1.5ドル分のキャンディーを取り、お金をカウンターに投げ捨てました。これは、ある州の法律がいかに厳しくとも、単に平和の侵害にはなり得ない。

従って、店員はポールを不法に逮捕した。結論

したがって、店員はポールを監禁する意図があり、実際にポールを監禁した（そして、怪我をさせた）ので、その店員は、時間的制約があったのと同様に、信念が不合理であったため、店員の特権の要素を満たさない。最後に、店員がポールを不法に逮捕したことは、不法監禁の意図にもつながる。したがって、ポールは、クラークに対する不法監禁の請求に再び成功するはずである。

ポール対マーク

過失

過失は、以下の要素を必要とする不法行為である。義務、義務違反、予見可能性（実際・推定因果関係）、損害賠償の4つの要素を必要とする不法行為です。

過失の有無

発生したある種の行為を禁止する[n]条例がある場合、それ自体で過失が発生します。それが話す発生の種類をカバーするために意図されている場合、人は過失のすべての要素を実証することなく、その有罪になる可能性があります。

ここで、法令では、車を縁石・高速道路に止め、車輪を回転させることを指しています。これは、パーキングブレーキが効かない場合に、車が滑るのを防ぐためのものであることを示している。したがって、この法令は、一酸化炭素中毒から人々を守るためのものではないのである。

したがって、過失そのものは通用しない。

義務

義務とは、不法行為者が被害者に対して何らかの義務を負っていることが必要です。一般的には、私たちは皆、過失を犯さない義務を負っています。これは基本的に、他人を不必要に傷つけることのないような合理的な方法で行動することを要求しているのです。過失を立証するためには、ポールはマークが自分に義務を負っていたことを示す必要があります。

マークは、自分が世界のすべての人に対して一般的な義務を負っているわけではない、と主張するでしょう。彼にそのような高い義務を負わせることは不適切である。さらに、マークは、飲んでいた薬のせいで物忘れがひどくなったので、その義務を免れたと主張するでしょう。

ポールは、マークが全世界に対して義務を負えとは誰も言っていない、自分の店に入る人たちに対してだけだ[]と主張する。ポールは、店主は、ただ道を歩いている普通の人たちよりもはるかに高い程度で拘束されると述べている。またポールは、マークが薬を飲んでいる間、物忘れをする傾向があるからといって、それが免罪符になるわけではないと主張する。したがって、マークはその知識に従って行動しなければならない。

義務を適切に検討するためには、不法侵入者、ライセンス保持者、招待者に対して負う義務を見ることが必要です。

不法侵入者

未発見の不法侵入者は、コモンローの下では何の義務も負わない。予期される不法侵入者に対しては、活動中の作業や不当に危険な人工的状況について警告する必要がある。

マークは、マークが万引きの疑いで拘束されていたため、ポールは不法侵入者であると主張しようとする。マークは、ポールは一般に公開されていない場所にいたため、彼の義務は不法侵入者にのみ課されるものだと主張するでしょう。マークはポールの存在に気づいていなかったと主張する。

ポールは、彼を未発見の、あるいは予期せぬ不法侵入者として拘束するのは筋が通らないと答えるでしょう。彼は発見され、その部屋はめったに使われなかったという事実がありますが、おそらく予期されていたのでしょ。ポールは、最悪の場合、予期された／発見された不法侵入者に認められる義務を負っていたと主張することでしょう。したがって、マークは、一酸化炭素に関する警告を受ける権利があったと主張するでしょう。

ライセンシー

ライセンシーとは、社交上の客人として他人の土地に招かれた者である。彼らは、活発な活動、隠れているが発見された危険、人工的および自然な条件に関わる不合理に危険な状態に関して警告を受ける義務がある。

ポールは、ガソリンスタンドであれ、奥の部屋であれ、社交的な客として招かれたわけではないので、ライセンシーの基準は適用されず、ここで議論する必要はないだろう。

招待者

被招待者とは、所有者の利益のために他人の土地に招待された人のことです。招待者のルールは、所有者はライセンス保持者と同じ義務を負い、さらに所有者は敷地内に存在する不合理な危険状態について合理的な検査を行う必要があるというものです。

マークは、ポールが盗みを働いたとされているので、ポールは招待者ではないと主張します。マークはポールが最初は招待者だったかもしれないが、盗むことによって招待の範囲を超え、不法侵入者になったと主張するでしょう。マークは、そのためポールは被招待者の保護を受ける資格がないと主張します。

ポールは、ガソリンを買うためにスタンドに行ったので、招待者であったと主張するだろう。彼はデルタ航空の利益のためにそこにいたのです。ポールは、彼が盗んだと言われても、実際には盗んでいないため、彼の地位は変わらない、クラークが彼を偽って監禁したのであり、偽の監禁は彼に負う義務の範囲を変えることはできないと主張する。

そして、ポールは、招待者は所有者に危険な状況がないか検査させる権利があるため、裏側を検査する義務があったことを意味すると主張します。

の部屋で、そこに彼を突き刺す前に。一酸化炭素が不当に危険な状態であることをポールは主張するだろう。

義務はあったのでしょうか？

ポールに対して負っていた義務は、おそらく招待者のものであった。彼はデルタ航空の利益のためにそこにいたのです。店員が盗んだと思っても、その事実は変わりませんし、店員の抗弁は効きません。さらに、マークは薬で物忘れがひどくなることを知っていたので、薬で物忘れがひどくなったことをポールに不利に解釈することはできません[;]したがって、彼は薬を使っているときは特に慎重に行動する義務があったのです。

義務違反

これは、不法行為者がこのケースの被害者に対して負っていた義務に違反したかどうかを検証するものです。

マークは、そもそも義務を負っていなかったもので、義務違反はなかったと主張するでしょう。マークは義務に関して上記と同じ主張をします。マークは、自分に義務がなければ、義務違反の罪を犯すことはできないと主張する。

ポールは、上記と同じ理由で義務が[存在]することを主張する。ポールは、マークは店長であるため義務を負っており、さらにマークは薬によって彼が物忘れをすることを知っていたため義務を負っていると主張する。

従って、マーク側の義務違反があった。予見可能性

予見可能性/因果関係に関して、2つの問い合わせがあります。1) 実際の原因 (**but-for**)、2) 法律上の原因 (**proximate cause**) です。原因(**but-for**)はかなり広範であり、通常、容易に満たすことができます。近因は、被害者が予見可能であることが必要であり、少し難しい。最も著名なテストは「危険水域」(またはカルドーズテスト)であり、あまり使われていないのはアンドリューステストである。

but-forとは、「被告の行為がなければ、その損害は発生しなかったか」という問いかけです。この場合、**but-for**を満たすのは簡単である。排気管をつけたままにしたマークの行為がなければ、ポールは怪我をしなかったでしょう。このテストは非常に広範であり、ほとんどあらゆるものが**but-for**の原因として認定される可能性があります。おそらくそれが、裁判所が法的原因も制定した理由でしょう。

カルドーズテストは、個人が危険地帯にいた場合にのみ、近因を満たすと考えます。したがって、傷害に至る一連の事象が

被告にとって合理的に予見可能であること。何らかの上乗せ（＝途中から来る極めて不自然な結果）原因がないことを要求しているのです。

アンドリュース（テスト）は、非常に広範なものです。これは単に、過失行為が行われるとすぐに、危険地帯が基本的にすべての人に拡大する、と言っているに過ぎません。

マークは、カルドーズテストを用いて、マークがトラックに排気装置をつけたままにしていたため、ポールは危険地帯（ZOD）内にいなかったと主張します。マークは、排気装置をつけたままにしておけば、店員がポールをめったに使われない裏部屋に連れて行き、カーボンモノがその部屋に漏れることは予見できなかったと主張するつもりです。マークはさらに、もし店員がポールをその部屋に連れて行かなければ、怪我はなかったのだから、店員の行為は上乗せ原因であると主張します。

ポールは、バックルームがガレージの隣にあったため、ZODにいたと答えるでしょう。ポールは、自分が予見可能な原告であったため、排気の放置は法的原因であると言うでしょう。ポールは、誰もが一酸化炭素を出すことを知っている排気が、隣の部屋に染み込むことは予見可能であると主張するでしょう。さらにポールは、クラークが彼を不当に拘束したとはいえ、これは上乗せ原因にはならないと主張します。一般に、天災や3rd 当事者による犯罪でない限り[]、別の3rd 当事者による多くの行為は上乗せ原因にはなりません。

アンドリュース・テストでは、マークは何の反論もできませんでした。なぜなら、それは本質的に別の「but-for」テストだからです。

ポールはZODにいたことは明らかなので、予見可能性／原因[*action*]の立証に成功するはずです。ポールはガレージに隣接した部屋に置かれ、[]ほとんどの人はそれが危険な活動であることを知るはずです。さらに、たとえ意図的な不法行為であっても、店員の行為はおそらく上乗せ原因として解釈されることはないでしょう。

損害賠償

ここでの損害賠償は、ポールの医療費と発生したいかなる苦しみにも相当する。

ディフェンス

Paulは、自分には寄与的過失がなかった、あるいはリスクを引き受けなかったと主張しようとしています。

寄与的過失は、被害者が過失に寄与する何かを行い、それによって損害賠償の権利を奪うことを要求する（*C/N*法域において）。

マークは、ポールがCOであることに気づくべきであり、合理的な人ならドアから走り出すか、少なくともドアを叩いたはずだから、*C/N*であると主張するでしょう。

ポールは、COは匂いを嗅ぐことはできないし、単に人を気絶させるだけだと答えるでしょう。ポールは、COがあることを知る方法はなかったと答えるでしょう[]。

危険負担は、被害者が自分に何が起こったとしても、その危険を自発的に引き受けることを要求します。

事実は、Paulが自発的にリスクを引き受けたことを示すものではない。ドアに鍵がかかっていなかったのも、ガレージからCOが漏れるというリスクを自発的に引き受けることはできなかったはず。従って、AORはマークが主張するには不適切な弁護である。

さらに、比較過失は、マークの責任の一部を軽減することにしかない。ある種のJDXでは、50%以上の過失がある者は回復することができない。純粋なJDXでは、Pは、100%の過失がない限り、常に何かを回復することができる。事実はポールの側に過失があるようには見えない[]ので、マークはポールに関連する過失の100%を負うことになる。

2. Vicarious Liability/Respondeat Superior

Vicarious Liability/Respondeat Superior (

上級者向け賠償責任)。

一般に、雇用主は従業員の行為について、それが雇用の範囲内であることを条件に有罪となります。

この事件では、店員は職務の範囲内で行動していた。彼は強盗に襲われないように店を守ろうとしたのです。店側は、Paulを不当に拘束することによって、Clerがその範囲外で行動していたと主張しようとするかもしれません。さらに、店側は、店員が電話で話していたことも、雇用の範囲外の行為であると主張するでしょう。

店側の主張はおそらく通用しないでしょう。なぜなら、店員は間違いなく、盗みを働いていると信じる者を拘留する特権を雇用主から与えられているのですから。店員は雇用の範囲内で行動していたと思われますし、確かに彼の仕事には店から盗みを働いていると思われる人を拘束することが含まれています。したがって、店側は店員の不法行為を免れることはできない。

一方、マークは私用で走っている間、トラックのエンジンをかけっぱなしにしていました。店側は、彼は回り道をしていたので、雇用の範囲外で行動していたと主張しようとするでしょう。一般的なルールでは、従業員が職務を迂回した場合、雇用主は責任を問われないことがあります。

店側は、マークは個人的な用事で出て行ったのだから、彼の行動は店側に起因するものではないと主張するでしょう。この主張は、マークが職場にトラックを残したという理由で、おそらくうまくいかないでしょう。マークは個人的な用事でトラックに乗って誰かを轢いたわけではありません。それは、人々が

一般的に自動車通勤しており、その自動車が問題を起こし、お客様に怪我をさせたしまった場合、それは職務の範囲内となります。

したがって、同店は、代理責任／優越的地位の理論に基づき、裁判を行うことになりません。

不法侵入者/ライセンス保持者/被招聘者

上記のすべてのルールと議論は、雇用主にも適用されます。

Paulは招待客であったため、Store（またはその従業員）には施設を点検する義務があり、それを怠ったことにより、Storeは使用者の行為に対して責任を負うこととなります。

ディフェンス

上記と同様の防御方法が適用されます。

質問1に対する回答B

1)

1. ポールはクラークに対して不法行為による監禁の請求を続けることができるか？

虚偽の監禁などの故意の不法行為の主張で勝訴するためには、原告は、必要な意図を持って行われた被告の行為、因果関係、損害を示す必要があります。虚偽の監禁の場合、具体的には次のようなことが要求される。(1) 原告を拘束するような被告の作為・不作為があること。これは、物理的な行為や差し迫った脅迫によって行われることがあります。合理的な脱出の手段がないこと。

(2) 被告は、特定の監禁の意図をもって行動したか、または一般的な意図をもって行動したこと、つまり、禁止された方法で行動していることを実質的に確信して行動したことが必要である。(3) 原告に損害を与えたのは、被告の行為であること。その行為が少なくとも実質的な要因であったことが必要である。(4) 損害賠償原告は何らかの損害を被らなければならないので、拘束の存在を知っていたか、拘束のために損害を被ったことが必要です。

被告の行為(C)

この場合、CはPに店の奥に一緒に行くように頼み、Pはそれを実行した。Cは、Pが自由に外出できたと主張するかもしれないが、Pは、警察沙汰になるという脅しの下に奥の部屋に行っただけであると主張すべきである。Pは、Cが自分の免許証番号を控えていることを知っており、弁明の機会を得るために奥の部屋に入ることを望んでいたことは間違いない。Pはその部屋に入れられ、Cは、窓のないその部屋に通じる唯一のドアを、鍵はかけなかったが、閉めた。このことは、合理的な逃走手段がないという要件を満たすのに十分であると考えられる。Pは、物理的にドアを開けて外に出ることができたかもしれないにもかかわらず、警察に対処しなければならないという脅迫のもとにそこに拘束されていたのである。

Mは、警察を呼ぶという脅しは、Pを閉じ込めた脅しとは言えないと主張するかもしれない。Pが本当に無実であれば、警察に自分の話をすればよいだけである。それに、Pは自分のお金がまだカウンターの上にあることを知っていたはずだし、Cや警察に「お金を」探すように説得することができれば、この話は

が示される。したがって、Cは、Pは本当はこの奥の部屋にいる必要はなかったと主張する〔訳注〕。これはおそらくうまくいかないだろう、というのは、〔sic〕が

意図

ここで、Pは、CがPを拘束する具体的な意図を持って行動したことを主張すべきである。Cは、Pに対して、店長のマークを待つために奥の部屋に行くように具体的に指示したのであるから、この主張を裏付ける事実がある。また、Cは、Pにバックルームにいなければならないと感じさせるような発言を意図的に行った。したがって、この要素は満たされている。

因果関係

また、Cの行為からPが店内に拘束されるまでの直接的な関連性が認められるので、因果関係の要素も満たされている。事実によれば、Pは、Cが警察を呼ぶと脅すのを聞いて、奥の部屋に入ったという。

Cは、自分の行為によってPが部屋に拘束されたかもしれないが、Mの力が介在しているので、Pの損害は発生しなかったと主張しようとするかもしれない。これについては、後述の抗弁の項で述べる。

損害賠償

事実関係によれば、Pは、25分間奥の部屋に拘束された結果、一酸化炭素中毒で意識を失ったとされている。したがって、当時、身体的な実害を被ったことになる。また、その結果、現在も頭痛に悩まされており、継続的な被害を受けている。また、意識不明になる前にも被害を受けている可能性がある。気を失う前から体調が悪かったという事実がありますので、恐怖心や精神的苦痛を受けた可能性があります。

ディフェンス

Pは、Cに対する虚偽の輸入の請求のための上記の要素を満たしていないようなので、Cが責任を回避するためには、いくつかの抗弁を提示する必要がある。Cは、以下の抗弁を検討する必要がある。

ストアキーパーの特権

不法行為法は、店主が万引きの疑いのある客を拘束することを認めている。この考え方は、店主が合理的な手段を用いて、万引きの疑いのある客を合理的な時間拘束することによって、家財を奪還しようとするのが認められている、というものである。店主は、容疑者が実際に何かを盗んだかどうかに関して、合理的な間違いを犯さないように保護されている。

この場合、CはPの万引きを疑うに足る合理的な理由があったことを主張すべきである。この主張を裏付ける事実がある[。] Cは、Pがキャンディーをポケットに入れるのを目撃したが、Pが代金を支払ったことには気づいていなかった。Pがキャンディーの代金としてカウンターにお金を投げ入れていたことは事実であるが、Cがこれを見なかったことは合理的である。なぜなら、客が商品の代金を支払う際には、レジの前まで行ってレジ係の人にお金を積まれ、直接レジ係の人にお金を渡すのが通例だからである。店員は、誰かが支払ったかどうかを確認するために、カウンターに落ちているお金を探さなければならないということに慣れていない。したがって、CはPが万引きをしていると考えるのが合理的であったので、特典の対象となる。

しかし、Pにはこの抗弁を撃破するための非常に優れた主張がある。この特権を主張する店主による拘束は、合理的でなければならない。ここで、Cはマーク(M)が来るのを待っている間、Pを25分間バックルームに拘束した。これは、1.5ドルのキャンディーバーを盗むことを話し合うために、窓のない奥の部屋に一人で拘束するには長すぎると言えるでしょう。Cはもちろん、CがPを店長まで待たせたのは合理的であり、25分は本当にそんなに長くないと主張するでしょう。しかし、彼はバックルームに拘束され、一度も大丈夫かどうか確認されなかった。これは論外に不合理である。また、部屋にいた結果、Pに及んだ被害も明らかに不合理である。したがって、Cは店員特権の範囲外であり、この抗弁は使えない。

上乗せする力

上記のように、Cは、損害を与えたのは自分の不法行為ではなく、マークの監督行為であると主張することも考えられる。Cは、Mがガレージでトラックを長時間走らせたままにしなければ、排気ガスが奥の部屋に漏れることはなく、

Pもそのようなことはなかったと主張するだろう。

は損害を被った。したがって、Mの過失（単にエンジンをかけただけか、薬を飲まなかったか）こそが真の原因である。

不法行為における因果関係のルールは、被告の行為が実質的な要因であったということである。Pは、Cに長時間放置されたため、Cが損害の実質的要因であることを容易に示すことができるはずである [中略]。従って、上乗せ力は彼の責任を免除するものではない。

同意

Cはまた、Pが監禁に同意したと主張しようとするかもしれない。同意は故意の不法行為に対する有効な抗弁である。Cは、PはCに警察を呼ばれるよりも奥の部屋に戻ることを選択したのだから、自分の意志で奥の部屋に行くと主張するだろう。

この弁護の問題点は、同意は自発的になされたものでなければならず、被告の行為は同意の範囲を越えてはならないことである、とPは主張する。ここでは、Pは商品代金を支払ったにもかかわらず、警察を呼ぶぞと脅されて行動しているので、同意は自発的なものではありません。また、Pが奥の部屋に入ることに同意したことは間違いないとしても、一人で25分間拘束され、このような身体的危害を受けることに同意したことはないはずである。

結論

以上のことから、PはCに対して不法行為に基づく監禁罪の請求をすることができると思われる。Cが主張するであろう抗弁はあるが、いずれも成功しないであろう。

II. Pは、Mに対して過失を理由とする不法行為請求を行うことができるか？

過失の基本的な訴因は、以下の要素の提示を必要とする。(1) 注意基準を伴う義務の存在、(2) その義務の違反、(3) 被告の行為が原告の負傷のbut [-] forおよびproximate causeであること、(4) 原告が実際に損害を受けたことである。したがって、PがMに対して過失で勝訴するためには、これらの要素をすべて示さなければならない。

注意義務・基準

注意義務は、すべての人に対して負うものではありません。しかし、注意義務は、被告の行為によって損害を受けることを予見し得るすべての人に対して負うものである。この場合、Mがエンジンをかけていた場所にPが近接していたことから、Pは予見可能な原告となる。Mは、Pが戻ってきたことを知らなかったし、倉庫はめったに使われないので知る理由もなかったから、Pに対して注意義務を負わないと主張するかもしれない。しかし、店舗やガレージの奥に誰かがいることは予見可能であり、閉鎖された場所で長時間エンジンをかけたままにしておくとは誰かに危害を加えることになるため、このような場合でもMの注意義務は免れないだろう。

負うべき注意の基準は、通常、同様の状況下で通常の思慮分別を持って行動する合理的な人の基準です。このケースで適用される注意の基準は、このようなものです。

ブリーチ

さて、Mの行為が注意の基準を下回ったかどうか判断されなければならない。Pがそのように主張するにはいくつかの方法がある。まず、Pは、閉所において長時間エンジンをかけたままにしておいたこと自体に過失があったと主張することができる。確かに、合理的な人々は、毒性の高い一酸化炭素を狭い空間に充満させるべきではないことを知っており、特に、その狭い空間が、人がいることが確実な公共施設の近くにある場合には、なおさらである。第二に、Pは、Mが薬を飲まなかったのでMに過失があったと主張することができる。自分の行動を安全にするようなこと（この場合、トラックのエンジンを切るなど）を忘れてしまう可能性が高いことを知っている人は、間違いなくそのような行動に出るべきではありません。Mは、短期記憶障害の処方箋を持っているのだから、そのようなことを忘れる可能性があることを知っていたに違いない。したがって、Pを危険にさらすことを避けることができるはずの薬を最初に飲み忘れたことに過失がある。がないため、Pはこの2点について違反を示すことができるはずである。

合理的な人なら、こんな狭い場所に閉じこめられている車をつけっぱなしにしておくでしょう。

最後に、**P**は、**M**の行為は過失そのものであると主張することができる。過失は、罰則を定め、要求される行為を述べ、被告が引き起こした種類の損害に対処することを意図し、原告の立場にある人々を保護することを意図している法令がある場合に生じる可能性がある。この場合、**P**は、州法は、車を放置する前にシヤットダウンすることを義務付けることによって、一酸化炭素中毒の被害から人々を守るためのものであると主張するだろう。したがって、**M**の行為は法令によってカバーされており、**P**の傷害は法令によって対処されることを意味している。しかし、**M**は、この主張をかなり容易に打ち消すことができるはずである。**M**は、このような法律のポイントは、無人運転中に車両が転倒して事故を引き起こすことを防止することであると主張するはずである。この法律の文言は、この法律がこのような傷害から保護することを意図していることを明確に示している。この法律は、車両にブレーキをかけ、車両が横転しないように車輪を抑制することを具体的に述べているからである。この法令が一酸化炭素中毒から保護するためのものであることを示すものは何もない。

因果関係

Cは、**M**の行為が**P**の損害のbut[-]for原因およびproximate原因の両方であったことを示さなければならないだろう。被告の過失がなければ、**P**は明らかに傷害を受けなかったであろうから、but[-]for、すなわち法的原因である。このことは、**P**が部屋にいただけで、そのような損害を被ったことを示すものではない。また、近因である。被告の行為から**P**が被った損害に直接的なつながりがある。

Mは、**P**の損害の実際の原因である上乗せ力があつたと主張しようとするのは確かである。**M**の最善の主張は、**P**の傷害の真の原因は**C**の**P**に対する不法監禁であつたということであろう。しかし、追隨する力は、それが予見できない限り、被告の過失を免除することはできない。このような場合、**M**は、ある人が、ある場所で、ある人を殺害することは予見可能であつたはずである。

というように、奥の部屋や車庫に入ることもあった。事実関係では、奥の部屋はめったに使われないとされており、Mを支持するように思えるが、これは奥の部屋が時々使われることを意味する。したがって、上乘せ力は予見可能なものであり、因果関係の連鎖を断ち切るものではありません。

損害賠償

前述したように、Pは損害を被った。この損害は、Cの故意による不法行為に帰することができるのと同様に、Mの行為に帰することができる。したがって、PはCとMの両方から、連帯不法行為者として損害賠償を請求できる可能性が高い。

III. デルタガス (DG) は、(a) クラークと (b) マークの行為に対して責任を負うか?

事実には特に記載がないが、CとMはいずれもDGの従業員であると思われる。したがって、もしDGがCやMの行為に対して責任を負うとすれば、彼らは代理責任の理論に基づき責任を負うことになる。代理責任とは、従業員が雇用の範囲内で行動している場合、雇用主が従業員の不法行為に対して責任を負うというものです。裁判所は、従業員の行為の時間と場所を考慮し、従業員が雇用者の利益のために行動しているかどうかも考慮する。一般的に、その範囲は広範です。

Cの不法行為責任

この場合、DGは、Cが雇用の範囲内で行動していなかったと主張するだろう。確かに、DGは、従業員が顧客に対して虚偽の監禁などの意図的な不法行為を行うことを許可することはないだろう。

しかし、DGがこの行為を許可していなかったという事実だけでは、DGは責任を免れることはできない。PがCの行為に対してDGに責任を負わせるために示さなければならないのは、Cが従業員の利益のために行動していたということである。CがPを拘束したのは、PがDGから何かを盗んだと思ったからに他ならないことは明らかである。したがって、Cは雇用主を拘束するために行動していたのです。これは、特に許可されていなくても、雇用の範囲内とみなされるでしょ

う。よって、Cは

は責任を負うことになり、**DG**も責任を負うことになる。また、**P**は、不法行為が発生したとき、**C**は勤務中であり、就業場所にいたことを指摘し、これが範囲内であるとの主張を強化する必要がある。

Mの不法行為責任

Mの不法行為は、**M**がガレージの奥の部屋で個人所有のトラックのエンジンをかけていたときに発生した。この時、**M**が勤務中であったことを示すものは何もない。また、**M**が雇用主を助けるつもりでこのようなことをしていたことを示すものは何もない。むしろ、彼は自分のためだけにこれをやっていたようだ。従って、**DG**が**M**の行為に対して責任を負う可能性は低い。

Pが**DG**に責任を負わせるためにできる最善の主張は、**M**が雇用場所に近接していたことであろう。しかし、これはおそらく、**M**が勤務時間外であり、雇用者の利益のために行動していなかったという事実を覆すものではないだろう。

独立した契約者？

もし何らかの理由で**C**と**M**が従業員ではなく**IC**であった場合、異なる基準が適用されることとなります。**IC**の雇用主は、通常、**IC**の不法行為に対して責任を負わない。しかし、不法行為が、被招聘者に負う注意義務のような非委任的な義務を伴う場合は、責任を負う。この場合、**P**はビジネスの被招待者であるため、非常に高い水準の注意を払わなければならない。雇用主は**P**に、雇用主が知っている、あるいは知っているべきだった潜在的な危険について警告する義務を負うことになる。一酸化炭素は、すぐに目に見えるものではないので、潜在的な危険であることは明らかである。また、**P**は、被告人は、店内にガス漏れがあることを知った上で起訴されるべきであると主張するだろう。実際に知っていたわけではないことは問題ではないだろう。知るべきであったというのが基準である。したがって、潜在的な危険性を警告しなかったことは違反であり、**DG**は以下の不法行為について責任を負うことになる。

MとCは、たとえ従業員ではなく独立した契約者であると解釈されるとしても。

**2007年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題お
よび選択回答集**

本書は、2007年7月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不動産	1
2	不法行為	10
3	エビデンス	22
4	刑事訴訟法／憲法	36
5	レメディー	45
6	共同財産	56

質問2

メーカーは、「コールドドリンクブレンダー」を設計・製造し、全国の小売店を通じて販売した。コールドドリンクブレンダーは、モーターを収納するベース、底面にミキシングブレードを内蔵した液体用ガラス容器、ミキシング中に液体が溢れるのを防ぐための容器用取り外し可能なカバーの3つの部品から構成されている。コールドドリンクブレンダーに付属するメーカーのパンフレットには、「ミックスフルーツドリンクやミルクシェイクなど、お気に入りの冷たい飲み物をすべて作るのに最適で、氷を砕いてダイキリやピニャコラーダなどのフローズドリンクも作れる」と書かれており、「上部の2インチを超えて入れないこと」と注意されている。

小売業者は、消費者にコールドドリンクミキサーを1台販売した。ある日、消費者は、野菜を液化してスープにとろみをつけるという野菜スープのレシピに従っていた。消費者は、コールドドリンクブレンダーをこの目的に使用することに決め、ガラス容器の上まで熱いスープを入れ、ベース上に置き、カバーをかぶせ、ブレンダーを最高速度で回転させた。ミキシングブレードの高速回転で中身が容器の上部に押し出され、カバーが外れて熱いスープが消費者にかかり、消費者は熱いスープで大やけどを負った。

消費者は、製造業者および小売業者に対し、厳格製品責任および過失を主張して訴訟を提起した。訴状では、Cold Drink Blenderには、運転中に外れないように容器の上部をロックするカバーが装備されておらず、この安全機能が装備されていなかったことが怪我の原因であると述べている。

メーカーは、以下の理由により、同社に対する訴えの却下を申し立てた。

(1) 消費者の傷害は、その名称が暗示するように、冷たいものだけを混ぜることを意図したコールドドリンクブレンダーを消費者自身が誤って使用したことに起因しています。

(2) 消費者の傷害は、コールドドリンクブレンダーに水を入れすぎ、高速で運転したことによる消費者自身の注意不足が原因である。

(3) コールドドリンクブレンダーは、連邦消費者製品安全委員会が公布した、ロック機構を必要としない連邦規則に定められた設計基準に適合しているため、設計に欠陥はない。

小売業者は、以下の理由で同社に対する訴えの棄却を申し立てた。

(4) 小売業者はコールドドリンクブレンダーの製造に関与していないため、その設計上の欠陥について責任を負うべきではありません。

裁判所は、解任の両動機の各基準についてどのように裁定すべきですか？議論してください。

質問2への回答A

厳格な責任追及

厳密責任の主張には、(1) 被告が商人であること、(2) 製品が被告の管理を離れてから変更されていないこと、(3) 製品に欠陥があること、(4) 原告がその製品を予見可能に使用していたこと、(5) その欠陥によって怪我や損害が生じたこと、が必要です。

マーチャント

被告は、販売される製品の生産または販売を通常業務としている場合、商人である。

この場合、製造業者は、本件ブレンダーを製造・販売する事業を行っている。小売業者は、ブレンダーを販売する事業を行っている。従って、製造業者と小売業者はともに商人である。

変更されていません。

ブレンダーが製造者または小売業者の管理を離れてから、改造または改ざんされたことを示す証拠はない。

欠陥がある。

欠陥には、製造上の欠陥、設計上の欠陥、警告の不履行という3つの種類があります。

製造上の欠陥とは、他のすべての生産されたユニットと比較して、特定のユニットに欠陥があることです。この場合、消費者のユニットが他のユニットと異なるという証拠はない。

設計上の欠陥とは、製品の設計に内在する欠陥のことです。それは、製品にあまりコストをかけずにリスクを低減するために効果的に実施できる代替設計の存在によって示すことができます。

この場合、Consumerは、今回の怪我を防ぐことができるカバーのロック機構の設計があることを示しました。したがって、ロック機構の製造コストが法外に高くない限り、コンシューマーは設計上の欠陥を立証したことになります。

警告不履行とは、販売者が欠陥を知りながら警告をしなかった場合に発生する瑕疵です。

この場合、製造者は、説明書において、ブレンダーを上端から2インチ以内に入れないように警告していると主張することができる。しかし、消費者は、その警告は、合理的な人が見ることができるような目立つものではないと主張すること

ができる。さらに、その警告は、その行為の結果を警告するのに十分なものではありません。最後に

メーカーは、高温のコンテンツに対して安全でない設計であることを知っていながら、高温のコンテンツに対して特別な警告をしなかった。そこで、警告を怠ったというケースも十分にあり得ます。

予見可能な使用。

原告は、予見可能な方法で製品を使用していなければなりません、生産者が意図したとおりの方法で製品を使用している必要はありません。

この場合、メーカーは冷たい飲み物専用のブレンダーを製造するつもりだったが、消費者は、誰かが熱い飲み物にも使用することは完全に予見可能であると主張することができる。

因果関係

因果関係には、事実上の因果関係と近因の両方が必要です。

欠陥に基づく傷害の事実上の因果関係がある。消費者は、適切な警告の欠如やカバーのハッチの欠如がなければ、消費者が負傷することはなかったと主張できる。

近因については、メーカーは、Consumerが製品の予見可能な使用をしていなかったもので、因果関係の責任はないと主張することができます。したがって、Consumer自身の過失は、予見できない介在原因である。

一方、消費者は、消費者がブレンダーを熱いものに使いたくなることや、ブレンダーの上端近くまで水を入れることは全く予見可能であると主張することができる。市場にある他のほとんどのブレンダーは、熱いものと冷たいものの両方に使えるように設計されているので、そのような使い方を意図していなかったとしても、誰かがそのように使うことは予見可能である。

消費者の使用は予見可能であるため、近接因果関係も存在する。損

害賠償

消費者は大火傷を負ったことで損害を被ったことを示した。過失が

ある。

過失には、①義務、②義務違反、③因果関係、④損害賠償が必要です。義

務

多数派のカルドーズ（「危険地帯」）説では、義務は予見可能な損害を受ける可能性のあるすべての人に負っている。少数派のアンドリュース説では、義務は世界のすべての人にある。

この場合、ブレンダーを製造し、販売することによって、消費者が損害を受ける可能性が予見される。したがって、製造業者と小売業者は、いずれの理論においても、消費者に対して義務を負う。

違反行為

注意の基準は、合理的な慎重さを持つ人の基準です。合理的な人が他の人が知らない事実について優れた知識を持っている場合、その人は優れた知識を持つ合理的な慎重な人の基準に従います。

この場合、製造者は、ブレンダーが上部に近づきすぎると危険を引き起こす可能性があるという知識を有している。したがって、製造者は、この特別な知識を持つ慎重な人の基準に拘束される。

小売業者は、特別な知識がないと仮定して、合理的な慎重さを持った人の基準に従うこととなります。

原因および違反は、厳格責任に関する上記と同様であり、ここでは繰り返さな

い。製造者の動機

一般に、棄却の申し立てでは、証拠は、訴えを起こさない当事者に最も有利な光の中で見られる。この原則を念頭に置き、厳格責任と過失の一般的な要素を念頭に置いて、私は製造者の各動作を分析する。

(1) 消費者の誤使用を理由に却下の申し立て。

厳格責任請求について-厳格責任請求の要素で述べたように、厳格責任は、被告が製品の予見可能な使用をしている場合に付されます。上記で述べたように、消費者のブレンダーの使用、つまり、ブレンダーを上まで満たし、熱い内容物を使用することは、たとえ製造者が意図していなくても予見可能である。ブレンダーの消費者は、通常、熱いものと冷たいものの両方に使用し、モデルによっては、内容物を上まで入れることができるため、消費者がそのように使用することは予見可能であると考えられる。したがって、消費者の誤用があっても、製造者の厳格責任追及を免れることはできない。

過失の主張のために義務は、損害を受ける可能性のあるすべての人に負っています。従って、消費者が製品を誤用したからといって、メーカーが消費者に対する義務を免れることはない。上述の通り、傷害はミキサーによって引き起こされ、傷害は予見可能であった。従って、因果関係の要素も満たされている。したがって、上記のように、メーカーが責任を負うかどうかは、同様の専門的知識を有する合理的な人の基準で判断して、消費者に対する義務に違反したかどうかによる。したがって、消費者の誤用は、それ自体で過失の主張を免れるものではない。

寄与的過失の抗弁

寄与過失の規定に従う法域では、原告側の過失があれば、被告の責任は免除される。このような法域で裁判が行われる場合、メーカーは、消費者が冷たい飲み物用のミキサーを、その名称が暗示するように、熱いスープに使用したことに過失があったと主張することができる。したがって、陪審員が消費者に過失があったと認めれば、メーカーの責任は免除されることになる。

ここでは、Manufacturerが棄却を申し出ていることが指摘されている。したがって、Consumerの寄与過失は、審理されるべき事実の問題である。Consumerは、冷たい飲み物のために暗示された名称のブレンダーを熱いスープに使用すること自体に過失があるわけではない。したがって、仮に寄与過失の管轄であったとしても、Manufacturerには棄却の権利はない。

また、これはあくまで過失相殺請求の抗弁であることに注意が必要です。厳格責任主張は厳格責任であるため、寄与的過失の抗弁の余地はない。

リスクの想定。

メーカーは、消費者が常識や説明書に反して危険な方法でブレンダーを操作することによって、リスクを引き受けたと主張することができる。したがって、消費者は傷害のリスクを引き受けたことになり、メーカーの責任が免除される。

この場合、メーカーは、ブレンダーを「コールドドリンクブレンダー」と名付け、「冷たい飲み物に最適」と明記することで、冷たい飲み物に適していることを暗示しているが、メーカーは、ブレンダーを熱い飲み物に使用すると怪我をする恐れがあると警告していない。さらに、メーカーは冷たい飲み物に最適と言いながら、熱い飲み物に使えないとは明記していない。

したがって、消費者は、ブレンダーをホットドリンクに使用する際に危険の警告がなく、その警告は合理的な人には明らかではないので、消費者はブレンダーをホットスープに使用することによって危険を引き受けなかったと主張することができます。

比較過失の抗弁。

比較過失制度では、被告の責任は、原告の相対的な過失によって軽減される。

この場合、仮に原告に過失があったとしても、損害賠償の減額にしかならない。この抗弁は、メーカーに請求を棄却する権利を与えるものではありません。

(2) 消費者の配慮に欠けるため、却下の申し立て。

消費者の注意不足は、消費者がブレンダーの操作に過失があったことを立証するための証拠となる。

厳格責任クレームについて：厳格責任クレームでは、すべての要素が証明された場合、メーカーは厳格な責任を負います。(上記要素参照)。従って、消費者側の過失に相当する消費者自身の注意不足は、厳格責任論に基づく製造者の責任とは無関係である。危険負担の法理は適用できるが、ここでは失敗する。(上記の議論を参照)。

過失の主張について：寄与的過失、比較過失、危険負担については、上記の議論を参照。上記のように、これらの理論のいずれも、**Manufacturer**が請求を棄却することを認めない。

(3) 瑕疵がないため、却下の申し立て。

厳格責任クレームについて：上記の厳格責任の要素で述べたように、陪審員に設計上の欠陥または警告の不履行があると思わせる証拠があります。

この場合、製造者の設計が規制に適合しているという証拠は、ロック機構に欠陥がないことを証明するための証拠にはなり得ますが、欠陥がないことを決定的に証明するものではありません。また、警告義務違反の問題（警告が十分に目立っていたかどうか）を解決するものではありません。

上述したように、棄却の申し立てでは、証拠は非移動当事者に最も有利な観点から検討される。したがって、欠陥の証拠があり、規制の遵守の証拠は欠陥の問題に関して決定的なものではないので、却下の動議は却下されるべきである。

過失の主張について：上述の通り、注意の基準は、同様の専門知識を持つ合理的に慎重な人物によって測定されます。したがって、規制を遵守することによって、メーカーが義務や注意の基準のいずれからも解放されることはない。

規制に違反した場合、メーカーはそれ自体で過失を問われる可能性があるとは指摘されている。しかし、その逆は真ではない。したがって、過失のクレームに対する却下の申し立ても却下されるべきです。

(4) 小売店の主張

厳格責任について上記（参照）で述べたように、厳格責任の主張は、**Retailer**がその物品を商業の流れに乗せた商人であることを要求するだけです。**Retailer**が設計や製造に関与することは要求されていない。従って、棄却の動議は却下されるべきです。

なお、小売業者が共同責任を負い、メーカーが過失者である場合には、小売業者はメーカーから補償を受けることができます。

過失の場合上述の通り、**Retailer**社の注意の基準は、合理的に慎重な人物のものであります。従って、この基準の下では、**Retailer**社は、その業務に携わったか否かにかかわらず

設計に携わったとしても、過失があるかどうかは、他の合理的な思慮分別のある者が行ったであろうこと（検査やテストなど）によります。従って、**Retailer**社が設計や製造に関与しなかったからといって、過失の主張が免除されるわけではありません。したがって、却下の申し立ても却下されるべきである。

質問2への回答B

厳格な製造物責任

消費者のメーカーに対する訴訟は、厳格製品責任論に基づく回収を求めるものである。このような主張を立証するためには、消費者は、（1）被告が商人であること、（2）製品に設計上または製造上の欠陥があったこと、（3）商人を離れた後に製品が変更されなかったこと、（4）製品が原告の負傷の原因となったこと、（5）顧客が製品を予見できる方法で使用していたことを証明しなければなりません。

この場合、メーカーは、問題の製品を設計し製造した会社であるため、商人である。そして、この製品を小売店に販売した。小売業者もまた、この種の家電製品を消費者に販売することでビジネスを成立させていたと思われることから、商人であった。小売業者がその業務上、類似製品の商人でなかったことを示す事実は何もない。

また、消費者はこの製品に欠陥があったことを主張しなければなりません。設計上の欠陥とは、製品の安全性を不当に低下させるような設計上の欠陥のことです。製品の有用性を低下させたり、コストを法外に上昇させることなく、製品をより安全にする方法が合理的に存在する場合、その製品には設計上の欠陥がある可能性があります。さらに、設計上の欠陥の存在が、原告の傷害の原因であることが必要です。ここで、Consumerは、ブレンダーにロック式のカバーがなかったため、設計上の欠陥があったと主張している。この安全装置がなければ、蓋が外れることはなく、熱いスープで火傷をすることもなかったはずだからです。消費者は、このようなロックを取り付けることが合理的に可能であり、ブレンダーの有用性やコストに影響を与えないことを証明しなければならない。消費者は、同様の安全装置を備えた他のミキサーや、同様の小型電気製品にそのような装置が開発されたことを指摘することができる。小型ロックは不当に高価なものではなく、一般にブレンダーに装備されているものであるから、この合理的な安全機能を欠いていることが製品の欠陥であるといえる。さらに、ブレンダーにこの機能がなければ、消費者はこのような怪我をすることはなかったのだから、因果関係の要素は満たされている。ロックがあれば、消費者の傷害は防げたはずである。

また、消費者は、製品が商取引の連鎖の中で消費者の手元に届いた時点で、製品が変更されていないことを証明しなければならない。製造元や小売店から出荷された後、ミキサーが何らかの形で変更されたことを示す事実はなく、この要素は満たされています。

消費者は、自分が製品を予見可能な方法で使用していたことを証明するのが最も困難です。原告は、たとえ製造者が意図した使用方法でなかったとしても、その使用が予見可能であったことを証明できれば、回復することができます。この場合、被告は、消費者が野菜を液化して温かいスープにするという使用方法は予見可能ではなかったもので、責任を負うべきではないと主張するでしょう。この製品は明確に「コールドドリンクブレンダー」と呼ばれ、冷たい飲み物を作ったり、氷を砕いたりするための道具として販売されていた。消費者は、すべてのミキサ

一の通常の用途は氷を砕いたり、ダイキリを作ったりすることかもしれないが、確かに、人が次のような用途にも使うことは予見可能であると指摘して、これに反論するだろう。

ブレンダーを他の用途に使用することを決定する。ブレンダーが熱いスープを扱うのに適していないと考える理由はないので、その人が製品を予見可能な用途以外で使用していると見なすべきではないでしょう。

上記の分析によれば、消費者は、製造業者と小売業者の両方に対して厳格な製造物責任の疎明を適切に主張することができます。以下、各申し立ての具体的な項目について、さらに検討します。

過失

製造物責任に基づく過失訴訟の場合、原告は、(1) 注意義務があったこと、(2) それが破られたこと、(3) その違反が(4) 被った損害の現実かつ近因であることを主張する必要があります。

標準的な注意義務は、同様の状況において合理的に注意深い人物の注意義務です。多数派の見解によれば、個人または事業体は、その行為によって予見可能な損害を被る者に対して注意義務を負う。消費者は、ロック機能のないブレンダーを製造・販売することは不合理であったため、被告がこの義務に違反したと主張することになる。彼女は、人々がミキサーを製造、販売、購入する際に市場で一般的に抱かれている期待の証拠に基づき、合理的に慎重な製造業者はロック機能のないミキサーを作らないことを指摘しようとする。

実際の原因を示すためには、消費者は、被告の義務違反がなければ、自分が怪我をすることはなかったということを示さなければなりません。被告が義務に違反せず、鍵を付けていれば、火傷はしなかったと主張することになります。さらに、彼女は、違反が彼女の傷害の近因であることを証明しなければならない。違反は、違反によって作成された危険のゾーンに人がいるときに傷害の近因である。安全ロックがないミキサーを買くと、上部が飛んできて人が怪我をすることは、メーカーや小売業者にとって予見可能なことでした。消費者は、安全装置の欠如により、このような形で怪我をすることが予見可能であったため、危険地帯にいたことになる。

最後に、消費者は、被告の過失の結果、損害を被ったことを示さなければならない。ここで、消費者は、熱いスープによってひどい火傷を負いました。彼女は人身傷害を負いました。

上記の分析によれば、消費者は、過失の一応の事実を立証できる可能性が高い。具体的な抗弁と各解雇申し立ての争点は、以下の通りです。

製造者の解任申し立て

1. 消費者自身の誤用による損害について

メーカーは、消費者自身が製品を誤用したのだから、責任を負うべきでないと主張している。この主張は、消費者の使用が予見可能であることを要求する厳格製造物責任の原則に関わるものである。以上の議論のもとで

ブレンダーを購入した人が、冷たい飲み物を混ぜるためだけでなく、さまざまな目的でブレンダーを使用することは予見可能である。あなたが冷たい飲み物のブレンダーとしてラベル付けされている項目を購入するという理由だけで、彼らは唯一の冷たいアイテムをブレンドするために製品を使用することができると思じている合理的な人はいないでしょう。ブレンダーは多目的機器であり、一般に、温かいスープのための野菜など、さまざまな製品を混ぜたり、ブレンドしたりするために使用されます。したがって、消費者がこのような方法で製品を使用することは予見可能であり、したがって、製造者は、責任を回避するために彼女の誤用に頼ることはできません。同じ分析の下で、もし製造者が、傷害は予見できなかったもので、その違反は彼女の傷害の近因ではなかったと主張しても、勝訴することはないだろう。このミキサーを熱いものと冷たいものに使うことは予見可能であり、上蓋が飛んで中身が漏れて火傷することは、近因の認定を覆すほど予見不可能なことではないだろう。

また、製造者は、製品の誤用は消費者の過失であると主張することになる。従来のルールでは、寄与的過失は製造物責任訴訟の過失の回復の絶対的な障壁となり得る。もし、原告自身に少しでも過失があれば、すべての回復が妨げられることになる。現代の比較過失のルールでは、各当事者の過失の量に応じて回復が比例的に減少することができます。消費者が熱いスープと一緒に製品を使用することに過失があった場合、消費者の回復が制限される可能性があります。ミキサーを冷たい飲み物以外に使うことは予見できたとしても、人に大火傷を負わせる可能性のある熱いスープを注ぐこと自体が不合理な行為であったと指摘されることになるのです。

現代のルールの下では、この主張は、Consumerが回復する損害賠償額をうまく制限することができます。しかし、厳格な製造物責任、過失の要素を否定するものではなく、また、肯定的完全防御としても機能しないため、裁判所は、この理由に基づく却下の申し立てを却下すべきである。

2. 消費者自身の注意力不足が招いた傷害事件

メーカーはまた、消費者がブレンダーに水を入れすぎ、高速で運転したことに過失があったと主張している。ブレンダーには、上部の2インチを超えて入れないようユーザーに注意を促す警告が付けられていた。メーカーは、この警告を遵守するために失敗することによって、消費者自身が製品の予見可能な使用を行っていないと自分自身に過失があったと主張する。

製品上の警告は、製造物責任賠償請求から製造者を完全に保護することはできません。この警告にもかかわらず、ユーザーがミキサーを上から2インチを超える高さまで入れ、マシンに設定されている最高速度で使用することは予見可能であろう。このような使用は一般的なことであり、従って、製造者は予見できたはずである。したがって、メーカーは、警告がこの使用による傷害からそれを保護したと主張することによって、その責任のすべてを免除することはできません。消費者がこのような方法で製品を使用することは予見可能であり、この使用は製造物責任または過失訴訟の要素を免除するものではないことを意味します。

この場合も、消費者の注意力不足により、損害賠償額が制限される可能性があります

。

比較過失論。上記の議論によれば、消費者がミキサーに熱いスープを入れることは不合理であったと考えられるので、現代のルールでは、消費者の過失により回復力が比例的に減少するはずである。裁判所は、このような理由で却下の申し立てを却下すべきです。

3. デザインに欠陥はない

最後に、メーカーは、設計は連邦政府の規制を遵守しているので欠陥はないと主張する。政府の規制を遵守していることは、欠陥がないことの証拠にはなりますが、決定的なものではありません。製造者は、たとえ規制に適合していても、設計上の欠陥や過失に対して責任を負う可能性があります。消費者製品安全委員会が現時点ではロック機構を要求していなくても、業界における現在の知識に基づいて、メーカーがロックを搭載しないことは不合理である場合があります。メーカーは、公的な規制の陰に隠れて責任を回避することはできません。ロックを搭載するためのコストが最小限であり、実用性に影響がないのであれば、ロックがないことは設計上の欠陥とみなすことができます。また、ロックを付けないことが消費者に対する義務違反であれば、ロックを付けないことは製造者の過失となり得ます。

従って、裁判所はこの理由による却下の申し立てを却下すべき

である。小売業者による棄却の申し立て - 製造に関与していな

いこと

小売業者は、ブレンダーを製造した当事者ではないので、消費者に対して責任を負うべきではないと主張する。厳格製品責任訴訟では、流通連鎖のどのリンクも責任を負う可能性がある。Retailerがブレンダーを設計あるいは製造していないという事実は、本訴訟においてRetailerを保護するものではないだろう。消費者は、厳格製品責任の要素が満たされていることを証明するだけでよく、小売業者は製造業者と同等の責任を負う可能性があります。

ここで、小売業者は、この種の商品の販売を定期的に行っていたため、商人に該当します。上記の分析によれば、設計に欠陥があった。機械は、小売業者の敷地を出た後、変更されませんでした。最後に、消費者による製品の使用は予見可能であった。従って、裁判所は、Retailerに対する厳格製造物責任の訴えを却下すべきではない。

もし、小売業者が厳格責任訴訟で責任を問われた場合、製造業者に補償を求めることができます。補償は、当事者が原告の被った傷害に対して責任を負うが、他の当事者の行為が実際に傷害の原因である場合に利用可能です。小売業者は設計上の欠陥に責任がなく、製造業者に責任があるため、小売業者は製造業者から消費者に支払うべき損害賠償の金額を回収できるはずである。

また、Retailer は、過失がなかったと主張しなければならず、その主張は却下されるべきである。消費者は、Retailerが商品を検査せず、その欠陥を発見しな

ったことにより義務に違反し、検査をしなかったことは不合理であり、それが彼女の怪我の原因となったと主張することができる。これは、小売業者に対する過失訴訟よりも減衰した理論である。

製造者小売業者は、自らの店舗で販売するために適切に梱包されラベル付けされたすべての製品を検査する責任を負うべきではありません。厳格責任論に基づく責任は問われるかもしれないが、小売業者による訴えられるべき過失はなかったと思われる。従って、**Retailer**に対する過失の請求は棄却されるべきである。

2008年2月の論文質問とその回答（抜粋）
カリフォルニア州司法試験

本書は、2008年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為	4
2	プロフェッショナルの責任	16
3	刑事法・刑事訴訟法／憲法	25
4	信託・遺言・相続	39
5	共同財産	51
6	企業／職業的責任	60

質問1

12歳のピーターは、自宅近くの畑でペットの鳩と遊んでいた。畑は高電圧の変電所に隣接している。変電所は、有刺鉄線を張った高さ3メートルのフェンスに囲まれている。フェンスには、10インチ×14インチの警告板が12枚取り付けられており、そこには「危険 高圧」と書かれていた。

ピーターの飼っていた鳩が変電所に飛び込んできて、機器の上に止まりました。ピーターはペットを取り戻そうと、周囲のフェンスを登り、鳥が取り残されている場所から約3メートルの高さまで鉄の支柱をよじ登りました。ピーターが鳥をつかんだとき、鳥は手から飛び出し、ピーターの顔に当たり、ピーターは高電圧ワイヤーに接触し、大やけどを負いました。

ピーターの父親は、変電所の所有者兼運営者であるパワー・アンド・ライト社（PLC）に対し、ピーターの代理として、この事故による損害賠償を求める訴訟を起こすことを検討しているとのこと。

ピーターの父親はPLCに対してどのような訴因を合理的に主張し、PLCはどのような抗弁を合理的に行うことができ、それぞれについて起こり得る結果はどのようなものですか?議論してください。

質問1に対する回答A

ピーターの父親が息子のためにPLCに対して主張する可能性があるのは、次のような行動方針である。

I. 超危険物活動に対する厳格な責任

被告（◆）は、原告に生じた損害について厳格な責任を負うことができる（T）で、◆が超危険活動に従事している場合。超危険物活動とは、1) 本質的に危険で、2) その地域には珍しく、3) 安全性を高めることができず、4) その危険性が社会的有用性を上回るとされる活動のことである。

- A. 本質的に危険なものの電気は本質的に危険なものですこの場合、変電所は高電圧の局であった。この要素は満たされている。
- B. 地理的に一般的でない。変電所は、近所やその近くにあることが多い。この場合、変電所はTさんの家の近くの畑の中にあり、例えば、Tさんの家の隣など、珍しいと思われるような近くにはない。間違いなく、住宅地の近くの畑に変電所があることは、珍しいことではない。この要素は、超危険有害活動の認定に重くのしかかる。この要素[sic.]
- C. 安全性を高めることはできない論より証拠で 高電圧の電気は安全にすることはできません。
- D. 社会的効用とリスクの比較家庭に電気を供給することの社会的効用は明らかである。人々は日常生活で電気を必要とします。さらに、その活動を安全にすることはできないが、関連するリスクは軽減することができる。このケースでは、フェンス、カミソリワイヤー、標識などを設置し、人々が接触するのを防いでいる。つまり、社会的有用性が危険性を上回っているのです。

全体として、超危険有害活動の認定と◆◆の厳格な責任に重きを置いています。

II. 過失

Tは、◆の過失責任を認めるために、義務、違反、因果関係、損害賠償を証明する必要があります。

A. 義務

1. 予見可能なTT? ここで、駅近くの民家の子どもは、確かに高電圧の駅が示す危険地帯の中にいます。
2. 注意の基準。特別な関係がない限り、◆は合理的な注意を払わなければならない。ここでは、TT と特別な関係がある可能性があります。

a) 予見された不法侵入者土地所有者が不法侵入者を予見している場合、土地所有者は、身体的危害の深刻なリスクをもたらす既知の人為的条件について警告する義務を負う。この場合、高電圧の電気は、重大な危害を及ぼす危険性のある人為的状況である。従って、◆◆には警告する義務がある。◆は、危険を警告する12枚の看板をフェンスに貼ることでこの義務を果たした。

b) 魅力的な迷惑行為。土地所有者が自分の土地に魅力的な迷惑行為をしている場合、土地所有者は人工的な状態を安全にする義務や、不法侵入者に警告するだけの義務よりも大きな義務を負う場合があります。

1. 子供が不法侵入することが予測される。駅が自宅の近くなので 子供が不法侵入することは予見できます
2. 危険性を理解する可能性が低い。12歳の少年が高電圧の電気をもたらす危険を理解する可能性が低いことは議論の余地があります。しかし、もっと小さな子どもはそうではないかもしれません。
3. 安全を確保するためのコストは、危害のリスクよりも大きい。この場合の危害のリスクは感電死である。しかし、この活動の社会的有用性と◆がとった措置（柵、警告、かみそり線）を考慮すると、土地所有者の義務を満たすために適切な措置がとられたと主張することができる。

背の高いフェンス?

TTは、背

の高いフェンスは フェンス は
ない 高いフェンスは コストが
かかるで

との比較。この場合、柵は6フィートしかありませんでしたが、もっと高い柵があれば、TTが駅に入るのを防げたかもしれません。

土地所有者の特別な義務が満たされると仮定すると、◆はTTに対して合理的な注意義務を負うだけである。

B. 変電所の運営における合理的注意義務違反について

ここで、◆は危険サインを掲示し、変電所をフェンスで囲んだが、6フィートのチェーンリンク・フェンスしか使用していない。子供たちはよくフェンスをよじ登るので、変電所への侵入を防ぐには、「よじ登りにくい」高さのフェンスが必要であることは、合理的な配慮と言えるでしょう。したがって、◆はTTに対する義務に違反したと言える。

C. 因果関係

1. 実際の原因しかし、◆がもっと強力な障壁を設けなかったために、TTは電気に接触することができなかったのです。
2. Proximate Cause (近因)。別の力が介在する場合、◆は、その力が単に介在しているだけで、上乗せしていない場合にのみ責任を負う。
 - a) 介している。ここでは 鳩がピーターの顔を殴り 電線に接触させました。これは介入している。
 - b) 上乗せする。天災地変、故意の不法行為、犯罪は、介入行為である。ここでは、鳩の飛来は間違いなく **superseding** となり得るが、◆の過失がその行為を生じさせる状況を作り出す場合、予見可能であれば、◆は依然として責任を負うことができる。子供が変電所の中に入ってしまったら、多くの行為によって感電する可能性がある。したがって、おそらくこれは、近因を構成すると判断されるでしょう。

D. 損害賠償

TT は火傷を負い、間違いなく関連費用が発生しました。これらの損害は、予見可能で、避けられず、確実に、(中略)。

E. ディフェンス

1. 危険の想定ここでTTは、12個の警告サインが貼られたフェンスを乗り越え、鉄の支柱を乗り越えました。おそらく、12歳の子供は高電圧の危険性を理解し、駅に入るときにその危険性を想定していたのでしょう。もしこれが成功すれば、TTの回復を妨げることになります。
2. 比較・寄与分N. TTは、掲示された警告に従わなかったことで、N.とされる可能性があります。この場合、TTの回復を妨げる（寄与度N.）か、軽減する（比較N.）こととなります。
。

質問1に対する回答B

厳格な責任

Peterの父親（父）は、Peterの事故から生じた損害を回復するために、Power and Light Company（PLC）に対して厳格責任（strict liability）を主張することができる。厳格責任を立証するためには、(i) 被告が異常に危険な活動に従事していること、(ii) どんなに注意しても危険な状態を解消できないこと、および (iii) その活動や状態が地域社会で一般的でないこと。

異常なまでの危険行為

父親は、PLCがその敷地内で異常な危険行為に従事していると主張することができる。この場合、PLCは高電圧の変電所を運営していた。父親は、変電所がPLCによって作り出された参加型条件であり、本質的に危険であると主張することができます。高電圧変電所には、大量の電気が絶えず流れています。変電所に接触すると、人は致命的な電圧でショックを受ける可能性がある。さらに、高電圧変電所の運転は、決してリスクが低いものではありません。感電による傷害の可能性、可能性は極めて高い。したがって、変電所の効用にかかわらず、変電所の運転は異常なほど危険な行為である。

一方、PLCは、変電所の運営は異常なほど危険な行為ではないと主張することができます。変電所は、高電圧の電気を発生させるものの、管理された安全な環境にある。電気は地域の電力として使われており、電気を供給する以外の危険な目的には使われていない。PLCは、地域社会に電気を供給することは、異常なほど危険な活動ではないと主張することができます。さらに、高圧変電所は本質的に危険ですが、異常なほど危険ではありません。変電所はPLCによって安全に運用されており、第三者が変電所付近で危険警告を守らず、安全を無視した行動を取った場合にのみ、危害や危険のリスクが発生する。

裁判所はおそらく父に同意し、高圧変電所の運転が異常に危険な行為であると認めるでしょう。そのような変電所を運営するだけで、高い危険性が伴います。電力が地域社会のために使われているというPLCの主張は、変電所が一般大衆にもたらす危険性を上回ることはないでしょう。

注意を払っても危険はなくなる

父親は、PLCが高電圧の変電所を確保するために相当の注意を払っていたとしても、感電の危険は排除されていなかったと主張することができます。変電所の周囲にはフェンスがあり、敷地内には警告のサインが掲示されていましたが、変電所には依然として高電圧の電気が流れていました。警告があっても、危険な状態は続いていたのです。感電死の危険をなくすには、変電所を閉鎖して高電圧を発生させないようにするしかなかったと、父は主張することができます。したがって、PLCがいくら注意を払ったとしても、変電所は極めて危険であり、変電所に接触した人を感電させる可能性があることに変わりはないのです。

一方、PLCは、変電所の運転に伴う危険は、敷地内に侵入した第三者が変電所に接触することによって生じたと主張することができます。変電所はフェンスに囲まれた場所にあった。フェンスの高さは3メートルで、その上に有刺鉄線が張られている。PLCは、第三者が変電所に立ち入ることを完全に制限していたと主張することができます。したがって、変電所は安全な区域にあったので、安全な区域の外にいる人に危害が及ぶ危険性は排除された。変電所への自由なアクセスや接触を排除することで、変電所付近のフェンスで囲まれた安全なエリア内にいる権限のない第三者や正規の第三者には害を及ぼさないようにしたのです。

裁判所は、おそらく父の意見に同意し、敷地にフェンスと警告標識を設置しても、PLCは変電所に接触した人の感電死の危険性を排除できなかったと判断することだろう。したがって、PLCがいくら注意を払っても、高電圧変電所がもたらす危険性を排除することはできない。

一般的な活動ではない

父親は、高圧変電所の運営は、住宅地に近い地域社会で行われる一般的な活動ではないと主張することができます。父親は、変電所はよくあることだが、住宅地の近くに建てられて操業することはないと主張することができます。この場合、PLCは、父とピーターの自宅に隣接して高圧変電所を運営していました。変電所は、公衆に危険を及ぼさないような地域社会の離れた場所で運用されるべきだったのです。さらに、PLCが住宅地の近くで変電所を運営するのであれば、致命的な量の電力を発生させない低電圧の変電所のみを運営すべきです。したがって、PLCが父の自宅の隣で変電所を運営することは、一般的な行為ではない。

PLCは、地域全体に多数の変電所を設置していたと主張することができます。PLCが地域全体に安定した電力を供給するには、電力消費量の多い住宅地の近くに高圧変電所を設置するしかないのです。さらに、PLCは、この地域の電力会社が人口密集地の近くに高圧変電所を設置するのが一般的であると主張することができます。に変電所を設置することで、電力消費量を減らすことができると主張することができます。

遠隔地の場合、電力消費量と電力ニーズの高い地域に直接電力を供給する目的が果たせなくなります。PLCは、PLCが変電所を建設し運用を開始した後に住宅地が建設されたと主張することもできる。したがって、父の家の隣で変電所を稼働させることは発電業界では一般的なことであり、PLCは住宅地の近くにそのような変電所を設置するのが普通である。

裁判所は、PLCが住宅地の近くで高圧変電所を稼働させたことは一般的な活動ではなかったと、おそらく父に同意するものと思われる。さらに、たとえPLCが変電所の操業を開始した後に父の家が建てられたとしても、PLCの変電所の操業は一般的な活動ではなく、操業は中止されるべきだったのです。

リスクの想定

PLCは、ピーターは感電死の危険を想定していたと主張することができます。PLCは、同じような精神と知能を持つ12歳の子供であれば、フェンスに貼られた警告標識を無視して有刺鉄線で覆われたフェンスを登ろうとすることはなかったと主張することができます。PLCは、合理的な12歳の子供は警告標識を読んで理解することができ、変電所がもたらす危険性を理解していると主張できる。

寄与的過失

厳格責任事件では、寄与的過失は有効な抗弁ではありません。

結論

ピーターは変電所に登ることで感電死の危険を引き受けたため、父親は厳格責任についてPLCに勝訴することはないだろう。しかし、ピーターが感電の危険を引き受けなかったと裁判所が判断した場合、PLCは高圧変電所を運営することで異常な危険行為に従事しており、PLCがいくら注意しても第三者への感電の害は排除できず、変電所の運営は通常の活動ではないため、父親はピーターの代わりに回復することができる。父は、PLCの変電所によって感電した結果、ピーターが被った傷害から補償的損害を回復することができる。

過失

父親は、変電所の運営に過失があったとして、PLCに対して過失相殺を主張することができる。過失の主張には、(i) 被告が原告に対して義務を負い、(ii) 被告がこの義務に違反し、(iii) 違反が原告の負傷の事実上の原因であり、(iv) 違反が原告の負傷の近似原因であり、そして (v) 原告の損害が発生したことが必要である。このケースでは、父は息子であり負傷者であるPeterに対して過失の請求を起こしている。

義務

被告は、義務を負う原告に対してのみ過失責任を負う。**Cardozo**テスト（多数説）の下では、原告は被告の過失の結果として負傷する可能性のあるすべての予見可能な原告に対して義務を負う。**Andrews**テスト（少数意見）では、原告は、被告の過失の結果として負傷したすべての原告に対して義務を負うとされている。このケースでは、ピーターは**PLC**の高圧変電所によって感電した結果、負傷しました。カルドーズ・テストの下では、変電所の近くに住む子供が変電所に登ったり、その他の方法で変電所と接触して感電することは予見可能であるため、父はピーターを予見可能な原告であると主張することができます。**PLC**は、有刺鉄線を張った**6**フィートの高さのフェンスを誰かが乗り越え、**PLC**が掲示した警告標識をすべて無視することは予見可能ではないと主張することができる。裁判所は、**PLC**は変電所がもたらす危険を認識しており、変電所付近の住宅地に住む子供が保護区域に忍び込んで危害を受けることは予見可能であることから、ピーターは予見可能な原告であると判断するようである。したがって、カルドーズテストとアンドリューステストの下では、ピーターは予見可能な原告であり、**PLC**はピーターに対して合理的配慮義務を負っていたことになる。

魅力的な迷惑行為

父親は、**PLC**の変電所が魅力的な迷惑行為であり、**PLC**は変電所がもたらす害を排除しなかったことによりピーターに対する注意義務に違反したと主張することができる。被告の活動が魅力的な迷惑行為であるためには、(i) 被告は子供が被告の敷地に入出入りしていることを知っていること、(ii) 被告は敷地に危険な状態が存在することを知っていること、(iii) 被告が危険な状態を除去しなかったこと、(iv) 危険な状態を除去するコストが害よりも勝っていることが必要である。

PLCは、子どもが頻繁に訪れる物件であることを知らなければならない

父親は、**PLC**が変電所で子供たちが遊んでいることを知っていた、または知るべきだった、と主張することができます。父親は、変電所が住宅地に隣接する畑にあると主張することができます。したがって、この地域の子供たちは、変電所の近くや、敷地に忍び込んでフェンスの内側で簡単に遊ぶことができたのです。一方、**PLC**は、変電所の柵の中に子どもたちが入ってきたことは知らなかったと主張する。**PLC**は、子供がセキュリティエリアに忍び込んだという警告を受けていませんし、過去にフェンス内に忍び込んで子供に危害が加えられたという事例もありません。さらに、**PLC**は、住宅地に子供が住んでいることを知らなかったと主張することができます。裁判所は、**PLC**が子供たちがフェンスで囲まれたエリアに忍び込んでいることを知っていたという証拠や、子供たちが近所に住んでいて変電所の近くで遊んでいることを**PLC**が知るべきだったという証拠がない限り、子供たちがこの敷地に頻繁に来て変電所の近くで遊んでいることは知らなかったと判断するものと思われれます。しかし、**PLC**が子供たちがフェンスに忍

び込んでいることを認識していたことを示すことで父が勝訴した場合、PLCは、子供たちがフェンスに忍び込んでいることを認識していなかったことになる。

変電所のフェンスで囲まれたエリアでは、魅力的な迷惑行為に関する分析を以下に続けることができます。

PLCは危険な状態を認識している

父親は、PLCが高電圧変電所のもたらす危険を認識していたと主張することができます。PLCは "高電圧危険" の標識を掲示していたので、危険性を認識していたのです。PLCは、変電所が第三者に感電死の危険をもたらすことは知っていたが、その地域の子供たちに危険が及ぶことは知らなかったと主張することができます。しかし、PLCは、変電所に接触した人が感電する可能性があることを知っていたのだから、父が容易に勝訴するだろう。

PLCは危険な状態を解消することができなかった

父親は、厳格責任と同様に、PLCが変電所の運営を中止しなかったと主張することができる。したがって、PLCがフェンスを設置し警告標識を掲示していたにもかかわらず、感電死の危険は残っていたのです。裁判所は、感電死の危険が残っている以上、PLCが危険な状態を解消しなかったと判断する可能性が高い。

コストとベネフィットのバランス

父親は、近隣の住宅地の子供たちが死亡する危険性を排除することの利点が、変電所の操業停止に伴う費用を大幅に上回ると主張することができます。父親は、PLCは変電所の運営を地域の人口密度の低い別の場所に移せばよいと主張することができます。一方、PLCは、変電所は地域社会とその住民や企業に信頼できる電力を供給するために戦略的に配置されていると主張しています。変電所の廃止に伴うコストは膨大であり、不安定な電力による悪影響は地域社会全体に及ぶ。さらに、PLCは高圧変電所の1つを停止しなければならないため、大きな財政的困難を被ることになります。

結論

裁判所は、PLCが子供たちがこの敷地に入出入りしていることを認識していなかったと判断する可能性が高い。したがって、PLCは、魅力的迷惑の原則の下でピーターに負うべき義務に違反していないことになる。父が、PLCが子供たちがこの敷地に入出入りしていることを知っていた、または知るべきだったことを証明したとしても、PLCは、変電所を閉鎖するコストが、同社が直面する経済的苦境、および信頼できる電力が失われることによる地域社会の苦境を上回ることを示す上で、強い論拠を持つことができるかもしれない。

違反 - 合理的配慮

父親は、PLCが変電所の周囲により保護的なフェンスを設置しなかったことについて、合理的配慮義務に違反したと主張することができます。この場合、柵の高さは6フィートで、上部に有刺鉄線が張られていました。父親は、変電所は高電圧を発生させるため非常に危険であり、もっと高いフェンスを設置すべきだったと主張できます。しかし、PLCは、合理的な変電所運営者として行動したと主張することができます。高いフェンスを設置し、その上部には有刺鉄線を張ることで、万が一、誰かがフェンスに登っても、フェンスの上部を乗り越えることができない可能性を低くしているのだ。さらに、PLCは「高電圧危険」と明記した10インチ×14インチの警告標識を目立つように掲示していた。裁判所は、PLCが合理的な保護柵を設置し、変電所の危険性を知らせる警告標識を掲示していることから、PLCの行動は合理的であると判断するものと思われれます。

コーズインファクト

父親は、PLCが高電圧変電所を操作していなければピーターは被害を受けなかったと主張することができる。PLCは、ピーターが鳥を追いかけて変電所エリアに入ったのでなければ、ピーターは感電しなかったと主張することができる。裁判所は、被告の行為が原告の負傷の原因の1つであればよいので、PLCの変電所運営はピーターの負傷の事実上の原因であったと認定する可能性が高い。

近接原因

Proximateとは法的原因のことで、原告の怪我は被告の行為によって予見可能な結果であったはずである。この場合、父は、子供が変電所に忍び込み、変電所に登って感電することは予見可能であったと主張できます。一方、PLCは、子供が高さ6フィートの塀を乗り越え、塀の上部の有刺鉄線を乗り越え、鳥を捕まえるために高さ10フィートの鉄製の支柱を乗り越え、その過程で変電所に落下して感電することは予見不可能であると主張することができます。父親は、フェンスの中に人が入れば感電死することはPLCにとって予見可能であったということであれば、その感電死の経緯はともかく、必要なことであると主張できる。裁判所は、変電所によるピーターの感電死は予見可能な傷害であったと判断する可能性が高い。したがって、PLCによる変電所の運営はピーターの負傷の近因となる。

介在する原因

PLCは、ピーターが鳥を追いかけたことがPLCの責任を免除する介在的原因であると主張するかもしれない。ただし、介在行為は予見できないものでなければならない。

で責任を断つことができます。この場合、父は、子供がペットを追いかけて柵の中に入ることは予見可能であったと主張することができます。したがって、ピーターがペットの鳥を追いかけたことは、ピーターの負傷の介在的原因ではなく、PLCの責任を断ち切るものである。

寄与的過失

PLCは、Peterが鳥を追いかけて柵の中に入ったことに寄与的過失があり、彼の負傷は彼自身の過失によるところが大きいと主張できる。PLCは、同じような精神と知能を持つ12歳の子供なら、フェンスに貼られた警告標識を無視し、有刺鉄線の上にあるフェンスを登ろうとすることはなかったと主張することができる。PLCは、合理的な12歳の子供は警告標識を読んで理解することができる。変電所がもたらす危険性を理解していたと主張することができる。

裁判所は、PeterがPLCの掲示した警告標識を無視したため、Peterに寄与的過失があったと判断する可能性が高い。寄与的過失の管轄では、ピーターの過失によって回復が妨げられるため、父はまったく回復しない。純粋な比較過失の管轄では、ピーターに代わって父が回復する額は、ピーター自身の過失の割合によって減額される。最後に、修正比較過失管轄では、ピーターの過失が50%を超えない場合にのみ、父はピーターのために回復することができる。

リスクの想定

上記と同様に、PLCは、ピーターが警告標識を無視してフェンスをよじ登ることによって危険を引き受けたと主張することができます。ピーターが字を読めなかったり、危険を理解する精神的能力がなかったりしない限り、ピーターが感電死の危険を引き受けた以上、父はピーターのために回復することはできない。

結論

裁判所は、PLCが変電所の運営に過失がなかったと判断する可能性が高い。さらに、ピーターは自身の過失を助長した可能性が高く、感電死の危険性を引き受けたと考えられます。しかし、過失があると判断された場合、父は、医療費や痛みと苦しみなど、ピーターが負った傷害に対する損害賠償を回復することができます。



カリフォルニア州弁護士会アドミッ
ションオフィス

180 Howard Street - San Francisco California 94105-1639 - (415) 538 - 2300
1149 South Hill Street - Los Angeles 90015-2299 - (213) 765 -1500

2009年2月のエッセイ問題とその解答例 カリフォルニア州司法試験

本書は、2009年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	プロフェッショナルの責任	3
2	民事訴訟法	16
3	エビデンス	33
4	不法行為	50
5	契約内容	62
6	事業者団体	77

質問4

消費者保護団体ConsumerProは、不法行為事件で原告を代理する弁護士の名前、住所、電話番号、専門分野を掲載したマニュアルを発行しました。このマニュアルには、弁護士を評価するコメントも掲載されています。このマニュアルは、ConsumerProが会員に配布し、万が一弁護士を必要とする場合に、その選定を支援するためのものです。

このマニュアルには、ポールは自動車事故の訴訟を担当する弁護士として記載されていた。関連するコメントでは、「ポールは救急車を追いかけると評判で、簡単な事件しか扱わないようだ」と書かれている。

PaulはConsumerProを名誉毀損で訴え、名誉の傷害を主張し、一般的な損害賠償を要求した。ConsumerProは、(1) 当該発言は訴訟不可能な意見である、(2) Paulは合衆国憲法に基づく悪意または過失を主張していない、(3) Paulは特別損害の主張をしなかった、および(4) いずれにせよ、当該発言はコモンローに基づく特権である、として、救済が認められる主張を述べないことを理由として、却下するよう申し入れました。

裁判所は、解任の申し立ての各基準についてどのように裁定すべきですか？議論してください。

質問4への回答A

1. 意見陳述は名誉毀損訴訟で訴えられる可能性がある

名誉毀損の主張をするためには、原告は、(1)他者に公表された中傷的な記述(2)を主張する必要があります。ConsumerProは、マニュアルのPaulに関する記述は意見であるため、訴求力のある中傷的な記述ではないと主張しています。これは誤りです。意見の陳述は、合理的な読者または聴取者が、宣言者がその意見に事実上の根拠を有すると信じるに足る理由がある場合、名誉毀損（および訴求可能）とみなされます。ここで、マニュアルを読む合理的な人は、ConsumerProがPaulに関する記述に事実上の根拠を持っていると信じるだけの理由があると思います。読者は、消費者保護団体であるConsumerProが、マニュアルの執筆・出版前に様々な弁護士を調査し、その評判や過去の経験を調査し、この調査プロセスを通じて発見した事実に基づいて主張を行ったと考えるのが妥当である。このような状況下では、意見の表明は訴訟対象となる。したがって、裁判所は、この理由でConsumerProの却下の申し立てを認めるべきではない。

2. 悪意や過失の主張がなくても、ここでの責任は否定されない

発言の主題が公共の関心事である場合、憲法修正第1条は名誉毀損訴訟の原告に対し、上記の要素に加え、虚偽と過失を主張することを要求しています。原告が公務員、公人、または限定公人である場合、原告が証明しなければならない¹のレベルは、被告が悪意または無謀な行動をとったということです。原告が私人である場合は、被告が過失を犯したことのみを証明すればよい。しかし、発言の主題が公共の関心事でない場合、原告は悪意、無謀、過失を証明する必要はない。公共の関心事でない事柄について、過失なく善意で中傷的な記述を公表した場合でも、名誉毀損に対する責任が支持される。

ここで、ConsumerProは、弁護士は公衆にサービスを提供しており、その能力や専門知識は公衆が知るべき適切かつ重要な情報であることから、この主題は公共の関心事であると主張するかもしれない。この主張は失当である。ある仕事をするための個人の資格は、特定の人々（または特定のグループ）には関係するかもしれないが、それが「社会全体にとって」重要な情報であるということは、公共の関心事として適格ではない。したがって、Paulはここで過失（悪意、無謀、過失）を主張する必要はなく、この理由によるConsumerProの却下の動きも却下されるべきです。

3. 特別損害の主張の欠如は、ここでの責任を否定するものではない

名誉毀損事件の中には、上記の要素に加えて、特別損害（すなわち、実際の経済的損害）を主張することが要求されるものもあります。しかし、名誉毀損（書面による誹謗中傷）または中傷そのもの（人の職務遂行能力に関する話し言葉、女性に貞操観念がないとする発言、道徳的に悪い罪を犯したとする発言、人が性病であるとする発言）に関する事件では、原告は特別な損害を主張または立証する必要はない。特別損害賠償は、通常、誹謗中傷を主張する訴状にのみ必要な要素である。ここでは、発言は書面で行われたため、名誉毀損として適切に特徴づけられている。したがって、Paulは特別な損害賠償を主張する必要はなく、この理由によるConsumerProの却下の動議は却下されるべきものである。

注目すべきは、ポール氏が裁判で特別な損害を証明できない場合、相当な金額を回収できない可能性があることですが、特別な損害を主張しないことは、名誉毀損に基づく訴訟を却下する根拠にはなりません。

4. 声明は適格な特権の対象である。

名誉毀損訴訟の抗弁として主張される可能性のある特権には、2つのタイプがあります。絶対的特権と適格特権です。

絶対的特権は、配偶者が他の配偶者に行った陳述、および政府職員（弁護士を含む）がその職務の過程で行った陳述に関して、防御として利用可能です。この特権は、ここでは適用されません。

適格特権は、問題となる発言に社会的に有用な文脈が存在する場合に利用可能です。このような場合、(1) 発言者が発言の真意を誠実に信じ、(2) 発言がその有用な目的に関連し、その目的の範囲内にある場合には、発言は特権を有することになる。例えば、照会先を提供した元従業員が、自分の行った発言を信じ、コミュニケーションに無関係な情報を注入することを控えた場合、名誉毀損訴訟に対して適格な特権による防御を受けることができます。ここで、**ConsumerPro**は、弁護士のサービスを必要とする可能性のある個人に弁護士に関する情報を提供することで、公衆にサービスを提供している。これは、社会的に有用な文脈である。ポールが弁護士であるという発言は

「救急車を追う人」や「簡単な事件しか扱わない」ことは、弁護士を雇おうとしている人がその選択に情報を与えるために知りたいと思うような情報を提供するという点で、マニュアルの目的に関連しています。したがって、適格な特権の防御の後者の要素は、ここではおそらく満たされている。

それにもかかわらず、適格免責を理由とする**ConsumerPro**社の却下の動議は却下されるべきです。事実認定者は、裁判で提出された証拠に基づいて、**ConsumerPro**が陳述の真実について誠実な信念を持っていなかったと認定することができる。もしそうであれば、特権は適用されず、**Paul**は裁判で勝訴することができる。

結論

以上より、**ConsumerPro**社が主張する主張はいずれも正当性がないため、**ConsumerPro**社の解任動議は全面的に却下されるべきです。

質問4への回答B

Paulの解任の動議は、彼の訴状で主張された事実に基づいて評価されます。裁判所は、Paulが主張する事実が真実であると仮定し、Paulが主張する事実に基づいて救済を受ける権利があるかどうかを判断することになります。

第一部：訴求力のない意見とポールへの名誉毀損の基本定義の適用

名誉棄損の定義

PaulはConsumerProを名誉棄損で訴えた。名誉毀損には、原告を誹謗中傷する文章が第三者に公表されることが必要です。中傷的な声明とは、原告の評判に悪影響を及ぼす傾向のあるものです。しかし、意見の陳述は、通常、名誉毀損の定義から除外されます。被告が、その発言が被告に知られている検証可能な事実に基づいているという印象を与えない限り、自分の意見を提供することに対して誰かに責任を負わせることはできません。

第三者への公表は口頭でも書面でもよく、中傷的な記述は何らかの方法で原告以外の誰かに伝達されなければなりません。真実は常に名誉毀損の抗弁となりますが、申し立てられた名誉毀損の種類によっては、原告は陳述の不真実性を証明する責任を負い、被告は肯定的抗弁として真実を提起する責任を負う場合があります。原告がどのような損害を立証しなければならないかは、主張された名誉毀損の種類によって異なります。

ここでPaulは、ConsumerProの声明が中傷的であり、ConsumerProのマニュアルを読む人のグループに対して公表されたと主張している。

中傷的な発言または非難されるべきでない意見

この請求に成功するためには、**Paul**は**ConsumerPro**による彼に対する中傷的な発言を示さなければならない。**ConsumerPro**は、マニュアルに「**Paul**は救急車を追いかけると評判で、簡単なケースしか扱わないようだ」と記載している。**Paul**は弁護士であるため、「救急車を追いかける」という主張は**Paul**の誠実さを損ない、メディアで広まった弁護士に対する固定観念を引き起こしている。この発言は、ポールが事故や病気の直後という弱った状態の人を見つけては、自分を雇うように説得することで、人を利用していることを示唆している。また、「簡単な事件しか扱わない」というのは、ポールがあまり良い弁護士ではない、あるいは怠け者で挑戦することを拒んでいるということを示唆している。この発言は、ポールの評判に悪影響を与えるので、中傷的な発言と見なされる可能性があります。

声明の最初の部分について、**ConsumerPro**は、その声明が単なる訴訟不可能な意見であると主張します。この声明は、特定の事件を扱っていないことを指摘します。たとえば、**ConsumerPro**が、**Paul**が昨日病院で事故の被害者と話しているのを見た、と主張すれば、それは事実の陳述であり、真実か虚偽かのどちらかになるでしょう。この場合、声明はより一般的なもので、ポールが事故の追跡者であるという評判があるというだけです。

Paulは、自分が「救急車を追いかけると評判だ」という主張は、**ConsumerPro**の声明が事実に基づいているような印象を与える、と主張することでしょう。**ConsumerPro**の意見だけで、評判が決まるわけではありません。むしろ、**ConsumerPro**は、ポールについて意見を持つ人たちと話をし、その人たちの大多数がポールを救急車の追跡者だと考えているという印象を与えているのである。

声明の後半部分に関して、**ConsumerPro**は、**Paul**が「簡単なケースしか扱わな

いよう」という声明は訴訟不可能な意見であると再度主張する。この発言は、真実かどうかを証明することができないことを指摘します。

どのケースが簡単で難しいかについては、人によって見解が異なるため、真実ではありません。さらに、ConsumerProは、この声明が事実に基づいているような印象を与えないことを主張する。最初の声明とは異なり、声明の後半部分は、ConsumerProの声明が複数の人の意見に基づいていることを示唆するものではありません。ConsumerProは、ポールの評判に言及する代わりに（これは多くの人の意見を意味する）、ポールが簡単なケースしか扱わないと見做すことで、自身の意見を直接主張している。

裁判所は、ConsumerProの声明の最初の部分は、それが事実に基づいているかのような印象を与えるため、訴訟可能であると結論付けるべきである。この声明は、関連するコミュニティで世論調査を行い、Paulが本当に救急車の追跡者であるという評判を得ているかどうかを判断することで検証することができる。

しかし、裁判所は、ConsumerProの記述の後半部分は、純粋にConsumerProの意見であるため、非訴訟であると結論づけるべきである。上記のように、それは事実に基づいていることを意味するものではなく、真偽を証明することはできない。

結論裁判所は、声明の最初の部分（救急車追跡者としての評判）については、事実に基づいているかのような印象を与えるので、ConsumerProの却下の申し立てを却下すべきである。声明の後半部分（簡単なケースしか扱わない）については、訴訟不可能な意見であるため、却下の申し立てを認めるべきである。

第二部 悪意の申し立て

原告が悪意を主張しなければならないかどうかは、中傷的な発言が公人および公の事柄を扱っているかどうかによって決まります。中傷的な発言が私人および私的な事柄を扱う場合、原告は被告の側にいかなる過失も主張する必要はありません。しかし、その発言が公共の利益となる事柄と私人に関わるものである場合、

原告は以下を主張する必要があります。

と、少なくとも被告側の過失を証明する必要があります。最後に、声明が公共の利益と公人に関わるものである場合、原告は悪意を主張し、証明する必要があります。悪意は、被告がそれが虚偽であることを知っているか、または文の真実または虚偽に無謀で文のどちらかを作ったことを示す必要があります。

結論以下に説明するように、裁判所は、この発言は公共の利益に関わるものであるが、Paulは私人であると結論付けるだろう。したがって、Paulは、ConsumerProの側に過失以上のものを主張することが要求される。彼はそうしていないので、この理由で却下の動議は認められるべきである。

公共の利害に関する事項

公共の利害に関する問題とは、地域社会にとって一般的な関心や興味を引くような話題のことです。ConsumerProは、多くの人々が最終的に弁護士を雇う必要があるため、ステートメントが公共の利益の問題であると主張します。消費者は、どの弁護士が責任を持って自分のケースを処理し、どの弁護士がそうでないかを知ることに強い関心を持っています。ConsumerProは、コミュニティのメンバーがConsumerProという消費者保護団体に参加して、ConsumerProがマニュアルで論じている問題についてより詳しく学んでいるという事実を指摘して、その主張を支持する。人々はわざわざConsumerProが提供する情報にアクセスし、その情報がコミュニティにとって一般的な関心事であることを示唆しています。

一方、ポールは、この問題は公共の利益にはならない、と主張するでしょう。彼は、コンシューマープロはコミュニティ全体の中の一つのグループに過ぎず、消費者保護の問題は本当に限られた関心事であり、少数の人しか興味がないことを示すと指摘するかもしれません。ポールは、消費者問題が本当に公共の関心事であるならば、新聞で取り上げられるはずで、コンシューマープロがマニュアルを発行する必要はないと主張することでしょう。

ConsumerProの声明のトピックは、多くの人々（ConsumerProの会員）にとって興味深いものであり、また、国民全体が弁護士を雇う際に十分な情報を得た上で意思決定を行うことに関心を持っているので、裁判所はおそらくConsumerProによる声明が公共の利益に関わる問題であると判断することだろうと思います。

パブリックフィギュア

公人とは、政治家や映画スターなど、世間の注目を浴びて生活している人のことです。その人は名声を求めたかもしれないし、有名な犯罪者などのように悪名高くなったかもしれない。

ポールは、自分是人目を気にして生活していないので、公人ではないと主張するだろう。事実は、彼が有名な弁護士であること、または彼が特に悪名高いケースを持っていたことを示すものではないので、彼はおそらく記者会見を行うか、テレビに出演することはありません。例えば、弁護士の大会や継続教育のイベントなど、公の場で話すことさえしていることを示すものは何もない。

ConsumerProは、Paulが弁護士として活動することで公人になったと主張するでしょう。しかし、この主張を裏付けるような事実はありません。Paulが世間の注目を浴びようとしたことも、不本意ながらそれを受けたことも、何も示唆していない。したがって、彼は有名人でも悪名高い人でもない。裁判所は、ポールは公人ではないと結論づけるだろう。

Paulは公人ではありませんが、この発言は一般大衆の関心事に関わるものなので、PaulはConsumerPro側の過失を主張する必要があるでしょう。

ポールは過失を主張したのか？

過失を主張するためには、Paulは、ConsumerProがPaulに関する声明を作成する際に合理的な注意を払って行動しなかったことを主張する必要があります。Paulは、声明作成に関連するConsumerProによる特定の行動を主張していない。彼は、声明が作成されたことだけを主張しています。一方、過失は、より多くを必要とします。例えば、消費者保護団体が弁護士のレビューを発表する前に3時間の調査を行うのは標準的なことですが、Paulは、ConsumerProが事実確認作業を行わずに声明を出したと主張することによって過失を立証できたかもしれません。もしPaulがConsumerProが通常の注意基準を下回ったと主張するならば、彼は過失を主張したことでしょう。しかし、彼はそうしなかった。したがって、この理由で却下の動議は認められるべきである。

第3部特別損害賠償

名誉毀損は、主張された名誉毀損の種類によって、様々な損害賠償の要件を伴います。口頭による中傷で傷ついた原告は、その発言が4つの中傷のカテゴリに該当しない限り、特別な損害賠償を主張し証明しなければなりません。しかし、書面による誹謗中傷によって損害を受けた原告は、一般的に特別な損害を主張する必要はない。しかし、名誉毀損が公人に関するものである場合、原告は名誉毀損であっても特別な損害賠償を主張しなければならない。

第2部で説明したように、裁判所は、ConsumerProの声明は公共の利益に関わるものであるが、Paulは公人ではないと結論付けるだろう。Paulは公人ではないので、特別な損害賠償を主張する必要はないだろう。

結論Paulは公人ではなく、特別な損害賠償を主張する必要はないため、この理由による却下の動議は却下されるべきです。

パート4特権？

コモンローでは、情報の自由な流れを保護するために、ある種の発言には適格な特権が与えられています。声明が特権の範囲内にある場合、名誉毀損の原告は、声明がなされたときに発言者が虚偽であることを知っていたことを証明しなければなりません。

発言者または聴衆のいずれかの利益のために行われた発言は、この適格特権の範囲内にあります。例えば、信用報告書の記述は、信用報告書の聴衆の利益のために作成されるため、適格特権の範囲内に入ることになります。公衆は信用報告書の正確性と信頼性を確保することに関心を持っているため、そのような報告書の発行者は適格な特権を受けることになります。この特権は、発行者が声明を作成したときに虚偽であることを知っていない限り、訴訟から保護されるため、誰かの信用に関する傷を公然と正直に報告することを奨励する。

声明は特権の範囲に入るか？

Paulは、弁護士を審査するマニュアルは信用報告書のようなものほど重要ではないため、ConsumerProの声明は特権の範囲に含まれないと主張する予定です。彼は、消費者情報マニュアルの正確性については、他の種類の文書よりも公衆の関心は弱く、特権はConsumerProの声明に適用されるべきではないと主張する予定です。

しかし、ConsumerProは、特権の主張で勝訴するでしょう。ConsumerProの声明は、会員が弁護士を雇う際に十分な情報を得た上で決断できるよう、その会員の利益のために作成されたものです。さらに、一般大衆は、弁護士を雇ったり製品を購入したりする際に、正確な消費者情報にアクセスできることに強い関心を持っています。ConsumerProの声明の正確さは、視聴者にとって重要であり、声明は視聴者の利益のために作成されたので

裁判所は、ConsumerProの声明は適格な特権の範囲内であると結論付けるでしょう。

ポールは虚偽の知識を訴えたか？

Paulは、ConsumerProは声明の最初の部分が虚偽であることを発表時に知っていたに違いないことは明らかであると主張します。この声明は、ConsumerProがポールの評判を判断するために地域社会を調査したかのような印象を与えます。ポールは、救急車を追いかけているという評判はないのだから、ConsumerProが世論調査に基づいてこの声明を出すはずがない、と主張するでしょう。ConsumerProが世論調査を行わなかったのであれば、その声明が誤りであることを知っていたに違いありません。

しかし、Paulは、ConsumerProが声明が作成されたときに虚偽であることを知っていたと主張していないため、ConsumerProが勝訴することになります。この声明が多く意見に基づいていることを暗示していると仮定すると、ConsumerProは、世論調査を行い、Paulが素晴らしい勤勉な弁護士であるという評判を得ていると判断した場合にのみ、その声明が虚偽であることを知ることができたはずである。Paulは、ConsumerProが声明を出した時点で、Paulの評判について良いか悪いかを問わず、何らかの知識を持っていたと主張していない。

結論ConsumerProの声明は適格特権の範囲内にあり、Paulは声明が作成されたときにConsumerProが虚偽であることを知っていたと主張していないため、ConsumerProの却下の動議は許可されるべきである。



カリフォルニア州弁護士会入試部

180 Howard Street - San Francisco California 94105 1639 - (415) 538 - 2303
1149 South Hill Street - Los Angeles California 90015-2299 - (213) 765 - 1500

2009年7月の論文問題とその解答例 カリフォルニア州司法試験

本書は、2009年7月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を取めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為/民事訴訟/専門家責任	3
2	プロフェッショナルの責任	16
3	エビデンス	27
4	憲法	50
5	民事訴訟/救済/専門家責任	66
6	刑事法・刑事訴訟法	82

質問1

パティは、臓器移植のために人間の臓器を運ぶ仕事をしている。1時間でも遅れれば、臓器は移植できなくなる。

デイビッドはタンクローリーでガソリンを長距離輸送している。最近、彼はシティでガソリンを運搬していた。シティにある橋を渡っているとき、彼のトラックは油膜で滑って車道にはまり込み、2時間にわたって両方向のすべての交通を遮断してしまいました。

パティは腎臓の分娩中で、事故が起きたとき、デービッドの数台後ろの橋の上にあった。交通渋滞のため、パティは配達に2時間遅れ、腎臓は移植不可能な状態になってしまいました。その結果、本来であれば支払われるはずの1,000ドルの手数料が支払われなかったのです。

パティは弁護士のアートと連絡を取り、「慰謝料を取られたので、デービッドを訴えたい」と告げた。「パティは弁護士のアートと連絡を取り、デイヴィッドを訴えたい旨を伝えた。デービッドに弁護士料を払う余裕はないでしょう。

アートはこれに同意し、デイビッドに対して過失を証明することはできないと判断し、超危険物に対する厳格責任に基づく請求しかないと考えた。アートは、パティに代わってデイヴィッドを相手取り、パティが失った1000ドルの手数料の損害賠償を求め、この理論に基づく訴訟を起こした。上記の最初の3段落で述べた事実は、訴状の表面にも現れている。

Davidは棄却の申し立てを行いました。裁判所は、訴状には訴因が記載されておらず、いずれにせよ、請求された損害は回復不可能であるという理由で、この申し立てを認めました。そして、Davidに有利な判決を下しました。

そして、デイビッドはパティとアートを悪意ある訴追で訴えた。

1. 裁判所は、記載されている理由でDavidの解任の申し立てを正しく承認しましたか？議論してください。
2. デイビッドがパティとアートに対して悪質な訴追を行った場合、どのような結果になる可能性が高いですか。議論してください。

質問1に対する回答A

パーティは、弁護士のアートを通じて、パーティが交通渋滞のために腎臓を予定通りに届けられなかったことによる損害の賠償を求めて訴訟を起こした。渋滞の原因は、デービッドのトラックが油膜で滑って車道にはみ出したことにある。判断すべき問題は2つあります。第一に、超危険物に起因する厳格責任に基づくパーティの損害賠償請求の訴えを却下した裁判所の決定の妥当性。第二に、デービッドがパーティとアートに対して悪意ある起訴をした場合、回収に成功するかどうかです。

1. Davidの「Failure to State of Action（訴因不存在）」に基づく棄却の申し立てについて

David は、救済が認められる訴因を記載しないことを理由に却下する申し立てを開始しました。代替案として、David は、悪意ある訴追による厳格責任について、David に対する損害賠償は回復可能ではなかったと主張している。救済が認められる訴因の不記載に基づく却下の動議は、連邦裁判所では 12(b)(6) の動議である。この動議は、訴状提出の予備的動議として提出されるか、または答弁書に含まれることがあります。必須当事者の不含有と同様に、裁判前または裁判そのものにおいていつでも提起することができます。この動議は、原告が救済を与えることができる訴因を十分に述べるできなかったことを告発するものである。これは、原告によって述べられたすべての事実が真実であるとみなされることを裁判官が受け入れることを要求し、その後、救済のための十分な根拠が存在するかどうかについての判断を要求します。つまり、原告が訴状で主張したことがすべて真実であったとしても、それは被告に対する訴因を主張するのに十分なのでしょうか？

今回のケースでは、アート側に有利な棄却感情が適切に認められたかどうかを判断するために、パーティのデービッドに対する主張を検討する必要がある。パーティの弁護士であるアートは、デービッドに対して過失相殺の請求は成立しないと判断した。その理由は、デービッドがパーティに対する注意義務に違反する行為を行ったことを示す事実がないため

です。

予見可能な原告トラックの運転に過失があったことを示すものは何もなく、むしろ道路の真ん中にある油膜で横滑りし、その後、トラックがハンドルを切って全車線を塞いでしまったのです。その結果、アートは、超危険物輸送の厳格責任論でパーティの請求を追及することにしました。

超危険物活動に対する厳格責任

超危険物輸送の厳格責任とは、被告が超危険物活動に従事している場合の訴訟である。これは、アクティビティは、その害の危険性は合理的な注意の行使でも軽減することができないように危険である場所です。第二に、その活動は、社会で一般的に使用されていないものでなければなりません。超危険物活動に対する厳格責任クレームにおいて、寄与的過失をまだ保持している管轄区域では、これは厳格責任クレームに対する有効な抗弁とはならない。

今回のケースでは、**David**はタンクローリーで長距離のガソリンを輸送しています。今回のケースでは、彼は市街地を通過してガソリンを輸送していました。ガソリンは非常に可燃性が高く、瞬時に重傷者や物的損害を引き起こす可能性があるため、ガソリンが流出すると危険であり、都市の住宅地でのガソリン輸送は本質的に超危険行為であることに注意する必要があります。このような危険性は、どんなに注意しても軽減されるものではなく、また、住宅地でのガソリンの運搬は、地域社会で一般的に行われている事項ではありません。

しかし、今回のケースでは、**David**がガソリンを橋の上で運搬しているときに、オイリーパッチの上でこけたのです。このオイリーパッチは彼に責任があるというわけではなく、むしろ彼が現場に到着したときにはすでに道路にこぼれていたのです。その結果、彼はこぼれた油膜の上で横滑りし、彼のトラックは車道を横切り、全方向の交通を遮断してしまいました。この妨害により、両方向の渋滞が発生し、2時間の遅れでパーティは臓器提供に遅れをとることになった。しかし、このケースで決定的に異なるのは、ガソリン

の超危険物性がパーティの損害の原因ではないということである。仮に、デビッドがガソリンを満載したトラックを輸送していたとしても

花や子供のおもちゃなど、良質のものを運んだとしても、油膜でスリップし、トラックが高速道路にはみ出し、渋滞の原因となっただろう。超危険物輸送に厳格な責任が認められるためには、損害の性質が超危険物から発せられる必要がある。本件ではこれを満たしていない。ガソリンを輸送するという本質的な危険性については、パーティの損害の原因となるものは何もない。

その結果、仮にパーティが訴状で主張した内容をすべて真実とみなしたとしても、危険物輸送の厳格責任に関する訴因を構成するのに必要な十分な事実を述べていないことになる。したがって、裁判官はデイビッドの却下の申し立てを認めたのは正しい。

パーティの損害賠償は回収不能

さらに、デイビッドは、パーティが訴状で主張した損害は回復不可能であると主張しました。この場合、パーティは、腎臓が活着しているうちに引き渡せたなら支払われたはずの手数料1,000ドルを取り戻そうとしたのである。

すでに述べたように、厳格責任では、損害はその行為に内在する危険性から発生するものとされています。しかし、この場合、パーティの損害は、トラックが油膜の上で横滑りしたことに起因しており、前述のように、これは通常の家財道具を輸送するトラックであっても起こり得ることである。したがって、パーティは厳格責任論に基づく損害賠償を受ける権利を有しない。

彼女の唯一の有効な請求は、予見可能なすべての原告（多数派のカルドーズ理論では、危険地帯にいるすべての原告）に対して適用される注意基準に基づく義務を要求する過失理論に基づくものであったでしょう。そして、義務違反、因果関係（事実上および近因）、損害賠償が必要です。この場合、Davidは、橋に沿って大型トラックを運転する合理的な人の注意基準に従うこととなります。事実関係からは、彼に何ら過失があったとは言えません。

スピードの出し過ぎ、脇見運転など。その結果、パーティは過失を証明することができず、損害賠償を請求することはできない。アートは、過失相殺の主張が無意味であることを理解し、その結果、主張しないことにしたのでしょう。

結論として、裁判所は、訴因不存在を理由にデイビッドの却下の申し立てを認めたのは正しいことであり、いずれにせよ、パーティが適切かつ実行可能な訴因を主張しなかったため、申し立てられた損害は回復不可能であった。

2. デイビッドのパーティに対する悪質な訴追とアートに対する訴追

デイビッドは、パーティとアートの両名に対して悪質な訴追の訴えを起こすことにしました。悪質な訴追の疎明を行うには、原告は、原告に対する民事訴訟手続の開始があったことを示す必要がある。次に、原告に有利な手続の終了があったこと。また、正当な理由の欠如が必要です。さらに、民事訴訟手続の開始が不適切な目的であったこと、そして、原告が損害を受けたことを示さなければなりません。

パーティに対する悪質な訴追のためのデイビッドの訴え

デイビッドのパーティに対する訴訟では、デイビッドは、パーティが異常な危険行為を輸送したことに基づく厳格責任につき、彼に対する請求を開始したことを示すことができます。裁判官が却下の申し立てを認めたので、彼に有利な終了があった。

第三の原則は、訴訟手続が不適切な目的のために開始されたことをデイビッドが示すことを要求する。今回のケースでは、パーティがアートに相談に来たとき、彼女は手数料の損失、つまり腎臓をうまく届けられたら受け取れたはずの1000ドルをデイビッドに訴えたいと明確に思っていた。彼女は、自分が損害を被ったのは、橋の上の渋滞を引き起こしたデイビッドのせいだと考えていた。そのため、提訴の動機が正当な理由の欠如に基づくものかどうかは不明である。素人である彼女には、相当因果関係を判断するための適切な根拠を確認するための法的知識がなかったと思われ、また

は、自分の事件の是非を判断するために、弁護士に相談に来たのです。その結果、裁判所は、パーティがデビッドに対して訴訟を起こすことを決めたのは、アートの法的専門知識を信頼したためであり、訴訟を起こすのに十分な正当な理由があると素直に信じていた可能性があるとして認定する可能性が高いです。

第4の要件は、不適切な目的のために訴訟を起こすことです。この要件は、このケースでは満たされていると思われます。というのも、パーティは、この訴訟には多額の金銭が関わっていないことを認めましたが、彼女はデビッドを懲らしめ、ビジネスから追い出そうとしたのです。その結果、訴訟の主な動機は、損害賠償を回復することではなく、デビッドへの復讐と損害を求めることであった。法制度は、被告に対する復讐を引き出すためや不適切な目的のために民事訴訟で使用されることはないため、これは不適切な目的であると言えます。

最後に、原告は十分な損害を示さなければならない。今回のケースでは、**David**は厳格責任に関する訴訟への対応を迫られ、訴因不存在の申し立てによりこの問題は却下されましたが、それでも**David**が訴訟のために何日も仕事を失う結果になったかもしれません。また、訴訟から身を守ることを余儀なくされることで、職業的・社会的な信用を失うこともあります。しかし、**David**は、損害賠償の原則を満たすために、そのような金銭的損失の証拠を提示しなければならないでしょう。

結論として、デビッドは、パーティが正当な理由なく訴訟を起こしたことを証明できないため、パーティに対する悪質な訴追の訴えは成功しないと思われます。パーティは、厳格責任に関する訴えが有効であるというアートのアドバイスを信頼し、その結果、裁判を起こすに足る十分なメリットがあると考えたと思われます。

Davidのアートに対する悪質な訴追の訴え

また、デビッドはパーティの弁護士アートに対して、悪質な訴追を行ったとして訴訟を起こしました。

この場合も、アートはパーティに対する厳格責任訴訟を起こした弁護士であり、訴因不存在に基づく却下の申し立てを認めた裁判所の決定により、アートに有利な終結があったため、最初の2点は容易に満たされている。

今回のケースでは、原告は、訴訟が相当な理由がない状態で提起されたことを証明しなければならないという第3の原則により、DavidはArtに対してより多くの成功をもたらすと思われます。弁護士は、訴訟遂行に必要な法的技術、知識、準備、能力を有していなければならないとされ、必要な能力義務を負う。このケースでは、アートは、過失の訴訟が成功しないことを認識していたが、それでも厳格な責任に対する請求を追求することにした。これは、彼がDavidに対して提起できる唯一のもっともらしい請求であり、もし彼が厳格責任の要素に基づいて事件の事実を十分に調査しなかったならば、正当な理由の欠如に基づく訴因提起の責任を問われることとなります。一方、Artが、本件について十分な準備と調査を行って、厳格責任による訴因が成立する可能性があること誠実に信じていたのであれば、議論の余地なく、十分な相当性があるといえるでしょう。しかし、前段で述べたように、ガソリンの運搬という超危険物と本件事故との間に関連性はなく、その結果、パーティは厳格責任論に基づく損害賠償を受けることができないことになる。その結果、アートはこのことに気づき、パーティに訴訟を起こすことを勧めるべきだったので、デビッドはアートに対する悪質な訴追の訴訟において、正当な理由の欠如をうまく立証することができるようになるのです。

第4の原則は、訴訟が不適切な目的のために提起されたことを原告が証明することです。今回のケースでは、パーティはアートに対し、この訴訟には大金が絡んでいないことを承知で、単にデビッドを懲らしめ、廃業に追い込みたかっただけだと語った。弁護士は、裁判所と敵対者に対して誠実かつ公平な義務を負っています。彼は、適切に訴訟の原因を調査する必要があります。

は、実行可能な訴因が存在することを確認します。弁護士は、請求に適切な事実関係があり、法的主張が正確であること、および請求が不適切な目的で行われていないことを主張する規則11の申し立てに署名します。今回のケースでは、アートはパーティに不適切な目的で訴訟を起こさないよう助言し、請求の法的根拠と訴因をもたらすのに十分な事実があるかどうかを認識させるべきでした。弁護士の代理人には費用がかかるものであり、アートは単に手数料を稼ぐため、また時間を浪費するために軽薄な請求に応じるべきでなかったのです。その結果、デビッドは、訴因が不適切な目的のために起こされたことを示すことができるようになります。

前述したように、**David**は、訴訟の防御のために仕事を休んだことによる賃金の損失やその他の金銭的損失という形で損害を示すことができれば、損害の要素を十分に証明したことになります。

結論として、デビッドはアートに対する悪質な訴追の請求に成功するでしょう。パーティに対する訴訟は、パーティが訴訟の正当な理由がないことを意識的に知っていたことを証明できないため、成功する見込みはありません。しかし、アートは弁護士としてより高い職業的水準を要求され、十分な法的根拠と事実関係がある場合にのみ訴訟を起こし、軽薄な目的、時間の浪費、相手を困らせるために訴訟を起こすのではないことを確認する倫理的義務があったはずである。その結果、彼は、厳格な責任に基づく不適切な訴訟の提起によって被った損害に基づき、損害賠償を受ける権利を有するというべきである。

質問1に対する回答B

1. パティ (P) 対デイビッド (D) -厳格な責任に基づく訴訟の却下の申し立て

請求の不存在を理由に却下する動きは、それが主張されている当事者に最も有利な光の中で事実を見ます。裁判所はその後、主張されている訴因の一応の事実を維持するために十分な事実が誓約されているかどうかを確認します。裁判所は、訴因の一応の立証を維持するのに十分な事実があるかどうかを確認します。裁判所は、訴因の長所を評価したり、訴状を超えることはしません。

本事例では、PはDに対して超危険行為に対する厳格な責任を請求している。したがって、申立の許可が適切かどうかについては、請求の要素を訴状に照らして評価する必要があります。さらに、裁判所は、主張された損害は回復不可能であるため、本件は棄却されるだろうと指摘した。

厳格責任-超危険物活動

厳格責任とは、過失のない不法行為責任のこと。製造物責任、超危険物、野生動物などの場合に適用される。ここでは、超危険行為についての主張がなされている。厳格責任の要素は、1) 絶対的注意義務、2) その義務違反、3) 因果関係、4) 損害賠償である。

絶対的な注意義務 - 超危険物活動か？

絶対的な注意義務（合理的な保護措置では満たされない義務）があるためには、裁判所はある活動が実際に超危険物であるかどうかを判断しなければなりません。超危険物とは、その活動が、1) 改善策を講じても非常に危険であり、2) 地域社会で一般的に使用されていないものである場合です。これは、裁判長が判断すべき法律問題である。

今回のケースでは、Dはガソリンを満載したタンクローリーを運転していた。Pは、Dがどんなに安全な行動をとっても、タンクローリーは爆発を待つ巨大なガス爆弾である

から、これは危険な行為であると主張するでしょう。Dは、事実が示すように、タンカーが衝突したときに爆発はしていないので、それほど危険ではないと主張することができます。しかし

裁判所は、Pに有利な観点から事実を見るので、タンカーは十分に危険であると思われる。

しかし、2番目の要素がPにとって問題となる。その活動は、地域社会で一般的に使用されていないこと。ここで、Dのタンクローリーはガスを輸送していた。なぜなら、ガソリンは自動車の主要燃料であり、米国で最も一般的な交通手段だからである。さらに、ガソリンは何らかの手段でサービスステーションまで運ばなければならない。タンクローリーは、米国でガソリンスタンドにガソリンを配送する最も一般的な方法であり、唯一の方法とは言い難い。したがって、タンクローリーを運転することは、「シティ」において一般的に使用されている活動である。

したがって、タンクローリーの運転は超危険作業ではないので、義務要素は満たされていない。

違反：義務の要素が満たされていた場合、超危険行為によって引き起こされた損害は十分な違反となる。ここでは、トラックが衝突し、2時間にわたって交通が遮断された。

因果関係

因果関係には、1) 現実（事実）的原因、2) 法的（近接）原因の2つの部分があります。因果関係が認められるためには、両方が満たされる必要があります。

事実上の原因

事実上の原因のテストは、「but for」テストです。これは、被告の行為がなければ、損害は発生しなかったと問うものである。本事例では、Dが橋の上でタンカーを衝突させなければ、Pは配達に遅れることはなく、腎臓は生着し、Pには1000ドルが支払われたはずである。事実をPに最も有利な観点から見ると、事実上の原因は満たされている。

近接原因

近因は、予見可能性の問題である。まず、裁判所は、その活動のどこが危険なのかを問わなければなりません。ここで、ガスが充填されたタンクローリーは、爆発したり火災を引き起こしたりする可能性があるので、危険です。次に、裁判所は、違反を切り分けます。ここでは、橋の上の交通を遮断する結果となった事故が違反となります。最後に、裁判所は、活動の危険性と違反を照合します。もし、両者が一致しない場合、その傷害は、超危険物活動から生じるような種類の損害ではありません。したがって、予見可能性がないことになる。本事例では、爆発や火災の危険と単なる交通渋滞という違反が一致しない。従って、Pの傷害は予見可能でなかった。

損害賠償

厳格な責任は、人身事故や財産事故による損害を補償するものです。今回のケースでは、経済的損害が損害の種類となる。経済的損害とは、逸失賃金や事業機会の喪失など、損失から生じる損害のことである。したがって、Pが補償されるような損害は十分でない。一方、Pは、違反行為により腎臓が損傷したと主張することができる。しかし、その腎臓は彼女のものではなかった。少なくとも、腎臓の提供者または受領者のものである。さらに、人は人体組織に対する所有権を持つことはできません（13th Amendmentを参照）。したがって、Pが十分に疎明するために訴えた人身事故や物的損害は存在しない。

結論

Pは、超危険物活動に対する厳格な責任という訴因を支持するための事実を十分に主張していないため、棄却の動議は適切であった。タンクローリーの運転は、超危険物活動ではない。事故と1,000ドルの損失との間には、近接因果関係がない。さらに、単なる経済的損害であるため、損害賠償の要件は満たさない。さらに、Pの主張する損害は回復不可能であるとした裁判長の判断は正しい。

2. D v. Pとアート (A) -悪質な訴追

悪質な起訴は、適切な目的のために、正当な事件がある場合にのみ、当事者に対して手続が開始されるという利益を保護する不法行為である。その要素は、1) 法的手続きの開始、2) 原告に有利な訴訟の終了、3) 正当な理由の不在、4) 法的手続きを行うための不適切な下心、である。

5) 損害賠償

訴訟手続の開始通常、悪質な訴追は、刑事手続の開始を伴う。しかし、民事手続の開始によっても、訴因は維持される。ここでは、Pは（Aの助言と代理の下）超危険行為に対する厳格責任において1000ドルの損失損害を民事で請求した（上記参照）。Dに対して民事上の訴状を提出した。これは、第1の要素／法的手続の成立を満たすのに十分である。

終了。第二の要素である原告に有利な終了は、訴因不存在で事件が却下されたため、満たされています。これは、Dが却下の申し立てを行ったため、Dに有利な終了となった。この申し立てが認められたことにより、事件は終了した。

正当な理由のないこと

相当な理由とは、有効な訴因が存在すると合理的に信じることである。本事例では、Pは弁護士であるAの助言に依拠し、相当な理由の根拠を形成している。Aは、厳格責任に関するもっともらしい主張があると信じていることを彼女に告げた。弁護士への信頼は、相当な理由の認定を支持する。したがって、Pについては、この要素を満たしていない。

一方、Aは、おそらく正当な理由がなかったと思われる。前述したように、厳格な責任の主張は、疎明するのに十分な事実を欠いていた。最低限の能力を有する弁護士であれば、厳格責任に基づく有効な訴因が存在すると合理的に考えることができないほど、訴状の内容がひどかったというだけである。したがって、Aについては、この要素を満たしている。

不適切な目的とは、正義の目的を除くあらゆる目的のことである。ここで、正当な目的とは、1000ドルを失ったPを再び完全にすることであろう。これは不法行為責任のポイントであり、原告を完全にすることである。今回のケースでは、彼女は "Dに教訓を与えたい" と思っていた。PとAは、Dはより安全なドライバーであるべきなので、これは不適切ではないと主張するだろう。Dは、厳格責任には懲罰的損害賠償がないので、厳格責任は罰するためのものではない、と主張するかもしれない。従って、教訓を与えるというのは不適切な目的である。

さらに、より悪質なことに、Pは、Dが弁護士費用を負担することができず、厳格責任訴訟を起こすとDが倒産してしまうと考えていた。Aは、その裁判を援助することを黙認した。彼女にとって1000ドルは大金ではないが、Dの生計を完全に失うことになるため、これは不適切な目的である。Dに嫌がらせをして損害を与えるだけなので、訴訟の根拠として適切ではない。

抗弁Aは、検察官免責に基づき免責を受ける資格があると主張することがあります。しかし、刑事告訴をする国家検察官の例外があるため、そうはならない。

結論DはおそらくAに対して勝訴するだろう。しかし、Pには正当な理由があるので、Pに対して勝訴することはないだろう。



論文問題とその解答例 2010年7月
カリフォルニア州司法試験

本書は、2010年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する厳選された2つの解答を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為	3
2	プロフェッショナルの責任	22
3	エビデンス	34
4	事業者団体	54
5	刑事法・刑事訴訟法	64
6	共同財産	78

質問1

家の持ち主は、侵入者から身を守るために、ベッドサイドのテーブルに拳銃を置いていました。法令では、"すべての銃器は、完全に密閉され、施錠された安全な容器に保管しなければならない"と規定されている。ホームオーナーの外出中に強盗がホームオーナーの家に侵入し、拳銃を盗みました。

その後、強盗は、シネマの駐車場でパトロンを襲い、その拳銃を使用しました。パトロンは深夜に映画を見た後、シネマから出たところでした。襲撃中、強盗はパトロンに近づき、財布を渡すよう要求しました。パトロンはこれを拒否しました。強盗は拳銃を取り出し、パトロンに向け、"お前は俺を怒らせたから、今からお前を撃つ。"と述べました。

お客さまはショックで気を失い、脳震盪を起こしました。強盗は彼女の財布を奪って逃走したが、その後、警察に逮捕された。シネマは過去数年間、夜間に駐車場で客が襲われる事件が数件あったことを把握していたが、照明や警備員を配置していなかった。

パトロンがホームオーナー、バーグラ、シネマに対して損害賠償請求訴訟を起こすとしたら、どのような理論に基づくか。議論してください。

質問1に対する回答A

パトロン(P)対ホームオーナー(H)

問題は、Pがどのような理論に基づいてHに対して訴訟を起こすことができるかということです。

過失

過失とは、原告が被告が義務に違反して損害を与えたと主張する訴訟である。過失の主張で勝つために、原告は以下を証明する必要があります。

(1) 義務、(2) 違反、(3) 現実原因、(4) 近接原因、および(5) 損害賠償。

(1) 義務

義務は、被告が行使しなければならない注意のレベルを決定します。誰もが他人に危害を加えないようにする一般的な義務を負っています。特定の状況下では、個人はより高い注意義務を負う。Cardozoの多数決テストでは、義務は「危険地帯」にいる人、つまりその行為によって損害を受ける可能性のある周辺の人たちに対して負うことになる。アンドリュースの少数説では、予見可能なすべての原告に対して義務がある。

カルドゾテストを適用すると、Hは、事件が発生したときPは自宅にいなかったのに、Pに対して義務を負っていなかったと主張することになる。アンドリュース・テストでは、Pは、今回のBのように、誰かが銃を使って誰かを撃ったり、誰かを傷つけたり、誰かを恐怖に陥れたりすることは予見できたので、Hは義務を負っていると主張するだろう。Hがどこに住んでいるか、また、空き巣がよく発生する地域かどうかにもよるが、Pは、空き巣が侵入して拳銃を奪うことが予見可能であったと示すことに成功する可能性がある。

裁判所は、銃が人に使用されることは予見できたので、HはPに対して義務を負っているとして、Pに同意する可能性が高いと思われます。

スタンダード・オブ・ケア

次の問題は、注意の基準が何であるか、つまりHがどのように義務を行使しなければならないかということである。

裁判所は、適切な注意の基準を決定します。注意の基準は、物理的な条件や専門的な知識などに基づいて調整されることがありますが、そのようなことはありません。

職業では、裁判所は、注意の基準を設定する際に、精神的または感情的な個人の特性を考慮しません。

この場合、Pは、Hが彼の状況における合理的な人物としての義務、つまり拳銃の所有者としての合理的な注意を払う義務を負うと主張するだろう。Hは、何らかの理由で家に人が侵入することを特に恐れているため、負うべき義務は少ないと主張するかもしれない。しかし、裁判所は注意義務の設定において、精神的・感情的な個人特性を考慮しないので、この主張は失当であろう。また、Hの身体的特徴によって注意の基準が変わるということもなく、Hが専門家であるか子供であるかによって、注意の基準が高くなったり低くなったりすることもないようだ。

したがって、注意の基準は、合理的な拳銃の所有者である。

なお、Hは地主であるが、本件の場合、傷害は自分の土地内の人（B）ではなく、他人（P）に対するものであるから、地主責任の問題はHには当てはまらない。

過失の有無

Pはさらに、過失相殺の法理を発動しようとするかもしれない。過失per seは、裁判所が注意の基準を法令の言葉に置き換えることができるようにする教義です。被告は法令に違反している場合、それは義務の違反を証明するのに十分である。原告はまだ過失の他の3つの要素、実際の因果関係、近接因果関係、および損害賠償を証明する必要があります。過失が適用されるためには、原告は、（1）彼女の被害が、法令が保護するために設計された種類の被害であり、（2）彼女は法令が保護するために設計された人のクラスであったことを証明する必要があります。

この場合、Pは、"すべての銃器は完全に密閉され、施錠された安全な容器に保管されなければならない"と規定する法令を適用しようとするだろう。彼女はこれが注意の基準であると主張するだろう。

第一の要件について、Pは、法令は、拳銃による負傷から人々を保護するために設計されたので、彼女の被害は、法令が保護するために設計されたタイプであると主張するだろう。彼女は拳銃によって負傷した。裁判所はおそらく同意するだろう。

しかし、2つ目の要件については、銃を安全な容器に保管するという要件は、家庭内の子供を保護するためのものと思われるので、HはPがクラス・オブ・パーソンに含まれないと主張するだろう。もしそうなら、銃は「隠れた」場所に保管しなければならないとか、鍵のかかる部屋に保管しなければならないとかいう要件になるかもしれないが、必ずしも「安全な容器」に保管しなければならないわけではないので、盗まれた銃によって被害を受ける人々を保護するものではないように思われる。Pは、この法令はより広範であり、立法趣旨から、銃によって傷害を受ける可能性のあるすべての人々を保護するように設計されていると主張することだろう。裁判所は、おそらくPに同意し、彼女はクラスに入っていたことになる。したがって、ケアの標準は、法令となり、Hは違反していることとなります。Pはまだ過失の他の要素を証明する必要があります。

しかし、裁判所が、法令はPを保護しないと判断した場合、PはBreachを証明する必要があります。

(2) ブリーチ

違反は、被告が上記のように確立された注意の基準を満たしたかどうかを決定します。この場合の注意の基準は、合理的な拳銃の所有者の注意である。

Pは、Hがベッドのそばのドレッサーに拳銃を保管していたからこの義務に違反したと主張するだろうが、合理的な拳銃所有者ならその危険性を認識して、もっと安全な場所に置くはずだ。また、法令を遵守しているはずである。Hは、護身用だからそこに置いておくのは合理的だと主張するかもしれませんが、Pは、ベッドの下に置いておくか、少なくとも、泥棒が来ても使えないように安全錠のようなものをつけておくことができたはずだと主張するでしょう。さらに、Pは、自分が「外出」している間に、盗まれないようにしまっておくべきだったと主張するでしょう。これは、Bがホーム・アラーム・システムを持っていたかどうかによるかもしれません。

裁判所は、違反があったことを認める可能性が高いです。

(3) 実際の因果関係

因果関係は、被告の行為が原告の損害の「しかし」原因である場合に満たされる。複数のものが寄与している場合、被告の行為が "実質的な要因" であれば、因果関係は満たされる。

この場合、Pは、Hが銃を出しておかなければ、Bは銃を手にはなく、損害が発生しなかったのだから、Hの行為が原因であると主張するだろう。Hは、空き巣は人の家で銃を見つける可能性が高いので、たとえ自分の家に銃を置いていなかったとしても、Bはどこかで銃を見つけ、いずれにせよ被害は発生しただろうと主張します。

裁判所は、Hの主張は弱いと判断し、Hの違反が**but-for-cause**であると判断する可能性が高い。

(4) 近接因果関係

次の問題は、Hの違反が近因であったかどうかである。これは、Hの最も強い主張となる可能性が高い。近因は、損害が発生することが予見可能であったかどうか、そしてHに責任を負わせることが公平であるかどうかを決定する。

この場合、Hは、誰かが侵入し、銃を盗み、それを使って他者に不法行為を働くことは予見できなかったと主張することになります。通常、裁判所は、第三者の犯罪行為は、因果関係の連鎖を断ち切ることを意味する「上乗せ介入原因」と判断しています。したがって、Hは、Bの強盗致傷罪が連鎖を断ち切るべきであると主張することになる。Pは、前述したように、家に侵入する際に銃を盗むことが多いので、このような被害が生じることは予見可能であったと主張することになる。家の所有者が危険な地域にいることを認識していた場合、近因が認められる可能性が高くなる。さらに、Hの家が以前にも侵入されたことがあるかどうかとも関係すると思われる。

また、Hは、Pが危険な地域で深夜映画を見て帰るのだから、襲われる可能性は高くなるとして、因果関係の連鎖を断ち切ると主張するでしょう。この主張は、銃で襲われることなく深夜映画を見る人はよくいるので、失敗する可能性が高い。また、Hは、Pが

映画館を出たから怪我をしたのではないとも主張するだろう。

Bが銃を出したのは、彼女が "怒らせた "からであり、そのために彼女を撃とうとしていたのです。もし彼女が財布を渡していれば、彼は銃を取り出さなかつたらう。

したがって、裁判所はHの意見に賛同し、近因を認めない可能性が高いです。

(5) 損害賠償

しかし、もしPが近因を証明することに成功したならば、彼女は損害も証明する必要がある。この場合、Pは、受けた衝撃、脳震盪、そしておそらく精神的な損害が損害であると主張することになる。

損害は、予見可能、確実、不可避であり、かつ、被告の行為によって直接生じたものでなければならない。Pの損害の予見可能性については前述したが、Hは、Pが失神することは予見可能ではなく、むしろ撃たれることが予見可能であったと主張するかもしれない。脳震盪や医療費による損害は確実であるが、休業期間や精神的苦痛などの将来の損害は確実でない可能性がある。Pは、その時間に映画を見ないことで、損害を軽減することができた。因果関係については前述した。

結論

したがって、裁判所は、近接因果関係がないため、H社に過失がなかったと判断する可能性が高いです。

ディフェンス

過失が認められた場合、H社は抗弁を主張することができます。

寄与的過失

寄与的過失はほとんど廃止されています。しかし、裁判管轄がこれを維持している場合、被告は、自分の過失が損害の一因となったのだから、原告は回復を受けるべきではないと主張する。Hは、Pが深夜に映画を見ていて、強盗に財布を要求され、それを渡さなかつたので、Pは自分の安全に注意を払う義務を負っており、それを怠った、と主張することになる。これは、彼女の被害の原因であり、また、財布を与えるために失敗し

た彼女の予見可能な結果であった。しかし、裁判所は、おそらく彼女は警備員ができることを考えるかもしれないので、合理的な人は、必ずしも彼らの財布を与えるだろうことを見つけるだろう。

この場合、Pが、以前から襲撃があった地域であることを知っていたか、強盗が銃を抜く前にBのポケットにあった銃を見たかどうかによって、強盗が武装していないことが分かる。これは、Pが以前にも襲撃があった地域であることを知っていたかどうか、また、Bが銃を抜く前にポケットの中の銃を見ていたかどうかによる。

このような事実から、Pには過失がなかったと思われるので、寄与過失はない。

比較過失

比較過失は、原告の過失の割合によって回収額が減ります。修正比較過失は、原告の過失が被告の過失より少ない場合にのみ回収が可能となる。

以上の理由から、Pに過失はない。

リスクの想定

この抗弁は、既知の危険の仮定を必要とする。これは、Pが危険な地域であることを知っていたかどうかによります。また、Bが武装している可能性があることを知っていたかどうかにもよる。彼女がこれらの事実を知っていたかどうかは不明である。

P v. Burglar (B)

まず重要なことは、Bはいくつかの犯罪行為を犯しているかもしれないが、それらはPが損害賠償の訴えを起こす原因にはならない、ということである。

暴行

暴行は、(1)故意 (2)原告に急迫した暴行への恐怖を与えたことに加え、(3)因果関係、(4)損害賠償を加えたものである。

意図

意図とは、ある結果を引き起こそうとする願望または実質的な確実性のことである。この場合、PはBが "お前を撃つぞ" と言ったので、Pを恐怖に陥れる意図があったと主張するでしょう。彼は彼女を脅して財布を渡させるつもりでやったかもしれないが、少なくとも恐怖を与えることは知っていたはずだ。

電池が切迫していることへの不安

バッテリーとは、有害な無許可の接触である。Pは、Bの行為により、銃を見て、撃たれることを通して、このような恐怖を感じたと主張する。彼女は "ショック "を受けたのである。暴行は、原告が危険を認識していることが必要であり、この場合、Pはそうであった。したがって、この要素は満たされている。

因果関係

Pは、Bの行為が恐怖を引き起こしたと主張し、裁判所もそれを認めるでしょう。

損害賠償

上記のように、Pは、彼女の損害は、彼女の脳震盪、彼女の精神的苦痛、任意の医療費、およびおそらく仕事の時間であると主張します。前述したように、これらは予見可能、不可避、確実、原因であることが必要である。Pは失神を制御できないので軽減することはできず、被害はBの行為によって生じたので、不可抗力と因果関係の要件は満たされている。

確実性という点では、Pが将来の休業期間を証明することはより困難となる。さらに、Bは、失神して脳震盪を起こすことは予見できなかつたと主張する可能性があります。しかし、被告は、原告をそのまま受け止めなければならないので、原告が極度に過敏であろうと、発生し得る損害については、被告に責任がある。したがって、Pは、損害の立証に成功し、裁判所が十分確実であると認める限り、Bからその損害を回復することができる。

結論

Pは暴行の立証に成功する。

バッテリー

バッテリーとは、同意のない有害または不快な接触で、合理的な人にとって有害または不快なものです。この場合、接触はなかったから、これに該当しない。Pが地面を叩いたことは、Bが引き起こしたとはいえ、直接的なものではなかったため、触法には該当

しない。

精神的苦痛の意図的な侵害

精神的苦痛を意図的に与えるには、(1)極端な、あるいは法外な行為が必要です。
(2)故意または無謀に引き起こしたもの (3)実際に極度の精神的苦痛を与えたもの

エクストリームコンダクト

Pは、Bの「俺を怒らせたから撃ってやる」という言葉は極端で非道だと主張する。普通の人なら、自分が死ぬと思うかもしれないのだから、とんでもないことだ。子供のこととか、生活のことを考えたら、大変なことになるかもしれない。だから、これは満たしている。

意図

Bは極度の精神的苦痛を与えることを意図する必要はなく、ただ無謀にそれを行っただけでよい。無謀とは、重過失を超えた極端な無関心を指します。人は、この行為が極度の精神的苦痛を与えることを明らかに知っているはずです。

エモーショナルディストレス

Pは失神したのだからこれを満たしていると主張し、裁判所もそれを認める可能性が高い。精神科医の証言によって補強されるかもしれません。

結論

したがって、Pは、本件不法行為の立証に成功する。

過失による精神的苦痛の侵害

これは、被告が過失で精神的苦痛を与え、それが身体的損害を与えた場合に発生します。Bの行為は故意である可能性が高いので、これは適用されない。しかし、代わりに過失が認められた場合、Pは失神という身体的な症状を呈したので、これが適用されることになる。

動産への転換・不法侵入

コンバージョンとは、原告の財産を意図的かつ極端に妨害することです。

Bは財布を奪うつもりだった。

Pは、Bが彼女の財布を盗んで持ち去り、その中には多くの貴重品が入っていたので、これが適用されると主張する。Bは、彼が警察に逮捕されたとき、彼女は財布を取り戻すことができたので、これは極端ではなかったと主張するだろう、それは代わりに、原告の財産権に軽微な干渉である動産へのトレスパス、だった。これは、Pが財布を取り返したときに、Pの持ち物が全部入っていたかどうかによるかもしれません。彼女は財布が女性にとって特に重要であることを主張するかもしれないので、たとえ短い期間のためにそれを取ることは変換です。裁判所は、Pが無傷で取り戻したのか、それとも永久に破損していたのかで判断すると思われます。警察が返してくれなかった場合は、訴えの内容は転換となります。

誤認逮捕

不法監禁とは、故意に原告を監禁し、あるいは逃亡を阻止することです。これは、合理的な逃走手段がない場合に発生します。Pは、銃を突きつけられていた短時間の間、冤罪であったと主張します。原告は、ほんの一瞬拘束されるだけでよい。物理的に縛る必要はなく、単に銃を突きつけただけで十分である。

Bは、Pが自分を挑発し、「怒らせた」と主張するかもしれないが、これはこの故意による不法行為に対する抗弁にはならない。

したがって、Pは、本訴訟に成功する可能性が高い。

過失

前述の通り、Bの行為は故意であるため、過失は適用されない。

ディフェンス

いかなる抗弁も適用されないと思われる。Dは正当防衛を主張するかもしれないが、Pが彼を攻撃したという証拠は全くない。

P v. シネマ (C)

Pはシネマに対して過失を理由に訴訟を起こすことができます。過失には、前述したよ

うに5つの要素がある。

(1) 義務

義務とは上記のように定義されています。上述したように、より高い義務を負う人々もおり、その1つが土地の所有者である。土地所有者は、その敷地内にいる人を保護する義務を負っています。現代のトレンドは、状況に応じて合理的な注意を払う義務ですが、伝統的なルールでは、義務は、土地にどのような個人がいるかによります。

未発見の不審者に対しては、義務はない。既知の侵入者にはやや高い義務があり、社会的な目的でその土地にいる人にはより高い義務があります。最も高い義務は、利益のために土地上にある "招待者 "として知られている人に負っています。この場合、裁判所は、Pは映画を見るためにそこにいたので、被招待者であり、したがって、ビジネス目的であったと認定することになります。駐車場はシネマに属するので、Cは土地の所有者であり、被招待者としてPに義務を負った。

土地の所有者は、被招待者に対して、危険な状況がないか点検し、安全にする、あるいは警告する義務を負います。

さらに、カルドーズテストまたはアンドリューステストのいずれかを適用すると、Pは危険地帯（駐車場）におり、彼女は予見可能な原告であった。

(2) ブリーチ

違反の定義は上記のとおりです。

この場合、Pは、Cが顧客を保護しなかったことが違反であると主張することになる。Pは、Cが照明、警備員、あるいは敷地を保護するためのフェンスのようなものを設置すべきだったと主張するだろう。また、Cは客に警告を発することもできたはずであり、Pがそれを知っていれば、より警戒しながら駐車場を歩くことができたはずである。彼女は財布を渡すことを拒否しなかったかもしれない。

したがって、違反があった。

(3) 実際の因果関係

Cは、Cがセキュリティシステムを導入していたとしても、空き巣やPの失神は発生したかもしれないので、Cの行為は原因外であると主張する。しかし、裁判所は、Cが何らかの防犯対策をしていれば、確かにこの事象を防ぐことができたと判断する可能性が高い。

(4) Proximate Causation

(近接因果関係) これ

は上記のように定義されています。

Cは、第三者の犯罪行為によって因果関係の連鎖が断ち切られたと主張する。しかし、このことは、リスクが土地所有者に知られていた場合には、土地所有者を責任から守ることはできない。この場合、Cは、過去数年間に駐車場が襲撃されたことを「数回」知っていたことになる。Cは、それらが長年に渡って分散していたと主張することができる。また、最近治安が良くなったとか、警察の取り締まりが厳しくなったので心配する必要がなくなったという証拠を提出することもできる。しかし、このような証拠がない場合、Pは、「何度も」襲撃があったのであれば、Cはもっと何か防御すべきだった、と主張するだろう。特に、Cは、犯罪が発生しやすい深夜に映画を上映しているため、再び襲撃される可能性があることは予見可能であった。

Bが銃を盗んだことは、襲撃の前に起こったことなので、これには影響しない。強盗が銃を所持していることは、その入手方法に関係なく予見可能である。また、銃を怖がる人が多いので、被害者が失神して脳震盪を起こすことも予見できる。

裁判所は、おそらくPに同意し、予見可能であったため、近因を認めるでしょう。また、Cは危険を回避し、このような事態を防ぐことができる最善の立場にあったため、裁判所はCに責任を負わせることが妥当であると判断することでしょう。顧客は、事業者が自分を守ってくれることを頼りにしている。Pは、コモンキャリアになぞらえて、顧客は自分自身を保護するために彼らの手に委ねるのだから、企業も注意義務を負うべ

きだと主張することができる。

(5) 損害賠償

損害賠償の分析も上記と同様であり、同じ基準で裁判所が判断することになります。

ディフェンス

上記のとおり、寄与的および比較的過失、危険負担の抗弁は適用されません。

質問1に対する回答B

パトロン対ホームオーナー

過失の有無ベッドサイドのテーブルの上に拳銃を置いたまま

Patronは、Homeownerが法令で指示された安全な鍵付きコンテナに拳銃を保管しなかったことに過失があったと主張する。過失の訴えで勝訴するには、Patronは、Homeownerが彼に義務を負い、彼がその義務に違反し、その違反がPatronの傷害を引き起こし、彼が損害を被ったことを証明する必要があります。

義務

カルドーズの見解では、義務は予見可能な原告に対してのみ負わされます。アンドリュースの見解では、義務は全世界に対して負わされる。この場合、Patronは、泥棒が安全装置のない拳銃を盗み、それを使って強盗などの犯罪を犯すことは予見可能であったと主張することになる。

過失の有無法令違反

法令が特定の行動を禁止している場合、その法令違反は、害が法令が防止するように設計されている種類のものであり、原告が法令が保護するように設計されている人々のクラスの中にあるとき、注意の基準の違反を立証する。この場合、Homeownerは、この法律は、小さな子供が危険な銃に手を出して自分自身や他人を傷つけることを防ぐためのものであると主張するだろう。しかし、パトロンは、この法令は、泥棒や犯罪者が犯罪を永続させるために使用する武器を入手することを防ぐためにも設計されていると説得力のある反論をすることができる。この法律の立法経緯は、法律の目的を明らかにするものである。もし、この法律の目的が、犯罪者が安全でない武器を盗むことを防ぐことにあるならば、犯罪被害者であるパトロンは、この法律が保護するために作られたクラスに属することになり、ホームオーナーの違反は、過失を立証することになるであろう。

合理的な人なら銃を確保しただろう

あるいは、パトロンは、たとえ法令がなくとも、ホームオーナーが強盗が容易にアク

セスできる場所に銃を放置したことに過失があったと主張することもできる。彼は、合理的な人であれば、銃が目立ち、泥棒に盗まれることを予見していたと主張するでしょう。 また、単なる

ホームオーナーが侵入者を防ぐために所持していた銃の存在は、ホームオーナーが実際に凶悪犯罪者が家に侵入する可能性を予見していたことを示している。

ブリーチ

ホームオーナーがベッドサイドテーブルに銃を置いていた。銃が鍵のかかった引き出しに保管されていた形跡はなく、むしろテーブルの上に出してあった。したがって、彼は法令に違反した。

因果関係

原因(But-for-Cause)。ホームオーナーが銃をテーブルの上に置いたことが、**Burglar**が**Patron**に暴行を加えた原因である。もし彼が銃を鍵のかかる容器に保管していれば、**Burglar**はその銃にアクセスできなかったはずだ。

近接原因。ホームオーナーは、**Burglar**の家に侵入し、**Patron**に強盗を働くという犯罪行為が介在したことが、**Patron**の傷害の上位原因であると主張することでしょう。しかし、犯罪者による介入行為は、予見可能であれば、因果関係の連鎖を中断することはない。上述のように、犯人が家に侵入し、無防備な別の被害者に銃を使用することは予見可能であった。したがって、**Homeowner**の主張は失当であろう。

損害賠償

Patronは**Burglar**が強盗をした結果、ショックと脳震盪を起こした[sic]。したがって、**Burglar**の行為が、拳銃を固定しなかったという**Homeowner**の過失の予見可能な結果であれば、**Homeowner**は**Patron**の負傷に対して責任を負うことができる。

パトロン対空き巣

強盗は駐車場でパトロンに立ち向かい、彼女の財布を要求しました。**Patron**が拒否すると、強盗は**Patron**に銃を向け、脅しました。**Patron**は気を失い、脳震盪を起こし、**Burglar**は彼女の財布を奪って逃走しました。

暴行

暴行罪の疎明は、(1) 被告が、原告に差し迫った有害または攻撃的な危険の合理的な恐れを抱かせる行為をしたときに満たされる。

接触、②被告に原告を不安に陥れる意図があったこと、③因果関係があること。暴行を構成するためには、単なる言葉ではなく、何らかの物理的行為が必要である。

ここで、バーグラーは拳銃を抜き、"You made me mad, so now I'm going to shoot you."と述べた。彼の言葉は、銃をパトロンに向けることと相まって、パトロンに、バーグラーがすぐにでも自分を撃とうとしているのではないかという不安を抱かせた。さらに、バーグラーは、パトロンに自分が撃つと思わせる意図を持っていた。この行為により、パトロンは失神し、脳震盪を起こしました。したがって、バーグラーは暴行罪の責任を負う可能性があります。

バッテリー

バッテリーとは、(1)原告の身体に対する有害または不快な接触、(2)被告による接触させる意図、(3)因果関係から構成されます。

ここでは、気絶したパトンの身体からバーグラーが故意に財布を取り上げた。誰かの身辺から物を取ることは、攻撃的な接触要素を満たします。さらに、バーグラーが彼女の財布を押収したとき、パトンが意識を失っていたかもしれないという事実は、彼が引き起こした接触の不快感を否定するものではありません。したがって、彼は強盗の責任を負うことができます。

動産への不法侵入

動産侵害は、被告が(1)原告の動産の占有を妨害し、(2)占有を妨害する行為を行う意思があり、(3)妨害を起こし、(4)原告が損害を被った場合に発生します。

ここでは、強盗はパトロン財布をつかんで逃げ、彼女の所有権を妨害した。彼は意図的にそうしたのです。その後、警察が強盗を逮捕しました。彼がまだ財布を持っていて、それがパトロンに返された場合、彼女は一時的に所有権を失ったことによって生じた損害を回復することができます。

変換

轉換は、被告が (1) 原告の動産の占有を妨害し、その妨害が全額の支払いを保証するほど広範である場合に発生する。

動産の価値、(2) 占有を妨害する行為を行う意図、(3) 妨害を引き起こす。被告の行為が動産に対する支配・管理の行使に相当する場合、転換が認められやすい。

ここで、**Burglar**は、**Patron**から所有権を完全に永久に奪う目的で財布を押収しました。その後、強盗が警察に逮捕され、財布がパトロンの所有に戻った場合、彼女は全価値を得ることができないかもしれません。しかし、強盗が逮捕される前に財布を処分した場合、パトロンは強盗が財布を押収した時点の財布とその中身の価値を全額回収することができます。

精神的苦痛の意図的な侵害

精神的苦痛の意図的な侵害は、被告が(1) 深刻な精神的苦痛を与える意図を持って(2) 極端かつ非道な行為を行い、または深刻な苦痛を与える可能性に関して無謀である場合、(3) 因果関係、(4) 損害：深刻な精神的苦痛、になります。

強盗がパトロンに銃を向け、財布を要求し、彼女を撃つと言った行為は、「文明社会における良識の範囲を超えた」行為である。窃盗と深刻な身体的傷害を負わせる脅迫は、極端で耐え難いものです。強盗は明らかにパトロンに精神的苦痛を与えるつもりで、銃で脅して威嚇することで財布を渡すよう説得することを望んでいたようです。パトロンはショックで気を失い、脳震盪を起こしました。彼女は、この強盗事件の後、夜間に一人で外出することへの恐怖を含め、精神的苦痛を受ける可能性が高い。したがって、彼女はこの理論で勝訴することができます。

過失による精神的苦痛の侵害

また、**Patron**は、**Burglar**との出会いによる精神的ストレスの結果、身体的損害（ショックと脳震盪）を受けたので、過失論に基づく勝訴も可能です。しかし、**Burglar**の行為は、彼女の精神的苦痛に関して少なくとも無謀であったため、彼女は過失の理論に頼る必要はないでしょう。

まとめると、Patronは、彼女の身体的傷害、精神的苦痛、および財布の剥奪を回復することができます。

パトロン対映画館

招聘者の安全確保義務

パトロンは、シネマが所有する駐車場で、深夜に映画を鑑賞した後、シネマから出ようとしたところ、強盗に遭った。彼女は、Cinemaが駐車場に照明や警備員を配置しなかったことで、被招待者として彼女に負うべき注意義務に違反したと主張することになります。

土地所有者の経済的利益のために土地に入る者、または一般公衆の一部として敷地内に招かれた者は被招待者である。Patronは、公衆に開放されているCinemaの敷地に入り、お金を払って映画を観たので、被招待者であった。Cinemaの被招待者に対する義務は、人為的または自然的な潜在的危険性を知り、合理的な検査で発見できる場合は、それを安全にする、または警告することである。

シネマは、過去に何度か駐車場で客が襲われたことがあることを知っていながら、照明や警備員を配置することを怠っていた。脅威はシネマに知られていたもので、セキュリティを強化するための合理的な努力をする義務があったのです。

過失

映画館は、過失論（上記参照）に基づく責任も負うことができる。注意義務は、予見可能なすべての原告に対して負っており、Patronは、暴行の危険があることが知られている地域で深夜に映画館を出ていたため、犯罪の予見可能な犠牲者であった。合理的な映画館の所有者であれば、犯罪を阻止するために警備員か明るい照明のいずれかを提供したでしょう。照明の提供は[かなり]低コストであり、安全性を著しく向上させるだろう。従って、シネマがそれをしなかったのは義務違反である。

警備員がいれば、あるいは明るい照明が逮捕のリスクを高めるならば、強盗はパトロンを攻撃する勇気を持たなかつただろうから、照明や警備員の不在は攻撃の偶発的な原因であった。

近接原因。Cinemaは、Burglarの意図的な不法行為および犯罪行為がPatronの負傷の上位原因であると主張します。しかし、上述のように、被告は、その過失がその後の犯罪行為のリスクを増大させる場合に責任を負うことができる。ここでは、他の客への攻撃が知られていたにもかかわらず、照明や警備員を提供しなかったことが、強盗の実質的な原因であったといえる。

共同・連帯責任

連帯責任を認めている司法管轄区では、原告は、独立して行動しているか、協力して行動しているかにかかわらず、2人以上の被告の不法行為の組み合わせによって、一つの不可分の損害が生じた場合に、その損害の全額を回収することができる。この司法管轄区が連帯責任に従っている場合、Patronはどの被告からも回復することができ、互いに寄与を求めることができる。



カリフォルニア州弁護士会アドミッシ
ョンオフィス

180 Howard Street - San Francisco California 94105 1639 - (415) 538 - 2303
1149 South Hill Street - Los Angeles 90015-2299 - (213) 765 - 1500

2011年2月の論文質問とその回答（抜粋） カリフォルニア州司法試験

本書は、2011年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する選択解答2問を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	遺言と相続	3
2	憲法	15
3	不動産	25
4	不法行為	36
5	ビジネス・アソシエーション／プロフェッショナル ・レスポンシビリティ	52
6	救済措置/エビデンス	65

質問4

Gayleは16歳で、学区内の高校に通っている。

ある日、ゲイルの担任教師は、いつものように授業時間の最初の10分間、教師用ラウンジでくつろぎ、生徒を監視の目から遠ざけていました。学区は以前からこの教師のやり方に気づいていたが、何もしていなかった。

その日、先生のいない隙に、ゲイルは授業を抜け出し、学校を出て行った。彼女は車に乗り込み、大人の友人フランシスの家へ向かった。ゲイルはフランシスと、10ドルで絵画を運ぶのを手伝う約束をしていた。

フランセスの家に着いたゲイルは、不注意にも車を縁石から数メートル離れたところに止め、家の中に入っていった。後で出てきた彼女は、絵画を車に運んでいた。パトカーに乗った警察官のポーラがゲイルの車を発見した。フランシスはパトカーを見つけ、ゲイルに "早く、車を縁石にどける" と言った。

ゲイルは、ポーラが車に向かって歩いているときに、自分の車に飛び乗った。突然、ゲイルは見境なく車を縁石に向けて振り出し、ポーラに衝突して重傷を負わせた。

病院に搬送されたポーラのもとに、夫のハリーが訪ねてきた。ポーラの容態にショックを受けたハリーは、転倒して腕を骨折してしまった。

1. Paula は、(a) Gayle、(b) Frances、および (c) School District に対して、どのような理論に基づいて損害賠償請求訴訟を起こすことができるか、また、その可能性はどの程度あるか。議論しなさい。
2. ハリーはどのような理論に基づいて、どのような被告に対して損害賠償請求訴訟を起こすことができるか、また、どのような結果になる可能性があるか。議論してください。

質問4への回答A

1. ポーラは以下の被告に対して、どのような理屈で損害賠償請求訴訟を起こすことができますか。

(a) ポーラ・ヴェイ・ゲイル

過失

過失の場合、原告は、被告が原告に対して注意義務を負っていることを示さなければなりません。また、被告の行為が原告に対して負うべき注意の基準に違反し、その違反が原告への傷害の実際的かつ近似的な原因であったことを示さなければなりません。原告は、過失のケースで回復するために損害を示すことができなければなりません。

注意義務

被告は、予見可能なすべての原告に対して注意義務を負う。カルドーズの見解では、予見可能な原告とは、危険の範囲内にいる人たちである。アンドリュースの見解では、テストはより広く行われ、すべての原告が予見可能な原告であるとみなされます。この場合、ポールは道路を走るドライバーとして、縁石から道路に大きく離れて駐車していたゲイルの車を含む道路上の他の車の危険地帯内にいたため、カルドーズの見解では予見可能な原告であった。同様に、すべての原告は予見可能であるため、**Andrews**の見解では **Paula**は予見可能な原告となる。

警察官の例外

警察官や消防士のような特定の職業のメンバーは、彼らの仕事のリスクに内在する傷害のために回復することはできません。ゲイルは、パトロール車両を持つ警察官として、誰かの車に轢かれるのリスクは、仕事に固有であると主張するかもしれません。ポーラは、車にはねられることは、路上で誰もが取る一般的なリスクであり、警察官であることと一緒に来る特別なリスクではないことを主張するだろう。もしポーラが成功したら

例外を反証するためには、ゲイルが期待される注意の水準を下回る行動をとったことを証明しなければならない。

スタンダード・オブ・ケア

注意の基準は、被告が原告に負うべき特定の注意義務を決定するため、被告が義務に違反したか、義務を遵守したかを判断することができる。一般的に、過失の訴訟では、原告は、原告の立場にある合理的に慎重な人の注意のレベルを行使する必要があります。**Gayle**は子供なので、子供基準を用いるべきと主張するでしょう。子供基準では、子供は年齢、知能、教育、経験が類似した子供のレベルの注意を払わなければなりません。**Paula**は、**Gayle**が大人の活動に従事していたため、大人基準を適用すべきと主張するでしょう。車の運転は大人の活動であるため、**Paula**は正しく、裁判所は**Gayle**を彼女の立場で合理的に慎重な人の基準に保持します。

ブリーチ

Paulaは、**Gayle**が注意の基準を下回って行動することによって、彼女に負うべき義務に違反したことを示さなければなりません。ポーラは、ゲイルが遠く離れて縁石から駐車して彼女に義務を破ったと主張し、突然、見ずに、縁石に彼女の車をスイングします。これは、合理的に慎重なドライバーは、他の車両を探すために、道路上で車を動かす前に、常に両側を見るので、不当です。さらに、**Frances**が**Gayle**に警察官がいることを告げ、車を動かすよう勧めたので、**Gayle**は**Paula**が近くにいることを知っていました。したがって、この要素は満たされている。

因果関係

被告が責任を負うためには、その違反が原告の損害の現実的かつ近接的な原因である必要があります。

実際の原因

ある行為が原因である場合、その行為は傷害の現実的な原因となる。被告の行為がなければ傷害が発生しなかった場合、現実の因果関係の要素が満たされます。

Paulaは、Gayleが車に飛び込み、見境なく縁石に向かって車を振り回したおかげで、PaulaはGayleの車に轢かれず、怪我もしなかったと主張するでしょう。裁判所はこれを認めるであろう。なお、FrancesがGayleに車を動かすよう怒鳴った行為は、Gayleの過失行為の前に生じたものであるため、Gayleの責任を断つ上乗せ力とはならない。したがって、この要素も満たされている。

近接原因

また、被告は、その行為が近因であることを証明しなければなりません。近因となるには、その行為が行われた時点で予見可能であったことが必要です。ここでは、直接原因のケースであった。Gayleが車を縁石の方に振り出した途端、Paulaが轢かれて怪我をした。Gayleの責任を断つような上乗せの介在行為はなかった。したがって、Gayleの違反はPaulaの負傷の現実的かつ近似的な原因であり、Paulaが損害を証明できれば、彼女は回復するだろう。

損害賠償

原告は自分の損害を証明しなければならない。卵の殻」原告ルールのもとでは、被告は原告をそのまま受け止めなければならない、特定の原告から考えると驚くほど大きな回復力があっても責任を負わなければならない。ここで、PaulaはGayleの車から負傷した。

補償的損害賠償

補償的損害賠償の目的は、怪我が起こらなかつたら原告がいたであろう位置に立たせることです。ポーラは、病院での怪我の治療費だけでなく、怪我に対する一般的な損害賠償を回復することができます。もし彼女が収入を失ったのであれば、確実性、回避可能性、および軽減の原則に従って特別損害賠償を回復することができます。

ディフェンス

これらの原則を認める司法管轄区において、Paulaに寄与的過失、危険負担、比較過失があったとは認められないため、適用できる抗弁はありません。

結論

Gayleは**Paula**に対して過失責任を負い、**Paula**は上記の損害を回復することができます。

(b) ポーラ・ヴァン・フランセス

過失

Paulaが**Frances**に過失責任を負わせるためには、上記と同じ要素を証明する必要があります。

注意義務・基準

Paulaは路上の運転手として危険地帯にいたため、**Cardozo**の見解では予見可能な原告であった。**Frances**が**Gayle**に車を動かすように言ったとき、**Paula**が危険地帯の中にいたことは予見可能であった。この基準ではすべての原告が予見可能であるため、**Paula**も**Andrews**の見解では予見可能な原告である。**Frances**は成人であるため、彼女の立場にある合理的な慎重さを持つ人がするようなレベルの注意を払わなければならない。**Paula**は、**Frances**が大人として**Gayle**を監督し、**Gayle**が不注意に車を縁石から遠くに駐車しないようにし、車を縁石に移動させようとするときに注意するようにすべきだったので、**Frances**は**Paula**に対して注意義務を負っていると主張するでしょう。また、**Frances**は**Gayle**が学校をサボっていないことを確認する義務があったと主張することもできます。

Francesは、肯定的に行動する義務はないと主張する。フランシスは、成人の友人として、ゲイルの行動に対して責任を負わないので、ゲイルを監督する義務はない。積極的に行動する義務が生じるのは、親密な関係（通常は家族関係）がある場合、被告が原告を危険にさらす場合、被告が原告を救出することを引き受ける場合、法律や法令によって課された義務がある場合のみです。また、雇用主が従業員に対して代理責任を負う場合にも義務が発生します。

双務的責任

Paulaは、GayleがFrancesに絵画を移動する際に10ドルを支払うと約束したため、GayleはFrancesの従業員であり、Gayleは代理責任を負うと主張するでしょう。

ゲイルの不法行為雇用主は、従業員が雇用の範囲内で行為を行っている間に不法行為を行った場合に、付随的責任を負うこととなります。このケースでは、**Gayle**が車に絵画を積み込んでいたところ、**Frances**が**Gayle**に違法駐車している車を警察に見られないように車を移動するように言いました。**Gayle**は**Frances**の雇用の範囲内で行為を行っていたため、**Frances**は**Gayle**の過失による不法行為について、代理責任を負う可能性がある。

ブリーチ

Paulaは、**Frances**が従業員に道の真ん中に駐車することを許可し、警察を避けるために車を移動するように言ったことによって義務に違反したと主張するでしょう。彼女は、**Gayle**が車を縁石に向かって素早く移動させたことによって誰かが怪我をした可能性があるため、これは不当であると言うでしょう。しかし、ゲイルは、仕事をするためにフランシスの家に到着する前に、従業員が車を駐車する方法を確認する義務はありませんでした。

しかし、**Frances**は従業員の不法行為に対して代理責任を負うため、上記のとおり、**Gayle**と同様に**Paula**の傷害と損害に対して責任を負うこととなります。**Frances**は**Paula**に対して独自に負うべき義務に違反していないため、上記で分析した**Gayle**の過失に対してのみ責任を負うことになり、因果関係や損害の分析を続ける必要はない。

(c) ポーラ対学校区の過失

注意義務・基準

上記と同じルールがここでも適用されます。すべての原告は予見可能であるため、**Andrews**の見解では、**Paula**は予見可能な原告であった。**Cardozo**の見解では、**Paula**が危険地帯にいたかどうかはあまり明確ではありません。**Paula**は、**Gayle**が車で下校し、**Paula**は道路を走るドライバーであったため、**Paula**は危険地帯にいたと主張することでしょう。学校区は、**Paula**が学校の敷地内、またはその近くのどこにもいなかった

ので、**Paula**は危険地帯にいなかったと主張するかもしれません。さらに、**Gayle**は16歳であり

は、おそらく自動車の運転免許を取得しているものと思われます。したがって、学校が免許を持つ運転手から第三者を保護する義務を負うべきことは明らかではない。しかし、生徒は、学校の授業時間中は学校に保護されているため、学校にいるべき時間になく子供が第三者に怪我をさせることは予見可能である。したがって、**Andrews**と**Cardozo**の両方の見解に基づき、**School District**は**Paula**に対して義務を負っていた可能性が高い。

学区は、他の合理的に慎重な学区の注意義務を負っていた。

双務的責任

学区自体は不法行為を犯していないため、ポーラは代理責任論で責任を追及することになる。前述したように、雇用主は雇用の範囲内における従業員の不法行為に対して責任を負います。**Gayle**の先生は、授業時間中、ラウンジでくつろいでいた。授業はすでに始まっていたので、生徒を監視なしに放置した時点で職務の範囲内であり、**School District**は代理責任を負うこととなります。

ブリーチ

Paulaは、**Gayle**の教師が**Gayle**のクラスを監督なしで離れることを故意に許可したとき、**School District**が**Paula**に負うべき注意義務に違反したと主張します。これは、高校生の子供たちが監督される必要があるため、不当です。学校側は、**Gayle**は16歳であり、ほぼ成人であるため、10分間だけ監視の目を離したことは不当ではないと主張します。しかし、学校は、親が他の時間帯の子供に責任を持つと同じように、学校時間帯の生徒に責任を持つので、**Gayle**の教師、および代理責任による学区は、おそらく義務違反があったのだと思います。

実原因／近因

監督に過失がなければ**Gayle**は敷地から出ることを許されなかったため、**School District**は**but for cause**であった。スクールディストリクトは、ゲイルの教師への殴打の行為が偶発的なものであったため、教師は偶発的な原因ではないと主張します。

は上乗せ介入行為である。生徒が学校を出て、過失運転で警察官に突っ込むことは予見できなかったため、School Districtは責任を負わず、Paulaは損害賠償を請求できない。

ディフェンス

上記と同じ理由で、抗弁はありません。

2. ハリーの理論

過失による精神的苦痛の侵害

精神的苦痛の過失による侵害を主張するには、ハリーは被告に過失があったこと、ニアミス状況の一部であったこと、または近親者の負傷を目撃した現場の傍観者であったことを示す必要があります。また、身体的損傷の何らかの兆候を示す必要があります。

ゲイルとフランシスに過失があった。ハリーは自分自身がニアミスの状況にあったわけではなく、現場に居合わせた傍観者でもない。身体的な傷害を負ったものの、事故現場ではない病院でポーラに会うまで倒れていなかったため、傍観者の精神的苦痛を訴えるには不十分である。

質問4への回答B

ポーラ・ヴェイ・ゲイル

過失

PaulaはGayleに対する過失の請求について正当な訴因を有している。過失を一応立証するために、PaulaはGayleがPaulaに義務を負い、(2) その義務に違反し、(3) その違反がPaulaの負傷の事実上の原因および近因であり、(4) Paulaが損害を受けたことを示す必要があります。

義務

カルドーズの基準では、原告は自分の行為の予見可能なすべての被害者に対してデュー・ケアの義務を負います。より広範なアンドリュース基準では、原告は世の中のすべての人に注意義務を負います。法律では、「相当な注意」とは、合理的な慎重さを持つ人の注意と定義されている。しかし、ゲイルはまだ16歳なので、より低い基準、つまり、同じような年齢と経験を持つ合理的に慎重な人の基準に従うべきだと主張するでしょう。しかし、Paulaは、Gayleが自動車の運転という大人向けの活動に従事していたのだから、法律がGayleの年齢を例外とすべきではないと主張するでしょう。裁判所は、大人の活動に従事する子どもは、合理的な人の注意を払ってそれらの活動を実行しなければならないと一貫して保持しているので、ゲイルは彼女の年齢を考慮するためにケアの彼女の基準を下げることはできないでしょう。

ブリーチ

被告の行為が注意の基準を下回る場合、義務違反とみなされる。ここで、Gayleは「突然」「見ずに」車を縁石に向けて振り出したが、これは明らかに注意の基準を下回る行為である。自動車は本来、危険で重いものであり、適切な視覚と注意が必要である。また、Francesがパトカーを発見し、Francesに「早く、車を縁石に寄せて」と言ったことから、Gayleは誰かが来ることを察知したと思われ、見もしないで突然、車を動かしたことはより不合理な行為であると言える。この点については、Paulaは問題なく立証

できるだろう。

もうひとつの違反理論は、合理的な人なら縁石の隣に駐車するはずのところ、**Gayle**が「不注意に」縁石から離れすぎて駐車したことが違反にあたるとするものです。

因果関係

裁判所は伝統的に、因果関係の要素を、(1) 事実上の原因、(2) 近因の2つに分けています。事実上の原因の下では、伝統的なテストは、被告の違反が「なかったならば」損害が発生したかどうかということである。近因の下では、損害が違反の予見可能な結果である場合、損害の近因と言われることになる。この場合、**Paula**は、事実上の原因と近因の両方を立証することができるだろう。**Gayle**が素早く**Paula**に車を向けたという事実がなければ、**Paula**に「衝突して重傷を負わせる」ことはなかったでしょう。近因については、自動車を運転する際に慎重な注意が必要なのは、まさに自動車が異常に重く、接触した人や物に重大な損害を与える可能性があるからである。このため、人をはねる危険は、明らかに過失運転による予見可能な結果である。ポーラは因果関係の両要素を満たすことになります。

2つ目の違反理論、**Gayle**が縁石から遠く離れた場所に駐車したことについては、近因を満たすことが難しくなります。確かに、彼女が縁石の近くに駐車していれば、**Paula**は車から降りる必要はなかったでしょうから、「しかし」という原因は満たされます。しかし、縁石の近くに駐車しないことは、道路上の他の車のためのスペースを残さないもので、合理的な慎重さとは言えないし、一般に誤って人にぶつかることは、縁石から離れすぎた駐車の見込めるリスクとして考えられることではない。しかし、**Paula**は最初の理論で両方の要素を満たしているので、おそらくこの理論に固執し、2番目の違反の理論を捨て去るでしょう。

損害賠償

過失の訴訟では、原告は損害を証明しなければなりません。その損害は経済的なものである必要はなく、現実のものでなければならない。この場合、ポーラは「重傷を負い」、病院に運ばれたので、再び損害賠償のケースを作ることに問題はないでしょう。

ディフェンス

比較過失

Gayleは、Paulaが縁石の近くで車を見て、Gayleが車に向かって歩いているのが見えたはずだから、Paulaに比較的過失があったと主張しようとするだろう。ゲイルは、ポーラが縁石の近くで車を見つけ、ゲイルが車に向かって歩いているのが見えたはずだ、と主張します。また、ゲイルは、フランシスが "Quick, move your car to the curb "と呼んだことから、ポーラは車がすぐに縁石に移動されようとしていることに気づいていたと指摘する。したがって、ポーラは、車がすぐに移動されようとしていることを知っている車から適切な距離に立つことによって、ポーラにも過失があったのです。ポーラは、警察官として以下のような義務を負っていると推論する。

ファイアマンズルール

消防士のルールでは、職務に関連して危険な活動に従事する消防士や警察官は、その活動によって被った損害について訴訟を起こすことが禁じられています。その根拠は、職務の性質上、警察がその危険を引き受けるからである。この理論によれば、ポーラは職務に関連して行動していた場合、発生した損害を回復することはできない。彼女は、車が違法駐車されていることについてGayleと話すために縁石に来ていたので、彼女が自分の仕事に関連して何かを行っていたことは明らかである。この理論では、Paulaはおそらく回復を禁じられるでしょう。

バッテリー

PaulaはGayleに対してBattery訴訟を起こすことができるかもしれませんが、それはより困難でしょう。バッテリーとは、(1)故意に、(2)有害または不快な接触を(3)原告の人に対し行うことと定義されています。

インテンショナル

接触は、その行為が自発的であり、接触が起こることが相当程度確実であれば、故意となります。これはPaulaが証明するのが最も困難な点です。Gayleが自発的に行動したことを示す事実や、Paulaを殴る意図があったことを示す事実は何もない。彼女の行為

には過失があり、無謀でさえあったかもしれませんが、必要な意図は含まれていません。ですから、要素2と3は簡単に満たされるでしょう。

この場合、第一の要素は証明されず、結果としてバッテリーアクションは失敗することになります。

ポーラ・ヴァン・フランセス

代理店

FrancesがGayleの過失に対して責任を負うためには、FrancesとGayleの間に代理関係があることが必要である。これは、**Respondeat Superior**の教義に基づいて確立されるかもしれません。

Respondeat Superiorの原則によれば、雇用主は、その行為が雇用の範囲内である限り、従業員の不法行為に対して責任を負うとされています。従って、PaulaはまずGayleがFrancesの従業員であることを証明しなければならない。そうであれば、Paulaは、GayleがPaulaに怪我をさせたとき、雇用の範囲内で行動していたことを証明しなければなりません。Gayleが単なる独立した契約者であったことが判明した場合、Paulaは、義務が非委任であったこと、または[sic]を証明する必要があります。

従業員と独立した請負人

従業員か独立請負人かを判断する主なテストは、雇用主が仕事の方法とやり方をコントロールする権利を持っていたかどうかです。裁判所は、コントロールの度合い、給与が時間給または個数制であったかどうか、雇用者がツールやその他のアイテムを供給したかどうか、仕事は雇用者のビジネスの利益のためであったかどうか、および労働関係の長さが含まれています見ている要因。

この場合、仕事はFrancesの家で行われ、期間も一見短く、監督もあまりなかったように見える。また、Gayleがこの仕事の対価として10ドルの一時金を受け取っていることから、従業員という関係ではなく、独立した請負人的なインフォーマルな関係であったことがうかがえる。長期的なコミットメントを示唆するものは何もなく、絵画の移動はごくたまにしか必要ないタイプの仕事である。加えて、この仕事には何の利益もない。

絵画は**Frances**の自宅から移動されるため、**Frances**のビジネス目的である。これは事実上、典型的な独立請負人の関係である。

採用の範囲

ゲイルがポーラの従業員とみなされるとして、[sic]。

過失

Paulaは、**Frances**自身の過失に対して過失相殺の訴えを起こすこともできるかもしれませんが。過失の枠組みについては、上記を参照。

義務

上記をご参照ください。

フランシスは成人であるため、合理的な人としての義務を負っている。明らかに彼女は**Paula**が車に近づいているのを見た。そうでなければ、**Gayle**に車を早く動かすように叫ぶことはなかっただろう。したがって、**Paula**は予見可能な被害者であった。

違反 上記

をご参照ください。

理論的には、フランセスは16歳の少女に、軽い交通違反で捕まるのを避けるために「早く」車を動かすよう指示し、合理的配慮義務に違反したことになる。合理的な思慮分別のある人なら、多感な未成年者にそのような重機を「早く」動かすように指示することはないだろう。

因果関係

上記を参照

。

事実上の原因については、**Frances**は、自分の指示がなかったとしても、**Gayle**は車を素早く動かして**Paula**に衝突した可能性が高いと主張します。**Paula**は、**Gayle**は実際に

は**Frances**の指示で行動しており、**Frances**が指示しない限り、車を速く動かすことはなかったと反論します。ゲイルは、早く車を動かすように言われた直後に車に「飛び乗った」ので、ゲイルはフランシスの指示で行動していた可能性が高く、したがって、フランシスの指示は「事実上の原因」であった。

ポーラの怪我しかし、"proximate cause "の問題については、おそらくフランシスの方がより良い主張をしています。誰かに車を早く動かすように指示することは、最も慎重な行動ではないかもしれませんが、誰かに急いで行動するようにと提案しただけで、あなたが指示した時点で自分の車に乗っていた人に怪我をさせるほど圧倒的に急ぐ結果になるとは予見できない可能性が高いのです。ポーラは、警察官が不審なものや法律に違反するものを見たら、車から降りるのが合理的だと主張するでしょう。しかし、その通りではありますが、フランシス側の予見可能性を覆すには十分ではないでしょう。

損害賠償上

記をご参照

ください。

ディフェンス

フランシスはゲイルと同じ防御策を取るだろう。

ポーラ対学区

代理店

ポーラは、学区が代理人として行動していると主張するでしょう。

過失

ポーラは再び、学区に対して過失を主張することになります。彼女の主張は、生徒を自由に歩き回らせた学区の過失に基づくものです。

義務

上記を参照。しかし、ここでは、Paulaが予見可能な原告であるとは考えにくい。

Gayleが学校をサボったことからPaulaの負傷に至る一連の出来事は、非常に離れており、いくつかの力が介在している。

ブリーチ

上記をご覧ください。ポーラは、教師が授業時間の最初の10分間、教師用ラウンジでくつろいでいることを知りながら、それを許可したことで、学区が義務に違反したと主張することでしょう。合理的な慎重さを持つ学区は、子供たちが立ち去ったり、その他の悪さをしたりしないように、教師が監督していることを確認するはずで

因果関係

上記参照。ここで、Paulaは、教師が生徒の監視を怠ったこと、そして、教師にそれを許した学校の過失がなければ、怪我は起こらなかったと主張することでしょう。しかし、ここでもまた、ポーラには近因の問題がある。学校側は、学校は生徒を保護しなければならないし、生徒が校庭から出ることを許可されれば危険な性質を持つ可能性があることを理解しているが、今回の状況はそうした義務からはかなりかけ離れている。しかし、陪審員が、その生徒が校外に出ている間に何らかの危害を加える可能性があると判断した場合、ポーラはその危害の予見可能な被害者となる可能性があります。

損害賠償上

記をご参照

ください。

ディフェンス

この地区では、上記のGayleとFrancesと同じような防御策を取るでしょう。

レスポンス・スペリオール

ポーラは、教師の過失により学校に過失があるという主張をすることもできます。教師は学区の従業員であったため（上記の優越的責任に関する議論を参照）、学区は教師の行為に対して代理責任を負うこととなります。彼の仕事のやり方は実質的に学区によって管理されているので、ここでの教師は学校の従業員であると思われる。また、学校の敷地内で、学校の授業時間内に行ったので、その被害は彼の職務の範囲内と言えるでしょう。あとは、上記の学区自身の過失と実質的に同じ分析になります。

ハリーV.ゲイル

過失による精神的苦痛の侵害

ハリーは、おそらく **Gayle** に対して精神的苦痛の過失による侵害の訴訟を起こすことができます。この理論では、**Gayle** は、(1)過失行為(2)原告の立会いの下で、責任を負います。

(3)原告がその後の身体的な症状に見舞われること。

過失行為 上記をご参

照ください。

原告立会いのもと

ここでハリーが困ることになります。ハリーは事故を見ておらず、後で病院でポーラを見ただけなので、過失があったわけでもなく、物理的な危険の範囲にいたわけでもないので。

身体的症状

過失による精神的苦痛の誘発では、原告はその後に苦痛の物理的な表出を受ける必要があります。ここで、**Harry** は **Paula** の状態を見て倒れ、腕を骨折したので、その後の身体的徴候を証明することができるはずである。そして、腕の骨折は倒れた結果なので、**eggshell-skull** の原則により、すべての損害を回復することができるだろう。

しかし、原告の前にいたことを証明できないので、回復することはできない。

ハリー対フランシス／ハリー対学区

ハリーは、**respondeat superior** と **vicarious liability** の理論に基づいて、**Neglectent Infliction of Emotional Distress** を主張できますが、その分析は上記の分析と同じになり、彼の存在感の欠如により再び負けることになります。

したがって、ハリーはどの当事者に対しても、損害賠償に成功する可能性は低いでしょう。

う。



カリフォルニア州弁護士会

入学課

180 Howard Street - San Francisco, California 94105-1639 - (415) 538 - 2303
1149 South Hill Street - Los Angeles, California 90015-2299 - (213) 765 - 1500

2013年2月のエッセイ問題とその解答例

カリフォルニア州司法試験

本書は、2013年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>
1	刑事法および刑事訴訟法
2	プロフェッショナルの責任
3	レメディー
4	不法行為
5	民事訴訟法
6	ビジネス・アソシエーション

質問4

ダーラは害虫駆除の仕事をしている。彼女は、自家用に燻蒸ガスを開発し、製造しています。また、そのガスを消費者に販売しています。競合会社の中には、消費者が安全に関する指示に従わないことがあるため、消費者にガスを販売しないところもあります。

ダーラは、アルバートのアパートの害虫駆除に使用する燻蒸ガス容器を販売しました。彼女は標準的な毒性のガスを製造するつもりでしたが、知らず知らずのうちに不当に高い毒性のガスを製造していました。アルバートはそのガスを使用し、アパート内のすべての虫を殺すことに成功した。ところが、そのガスが隣人のポールの部屋に入り込んでしまった。このガスによって、ポールは肺に深刻なダメージを受け、癌になるのではないかと心配になった。

1. ダーラはポールに責任があるのか？議論してください。
2. その場合、PaulはDarlaから、癌にかかることを恐れて損害賠償を得ることができるか？議論してください。

だいよんとう

ダーラは害虫駆除業を営んでおり、自家用に燻蒸ガスを製造し、消費者に販売しています。彼女は無意識のうちに毒性の高いガスを製造し、その結果、彼女からガスを購入したユーザーであるアルバートの隣人ポールに肺の障害と癌にかかる恐れを生じさせるに至った。ダーラからガスを購入したアルバートには使用上の過失があったが、ポールがダーラの責任を追及するにはいくつかの理論がある。

ポールは、ポールに損害を与えた異常危険行為、厳格製品責任、過失製品責任、黙示保証と明示保証、不実表示に関する理論、および意図的不法行為理論に基づいてダーラを訴えることができる可能性があります。

異常なまでの危険行為

被告が異常危険行為を行った場合、特定の被告の行為にかかわらず、被告は原告に対して厳格な注意義務を負うこととなります。異常に危険な活動とは、社会的に一般的でない、危険のリスクが高く、十分な注意をしても除去できないような活動である。効用は通常、危害の危険性より低い。被告は、危険な性格が実際に、かつ、近因的に原告に損害を与えた場合に責任を負います。

ここでは、ダーラは燻蒸ガスを開発・製造し、消費者に販売する事業を営んでいます。燻蒸ガスには毒素が含まれており、本質的に危害を加える危険性があります。Darlaは、燻蒸ガスは通常毒性量では安全であり、害虫駆除に一般的に使用されているため、これは本質的に危険な行為ではないと主張するでしょう。彼女は、それが「地域社会で一般的」と主張するでしょう。ポールは、有毒ガスには常に高い危険性が伴うものであり、不当に高いレベルのガスは地域社会では一般的ではない、と反論することができます。ポールは、そのガスは非常に危険であるため、Dの競合他社は警告だけでは危険性を軽減できないことを恐れて消費者に販売しない、と主張することができる。

ダーラは、人々は害虫駆除を依頼し、常に燻蒸を行っており、これは安全であるため、リスクは適切な注意を払って排除することができるかと指摘することができます。ポールは、十分な注意を払っても、化学物質は常に人に害を与える危険性があると主張します。

因果関係

ポールは、危険な毒素がなければ、肺の損傷や癌にかかる恐れはなかったのだから、危険な性格が彼の損害の原因であると主張することになる。しかし、近因について、ダーラは、ガスの使用者であるアルバートが不注意にガスを使用し、そのガスがポールのアパートまで到達したことは、上位の原因であると主張することになる。ポールは、これは上乗せ原因かもしれないが、因果関係の連鎖を断ち切るのは予測できない介在行為だけであり、アルバートの過失は、ダーラ自身が "消費者が安全指示に従わないことがある" ことを知っていたので、予見可能だったと反論することだろう。アルバートの過失がダーラを免責することはないだろう。このように、化学物質の危険な性質は、ポールの損害の現実的かつ近接的な原因であると言える。ダーラの燻蒸ガス製造が「異常に危険な活動」であるならば、ダーラはこの理論に基づきポールに対して責任を負う。

近因と因果関係の問題は、他の責任理論に基づき、以下に詳述します。

厳格な製造物責任

被告が製造、流通、販売した製品が不当に危険であり、したがって「欠陥がある」場合、そしてその危険な性質が実際にかつ近似的に原告に損害を与えた場合に、被告は不法行為として厳格な責任を負います。

注意義務・基準

被告は、予見可能なすべての原告に対して厳格な注意義務を負います。厳格責任分析では、被告の行為や注意ではなく、必然的に製品の特性に焦点が当てられる。

まず、**P**と**D**が適切な当事者であるかどうかを確認する必要があります。厳格製造物責任の適切な被告は、製品の商業的販売者である。これは、流通の連鎖におけるすべての関係者を含みます。ここで、**Darla**は害虫駆除業を営んでいます。彼女は、自家用に燻蒸ガスを開発・生産し、消費者に販売しています。彼女は、自家用に製造しているため、「商業的」販売者ではなく、厳格責任の枠組みから外れると主張するでしょう。しかし、**Paul**は、彼女が「消費者にガスを売っている」ので、ここでは財産上の被告であることを当然に指摘するだろう。

適切な原告--厳格な製造物責任では、被告と被害者 の間に私人間関係、つまり契約関係が必要ない。したがって、適切な原告とは、購入者、使用者、あるいは損害を受けた傍観者である。ここで、**Paul**はガスのユーザーでも購入者でもなく、隣人の**Albert**がそうであった。**Albert**の不注意なガスの使用により、ガスが**Paul**のアパートに入り、そのガスを吸って肺に損傷を与えました。**Paul**は製品の危険な特性によって損害を受けた「傍観者」であるため、**Paul**は適切な原告であり、**Darla**を訴える資格を有しています。

不具合

被告であるダーラは、製品に不当に危険な欠陥があるとして責任を負います。製造物責任における欠陥には、製造上の欠陥、設計上の欠陥、そして設計上の欠陥のサブセットである警告不履行欠陥の3種類があります。

製造上の不具合

製造上の欠陥とは、製品の製造中に発生した欠陥のことで、製造工程中の問題の結果、製品が不当に危険な状態になることです。この欠陥は、その製品が、それを使って製造された他の製品よりも危険であるという「一過性」の問題の結果として出現するものです。

ここで、**Darla** は製造上の欠陥に対して責任を負う可能性があります。彼女は害虫駆除業を営んでおり、消費者に販売するため、適切に製造されれば人間が使用しても安全であると思われる標準的な毒性の燻蒸ガスを製造するつもりでした。しかし、**Darla**は知らずに不当に高い毒性のガスを製造し、**Albert**に販売しました。このガスは「不当に毒性が強い」ので、これは製造過程の結果として、通常のガスとは異なる、不当に危険な製品が作られたことを示すことができる。

製造上の欠陥は、「消費者の期待テスト」によって証明されます。これは、基本的に、一般消費者はその製品が予想以上に危険であることに気付くかどうかを問うものです。ここで、成人の消費者は有毒な害虫駆除のガスに付随する危険性を認識していると思われませんが、ポールは、誰かが自分のアパートの虫を殺すためにスプレーした結果、深刻な肺障害を受けるとは消費者は思っていないと主張することができます。これは、おそらくポールにとって良い議論です。しかし、**Darla**は、消費者は燻蒸の煙を吸い込むとダメージを受けることを予期しており、誰かがガスを使いすぎてはいけないというのは常識だと主張することができます。ダーラは、家庭用漂白剤など他のものにも同じことが言えると指摘するでしょう。虫除けスプレーをするような消費者は、そのガスが「不当に高い毒性」を持っているとは思っていないでしょうから、ここではポールの方が有利な主張をしていると思われます。したがって、ポールはここで製造上の欠陥を証明するのに十分な事実を持っているのです。

設計上の不具合

設計上の欠陥は、設計された製品が不当に危険である場合に発生し、その製品の有用性や機能を損なうことなく安全性を高め、かつ被告を市場から排除するように不当に高価にしない「合理的な代替設計」があるかどうかという観点から測定される。ダーラのガスの製品は、化学物質の使用法という点で、設計上の欠陥であったとすることができるとは限りません。もし、別の化学物質の組み合わせを使えば、誤って毒性が強くなりすぎるといった問題を回避できたかもしれない。しかし、それを示す事実はなく、ダーラは単に1つのバッチのガスを毒性過剰にしただけのように見えます。害虫駆除用の燻蒸ガスは本質的に有毒であるため、合理的な代替設計はないように思われます。

警告の不履行

危険な製品に警告がない、あるいは不適切な警告がある場合、これは設計上の欠陥の一種である。ここでは、警告があったかどうか、それがどのようなものであったかは明らかではありません。しかし、ダーラ社の競合他社は、消費者が必ずしも説明書に耳を傾けないことから、消費者にガスを販売していないため、ガスに説明書が付属していることを示す証拠がいくつかあります。しかし、ここで不適切な警告があったことを示すには、より多くの事実が必要であろう。

因果関係

実際の原因

製品が危険であったということだけでなく、その危険な性質が実際に原告に害を及ぼしたことを示す必要があります。その欠陥は、製品がダーラの管理下にあった間に存在したものでなければなりません。

ここでは、毒性レベルが高くない限り、アルバートが製品を過剰に使用してもポールに害はなかった、あるいはポールはそう主張するだろう。通常の高毒性ガスを過剰に使用した場合に、同じ問題が生じたかどうかは不明である。しかし、アルバートのアパートで虫除けスプレーをした際のガスがポールのアパートに漂い、不当に高い毒性がポールに害を及ぼした可能性は高い。したがって、ポールは、危険な欠陥が彼の損害の実際の、しかし、原因であったと主張することができる可能性が高い。

ダーラが高毒性ガスを製造したとき、それがアルバートに販売したガスであり、アルバートはそのガスを使用してピーターを負傷させたことと推論できることから、製品に欠陥がある間はダーラが管理していたと思われる。

近接原因

また、危害は、危害が発生することが予見可能であり、被告が危険の範囲を作り出したことを意味する、近接原因のものでなければならない。厳格製造物責任の被告は、予見可能なすべての製品の誤用に対して責任を負うので、予見可能な誤用は、連鎖を断ち切るような予見不可能な独立または異常な従属事象ではないので、責任の連鎖は断ち切られない。

Darlaは、Albertの過失は独立した介入原因であり、Albertの過失によるガスの使用について責任を負うべきでないと主張するだろう。しかし、ユーザーが誤ってガスを使いすぎたり、真の害を理解せずに故意に行うことは予見可能である。実際、ダーラ社の競合他社は、顧客が指示に従わないことがあるため、顧客へのガスの販売を拒否しているほど、このことは予見可能であった。このことは、製品の危険性と、消費者がガスの使い方を誤って、自分自身や他人に危害を加える可能性が高いという事実を示している。したがって、Paulは、Albertに過失があったにもかかわらず、Darlaの製品が彼の損害の近因であることを証明することができるだろう。

損害賠償

ポールは、ガスの煙を吸い込んだ結果、肺に深刻なダメージを受けた。また、その結果、癌に罹患するのではないかと心配しました。通常、製造物責任訴訟では、人身傷害または物的損害の回復のみが認められますが、Paulの精神的苦痛もこれに寄生している可能性があります。これについては後述する。しかし、Paulは回復するために必要な損害を被った。

まとめると、Paulは厳格な製造物責任論で回復できる可能性が高いということです。

防御方法危険負担？

ダーラはこの抗弁を行使することができます。つまり、人はリスクを知っていて、それにもかかわらず自発的に行動するのです。ポールは危険を知らず、無実の傍観者であった。したがって、弁護の余地はない。

寄与的過失

厳格責任では、当事者の行為ではなく、財産の性質が焦点となるため、原告の行為は問題とならず、抗弁にもなりえません。

過失製造物責任

過失の焦点は、財産の特性だけでなく、被告の行為にあります。

義務

商業プロデューサーは、PalsgrafのCardozoによる「危険地帯」にいる原告である予見可能な原告に対して、合理的な注意の義務を負う。ここでは、ポールは間違いなく危険地帯にいた。彼は使用者でなかったとはいえ、煙が放出されることは予見可能である。

が漏れ出し、隣人を含む近隣の人々に害を及ぼす可能性があります。ダーラは、別のアパートの誰かが被害を受けることは予見できないと主張するでしょう。しかし、有毒ガスが漂うことは予見可能です。

スタンダード・オブ・ケア

ダーラは、燻蒸ガスの生産者として、この状況下で合理的に判断して行動する義務を負っていました。害虫駆除業を営む他の企業は消費者にガスを販売しないため、これは彼女側に慎重さが欠けていたことの証拠となります。彼女は無意識のうちにガス中に高レベルの毒素を生成していたのですから、安全管理、監視、そしてガスを外に出す前にチェックする者を置くべきでした。彼女はここで注意義務に違反した可能性が高い。

因果関係や損害の分析は上記と同様であるため、ダーラは厳格責任についても責任を負う可能性が高い。

寄与的過失

この場合、Paulに過失はないため、回復の可能性が減少することはないでしょう。

う。Paulは過失による製造物責任で回復することができます。

商品性の暗黙の保証

製品は、その意図された目的に対して商品性があるとみなされます。したがって、Paulは、製品が意図された目的に適合せず、危険すぎた場合、ここで違反を主張することができるかもしれません。しかし、これはおそらく問題ではありません。スプレーはうまく機能し、意図したとおりに、Albertのアパートですべての虫を殺したからです。したがって、Paulはこの理論で回復することはできない。

明示的保証／故意による不法行為／不実表示

ここでは、DarlaはPaulと交流がなかったため、Paulに何らかの表明をしたようには全く見えない。したがって、彼は明示的保証や誤認識の理論で回復することはできません。

ダーラは、ポールに危害を加えることを相当程度確実に知っていた場合には、暴行罪の責任を負う可能性があります、その証拠はないようです。

(2)ポールは癌にかかることを恐れて損害賠償を受けることができるか？

厳格責任や不法行為における製造物責任の適切な損害賠償は、人身傷害と物的損害のみです。精神的苦痛は人身傷害になり得るが、そうでないとしても、ポールの肺損傷という実際の身体的傷害に「寄生」しているので、この理論で認められる可能性がある。癌になることへの恐怖が「精神的苦痛」であるとすれば、それは適切な損害賠償の尺度である。

損害は、予見可能、確実、確定的、かつ不可避でなければなりません。

ポールは、精神的苦痛が合理的で予見可能であれば、回復することができる。ここで、有毒ガスを摂取し、重度の肺の損傷を受けた後、ポールが癌に感染することを恐れることは予見可能である。特に、彼が重度の肺障害を発症したことは確実であるため、一般人であればこのような恐怖を抱くであろう。

Paulは、明確性/確実性をもって損害を証明することに問題に直面する可能性があります。この尺度を定量化することは困難であり、ダークはそのように主張するでしょう。しかし、陪審員は彼の苦痛、そして彼の苦痛の信憑性と可能性を秤にかけ、数字を認定するでしょう。陪審員は日常的に痛みと苦しみに対する損害賠償を裁定しており、"恐怖"に基づいて損害賠償を裁定する可能性があります。

ポールは不当な行為をしたわけではないので、ここで軽減する必要はなく、恐怖心を軽減することは、セラピストに会って恐怖心を軽減しない限り、簡単にはできませんが、これもお金がかかり、損害賠償の指標となるでしょう。

したがって、"精神的苦痛"に該当するのであれば、癌にかかる恐怖に対する損害も回復する可能性がある。

問題4に対する答えB

1) ダーラはポールに責任があるのか?

PaulはDarlaに対して、厳格責任、製造物責任、過失に基づく請求など、様々な請求を行うことができます。

厳格な責任

厳格責任の主張は、被告が原告に対して厳格な注意義務を負うような異常に危険な活動をしており、その活動によって原告に損害が生じた場合になされることがある。ある活動が異常に危険な活動であるかどうかは、その活動が地域社会で一般的であるかどうか、被告が活動の安全を確保するためにあらゆる合理的かつ適切な措置を講じたとしても、危険な活動に伴う危険を完全に防止することができないかどうかという判断が必要である。

この場合、Darla は、燻蒸ガスの開発および製造に従事しており、消費者への販売に加えて、自身の目的にも使用しています。競合他社の中には、消費者が安全に関する指示に従わないことがあるため、消費者にガスを販売しない会社もありますが、自宅や会社の害虫駆除のための燻蒸ガスの使用は、間違いなく地域社会で一般的な事柄と見なされる可能性があります。この場合、Albertは、害虫を駆除するためにDarlaのガスを実際に使用した。したがって、ガスの使用による危険性を完全に防止することはできないが、地域社会における一般的な事項である可能性が高く、PがDに対して厳格責任に関する請求を行った場合、失敗する可能性が高いという主張が成り立つ。

厳格な製造物責任(SPL)

SPLの主張のためには、被告は、危険な欠陥製品を商流に供給し、原告に損害を与えるという損害を、実際的にも近親的にも引き起こした商品の商業的供給者でなければなりません。

コマーシャル・サプライヤー

本事例では、Dは害虫駆除業を営んでおり、燻蒸ガスを製造・販売しています。Dは、燻蒸ガスを製造・販売する害虫駆除業を営んでおり、燻蒸ガスを自社で使用する一方、消費者に販売もしています。このケースでは、彼女はガスをアルバートに販売し、アルバートは自分のアパートの虫を殺すためにそれを使用しました。したがって、DarlaはAlbertに対して厳格な義務を負うが、Paulに対しても義務を負う。ガスの販売に関してDarlaと契約関係になかったAlbertの隣人Paulがガスによって負傷したという事実は、商業的供給者は予見可能なすべての消費者／ユーザーまたは製品に接触する可能性のある人々に対して厳格な義務を負うため、重要ではない。ここで、PaulはDarlaから自分でガスを購入し使用しなかったという事実にもかかわらず、このことはPaulがDarlaに対してSPLの請求を追求することを妨げないだろう。Dは商業的な供給者と見なされる可能性があるため、この要素は満たされている。

欠陥製品

消費者は、その製品に製造上の欠陥(消費者期待テストを使用)、設計上の欠陥(実現可能な代替テスト)、あるいは不十分な警告の欠陥(情報欠陥、これは設計欠陥のサブセットである)があると主張することによって商業供給者が危険な欠陥製品を供給したと示そうとすることができます。この場合、ポールは、ダーラが不当に高い毒性のガスを製造したため、燻蒸ガスに製造上の欠陥があったと主張すべきであり、一般消費者は製造されたガスが標準的な毒性であることを期待していたはずである。

製造上の不具合

上述の通り、Paulは、通常の消費者期待テストを用いて、合理的な消費者はDarlaが市場（ここではAlbert）に一般的に供給されている標準的な毒性レベルと比較して不当に高い毒性レベルの燻蒸ガスを供給することを期待しなかったと主張するでしょう。なぜなら、供給者は合理的に予見可能な消費者（ここではPaul）に対して厳格な注意義務を負っており、（危険な欠陥製品を供給することによる）その義務違反は、義務および注意基準違反の疎明に十分であるため、ダーラが無自覚かつ無意識に高い毒性のガスを製造したという事実はSPL訴訟において重要な意味を持たない。

不適切な警告

あるいは、Dの競合会社の中には、消費者が安全に関する指示に従わないことがあるため、消費者にガスを販売しない会社もあるという事実があるので、ここでも警告の不備が問題になるかもしれないが、Dが実際にガス使用の危険に対する警告を提供しなかったという証拠はないので、Pの最善の主張は、製品が製造欠陥を理由に危険な欠陥があったという主張であろう。

因果関係-現実の原因

また、Pが受けた損害は、欠陥製品の供給が現実の原因である必要がある。この場合、DのAlbert (A) への製品の供給がPに損害を与えたのは、Aのアパートでの製品の販売と使用がなければ、Pは損害を受けなかったであろうから、Dによる製品の供給がPに損害を与えたのは実際である。むしろ、Dがここで主張するのは、Aの製品の誤用を理由とするPの傷害の近因（または法的原因）ではない、という点である。

法的原因 (Proximate Cause)

近因とは、DがPに対して負うべき責任について、予見可能な範囲を超えた場合にのみ、裁判所がその責任を断つという法的制限のことである。この場合、Dは、Aが不注意から隣人Pのアパートにガスを浸透させたという製品の誤用について、製品を使用する合理的な者であれば、他人を傷つけることがないことを保証するから、Aの責任を免除すべきであると主張するだろう。しかし、商業的な供給者は、使用者による製品の誤用が予測されることを考慮しなければならず、本件ではそのような誤用があったため、この議論はおそらく失敗するだろう。猛毒の害虫駆除用ガスの使用者が、その使用を怠ったために他の人を傷つけることは予見可能である。したがって、裁判所は、Aの過失による誤用が、DのPに対する責任を断つべき介在的かつ上位の原因であるという主張を否定するであろうから、この要素も充足されることになる。

損害賠償

最後に、Pは、回復に影響を与えるために、何らかの認知可能な損害を被らなければならない。Paulは深刻な肺損傷という個人的な損害を被ったので、この要件を満たし、SPLに基づくDに対する請求は成功する可能性が高い。

抗弁--危険負担と寄与的過失

Dは、PがAの農薬使用により負傷する危険を引き受けたと主張するかもしれないが、危険負担の抗弁が機能するためには、個人が故意にかつ自発的に関係する活動の危険を引き受けたことが必要である。しかし、危険負担の抗弁が有効であるためには、個人が故意に、かつ、自発的に当該活動の危険を引き受けたことが必要である。ここでは、Pがいかなる危険も引き受けていたことを示唆する事実はなく、ましてや自発的にそうした危険を受け入れたとは考えられない。従って、この抗弁は失敗する。

あるいは、Dは、ガスが隣人を負傷させたことについてAに寄与的過失があったと主張するだろう。しかし、上述のように、ユーザーによる製品の誤用が予見可能であった場合にはユーザーの過失は考慮されないので、この抗弁はSPL事件では有効ではない。

D社に対する過失相殺請求

過失の疎明には、義務、必要な注意水準を下回ることによる義務違反、因果関係（実際と近因）、損害賠償が含まれます。

義務

アンドリュースの少数意見によれば、人はすべての人に義務を負う。したがって、この場合、DはPに義務を負うことになる。しかし、Cardozoの多数説によれば、人は危険地帯内にいる予見可能な全ての人に対してのみ義務を負うとされる。この見解によれば、PのアパートはAのアパート（そこからPのアパートへガスが漏れた）の隣に位置していたという事実から、Pは有毒化学物質の使用に関して危険地帯内にいたと考えられ、また、特に集合住宅の場合、誰かの隣人が有毒化学物質の使用によって負傷する可能性をDが合理的に予見できることから、Pも予見できる原告であったとして、DがPに対して義務を負うとするものである。

とは、一般に壁や廊下で隔てられているものである。したがって、Dは本件においてPに対して注意義務を負った。

違反-スタンダード・オブ・ケア

DはPに対して義務を負い、その義務の基準は、害虫駆除に使用される有毒化学物質の合理的に慎重な製造・供給者として行動することであろう。ここで、Pは、Dが過失により意図したよりもはるかに高い毒性ガスを製造したため、Dの行為が必要な注意の基準を下回ったことを主張するだろうし、そのようなガスの合理的に慎重な供給者は、市場に出して販売する前にガスのレベルをテストするか、少なくとも、製造した製品のガスレベルが一定の仕様を超えないようにするために一定の保護措置を用意しておくはずである。Pは、本件においてDが注意義務に違反した可能性が高いと主張することができるので、Pは、自分の怪我が自分の損害の原因でもあることを同様に示す必要があるだろう。

実際の原因

Pは、Dが過失により製造した製品をAに供給していなければ、Pが負傷することはなかったと主張することになる。上述のようにこの要素は満たされているので、Pは、Dが自分の負傷の法的原因でもあることを示さなければならない。

近似的な原因

Dは、再度、Aが製品を誤用したためにPの負傷の法的原因となり、その誤用がPの負傷の予見できない介在的かつ上位の原因であるため、DがPに対する責任を免れるはずであると主張するだろう。しかし、上述の理由により、他のテナントと近接して居住するアパート所有者が、自分のアパート内の害虫を殺すために有毒物質を誤用しこれらのテナントに損害を与えることは完全に予見可能であるから、この主張はおそらく失敗すると考えられる。したがって、Pは、この要素についても成功することができるだろう。

損害賠償

ここでも、Pは、法律が補償可能であると認める損害を被ったことを証明しなければならない。ここでは、Pは肺の損傷を受け、これは法律が救済を提供する人身傷害の一形態であるため、Pはこの要素を容易に満たすことができるだろう。

したがって、Pは、Dに対しても、過失を疎明した。

ディフェンス

寄与的過失

Pの寄与的過失は、従来、Dに対する回復請求を禁じていたが、多くの裁判所は、Pの請求の完全な禁止に関して、結果の厳しさを軽減するために、比較過失の形式を採用している。この場合、Dは、Pがガスの臭いに気付いたり、アパートで何かが不快感を与えていることに気付くことができたはずであり、外に出たり、一時的に引っ越したりして新鮮な空気を求めるべきだったとして、寄与的過失を主張しようとする可能性がある。しかし、ガスに臭いがあったことをうかがわせる事実はなく、どう考えても無臭のガスであった可能性がある。また、Aがガスを使用している間、Pは寝ていて、その影響に気づかなかつたかもしれない。Pに寄与過失があったことを示唆する事実はほとんどないため、この抗弁はDが主張しても失敗する可能性が高い。同様に、危険負担の抗弁も上記の理由により失効する。

2) Pは、癌に罹患する恐れのあるダークラのために損害賠償を得ることができるか。

問題は、PがDに対して精神的苦痛を受けたとして損害賠償を請求できるかどうかである。精神的苦痛の故意の侵害の要素はここでは適用されないため、PがDに対して起こす請求は、精神的苦痛の過失の侵害の請求である。

精神的苦痛の過失傷害(NIED)

NIEDクレームの要素は、被告が過失により、Dの行為を理由に原告に精神的苦痛を与えた場合に発生するものである。伝統的に、NIEDクレームは、Pが何らかの物理的損害を被ることを要求し、単に無形の精神的損害を被ることは要求されない。これは、裁判所が根拠のないクレームに対するクズ事件を大量に受け入れることを恐れてのことである。この場合、Pは、肺の損傷という物理的な被害を受けたので、ガスにさらされることによって癌になるのではないかという精神的苦痛を回復することができるだろう。したがって、Pは、身体的損害を被ったことを示すことができるので、精神的苦痛についても回復する権利を有することになる。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2014年7月カリフォルニ

ア州司法試験

本書は、2014年7月のカリフォルニア州司法試験の論文問題6問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>テーマ</u>
1.	契約/償還
2.	エビデンス
3.	企業団体／職業上の責任
4.	刑事法および刑事訴訟法
5.	信託／共有財産
6.	不法行為

質問6

オーナーは小さな食堂を経営しており、コックとウェイターが働いていた。ある日の閉店後、Cookは翌日のために病欠の電話をした。オーナーは、知人のケーターラーがケーターリングビジネスを営んでいることを知っていた。オーナーはケーターラーにコックの代役を依頼した。オーナーはケーターラーに「一日だけ厨房をまわしてほしい。通常のケーターリングの料金を支払う。と言った。ケーターラーはオーナーに、「包丁は持参しますが、キッチンの設備は整っていると思います」と伝え、了承した。

オーナーは、仕出し屋の身元を確認しなかった。もし調べていたら、ケーターリングの会社がかつて保健所から営業停止処分を受けたことを知っただろう。

ケータはオーナーの食堂に行き、調理を始めた。客であるパトロンはウェイターにチキンウィングを注文した。ウェイターはその注文をケーターラーに伝えた。

厨房の壁に貼られた「健康安全法第300条通達」には、次のように書かれていた。「食中毒を防ぐため、すべての鶏肉製品は最低350度で調理しなければならない。オーブンが250度に設定されているのを見たウェイターは、ケーターラーにオーブンは350度に設定されるべきであると伝えた。ケーターラーはこう答えた。ケーターラーは、「ウェイターのことだけ考えて、料理は私に任せて」と答えた。ケーターラーはオーブンの温度を上げず、その後すぐにチキンウィングを取り出した。

ウェイターがパトロンに手羽先を提供した。パトロンは手羽先を食べ、その結果食中毒になった。

ケーターラー、ウェイター、オーナーに対して、パトロンが過失を理由に訴訟を起こす可能性があるとするれば、それはどのような理論に基づいているか、また、どのような結果が予想されるか。議論してください。

質問6：選択した回答a

過失の場合、原告は、義務、違反、因果関係、および損害を示さなければならない。被告の行為が他者に害を及ぼす不合理なリスクを生じさせる場合、予見可能な全ての原告に対して注意義務が生じ、被告は予見可能な原告を保護するために合理的な人物として行動することが要求される。多数派の**Cardozo**の見解では、この義務は予見可能なすべての原告に対して負っており、少数派の見解では、すべての原告に対して負っている。被告の行為が関連する注意の基準を下回る場合、被告はその義務に違反したことになる。原因を示すために、原告は現実の原因（被告の行為がなければ原告の傷害は起こらなかったこと）と近因または法定原因（被告の行為によって生じたリスクの増加の結果であり、被告の行為の通常の出来事内であったという意味で原告の傷害は予見可能だったこと）を示さなければなりません。最後に、原告は損害を被ったことを証明しなければなりません。ここで、パトロンは、手羽先を食べた結果、食中毒を起こしたので、すべての可能性のある被告について、この損害の最後の要件を満たすことができる。

パトロン対ケータラー

Patronは、**Caterer**が**Patron**に加熱不足の手羽先を提供したことに過失があったとして、**Caterer**に対して過失相殺の請求を行うことができる。まず、パトロンは、ケータラーが食堂で客に提供する料理を調理していたため、食堂で食事をするすべての客に対して、料理の準備に十分な注意を払い、合理的に慎重な人物として行動する義務を負っていると主張し、過失の主張の最初の要素を立証することができる。パトロンは食堂の顧客であったため、仕出し屋はパトロンに対して注意義務を負っていた。仕出し屋は、複数の方法でこの義務に違反した。第一に、**Caterer**は、食中毒を避けるために、すべての鶏肉製品は最低**350度**で調理されなければならないというキッチンの壁に貼られた通知を読み、耳を傾けなかったことにより、適切な注意を払うことを怠りました。この告知は分かりやすく、目立つように貼られていたようなので、厨房にいる合理的な調理人なら警告を読み、それに従っただろう。次に、ケータラーは、オーブンの**250度**にしか設定されていないというウェイターの警告を無視したことは不当であった。

ケーターラーは調理師である以上、食中毒を防ぐために必要な調理温度を知っているはずであり、たとえ知らなかったとしても、台所には鶏肉を何度で調理しなければならないか記載された張り紙があったはずである。さらに、**Caterer**は調理人としてオーブンが適切な温度に設定されていることを確認するために十分な注意を払うべきであり、仮に何らかの理由でオーブンの温度が間違っていることに気付かなかつたと弁解したとしても、**Waiter**が**Caterer**にオーブンの温度が**250度**であると明確に警告したという事実は、そのような弁解を否定するものである。したがって、**Caterer**は、鶏肉は最低**350度**で調理することが安全衛生法で定められていることを知りながら、**250度**にしか設定されていないオーブンで手羽先を調理し、パトロンに対して負っていた注意義務に違反した。

さらに、**Health and Safety Code**が**350度**の最低温度を義務付けていたことは、**Patron**に義務と違反を示すための別の理論を与えています。この**Health and Safety Code**のような規則違反の場合、原告は過失の法定推定を利用することができます。被告が法令に違反したこと、原告が法令によって保護されるべきクラスの中にいたこと、原告に生じた損害が法令によって防止されるべき損害であることを原告が証明できれば、過失事件の義務と違反の要素が推定されることになるのです。このケースでは、**Caterer**はチキン**を250度**で調理することで明らかに法令に違反しています。この法令は、食中毒を避けるためのものであることを明示しており、原告に生じた損害は、まさにこの法令によって防止されるべき損害であったといえます。最後に、法令は、レストランの厨房に掲示されている安全衛生コードであり、レストランの利用者が法令によって保護されることを意図している層であることを示している。したがって、すべての要素が満たされ、**Patron**は**Caterer**のこの法令の違反を利用して、義務および違反を示すことができます。

手羽先を食べなければ体調を崩すことはなかった（手羽先を食べたがために被害を被ることはなかった）ので、現実の因果関係は容易に立証される。特に、手羽先を調理している人が、その手羽先の調理が不十分な場合、その人に食中毒を引き起こすことは非常に予見しやすい。

ケータリングのプロである。最後に、冒頭で述べたように、パトロンは食中毒になったので、損害賠償を容易に立証することができます。したがって、パトロンは、ケータラーに対する過失の請求に勝訴する可能性が高い。

パトロン対ウェイター

また、パトロンは、ウェイターが過失により加熱不十分な手羽先を提供した、あるいは手羽先が加熱不十分である可能性を警告しなかったという理論に基づいて、ウェイターに対して過失の請求を行うことができます。

Patronは、**Waiter**はウェイターとして、自分自身はその食品の調理に責任があるかどうかにかかわらず、食中毒を引き起こす可能性が相当あると知っている食品を顧客に提供しない義務を負っていると主張するだろう。あるいは、**Patron**は、**Waiter**が食中毒を引き起こす可能性があると感じるだけの根拠がある食品を顧客に提供していた場合、**Waiter**には警告する義務があったと主張することもできる。**Waiter**は、自分が調理する責任を負っていないため、**Patron**に対して義務を負っていないと反論するだろう。しかし、ウェイターは、料理を作ることが仕事ではないので、料理が調理されたことを確認する義務はなかったと思われるが、プロのウェイターとして、少なくとも、食中毒を引き起こすと信じるに足る料理を提供しないか、その料理が食中毒を引き起こすかもしれないと客に警告する義務があったと思われる。なぜなら、レストランの客は、ウェイターが食べても安全だと思う料理を出すことを合理的に信頼しているからである。もし**Waiter**がチキンが食中毒を引き起こすと信じる理由がなければ、彼は顧客に対して合理的な人物として行動する義務に違反することはないだろう。しかし、この場合、**Waiter**はオーブンの温度が**250**にしか設定されていないこと、そして料理人が温度調節の警告を無視したことを知っていた。このような状況下では、十分な注意を払うべき合理的な人物は、少なくとも顧客に警告することなく、手羽先を提供することはなかつたろう。したがって、ウェイターは、手羽先が必要な温度で調理されていないことを知りながら、手羽先を提供したことにより、パトロンに対する義務に違反した。

パトロンは、ウェイターが手羽先を出さなければ、彼女は手羽先を食べて病気になることはなかったのだから、現実の原因が確立されていると主張するだろう。ウェイターは、自分が手羽先を出さなければ、その日に働いていた別のウェイターが手羽先をテーブルに運んだだろうから、自分はパトロンの傷害の「原因」ではない、と主張しようとするだろう。しかし、この状況から最も考えられる解釈は、**Waiter**はチキンが十分に加熱されていないことを知っていたので、彼の義務は単にチキンをテーブルに運ばないようにすることではなく、**Patron**にチキンを提供しないようにするか、チキンについて警告するようにすることだった。彼は**Patron**が食事をしたレストランでウェイターとして雇われ、危険性を知っていたので、この議論では責任を免れることはできない。したがって、パトロンは、ウェイターがパトロンにチキンを提供するのを阻止しなかったり、警告しなかったりしなければ、パトロンが手羽先を食べて病気になることはなかったという現実的原因を立証することができるだろう。また、パトロンは、近因を立証することができるだろう。**Waiter**は、オーブンが250度にしか設定されていないこと、**Caterer**が**Waiter**の警告を無視したことを知っていた。したがって、チキンが十分に加熱されていないことは予見可能であり、**Waiter**がチキンを**Patron**に提供すれば**Patron**がチキンを食べることは予見可能であり、**Patron**がチキンを食べれば病気になることは予見可能であった。従って、**Patron**は近因を立証することができる。損害賠償は上記のように立証されうる。

したがって、原告は、食中毒を引き起こす可能性があることを知りながら手羽先を提供したウェイターに対する過失訴訟でも勝訴する可能性が高い。

パトロン v. オーナー

客は、オーナーに対して、ケータリングの過失による代理責任、ウェイターの過失による代理責任、あるいはケータリングを雇ったことによる直接過失のいずれかを理由に訴訟を起こすことができる。

雇用主は、職務上の従業員の過失に対して代理責任を負います。雇用主は職務外の従業員の過失に対して責任を負いません。また、一般的に誰かが（従業員ではなく）独立した請負業者の過失に対して責任を負うこととなります。しかし、誰かがまだのための責

任を負うこととなります。

過失が非委任義務または超危険作業に関わる場合、請負業者の過失。

したがって、最初の問題は、仕出屋が従業員であるか独立した請負業者であるかということである。裁判所は、雇用期間、職務の性質、従業員／請負業者が保持する責任の量と行使する裁量の量、支払いの性質などの要素を考慮して、オーナーがケータラーに対して行使した注意と支配の程度を分析することにより、この問題に対処することになります。このケースでは、**Cook**が病欠している間の1日だけオーナーの代役を務めたこと、「1日だけキッチンを運営する」ことを求められただけだったこと、自分のナイフを持参したこと、通常のケータリング料金の1回分の支払いがあったこと、独立して自分のケータリングビジネスを所有・運営していること、職務上の監督を受けていなかったようであるという事実は、**Caterer**が独立請負業者であるという判断を支持するものである。ナイフは別として、ケータラーはオーナーの "フルストック "のキッチンに頼っていたという事実は、ケータラーが従業員であったという論拠になります。一般的にレストランのコックはレストランの従業員であるため、仕事の性質もそうですが、これらの事実は、ケータラーが従業員であったと認めるに十分ではありません。従って、**Caterer**は独立した契約者であると認められるでしょう。

従って、仮に**Patron**が、**Owner**が**Caterer**の過失に対して代理責任を負うと主張する場合には、**Caterer**が委任できない機能、あるいは本質的に危険/超危険な機能を実行していたと主張しなければならないだろう。レストランでの調理は、厨房の安全や食中毒の問題など固有のリスクがありますが、ウルトラハザードであると認めるには十分ではないため、後者の例外は適用されません。しかし、**Patron**は、レストランの利用者に提供される食品が安全衛生規定の仕様で調理されていることを保証する義務は、非委任の義務であるという主張で勝訴する可能性がある。一般運送業者や店舗・レストランのオーナーは、顧客に対して特に高い注意義務を負っているとされ、そのため、いくつかの義務は非委任とされている。タクシー運転手や整備士は独立した請負業者であるが、タクシー会社は、以下のような過失責任を免れることはできない。

は、公序良俗を理由に独立した請負業者の過失に対して責任を負わないと主張し、自社で保有する自動車の保守を行うことを認めています。非委任義務のもう一つの例として、今回のケースにより関連性があるのは、顧客のために安全な店舗を維持するためのメンテナンスである。この場合、例えば、店のオーナーが独立した請負業者を雇って、客に危険を及ぼすような店の危険な状態を修理させたとしても、店のオーナーは、施設の安全維持が公共政策上の理由から非委任的であるという理論に基づいて、独立した請負業者の過失に対して代理責任を認めることが可能である。これは、レストランのオーナーは、顧客に対して特に高い注意義務を負っているため、公共政策上の理由から、そのような義務は非委任であると考えられるからである。

したがって、オーナーのレストランで提供される料理が衛生基準に従って調理されていることを保証する義務は非委任であるとして、オーナーがケータリングの過失に対して代理責任を負うという主張については、パトロンが勝訴する可能性が高い。もちろん、オーナーが代理責任を負うためには、ケータラー自身に過失があったことも立証されなければならない。前述のように、PatronはCatererに過失があったことを強く主張しているので、このことはOwnerが代理責任を負うことを主張する際の障害にはならない。

次に、PatronはWaiterの過失に対してOwnerが代理責任を負うと主張することができる。この場合、ウェイターが独立した請負業者であることを示す事実はない。オーナーは、ウェイターが一般的に賃金の大半をチップで得ているという事実から、ウェイターは従業員ではなく独立した請負業者であると主張することができる。しかし、これはあまり説得力がなく、裁判所はおそらくウェイターを従業員として認定するでしょう。従って、もしパトロンがウェイターに対する過失の請求で勝訴した場合、オーナーに対する代理責任の請求でも勝訴する可能性があるが、もしウェイターに過失がないと判断された場合、パトロンはオーナーに対してそのような請求はできないだろう。

最後に、パトロンは、オーナーがケータリングを雇用する際に、ケータリングのレファレンスを確認しなかったので、オーナーに直接的な過失があったと主張することができる。まず、パトロンは、義務を立証しなければならない。パトロンは、オーナーが顧客に対して、従業員や独立した請負業者を選定する際に十分な注意を払う義務があったと主張することができる。また、パトロンは、オーナーがケータリングの身元を確認しなかったことにより、その義務に違反したと主張することもできる。レストラン経営者は、ケータリングを雇う前に、ケータリングの身元を確認するのが普通である。オーナーは、ケータリングを一日だけ雇ったこと、ケータリングを自分で経営していること、ケータリングの能力があることの証拠であること、ケータリングをオーナーの知人であり、ケータリングの能力について独自の状況証拠に基づく知識を有していたことを主張するかもしれない。しかし、これらの主張は説得力がない。ケータラーの身元を確認するのに時間はかからないし、ケータラーの仕事の性質を考えると、たとえ1日だけの雇用であっても、身元を確認することは合理的に慎重であったはずである。

パトロンは、オーナーがキャタラーの身元を確認していれば、キャタラーの事業がかつて保健所から営業停止処分を受けたことを知ったはずであるから、キャタラーの身元を確認しなかったというオーナーの義務違反がパトロンの被害の現実的原因であると主張することになるであろう。しかし、実際の原因を証明するためには、オーナーがこの事実を知っていたら、ケータリングを雇わないという選択をしたであろうし、ケータリングをより注意深く監督するという選択をしたであろうということをパトロンが主張する必要がある。裁判所は、このような推論を認め、**Patron**が現実の原因を立証することができると思われる。

Patronは、**Owner**が**Caterer**の経歴を確認せずに雇用することにより、**Caterer**が無能であり、その結果、損害を与える可能性があるというリスクを負うことが予見可能であったため、**Owner**の違反も彼女の損害の近接原因であると主張するであろう。この点については、**Patron**はおそらく成功するだろう。サービス業では、雇用前にレファレンスを確認するのが一般的である。したがって、ある人の推薦状を確認しなかったために、問題のような事態になることは予見可能である。最後に、損害賠償は上記のように成立するでしょう。したがって、**Patron**は、**Owner**に対する直接的な過失の請求に勝訴する

可能性が高い。

質問6：選択した回答B

すべての過失訴訟において、原告は過失の疎明を立証しなければならず、それは一般的に4つの要素から構成されます。

- (i) 被告は原告に対し、義務を負う。
- (ii) その義務に違反した場合。
- (iii) 違反が損害の現実的かつ近似的な原因であること。
- (iv) 人または財産に損害を与えた場合。

過失の主張で成功するためには、4つの要素すべてが確立されていなければなりません。

原告に対して負う義務は、予見可能なすべての原告に対する一般的な義務である。さらに、多数派（**Cardozo**）は、義務は危険の予見可能な範囲内の原告にのみ及ぶとするものである。逆に、少数派（**Andrews**）は、義務はすべての原告に及ぶとしている。また、最初の要素で重要なのは、義務が実際に何であるか、つまり、注意の基準である。注意の基準には様々なものがあるが、それについては後述する。

注意義務や標準に違反しているかどうかは、事実に基づいて判断されますが、業界の慣習、規制、健康規範、その他の関連情報を参考にすることができます。

因果関係については、原告は、現実の原因と近因の両方を立証する必要があります。**Actual cause**は事実上の因果関係で、被告の行為がなければ、原告の傷害は発生しなかったとするものです。**Proximate cause**は責任の制限であり、傷害は予見可能でなければならないということです。被告は一般的に、その行為の通常の出発点であり、増加したリスクの範囲内のすべての損害に対して責任を負います。

最後に、損害賠償ですが、これは人または財産に対するものでなければなりません。

これらの要素については、一部、アクションの相手によって分析が異なるので、適宜、説明する。

(1) ケータリング業者に対する過失の訴え。この訴訟は、過失に基づくものと、それ自体が過失であると言えるものがあるが、以下では、両者について分析する。

(i) 客に対する義務：ここで、ケータラーはレストランで働き、客に提供される料理を調理している。したがって、顧客は予見可能な原告であり、彼の過失行為の危険範囲内にあるため、彼はすべての顧客に対して義務を負っている、つまり、彼らは彼の食べ物を食べて病気になる。ここでいう注意の基準には様々なものがあるが、裁判所がどれを選んでも、ケータリング会社はそれに違反したことになる。

注意の基準としてまず考えられるのは、コモンローの基準である。人は、通常の、合理的な、思慮深い人が被告と同じ状況で行動するように行動しなければならない。このような基準では、被告の精神的な能力は考慮されませんが、身体的な無能力は考慮される可能性があります。裁判所はまた、彼はそのようなケータリングやシェフであるとして、持っている任意の専門知識や技能を考慮することができる。これが最も可能性の高い介護の基準です。

2つ目の基準は、プロフェッショナルの基準です。これは、その人が、そのコミュニティで十分に通用するプロフェッショナルの知識と技術を持って行動することを要求します。ケータリング業者がプロフェッショナルであることは議論の余地がありますが、可能性は低くなります。

最後のスタンダード・オブ・ケアはネグレクト・パー・シーで、これはブリーチと一緒に議論されることになる。

(ii) 義務違反

第一に考えられる注意の基準についてみると、ケータラーは、彼が観察した明らかに存在する通知とウェイターの彼に対するコメントの両方からの警告にもかかわらず、オーブンの温度を確認しなかったことにより、明らかにそれに違反した。このような状況に鑑みれば、合理的かつ思慮分別のある者であれば、そのようにしたのであろうし、そのような明白な通知がなくとも、加熱不足の鶏肉が危険であることは一般に常識であるから、それも必要であろう。

2番目に考えられる注意基準でも、同様の結果になります。これはさらに高い注

意の基準であり、ケータリング会社はこれを満たすことができません。ケータリングやシェフがプロと見なされるなら、合理的で慎重なケータリングやシェフならきっと

温度を確認し、肉類、特に鶏肉を調理するのに適した温度であること。

最後に、過失パーセンテージです。過失パーセンテージとは、政府の規制や法令、あるいはここでもあるように健康通知など、罰金を含む刑事罰を課すものがある場合、一般的にコモンローで定められている注意の基準が置き換えられる可能性があるというものです。もし、**negligence per se**が成立すれば、義務や違反という過失の要素が満たされたと決定的に推定されるのである。それ自体の過失を確立するために、規制は弁解せずに違反しなければならない、原告は、規制が保護しようとした人のタイプを意味する保護クラスの中にあっただけです、そして最後に、原告は規制が回避しようとした傷害の種類を被ったことを意味します。それ自体過失の最初の問題は、通知が刑事罰を課す規制や法令を構成するかどうかです。そうでない場合もあり、そうでない場合は、過失相殺は適用されません。このような違反に対して罰則があることを示す事実がないため、適用されない可能性があります。逆に、このような保健所の通達に違反した場合、通常は多額の罰金が科せられるので、大丈夫な場合もあります。したがって、もしそれ自体で過失の最初の要素を満たすのであれば、ケータリング業者がチキンを**350度**ではなく**250度**で調理したため、明らかに違反していることとなります。さらに、**250度**での調理を言い訳にした証拠もない。次に、原告は明らかに通知が保護しようとする保護階級に属していた。通知は利用者を病気から保護しようとした。最後に、原告は、通知が避けようとしている種類の傷害、すなわち食中毒を被りました。従って、裁判所が過失**per se**を適用すると判断する可能性は非常に高い。しかし、過失相殺の結果にかかわらず、ケータラーは、コモンローの過失の基準で義務に違反したと判断される可能性が高い。

(iii) 因果関係：現実の原因と近因。まず、現実の原因についてみると、被告の肉の加熱不足という過失が、原告の傷害の事実上の原因である。肉の加熱不足がなければ、原告が食中毒になることはなかったのです。第二に、近因です。調理不足の肉を客に提供すれば客が病気になることは予見可能であったから、被告の行為は直接的に原告の傷害を引き起こした。従って、因果関係の要素は満たされています。

(iv) 損害賠償：原告の過失により食中毒が発生したため、損害が明確に立証される。

したがって、パトロンはケータラーに対する過失の訴えで成功する可能性が高い。

(2) ウェイターに対する過失相殺の訴えウェイターは、ケータリング業者の調理不足を確認し、そのミスが改善されたことをケータリング業者に確認することなく料理を提供したため、パトロンがウェイターに対しても過失を主張することができる。この場合も、ウェイターが責任を負うためには、パトロンが過失の4つの要素を立証する必要があります。

義務の第一要素。加熱不十分な肉を提供するという過失の可能性のある行為に対して、客は危険地帯にいる予見可能な原告であるため、ウェイターは客に対して義務を負うと思われる。さらに、非専門家であるウェイターには他のどの注意基準も適用されないため、注意基準はおそらくコモンローの基準であろう。したがって、注意の基準は、ウェイターと同じ状況にある普通の、合理的で、慎重な人のものである。

第二の要素である違反。ウェイターが客に対する義務に違反したことは議論の余地がある。一方では、合理的で思慮深い人であれば、オーブンの温度が低すぎることに、彼の問いかけに対する聴覚ケータラーの防御的な反応を観察した後、注文完了後にオーナーが自分の誤りを是正しオーブンの温度を変更したことを確認すると思われる。なぜなら、合理的な人は加熱不十分な鶏肉を客に出すことの危険性を認識しているからである。また、合理的な人であれば、特にケータリング業者が1日しか働かないのだから、オーナーに調理中の不注意を通知するかもしれない。逆に、合理的で思慮深い人であれば、ケータラーにオーブンの温度ミスを警告した後、ケータラーは単にミスを正すだろうと考え、ケータラーのキレた対応は単にチキンを十分に調理できなかったことに対する恥ずかしさからくるものだと考えるかもしれない。そこで、裁判所は

は、義務違反かどうかを判断する上でどちらにも転ぶ可能性があります。裁判所は義務違反と判断する可能性が高いと思われます。

3つ目の要素は因果関係です。ウェ이터が加熱不足のチキンを提供しなければ、客が病気になることはなかったのですから、実際の原因は満たされるでしょう。しかし、近因は立証がより困難ですが、それでも立証される可能性が高いです。ウェ이터は肉を十分に加熱していなかったが、彼の過失（それが認められる場合）は、客の負傷に寄与した。ウェ이터の行為は、介在勢力または過失行為と言われる可能性が高い。ウェ이터がチキンが適切に調理されていることを確認しなかったことは、客の負傷に寄与し、彼の行為の通常の出来事とリスクの増加の範囲内であった。したがって、より希薄な原因であるため、より困難ではあるが、裁判所はこの要素を満たすと判断する可能性が高い。

4つ目の要素は損害賠償で、これはパトロンが食中毒を起こしたので満たされるでしょう。

したがって、パトロンがウェ이터に対して過失相殺の請求に成功する可能性が高いです。

(3) オーナーに対する過失の訴え：客は、レストランのオーナーに対して、過失の訴えを起こすことができる。第一は、代理責任の下での通常の過失の請求である。もう一つは、従業員の雇用および監督の過失に対する直接の過失である。すべてについて説明する。

所有者は、代理責任のもと、従業員の過失、さらには独立した請負業者の行為に対して責任を負う可能性があります。代理責任とは、使用人の行為が雇用の範囲内であった場合、主人が責任を負う可能性があるというものである。一般に、所有者や主人は、使用人や従業員の意図的な不法行為に対して、意図的な不法行為が仕事の性質上当然である場合、主人の依頼で行われた場合、あるいは主人の利益のために行われた場合を除き、責任を負わない。ここでは、意図的な不法行為を示唆するものではなく、むしろ過失である。

以上、ケータリング業者に過失があったことが立証されたので、その過失はオーナーに帰することができる。まず、重要な判断は、ケータリング業者が従業員か独立した請負業者かということです。これによって、オーナーの代理責任が異なるため、重要である。一般的に、従業員か独立した請負業者かを判断するために、裁判所は、仕事に必要なスキルの程度、誰が道具や設備を提供したか、関係の期間、主人が仕事を行う手段をコントロールしていたか、明確なビジネスがあったか、などいくつかの要素を見ます。このケースに当てはめると、ケータリング会社は独立した請負業者である可能性が高いように思われる。その理由は、雇用が1日だけであったこと、オーナーの通常のコックがその日は不在であったためであること、オーナーはケータリングをそれほど支配していなかったこと、ケータリングは彼自身の明確なビジネスを持っていたこと、ケータリングは彼自身のナイフを持参していたこと、などである。このように、ケータリング業者がオーナーの独立した請負業者であると判断された場合、2つの例外のいずれかに該当しない限り、一般的にオーナーは責任を負わない。

(i)独立請負業者が本質的に危険な作業を行っている場合、(ii)公共政策のため、主たる者の義務が非委任である場合、である。ここでは、後者の例外が適用される可能性が高い。公共政策では、公衆を招いて特定のサービスを提供する施設の所有者は、その施設を合理的に維持し、安全を確保しなければならないとされている。従って、ケータリング業者が独立した請負業者であったからといって、オーナーがレストランの維持と安全を確保する義務を委ねることができるわけではありません。従って、オーナーはケータリングの過失に対して代理責任を負う可能性が高い。

なお、何らかの理由で、ケータリング業者がオーナーの厨房を使用し、オーナーのメニューを調理していたため、実際にはオーナーの従業員であったと裁判所が判断した場合、過失は雇用の範囲内で発生したため、オーナーも責任を負うこととなります。つまり、レストランの利用者のために業務中に調理をしていたときに発生したのです。

また、オーナーは、ウェイターが従業員であり、その雇用の範囲内で行動している間に過失が発生したため、（ウェイターに過失があったと認められた場合）ウェイターの過失に対して代理責任を負う可能性もあります。

パトロンは、所有者の直接の過失を訴えることもできます。所有者が代理責任を負わない場合でも、所有者は自身の過失に対して直接責任を負う可能性があります。すべての人は、一般的に自分の過失に対して個人的に責任を負います。この場合、直接的な過失は、オーナーのケータリング業者に対する雇用の過失と、間違いなくその監督の過失から生じることになります。オーナーは、パトロンに対して、資格を持ち、責任を持って仕事を遂行する者を雇用する義務を負っています。パトロンは、オーナーが、ケータリング業者が単なる知り合いであったときに仕事を与えたので、過失によりケータリング業者を雇ったと主張するだろう。また、オーナーは、合理的な人が行うはずのケータラーの身元確認や聞き込みを行わなかった。もし、そのような行為が行われていれば、ケータラーの事業がかつて違反行為で保健所から閉鎖されたことを知ることができたはずである。原告のケガの実際の、そして非常に可能性の高い、近因となったのは、オーナーの怠慢な雇用であった。したがって、パトロンは、オーナーに対するこの直接的な過失の請求に成功する可能性が高いです。

また、パトロンは、従業員の監督を怠ったとして、オーナーの直接過失を訴えることも可能である。この点については、オーナーがケータリングの作業を検査し、その様子を見ていたという事実はないが、オーナーがケータリングやシェフの一挙手一投足をチェックしないことは不合理ではないため、可能性は低いと考えられる。特に、ケータリング業者がチキンを調理するような標準的な作業を行っている場合はそうであろう。したがって、オーナーは監督する義務を負っていたものの、違反はなかったと考えられる。この義務は、招待者に要求される注意の標準を引き継いでいる。つまり、オーナーは、すべての明白でない危険な人工的および自然条件を発見するために合理的な検査を行わなければならない、というものである。この注意の基準は、ここではきれいに適用されず、たとえ適用されたとしても、それが破られたことは明らかではありません。さらに、ケータリング業者が、適切に監督することを怠ったことによる通常の事故ではない可能性の高い行為を介在させたため、彼の監督不行き届きは、近因とはならないかもしれ

ない。従って、この請求ではパトロンが負ける可能性が高い。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2016年2月カリフォルニア州司

法試験

本書は、2016年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>テーマ</u>
1.	トラスト
2.	不法行為
3.	プロフェッショナルの責任
4.	レメディー
5.	エビデンス
6.	契約内容

QUESTION 2

ジャックは、地球外生命体のエイリアンが地球にやってきて、人間に化けて生活しており、将来、本格的な侵略を計画していると考えていた。ジャックは、隣人のナンシーもその宇宙人の一人だと考えていた。

ある日、ナンシーはジャックの子供たちが自分の家の庭で遊んでいると文句を言うために、ジャックに電話をかけた。ジャックは、自分の子供たちは好きなところで遊ばないと怒鳴った。そして、ナンシーを殺してやると言った。

翌日、ナンシーは、庭で子供たちと遊んでいるジャックに声をかけた。ナンシーは、庭で子供たちと遊んでいるジャックに声をかけ、子供たちを自分の庭に入れないように注意した。ジャックはチェーンソーを手に取り、"侵略が来たら、この子であなたの首を切ってやるわ!"と言い放った。

通りの反対側から、ベンはジャックが怒ってナンシーに向かってチェーンソーを振り上げるのを見た。ベンは通りを走って行き、ジャックを地面にたたきつけ、怪我をさせた。

その週の後半、ジャックはもう待てないと思った。彼は、エイリアンの宇宙船と思われるナンシーの車が路上に止まっているのを見た。彼はナンシーの車に忍び寄り、ブレーキラインを切った。ナンシーが軽い事故を起こし、教訓を得ることを期待したのだ。

自分の車が改造されているとは知らずに、ナンシーはポールに車を貸した。ブレーキが効かなくなったポールは山道から転落し、大怪我を負ってしまう。

1. ナンシーはジャックに対してどのような不法行為訴訟を起こすことができるか（もしあれば）、またそれぞれはどのような結果になりそうか。議論してください。
2. ジャックはベンに対してどのような不法行為訴訟を起こすことができるか（もしあれば）、またそれぞれはどのような結果になりそうか？議論してください。
3. ポールはジャックに対してどのような不法行為による訴えを起こすことができるか（もしあれば）、またそれぞれはどのような結果になる可能性があるか。議論してください。

質問2：選択した回答A

ジャックに故意による不法行為責任を問えるかどうか

予備的な問題として、ジャックは、地球外生命体のエイリアンが地球にやってきて、人間に化けて生活し、将来、本格的な侵略を計画していると信じていたが、意図的な不法行為が認められるかどうかという点が挙げられる。さらに、ジャックは、隣人のナンシーがこの宇宙人の一人であると信じていた。ジャックは、妄想のために、意図的な不法行為の責任を負うのに必要な意図を有していないと主張する。ナンシーは、ジャックが自分の行動を意図している限り、その行動が妄想によって動機づけられていることは問題ではない、と主張するでしょう。裁判所は、ジャックには行動する意図とその行動から特定の結果を得る意図があったため、意図的な不法行為に対する責任が認められると判断する可能性が高い。行動が心神喪失の妄想によって動機づけられていたという事実は、ナンシーとポールが提起する意図的な不法行為訴訟に対する有効な抗弁とはならないでしょう。

ナンシーのジャックに対する不法行為請求権

暴行

争点は、ジャックは、彼らが電話で話しているときに殺すと脅したとき、および/または、彼らが庭で話しているときにチェーンソーを振り上げたときに、ナンシーに暴行を加えたかどうかです。

暴行とは、他者に対して直ちに身体的危害を加えるという危惧を意図的に生じさせることです。「危惧」とは、被害者が自分に対する脅威を認識していなければならないことを意味します。暴行は、言葉だけで脅すだけでは不十分で、言葉が行動を伴っていないければなりません。逆に、言葉は脅迫に条件や時間枠を付けることによって即時性を否定することがあります。ここで、ナンシーはジャックが2回彼女に暴行を加えたと主張することができます。1回は電話で話しているときに彼女を殺すと言ったとき、もう1回は芝生にいるときにチェーンソーで彼女を脅したときです。

電話での会話については、ジャックは、二人が電話で話しているときにナンシーを殺すつもりだと怒鳴った。この会話は電話で行われたため、ナンシーに危険や差し迫った身体的危害があると思わせるような（少なくともナンシーが見ることのできた）脅迫行為を伴っていないので、ナンシーはこの暴行の主張で成功しない可能性が高いでしょう。彼女とジャックは電話中に別々の家にいたため、ナンシーは直ちに身体的危害を受ける恐れがあったことを証明することはできないだろう。従って、この暴行罪の訴因は失敗する。

チェーンソー事件に関するNancyの暴行罪の訴因はより強力であるが、それでも不成立となる可能性が高い。ナンシーが屋外でジャックに近づき、芝生に子供を入れないうちに注意した後、ジャックはチェーンソーを振り上げ、"侵略が来たら、この子を使ってお前の首を切り落としてやる!"と言った。チェーンソーを振り上げることは、ナンシーに直ちに身体的危害を受けるという危惧を抱かせるために、脅迫的な言葉に伴う行動として間違いなく適格である。さらに、ナンシーの頭を切り落とすという脅しは、不安を引き起こすでしょう。しかし、ジャックは、彼の言葉は、「侵略が来たら」ナンシーの頭を切り落とすと述べたので、暴行の訴因に必要な即時性を否定していると主張するだろう。この言葉は脅迫に将来の時間的条件を付加し、即時性を否定している。一方、ナンシーは、「侵略」はジャックの妄想であるから、ジャックの心の中では侵略はすぐにでも起こると思っていた可能性があり、時間的条件は将来ではなく、即時性であると主張することができます。ナンシーの見解が優先されれば、ジャックは暴行罪の責任を負うことになる。しかし、ジャックは侵略が来たと叫んでいたのではなく、侵略が未来の出来事であるかのように話していたので、裁判所は彼の言葉は即時性を否定すると判断し、脅迫行為にもかかわらず、彼は暴行の責任を負わないだろうと思われま

精神的苦痛の意図的な侵害

次の問題は、ジャックがナンシーを殺すと脅迫し、彼女の顔に作ったチェーンソーで彼女の頭を切り落としたことで、彼女が苦痛を受けたように見えない場合でも、精神的苦痛の故意の侵害の責任を負うかどうかである。

ナンシーは、精神的苦痛の故意の侵害を主張することができます。これは、被告が原告に深刻な苦痛を与えるような非道な行為を行うことを要求するものです。この場合、ジャックの行為は、社会的に支持されている良識の範囲を逸脱した、非道な行為であることは確かです。ナンシーを殺すと脅迫し、チェーンソーで彼女の頭を切り落とすと脅したことで、ジャックは明らかに良識の範囲を超える非道な発言をしたのです。しかし、ジャックの発言によりナンシーが精神的に苦痛を受けたという事実はありません。IIEDは身体的苦痛の症状の提示を必要としませんが、少なくとも原告が深刻な苦痛を被ったという何らかの主張が必要です。今回のようにその主張がない場合は、IIEDの訴因としては十分な根拠がない。

バッテリー

次の問題は、ジャックがナンシーの車に手を加えたことが、ナンシーに対する暴行に当たるかどうかである。

バッテリーとは、他人の身体に有害または不快な接触をすることによって、意図的に身体的危害を加えることです。ここで、ジャックはナンシーに身体的危害を加えることを意図していました。彼はナンシーが「教訓」を得るために「小さな事故」を起こすことを望んでいたのです。このことは、たとえ彼がナンシーに軽い危害を加えることを望んだだけだとしても、ジャックがナンシーの身体に危害を加えることを意図していたことを示している。ジャックがナンシーの車をいじったことが、"彼女の人に対する有害または不快な接触"につながったかどうかは、それほど明確ではありません。人」は、財布のような原告の身体に接続された物も含めて、自由に解釈される場合があります。しかし、ナンシーの車は、路上に駐車されていたとき、彼女の身体とつながっておらず、裁判所が車をナンシーの身体の延長と解釈することは考えにくい。

しかし、ナンシーは、電池は即時的である必要はなく、ブレーキラインを切断することによって、ジャックはナンシーの身体に将来害を及ぼすことを意図していたと主張するでしょう。ナンシーは、ジャックの行為は誰かに毒を盛るようなものであり、原告の身体への害が将来まで起こらないにもかかわらず、これはバッテリーであると主張するでしょう。ナンシーは、ジャックの行為によって実際に怪我をした場合、この主張

で成功する可能性が高いでしょう。なぜなら

Paulが代わりに負傷した場合、移転意思の法理が適用されるかもしれませんが（下記参照）、Nancyは実際に人身への危害や攻撃を受けておらず、結局、彼女のバッテリー訴因は成功しないでしょう。

土地への不法侵入

土地侵入は、被告が原告の土地に不法に立ち入った場合に発生する。ここでは、JackはNancyの車が路上にあるときにブレーキラインを切っており、彼女の土地に不法侵入したことを示すものは何もない。従って、Nancyは土地への不法侵入の請求権を有しない。

動産への不法侵入と改ざん

動産侵害と換価は、被告が原告の財産を損壊または窃取した場合に発生する財産上の不法行為である。動産への不法侵入とコンバージョンの違いは程度の問題で、動産への不法侵入は財産が害されるが完全に破壊されない場合に起こり、コンバージョンは財産が破壊されたり盗まれたりした場合に起こる。ここで、ジャックは両方の不法行為について責任を負う可能性がある。彼はナンシーの車のブレーキラインを故意に切断し、そうすることで動産への不法侵入の責任を負う可能性があり、つまり彼はナンシーに切断ラインの修理費用を負担することになる。しかし、その後、ポールが車を運転したところ、山道から外れてしまった。これらの事実は、車が破壊されたことを示している。もしそうであれば、ジャックは変換の責任を負う可能性があり、変換が起こった時点の車の市場価格をナンシーに支払うこととなります。

ジャックのベンに対する不法行為請求について

問題は、ジャックが "怒りながらナンシーに向かってチェーンソーを振り上げた" のを見たベンが、ジャックを地面に叩きつけ、怪我をさせた場合、ジャックがベンに対して暴行罪の請求を行うことができるかどうかである。上述の通り、暴行は被告が他人の身体に有害または不快な接触をした場合に発生します。ここで、ベンジャックに危害を加えました。

を「地面に叩きつけ」、ジャックに怪我を負わせたことで、暴行罪の一応の成立要件を満たした。

次の問題は、Ben が暴行という訴因に対して何らかの抗弁を行うことができるかどうかである。ベンは、ジャックに対して行われた暴行に対する責任から自分を守るために、「他者防衛」の抗弁を行うことができます。人は、他者が即座に身体的危害を受ける危険性があると考えられる場合、他者を防衛するために合理的な力を行使することができます。使用される力は、脅威と比例していなければなりません。ここでは、ベンは、ジャックにチェーンソーで攻撃される危険があると合理的に考えたナンシーを守るために、ジャックを倒したようです。ベンはナンシーを守るために、合理的で殺傷力のない力を使いました（ジャックのチェーンソーは殺傷力のある武器であると主張される可能性があるとしても）。ベンは力をエスカレートさせることなく、むしろ比例して対応した。したがって、ベンは、他者保護の防衛が有効であるとして、暴行罪の責任を問われないと判断される可能性が高い。

なお、ベンがナンシーを守る必要性について勘違いしていたとしても、ジャックは「侵略が来る」までは実際にナンシーに危害を加えるつもりはなかったもので、この勘違いはベンの抗弁を否定するものではないでしょう。間違った自己防衛（または他人の防衛）は、その勘違いが合理的である限り、意図的な不法行為に対する有効な抗弁となる。ここでは、ジャックが「怒った」態度でチェーンソーを振り上げたとき、通りの向かい側に立っていて、ジャックが言っていることが聞こえなかったであろうベンが、ナンシーが危険であると信じたことは妥当であった。

ポールのジャックに対する不法行為請求について

問題は、ジャックがナンシーの車を改造し、それをポールが借用した場合、ポールがジャックに対してバッテリー訴訟を起こすことができるかどうかである。具体的には、意思の移転の原則により、ナンシーに危害を加えるというジャックの意思はポールに移転しうるかどうかの問題である。意思の移転の法理とは、ある原告に対する暴行などの故意の不法行為の意思が、実際に第二の原告に被害が及んだ場合には、他の原告に移転することができるというものである。前記のとおり、それは

なぜなら、ナンシーはジャックの行為によって実際に傷つけられたり、触られたりしたわけではないからである。しかし、ポールは、ジャックがナンシーに対して暴行を加えようとした結果、「重大な傷害」を負ったのである。その結果、ポールは、故意の移転の理論に基づいてジャックを訴えることができ、ポールはおそらく成功することでしょう。

質問2：選択した回答B

1. ナンシーのジャックに対する不法行為請求について

A. 電話による脅迫のための暴行

ナンシーは、ジャックが電話で行った殺すという脅迫に対して暴行を主張することができますが、この主張は成功しないでしょう。

暴行罪の疎明を行うには、原告は、(i) 原告に、原告の身体に対する直接的な有害または不快な接触が生じるという合理的な危惧をもたらす被告の行為、(ii) かかる危惧を生じさせる被告の意図、および (iii) 因果関係、を示さなければならない。

事実は、電話で話しているときに、ジャックがナンシーに彼女を殺すつもりだと言ったことを示しています。誰かを殺すという脅迫は、一般に、その人が有害な接触を被るという合理的な危惧を抱かせるのに十分なものです。

ほとんどの故意の不法行為における故意の要素については、被告人は特定の結果を実際に意図する必要はなく、むしろそのような結果が行為の結果として生じる可能性が高いことを実質的に確信しているだけでよい（一般的な意図）。ジャックは、誰かを殺すという脅迫が、有害な接触を恐れるようになると実質的に確信できることから、そのような不安を引き起こす意図があることが示されうる。そして、ジャックの脅迫が、直ちに有害な接触の恐れを引き起こすものであったことから、因果関係が示される可能性がある。

しかし、意図的な暴行の不法行為は、即時の危害に対する危惧または恐怖を必要とするので、Nancyの暴行に対する請求は失効することになる。将来の危害の脅威は暴行の不法行為には十分ではない。さらに、合理的な危惧は言葉だけでは生じない--言葉に加え、何らかの脅迫行為が必要である。

ここで、ナンシーはジャックと電話で話していたため、ジャックが脅迫を行ったとき、彼の前にいませんでした。したがって、彼が脅迫を実行するためにその場にいなかったため、彼女の危害に対する懸念は即座には生じなかったはずです。彼は彼女を殺すという脅迫を実行するために隣に逃げなければならなかったであろう（その時点で脅迫は即時のものとなっただろうが、それまではそうではなかった）。

B. チェーンソーによる襲撃

Nancyは、Jackがチェーンソーで脅したことに對しても暴行を主張することができる。ここでは、ジャックはチェーンソーを振り回していたので、ジャックの行為は単なる脅し以上のものでした。チェーンソーを振り回しながらナンシーの頭を切り落とすと言うという組み合わせは、合理的な人が有害な接触--ここではチェーンソーを頭に当てると言う形で--を被ることを恐れるに足るものであることは確かである。

ナンシーは、ジャックはナンシーのすぐ隣に立っているため、その瞬間に危害を加えることができ、即時性の要件が満たされていると主張するだろう。しかし、条件付き単語の存在は脅威の即時性を無効化するので、この主張でもナンシーは負ける可能性が高い。ジャックはナンシーに、"侵略が来たら"彼女の頭を切り落とすと言った。ナンシーはおそらく彼が何を言っているのか、その侵略がいつ来ることになっているのか見当もつかないが、ジャックの言葉から侵略が未来に来ることは明らかであるように思われる。彼は将来彼女の首を切ると脅しているのだから、ナンシーの身体に直ちに接触するという合理的な危惧はなく、したがって暴行はないのである。

C. 精神的苦痛の意図的な侵害(IIED)

ナンシーは、ジャックによる電話での脅迫とチェーンソーを拾ったときの脅迫の両方について、そのような脅迫の結果として深刻な精神的苦痛を受けたことを示すことができます。限り、IIEDの請求を行うことができます。

IIEDの一応の事実を立証するためには、原告は、(i) 極端かつ非道な行為に相当する被告の行為、(ii) 被告による原告に重度の精神的苦痛を与える意図、(iii) 因果関係、および(iv) 激しい精神的苦痛という形で原告が損害を受けたことを示さなければなりません。

電話での脅迫と庭での脅迫は、どちらもナンシーを殺すという脅迫を含んでいるので、極端で非道な行為に相当します。誰かを殺すという脅迫は、間違いなく極端で非道な行為であり、普通の合理的な人の感性にショックを与えるでしょう。

IIEDの意図的要素は、被告が深刻な精神的苦痛を引き起こすことを意図しているか、そのような結果について無謀であることを要求している。ジャックのナンシーを殺すという脅迫は、そのような脅迫が彼の隣人に彼女の生命と安全を恐れさせ、その結果ひどい精神的苦痛を受けるという実質的な危険を完全に無視したものである。

この申し立てでナンシーが陥りやすい唯一の落とし穴は、彼女が深刻な精神的苦痛を受けたことを示す事実が何もないことです。そのような苦痛は身体的症状として現れる必要はありませんが、彼女は実質的な苦痛（たとえば、深刻な不安や生命への恐怖）を示す必要があります。彼女がそのような苦痛を示すことができると仮定すれば、Nancyはジャックに対するIIEDの請求に勝訴することになる。

D. 動産への転換・不法侵入

また、Nancyは、Jackが彼女の車のブレーキを切った行為に対して、転換請求を行うことができます。

転換の疎明を行うには、原告は、(i) 原告の動産に対する占有権を妨害する被告による行為、(ii) そうする意図、および(iii) 因果関係を示す必要があります。

動産への不法侵入の請求は同じ要素を持ち、不法行為の違いは妨害の程度である。

Conversionでは、原告の所有権に対する妨害が、被告に動産の公正市場価値全額を支払わせることを正当化するほど質または性質において実質的であることが要求されるが、より小さな妨害は動産への不法侵入となる（そしてジャックは妨害によって生じた損害額のみを支払えばよい）。

ここで、ジャックはナンシーの車のブレーキを切り、そのために次に車を運転する者が車を衝突させ、さらに損傷を与えたと推定される。したがって、因果関係が示され、事実はジャックが故意にブレーキを切ったことを示している。車の損傷が激しいので、**Nancy**はコンバージョンによりその全価値を回収することができるだろう。

E. 土地への不法侵入

最後に、ナンシーは、ジャックの子供が彼女の所有地にいたため、不法侵入でジャックに対して訴訟を起こすことができます。しかし、親は子供の行為に対して代理責任を負わないので、この訴訟は成功しそうにありません。ナンシーは、子供たち自身に対してこの訴訟を起こす必要があります。

2. ジャックのベンに対する不法行為請求について

A. タックル用バッテリー

暴行罪の疎明を行うためには、原告は、(i) 被告による原告の身体に対する有害または不快な接触をもたらす行為、(ii) 被告による当該接触をもたらす意図、および (iii) 因果関係を示す必要があります。

ここでは、ベンがジャックをタックルして負傷させたので、有害な接触があり、因果関係があることがわかる。事実関係から、**Ben**は**Nancy**を守るために道路を走って向かい、**Jack**を地面に叩きつけたので、そのような接触を意図していたと思われる。

ジャックは、他者防衛によってバッテリーに対して強い主張をすることになります。他人の防衛は、ジャックがこの主張で成功するのを防ぐための防衛です。被告は合理的にその人が自分自身を守るために権利を有すると信じている場合、一つは別のものを守るために権利を持っています。ここで、ベンはジャックがチェーンソーを振り上げるのを目撃し、彼が彼女の頭を切り落とすと脅すのを聞いたかもしれません。合理的な人はナンシーが危険にさらされていると考えるので、ベンは彼女を守ることによって合理的に行動しました。ベンはジャックの潜在的な殺傷力に対抗するため、殺傷力のない力を使用したものであり、その行使の種類は適切であった。

従って、ベンはバッテリーに対する責任を負いません。

B. 土地への不法侵入

ジャックは、ベンの土地に侵入したことに對して、土地侵入の請求を行うこともできます。この不法行為を示すために、原告は、被告が彼の土地の占有を妨害したこと、意図、および因果関係を示す必要があります。意図的に彼の財産に実行することにより、ジャックはベンがこの不法行為を犯したと主張します。

しかし、Benは、公共的必要性から自分の土地で走ることが正当化されたと主張する。公共の必要性とは、他人の土地に立ち入る絶対的な特権を生み出すものである。ここでは、その必要性とはナンシーの首が飛ぶ可能性があることだった。従って、ベンはこの不法行為に対して責任を負わないでしょう。

3. ポールのジャックに対する不法行為訴訟

A. バッテリー

ポールはジャックに対し、バッテリーで訴訟を起こすべきである（上記の要素を参照）。ポールは、車のブレーキを切ることによって、ジャックが運転者の人体に有害な接触が生じることを実質的に確信していたことを証明する。

譲渡の意図

ジャックは、ポールではなくナンシーに危害を加えるつもりだったと主張するかもしれないが、移転意思の原則は、ジャックがポールに対する暴行という不法行為の責任を認めるために必要な意思を提供するものである。

この原則によれば、ある人が他人に対して故意の不法行為を行おうとしたが、その代わりに、その同じ人に対して別の不法行為が発生した場合、同じ不法行為が別の人に対して発生した場合、または別の不法行為が別の人に対して発生した場合、最初の不法行為を行うという不法行為者の最初の意思によって、2番目の不法行為のための必要な意思が提供されることになる。意図的な不法行為である暴行については、転嫁された意思が利用できる。

ここでは、ジャックはナンシーに有害な接触を引き起こすことを意図していた。ナンシーではなく、ポールが最初に車を運転したという事実は、ジャックの責任を免除するものではない。ジャックのポールへの害意は転嫁の法理によって認められ、ジャックは暴行罪の責任を負うことになる。

心神喪失の抗弁

ジャックは、車がエイリアンの宇宙船であると信じていたことから、心神喪失のため不法行為を行うのに必要な意思を持たなかったと主張するかもしれない。しかし、心神喪失は、不法行為者が自分の行為の本質を理解していないような精神的欠陥がない限り、意図的な不法行為に対する抗弁とはならない。ここでは、ジャックはナンシーに危害を加える意図でブレーキを切ったことを認識していたので、心神喪失は有効な抗弁とはならないでしょう。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2017年2月カリフォルニア州司

法試験

本書は、2017年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	遺言書
2.	救済措置／不法行為
3.	エビデンス
4.	事業者団体
5.	プロフェッショナルの責任
6.	刑事法・刑事訴訟法

QUESTION 2

スティーブは、両者が署名した契約書において、自分のコンドミニアムをベティに20万ドルで譲渡することに合意した。交渉中、Steve は Betty に、ユニットと共に権利付きの駐車場はないが、月 50 ドルで隣接する土地に自分の車を駐車することが許されていると話した。スティーブは、ベティがその取り決めを続けられないと考える理由はないと述べた。ベティさんにとって駐車場は重要な問題である。

6月1日、譲渡が行われた。ベティはスティーブに20万ドルを支払い、スティーブはコンドミニアムをベティに譲渡し、ベティは引っ越した。彼女はすぐにユニット全体を塗装し、いくつかの窓を交換し、デッキを追加しました。この改修には全部で2万ドルかかった。彼女はまた、2,000ドルを費やして、そのコンドミニアムにある唯一のバスタブを取り外し、シャワーに取り替えたため、そのコンドミニアムにはシャワーが2つ、バスタブが1つもない状態になった。

8月1日、ベティは、隣接する駐車場の所有者がその上にオフィスビルを建設しようとしており、駐車場の貸し出しを打ち切ろうとしていることを知った。さらに、スティーブが売却前にこの計画を知っていたことも知った。彼女はすぐに他の選択肢を検討し、1ブロック離れた場所にある駐車場を月100ドル。同時に、スティーブがこのマンションを購入する直前、前の所有者が敷地内で殺害されたことも判明した。スティーブさんは、そのことをベティさんに伝えなかった。

Bettyはこのマンションを売ろうとしたが、殺人事件の公表や駐車場がないこともあり、16万ドル以上の提示を得ることができなかった。ベティはスティーブを詐欺で訴えた。

Bettyの訴訟の結果はどのようなものになりそうですか？また、Bettyが合理的に求めることのできる救済措置は何ですか？議論してください。

質問2：選択した回答A

駐車場に関するスティーブの違反について

問題は、スティーブがベティに対して、駐車スペースに関する事実を、訴えの原因となるような形で虚偽の説明をしたかどうかです。

虚偽表示とは、(i)虚偽の事実が記載され、(iii)重要であるか、真実でないことが申告者に知られており、(iv)その表示に依存して不利益な行為をするよう人を誘導するものである。

スティーブは、月50ドルで借りられる既存の駐車場があり、この取り決めが継続されないと考える理由はないと述べ、事実を明確に表明しました。オフィスビルが建設されれば、この駐車場はなくなるのだから、この事実は明らかに誤りである。

スティーブはベティに、既存の取り決め（月50ドルの使用料支払い）を前提に、ベティの車を駐車し続けることができない理由はないと言った。駐車場は、地域の特性（混雑した都市部）を考慮するとBettyにとって重要であり、Steveはこの地域に住んでいたため、この事実を知っているはずであった。Bettyは、このことがコンドミニアムの売買を決定する上で重要な事実であったと主張するだろう。スティーブは、駐車場は不動産購入に付随するものであり、不実表示に必要な重要性に欠けると、反対の主張をする。Bettyが後に発見したように、Steveは、売却が行われる前に駐車場の貸し出しを中止する計画について知っていたので、たとえその発言が重要でないとみなされたとしても、それが真実でないことを知っているという要件を満たすことになる。

Bettyにとっての駐車場の重要性を考えると、彼女は、駐車場が設置されているという事実が、コンドミニウムを購入する意思決定の中心であり、したがって、その声明に依存して行動したと主張するだろう。ここでもSteveは、駐車場はコンドミニウムに付随するものであり、権利付き不動産の一部ではなく、また、駐車場はコンドミニウムの一部ではないと主張しようとするだろう。

Bettyがマンションを購入したのは、価格、広さ、場所など、他にも多くの要因があったはずで、十分に信頼と言える。

駐車はベティがおそらく日常的に行っていることであることを考えると、適切な駐車場が用意されていることは、信頼に足る動機と見なされる可能性が高いと思われる。したがって、Steveの発言は詐欺的な不実表示とみなされる可能性が高い。

殺人の不告知

問題は、スティーブが以前このマンションで殺人が起きたことを公表する義務を負っていたかどうかである。

コモンローでは、不動産の売り手は、**caveat emptor**の原則の下、買い手に対して開示の義務を負っていなかった。買主は、購入前に物件を検査する権利を有し、自分で欠陥を発見する義務を負っていた。現代の傾向として、買い手が気付かず、検査で容易に発見できないような重大な欠陥を開示する義務を売り手に課している。これを怠った場合の責任は、隠蔽と詐欺の原則に基づき発生する。

マンション内で殺人が起こったという事実は、マンションの市場性に影響を与える可能性が非常に高い。実際、Bettyは、この事実を新しい購入希望者に開示したところ、価値が著しく低下したことを発見した。Bettyは、Steveにはこの情報を積極的に開示する義務があり、それを怠ったことは詐欺にあたと主張する。一方、Steveは、自分は殺人について何の表明もしていないし、殺人は起こっていないと述べたこともない、したがって、不誠実な言動はしていないので詐欺の責任は問われないと主張する。

裁判所は、スティーブにはこの情報をベティに開示する義務があったと判断するだろう。なぜなら、この情報は、不動産の価値に悪影響を与える重要な事実だからである。スティーブが開示しなかったことは隠蔽に相当し、その結果、ベティはスティーブに対して詐欺で訴えることができるはずである。

適切な救済措置

契約の誘引に詐欺があった場合、その契約は無効となり、無実の当事者はその契約を無効として扱い、それに応じて救済を求める権利を得ます。

ベティがコンドミニアムに留まりながら経済的損失を埋め合わせたいのか、それとも物件を強制的に売却して引っ越したいのかによって、適切な救済措置は変わってくるでしょう。

金銭的損害賠償

Bettyがコンドミニアムに留まることを決めた場合、最も適切な行動は、契約を確認し、金銭賠償を求めることであろう。様々な金銭賠償のルールは、期待が単に違反ではなかった場合の期待の喪失を補償することを目的としています。期待損害は、契約が期待通りであったならば、原告が置かれたであろう立場に立つために使われることとなります。損害賠償を請求するためには、請求者は、(i) 被告の行為が損失の原因であること、(ii) 契約締結時に損失が合理的に予見できたこと、(iii) 損失が確実であり推測に過ぎないこと、(iv) 避けられなかったこと（請求者が損失を減らすために利用できるすべての手段を講じたという意味）、を示さなければなりません。

駐車場について - 駐車場に関して、Bettyの期待は、月50ドルで車を駐車する場所を確保することであった。Steveの不実表示は、この損失の明確な原因であり、駐車場に関するSteveの発言が虚偽であった場合、Bettyは駐車場がない、または駐車場に対してより多くの料金を支払わなければならない可能性によって損害を被ることは、その時点で合理的に予見可能であった。Bettyは、代替の駐車スペースを見つけ、それによって損失を軽減するために適切な措置を講じました。しかし、その駐車場は、彼女が期待していた費用の2倍となる。この損失は金銭的に確実である（月50ドルは明確である）。したがって、BettyはSteveに対して、駐車場の損失を埋め合わせるための金銭的損害賠償の請求に成功するはずである。

金銭賠償の判決は、通常、インフレを考慮せずに今日の価値に割り引いて一括払いで行われます。しかし、最近の傾向として、インフレを考慮する裁判所もあるようです。

殺人による価値の損失について - 法廷は、殺人によるマンションの価値の低下に関して損害を確認するために、同じテストを適用します。

前回と同様、因果関係は明らかである。**Steve**が殺人を公表しなかった結果、**Betty**はコンドミニアムに高値を支払った。このような事実は、その物件が市場性が低くなることを必然的にもたらすことが合理的な人々に明らかであるため、当時は予見可能であった。**Betty**はこの家を売却しようとしたが、16万ドル以上で売却することができなかった。したがって、期待損害の尺度は次のとおりとなる。

\$40,000.しかし、**Betty**はコンドミニアムに改良を加えるために**22,000**ドルを費やし、それがコンドミニアムの価値を高めたと主張するので、結果的損害賠償の規則の下でこれらについても回復できるはずである。結果的損害賠償は、予見可能であった損害以上の損失を補償するために請求者に求められることがあります。

スティーブは、コンドミニアムにある唯一のバスタブを撤去したことは、実際に資産を減価させ、価値の下落は殺人の公表よりもそのせいであると主張するでしょう。

取消

取消は、利用可能な法的救済がない場合に、裁判所がその裁量で用いることができる衡平法上の救済である。取消しにより、**Betty**は契約を無効として扱うことができ、コンドミニアムは**Steve**に返還され、彼女の購入資金は彼女に返還されることになる。

もし**Betty**がもうこのマンションに住みたくないと決めたら、こちらの方がより適切な救済策となるだろう。土地は常に固有のものと考えられるので、**Betty**は損害賠償という法的救済は適切ではなく、契約を完全に回避する権利があるはずだと主張するかもしれない。

ベティは、購入資金を取り戻すことに加え、物件の改良に費やした金額に対する信頼性損害を求めることができる。信頼損害は、請求者を、契約を結ばなかった場合の立場に置くことを求めるものである。

そうすれば、ベティは改良に費やした**22,000**ドルを回収することができる。

質問2：選択した回答B

有効な契約

準拠法

UCCは物品の販売に関する契約に適用されます。サービス、土地の売買、その他UCC以外の契約については、コモンローが適用される。

この場合、契約は不動産であるコンドミニアム（マンション）の売買であるため、コモンローが適用される。

契約の手続き。

有効な契約には有効な契約には、1) 申し出、2) 承諾、3) 対価が必要である。さらに、土地の売買契約は、詐欺罪（SOF）の制定を満たすために、書面でなければならない。

ここでは、コンドミニアムの売却に関する両当事者の書面による契約が存在するため、SOFを満たしている。SteveはBettyに自分のコンドミニアムを\$200,000で売ること同意した。従って、これは有効な申し出であった。6月1日、譲渡が行われた。SteveはBettyにコンドミニアムを譲渡し、Bettyは\$200,000を支払って引っ越した。こうして、Bettyは承諾した。

従って、当事者は有効な契約を結んでいたこととなります。

契約の不履行

契約違反は、当事者の一方が契約を履行しない場合に発生する。土地売買契約では、譲渡が行われると、契約は消滅し、当事者は、証書と、証書に付与された将来の特約（更なる保証、平穩享受、保証）のいずれかに基づいてのみ訴訟を起こすことができる。

この場合、譲渡はすでに行われているので、証書が支配し、ベティは土地売買に関する

契約違反を訴えることができない。しかし、当事者は

それにもかかわらず、意図的な開示漏れがあった場合、詐欺に基づく訴訟を起こすことができます。もし、**Betty**が詐欺があったことを立証できれば、彼女は詐欺論に基づいて訴える権利があります。

不正行為

不正行為には、1) 重要な事実の不実表示、2) 信頼を誘発することが分かっていること、が必要です。

4) 実際の信頼性、および 5) 損害賠償。

駐車場

8月1日、**Betty**は、隣接する駐車場の所有者がその上にオフィスビルを建設しようとしており、駐車スペースのレンタルを中止することを知り、**Steve**もこの計画を知っていた。ここで、交渉中にスティーブがベティに、権利付き駐車場はないが、自分と同じように月50ドルで隣接地に駐車することを許可すると言ったので、不実告知があったことになる。一方、彼は、ベティがその土地に駐車することができないという建物の所有者の計画を知っていた。したがって、不当表示があった。

コンドミニアムが混雑した都市部にあるため、ベティにとって駐車場は重要であったため、これは重要な事実であった。重要性は、彼女が駐車場のためにコンドミニアムの転売に苦勞しているという事実によってさらに証明される。

さらに、スティーブは、ベティに、ベティがその取り決めに継続できないと信じる理由がないと言ったので、この不実表示が信頼性を誘発することを知っていた。このことは、ベティが購入を継続するかどうかを決定する際にこの事実を信頼することを彼が知っていたことを示している。

Bettyはマンションの購入を続けることを決め、売却が完了するまで駐車場がないことを知らなかったため、実際に不実表示を信頼したため、次の要素は満たされている。

に駐車することができなくなるため、ベティの損害が確定する。

近くの土地に

したがって、駐車場に関する不実告知があったのです。

殺人事件

不実表示は、嘘である必要はなく、売り手が欠陥を知らずながら買い手に知らせなかった場合は、不作為でもよい。

ここで、**Betty**は、購入から約2ヶ月後の8月に、前の所有者が敷地内で殺害されたことを知ったが、**Steve**は**Betty**にこの事件のことを開示しなかった。**Steve**は、殺人のことは知っていながら、**Betty**に開示しなかった。このような開示の不履行は、不作為に基づく不実表示となる。ここでは、購入希望者は敷地内で人が殺害されたかどうかを知りたがるので、彼はこれが重要な事実であることを知っていた。さらに、このような恐ろしい事実を開示しなかったことで、無実の買い手は、そのような殺人が敷地内で起こっていないという事実を信頼することになる。彼は、もし殺人の事実を開示すれば、ベティが取引から手を引くであろうことを知っていた。さらに、ベティは、売却を進めることを決めたとき、そのマンションで殺人が起こっていないという事実を頼りにしていた。もし、殺人事件のことを知らされていたら、それでも購入を続けるかどうかを決める機会があったかもしれない。最後に、**Betty**は、購入希望者に殺人事件を開示しなければならないこともあり、16万ドル以上で家を売ることができず、損害を被った。

このように、殺人事件に関する誤報があったのです。

結論として、スティーブは駐車場の状況や殺人の不実表示について詐欺行為を行ったので、ベティはスティーブに対する訴訟で成功することになります。

取り消し。

契約は、相互の錯誤または詐欺に基づき取り消すことができます。

ここで、**Betty**は、上記のとおり、**Steve**に対する詐欺の主張を成功させることができるため、契約の取り消しを求めることになる。

リライアンスです。

信頼損害は、被告側の不当利得を回避するために取得することができます。信頼は、違反をしていない当事者を、あたかも契約がなかったかのような立場に置くことを求めるものです。

ここで、ベティは自分のコンドミニアムを持つことに興奮した。長く住むことを想定して、彼女はこのマンションに手を加えることにしました。ベティはすぐにユニット全体を再塗装し、窓を交換し、デッキを追加しました。改良の総額は**20,000**ドルでした。彼女はまた、**2,000**ドルを費やして、唯一のバスタブを取り除き、シャワーに取り替えた。ベティは、この物件に欠陥がないことを信じて、このような改修を行ったのである。契約を取り消し、**\$22,000**相当の改良を施したコンドミニアムを**Steve**に返すのは不公平であろう。従って、**Betty**は、コンドミニアムの改良に費やした**\$22,000**の払い戻しを受けることができるはずである。

期待する。

期待損害賠償は、違反がなかった場合と同じ立場に非違反当事者を置くことを求めるものです。

ベティは、マンションを購入しなかった場合と同じ立場になるよう、期待損害賠償を求めることとなります。彼女はコンドミニアムを購入したとき、近くに駐車場があり、以前に殺人がなかったユニットに住むことを期待していた。しかし、スティーブの詐欺的な不実表示により、ベティはそうすることができなくなる。その結果、**Betty**は契約がなかったかのように補償されるはずである。

Bettyはこのコンドミニアムを売ろうとしたが、殺人事件の情報公開と駐車場がないことを理由に、**16**万ドル以上のオファーを受けることができないでいる。**Betty**が**16**万ドルでマンションを売却した場合、**Steve**は、当初の売却額との差額を彼女に支払うよう要求されます

の価格（\$200,000）とコンドミニアムの売却価格。彼女が16万ドルで買えるとして、スティーブはベティに4万ドルを支払う必要があります。

したがって、Bettyは期待損害額として40,000ドルを受け取る権利があります。

付帯している。

付随的損害とは、違反の結果として非違反当事者が被る損害のことです。

ここで、Bettyは、仲介手数料や出品手数料など、コンドミニウムを売却するために費やされた資金を受け取る権利を持つことになる。さらに、彼女は、コンドミニウムが売れるまで、現在の駐車場に駐車するための\$50と他の駐車場に駐車するための\$100の差額を回収することができるはずである。

懲罰的損害賠償

懲罰的損害賠償は、故意かつ軽率な違法行為に対して被告を罰しようとするものです。一般的に、懲罰的損害賠償は契約違反の訴訟では与えられません。しかし、基礎となる不法行為がある場合、原告は懲罰的損害賠償を回復することができます。

ここで、BettyのSteveに対する訴訟の基礎となる理論は、詐欺であり、詐欺は不法行為である。裁判所は、Steveの詐欺的行為を罰し、教訓とするために、Bettyに懲罰的損害賠償を認めざるを得ないかもしれない。

したがって、Bettyは懲罰的損害賠償を回復することができるかもしれません。

損害賠償の制限

損害は、因果関係、確実性、予見可能性、軽減可能性がなければなりません。

ここで、Bettyの損害は、Steveの詐欺行為によって生じたものである。彼女の損害は、正確なドル額を設定できるため、確実である。彼女の損害は予見可能である

。

というのも、他の駐車場に停めなければならなくなり、さらにお金がかかることが予測できたからです。また、マンション内で殺人事件が発生した場合、そのマンションに住みたくなくなることも予見できたため、退去して不動産を売却する動機となった。最後に、損害は軽減されなければならない。つまり、ベティは、合理的な金額で合理的な時間内にマンションを売却するよう誠実に試みなければならない。さらに、彼女がこの不動産を売却するまでの間、彼女は

スティーブの守備範囲

パロール・エビデンス・ルール

Parol evidence rule (PER)は、当事者が最終的な表現を書面そのものに込めることを意図していたため、契約書の事前の口頭での交渉を禁止しようとするものである。

交渉中、スティーブはベティに、権利付き駐車場はないが、彼と同じように月50ドルで隣接地に駐車することを許可すると告げた。**Steve**は、そのようなコミュニケーションは口頭であり、最終的な契約以前のものであるため、裁判所はそれらを除外すべきだと主張するだろう。彼の行為は詐欺であり、契約はすでに履行されたため、この抗弁は失敗するでしょう。

ラチェス

Lachesは、原告が請求を主張するまでにあまりにも長く待ち、そのような時間の遅れが被告に不当な不利益をもたらす場合に、原告の回復を禁止しようとするものです。

ここでは、売却は6月に行われ、ベティは8月に訴訟を起こしています。したがって、これはわずか3ヶ月の期間であり、不合理な遅延ではありません。

不潔な手。

衡平法裁判所は、汚れた手で法廷に来た求婚者を助けない。

この場合、**Betty**は不正行為に関与していない。むしろ、彼女は無実の購入者であった。したがって、この抗弁も失敗する。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2017年7月カリフォルニ

ア州司法試験

本書は、2017年7月のカリフォルニア州司法試験の論文問題5問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	共同財産
2.	プロフェッショナルの責任／エビデンス
3.	レメディー
4.	民事訴訟法
5.	不法行為

QUESTION 5

運転中のメール送信の危険性を懸念して、立法府は最近、自動車法の次の条項を制定しました。

何人も、走行中に携帯電話を使用してテキストメッセージを送受信しながら、公道で自動車を運転してはならない。

Dougは携帯電話でメールをしながら、交通量の多い通りを運転していました。Dougは車のコントロールを失い、道路から滑り落ち、Electric Companyの電柱にぶつかった。電柱は地面に倒れ、落ちた電線から火花があちこちに飛び散った。その火花のひとつが新聞紙に当たり、その新聞紙に火がついた。燃えた新聞紙は通りを吹き飛び、ハリーの家の屋根に落ちました。ハリーの家の屋根に落ち、家は燃えてしまいました。

WBF（電線溶断ヒューズ）という技術の進歩で、落としても火花が出ない電線を張ることが可能になった。しかし、電力会社では、自社や他の電力会社が長年使ってきた旧式の配線方式をそのまま採用していた。WBFを採用するには、電気料金の大幅な値上げが必要であり、また、WBFはまだ業界に浸透していないため、電気会社はWBFを採用することはできないと考えていた。しかし、WBFを導入した電力会社では、安全性や信頼性が大幅に向上したことが確認された。

ハリーはDougとElectric Companyの両方を訴えた。

1. HarryはDougに対してどのような請求を合理的に行うことができるか、Dougはどのような抗弁を合理的に主張することができるか、そしてどのような結果が考えられるか。議論してください。
2. HarryはElectric Companyに対してどのような主張をすることができるか、Electric Companyはどのような抗弁をすることができるか、そしてどのような結果になる可能性が高いか。議論してください。
3. HarryがDougとElectric Companyに対して勝訴した場合、損害賠償どのように配分されるべきか？議論してください。

質問5. 選択回答

H v. D

ハリー (H) はダグ (D) に対して過失の請求を行うことができます。

過失

過失の主張は、義務、違反、因果関係、および損害賠償から構成されます。回復するためには、すべての必要があります。

義務

人は一般に行為義務を負わない。しかし、人が行動する場合、合理的な人がするように慎重に行動する義務を負い、合理的な注意を払って行動しなかったために予見可能な原告にもたらされる損害に対して責任を負う。多数派のカルドーズの見解では、予見可能な原告とは、危険地帯にいるすべての人のことである。少数派のAndrewsの見解では、予見可能な原告とは、被告が誰かに危害を加えることを予見できたのであれば、たとえ被害を受けた人が被告の予見したタイプの原告でなかったとしても、被害を受けた人全員を指すとされている。

スタンダード・オブ・ケア

一般的に、人は合理的に判断できる人が取るであろう注意をもって行動する義務を負います。家主やその他の特別な関係については、異なる基準があります。

この場合、Dは運転中であつた。合理的な慎重さを持つ人であれば、運転中の不注意によって傍観者や財産に害を及ぼす可能性があることを予見できたはずだ。Hは、Dが運転中のメールによって人の所有物に衝突する可能性があつたことを予見できたと主張できる。Hの郵便受けに突っ込むことは予見可能であつた。したがって、Hが危険地帯にいたことは予見可能であつた。Dが実際にはHの郵便受けに突っ込まず、電柱に衝突して火災が発生したことは、さほど遠いことではない。Dは、火花が出て火災になるのではなく、電柱に衝突して折れ、そのままHの家に落下した可能性がある。Hは、カルドーズの下では、自分が予見可能な者であつたと主張するだろう。

運転者が注意散漫により人の所有物に衝突することを予見すべきであったから、危険水域にいる原告をDは、これはあまりにも減衰していると主張するだろう。Hは、郵便受けを壊されたことについては危険地帯にいたかもしれないが、自宅を焼かれたことについては予見可能な原告ではなかったのである。しかし、重要なのは、Dが損害の種類や程度を予見できたかどうかではなく、DがHを原告として予見できたかということである。Hの家が道路に面している限り、Hは危険地帯にいる予見可能な原告であった。

Dは、燃えた紙が「通りを吹き飛んだ」ため、Hは予見できなかったと主張するだろう。これは、事故が彼がテキストを打っていた場所から遠く離れた場所で起こったことを暗示している。しかし、HはDが運転し、テキストを打っていた通りにいたため、危険地帯にいたことになる。これは僅差であり、多くの裁判所は、**Cardozo**の見解の下では、Hが危険地帯にいる予見可能な原告であったとは認めないだろう。アンドリュースの見解では、Dは運転中のメール送信で誰かに怪我をさせることを予見できたので、HはDが注意義務を負う原告であることは間違いないだろう。

ブリーチ

DがHに注意義務を負うと仮定すれば、違反がなければならない。運転者は、責任を持って運転し、注意散漫にならないようにする義務を他者に対して負っている。合理的な慎重さを持つ人なら、テキストを打って運転することはないだろう。したがって、Hは、Dが注意義務に違反したことをうまく主張するだろう。

過失の有無

Hはまた、Dが過失per se理論に基づく注意義務に違反したと主張することができる。彼は1) 行動で対処法令に違反した場合、それ自体過失の下では、被告は彼の義務に違反している2) 法律は害の特定のタイプから保護するために設計されていた3) 法令は、人々の特定のクラスを保護し、原告は害が法令から保護するために設計されていた方法で人々のそのクラスである。被告は、そのような状況では、法令が曖昧で広範であるため、法令に従わない方が合理的であった、または法令に違反するよりも法令に従う方が危険であったと主張することができます。

この場合、いずれの抗弁も適用されない。Dは、彼の行動を取り上げた法令に違反した。それは、何人も携帯電話を使用しながら公道で自動車を運転してはならず、自動車が走行中にテキストメッセージを送受信してはならないというものであった。Dは車を運転していた。彼は、道路を走行中に携帯電話でメールをしていた。運転中にテキストを打っていたため、車のコントロールを失い、電柱にぶつかった。Dは、立法府が避けようとしていた危険は人を轢くことだと主張するでしょう。Hは、人を轢くことと物的損害から守るためだと主張するでしょう。Dは、仮に物的損害から保護するとしても、保護しようとする原告はその土地の所有者であると反駁するでしょう。立法府が、テキスト中に事故を起こした人が、通りの向こうの家が燃えていることに責任があることを立証するために、この法律を通そうとしたというのは、あまりに大げさな話です。立法府が意図したと思われる目的からあまりにもかけ離れている。したがって、彼の過失の主張が成功することはないでしょう。

因果関係

過失の主張が成功するためには、現実的な (but-for) 因果関係と法的な (proximate) 因果関係の両方が存在しなければなりません。

しかし、(実際の) ために

しかし、因果関係とは、被告の行為がなければ、原告は損害を受けなかったであろうということです。この場合、Dが電柱に衝突しなければ、電柱は地面に激突しなかったでしょう。電柱が地面に衝突しなければ、電線が火花を散らし、燃えた紙がHの家の屋根に落ちることはなかったのです。因果関係にはbutがある。

プロキシサイト (法的)

また、違反は損害の近接原因でなければなりません。近因とは、予見可能な原因のことである。Dの違反がDの損害を引き起こす実質的な要因である限り、Dの違反とHの損害との間に介在する事象が存在することは可能である。しかし、上乗せ事象は因果関係の連鎖を断ち切る。上乗せ事象とは、犯罪行為や不可抗力などの予見できない事象のことである。

この場合、Hは、Dougが運転中にテキストを打っていると、彼の家が破損することは予見可能であったと主張することになる。上記のように、彼は、注意散漫な運転者が他人の所有物に車を突っ込むことは予見可能であると主張するだろう。Hの財産が別の形で損害を受けたとしても、Dは自分の行為がこのような結果をもたらすことを予見できたはずである。しかし、Dは、燃えた紙は予見できない出来事であり、より神の行為に近いと主張するでしょう。Dが電柱に衝突し、電線が発火し、風で燃える紙が通りを伝ってHの屋根に落ちる確率は予測不可能である。このケースはクローズケースであり、裁判所によって見解が異なるかもしれない。アンドリューの観点では、**proximate cause**が存在することになる。しかし、カルドーズの観点では、これは駅での爆発と同様で、損害は違反行為からあまりに減衰している。

損害賠償

損害は、Dの違反によって生じたものでなければならない。因果関係があれば、裁判所は損害の発生を認める。Hは、Dの注意義務違反によって損害を受けた。Dの行為により彼の家が燃えた。

ディフェンス

寄与的過失

Dは、Hに寄与的過失があったと主張することができる。良い屋根は、燃えている紙が上に乗っても火事にならない。屋根は火が広がらないように処理されている。Hの家が簡単に燃えてしまうとしたり、それはHが規則に沿った建築をしなかったか、屋根のメンテナンスをするべきでなかったからかもしれない。Dは、Hに寄与的な過失があったと主張することに成功するかもしれない。その場合、寄与的過失の管轄でない限り、損害賠償額は減額されるが、支払いを妨げられることはないだろう。

異常なまでの危険行為

また、HはDに対して異常危険行為に関する請求を行うことができるが、この請求は不成立となるであろう。異常危険行為とは、1) 身体的危害または死亡の実質的な危険をもたらすもの 2) その地域には一般的でないもの 3) そのような行為を行うことができないものである。

十分な注意によって軽減される。この場合、運転は一般的な行為である。運転中のメールは、たとえ愚かな判断であったとしても、その地域では一般的な行為である。停車中のみテキストを打つなどして軽減することができる。

2. H v. EC

異常なまでの危険行為

Hは、ECに対して異常危険行為に関する請求を行うことができます。この請求は不成立となるであろう。異常危険な活動とは、1) 身体的危害または死亡の実質的な危険をもたらすもの 2) その地域では一般的でなく、3) 十分な注意によっても軽減できないものである。裁判所は、その活動を行うことの社会的価値が、危害の危険性や確率を上回るかどうか注目することが多い。また、裁判所は、公益事業会社が行っている公益事業会社となる活動に対して、厳密な責任を問うことはありません。これは、公共政策の問題である。

この場合、電柱はこの地域によくあるものです。電気を送ることは、身体的危害や死亡の相当な危険をもたらす可能性がありますが、十分な注意によって軽減することが可能です。また、電柱を走らせることで発生する損害について厳格な責任を課すよりも、社会的な価値が上回ると考えられます。電線は、地域社会における電気の移送という、電力会社を公共的存在とする活動の一部でもあるのです。

過失

HはECに対して過失の請求を行うことができます。Dに対してよりも成功する可能性が高い。

義務

上記をご参照ください。

スタンダード・オブ・ケア

上記をご覧ください。合理的な慎重さを持つ人のそれ。

ECは、予見可能なすべての原告に対して、同じように活動を行う義務を負っています。

合理的な人が持つであろう思慮分別。Hは予見可能な原告である。なぜなら、電線が切れて火花が発生し、火災が発生することは予見可能だからである。CardozoとAndrewsの両方の見解によれば、そのような火花によって原告の家が焼失することは予見可能である。従って、Hは予見可能な原告である。

ブリーチ

H社は、他の電力会社と同じ配線方式を使用しているため、注意義務に違反していないと主張するだろう。被告は、注意義務に違反していないことを示すために、業界標準に注目することができる。しかし、業界標準は決定的なものではありません。H社は、WBFが火災を防いだであろうこと、古い書き込みシステムに頼るのは合理的ではないこと、ECは自社のワイヤーがスパークすることを予期すべきだったことを主張することができます。ECは、WBFは業界で広く受け入れられておらず、WBFを導入するには電気料金の大幅な値上げが必要であると主張するでしょう。最終的には、裁判所は、ハンドの理論を適用して、違反があったかどうかを判断する必要がある。ハンドの理論では、確率とリスクに対する負担を比較する。WBFを設置する費用と、そのワイヤーに欠陥がある場合のリスク（およびその結果生じる損害の費用）を、ワイヤーが破損する確率と比較するのである。WBFなどを設置することが、古いワイヤーが火災を引き起こすリスク×ワイヤーが火災を引き起こす確率より小さいと裁判所が判断すれば、ECは注意義務に違反したことになる。

因果関係

しかし

上記をご覧ください。しかし、電線システムを更新しなかったために、電線が火花を出し、ヘンリーの家を焼くような火事になることはなかったでしょう。

プロキシメート

上記参照古い電線が切れて火花が出ることは予見できた。火花が燃え移って物的損害をもたらすことは予見できた。ECは、風は上乘せ原因であると主張することができます。しかし、風が火花を捕らえて運ぶことは予見可能である。

損害賠償

注意義務違反により、火花がHさんの家に着弾し、物的損害が発生しました。

ディフェンス

寄与的過失

Dは、Hに寄与的過失があったと主張することができる。良い屋根は、燃えている紙が上に乗っても火事にならない。屋根は火が広がらないように処理されている。Hの家が簡単に燃えるとしたら、それはHが規則に沿った建築をしなかったか、屋根を維持すべきであったからかもしれない。Dは、Hに寄与的な過失があったと主張することに成功するかもしれない。その場合、寄与的過失の管轄でない限り、損害賠償額は減額されるが、支払いができなくなることはない。

欠陥製品

Hは、製品に欠陥があった場合、訴えることができます。製品には、設計、製造、ラベルのいずれかに欠陥がある可能性があります。企業が厳格な責任を負うには、流通チェーンの一部である必要があります。製造業者、販売業者、または小売業者である可能性があります。定期的に製品を販売していない企業は、厳密な責任を負うことはできません。

この場合、ECは電線を買っているわけではありません。電気を売っているが、それは製品ではない。従って、Hの訴えは不成立となる。

保証書

Nは、欠陥のある電線に対する商品性・適合性保証の違反で訴えることができる。しかし、契約違反を訴えるには、私的関係があるか、Nが世帯員であることが必要である。

3. 損害賠償

大半の州では、原告は被告から連帯して回収することができます。

責任を負うこととなります。つまり、彼は被告のどちらかから損害賠償の全額を回収することができるのです。ただし、「二重取り」して損害額の100%を超えるものを回収することはできません。陪審員は過失を配分する。陪審員が70%をAに、30%をDに過失を割り当てた場合、原告はAから100%を回復し、AはDに30%の償還を要求することができます。少数派の州では、原告は数的責任においてのみ回復することができる。つまり、原告は被告から、彼らの責任に応じた過失の割合でしか損害を回復できない。

裁判所がDとECの双方に責任があると判断した場合、陪審員がその過失を決定すべきである。陪審員は、Dに過失がなければポールが倒れることはなかったから、損害賠償の大部分をDに配分すべきであると合理的に判断することができる。Dの過失がなければ電柱は倒れなかったからである。

質問5:選択回答B

1. HのDに対する請求とDの抗弁

ハリー (H) はダグ (D) に対して過失の請求を行います。

過失

過失の主張を成功させるには、原告は、被告が (i) 義務を負っていたこと、(ii) その義務に違反したこと、(iii) その義務違反が原告の負傷の実際かつ近因であること、および (iv) 原告が損害を受けたことを示さなければなりません。

義務

すべての被告は、予見可能なすべての原告に対して、合理的配慮の義務を負う。多数派 (Cardozo) の見解は、すべての原告は危険地帯にいる場合、予見可能であるとするものである。少数派 (Andrewsの見解) は、すべての原告が予見可能であるとする。

ここで、Dは交通量の多い通りを運転していたため、予見可能な全ての原告に対して注意義務を負っていた。Hは、自分の家は道路に面しており、道路上の家は誰かが注意深く運転しなければ危険地帯に入るので、自分は予見可能な原告であると主張することだろう。

ブリーチ

被告は、ある活動を行う際に、合理的な慎重さを持つ人が行うような行動を取らない場合、注意義務に違反する。ここで、Hは、合理的な人は交通量の多い道路で運転中にテキストを打たないだろうと主張するだろう。Hは、合理的な人は、テキストが気を散らすものであり、気を散らしながらの車の運転は危険であることを知っており、合理的な慎重な人は、気を散らしながら運転することはないと主張することでしょう。一方、Dは、運転中にメールをする人は多く、多くの人がやっているのだから、メールをしながら不合理な行動をとったわけではないと主張するでしょう。Dの主張はおそらく失敗し、Dには義務違反があったとみなされるでしょう。

過失の有無

過失パーセンテージは、標準的な注意義務を法令に置き換える法理である。立法者が刑事罰のある法令を制定し、その法令が引き起こされた被害から保護するためのものであり、負傷した原告がその法令が保護することを意図したクラスに属する場合、その法令が標準的な注意義務に取って代わることとなります。被告が法令に違反した場合、そのことは、被告に義務があり、被告がその義務に違反したことを決定的に証明するというのが多数派の見解である。

ここで、立法者は最近、自動車法の一部を可決し、自動車が走行中に携帯電話を使ってメールをしながら公道で自動車を運転してはならないことを明記した。ここで、Dはテキストを打ちながら、公共の場と思われる人通りの多い道路を走行していた。したがって、Hは同法に違反した。

法律は、Hが、それが引き起こされた被害から保護することを意図していたこと、およびHが法律によって保護されることを意図した人々のクラスの一部であったことを証明できる場合にのみ、義務に取って代わるでしょう。立法者は、運転中のテキストの危険性について懸念していたので、法律を可決した。おそらく、運転中のテキストの危険性は、気が散ったドライバーが歩行者を打つ、または何かにぶつかり、物的損害を引き起こすことが含まれています。Hは、Dが電柱にぶつかり、それが原因で火災が発生したのだから、立法者が保護しようとした財産上の損害の範囲内であると主張しようとするだろう。しかし、Dは、法令は電柱にぶつかるような物的損害を保護することを意図しているのだから、電柱の配線不良による火災を保護するために制定されたのではない、と反論してくるであろう。立法者が法令を制定した際に、火災から住宅所有者を保護することを意図していたとは考えられないので、Dの主張がおそらく勝つだろう。

Hは、自宅の火災が立法者が保護しようとした種類の損害であることを証明できたとしても、自分が法令が保護しようとした階級の間人であることも証明する必要がある。Hは、人通りの多い道路に面した家の所有者として、次のように主張するだろう。

は、法令が注意力散漫運転による物的損害から保護するために設計されたものであるため、保護される階級である。一方、Dは、法令は撥ねられるかもしれない歩行者、あるいは注意散漫運転者に撥ねられた車両の所有者や乗客を保護するために設計されていると主張するだろう。法令がおそらく住宅所有者を保護するために設計されていないため、再び、Dは、おそらくこの点に関して勝つでしょう。

したがって、Hはそれ自体で過失を立証することはできない。しかし、上述のように、それ自体の過失がなくても、Hは、Dが義務を負い、その義務に違反したことを証明することができる。

実際の原因

被告は、被告の行為がなければ原告が損害を被ることはなかったとすれば、原告の行為の現実的な原因となる。ここでは、DがHの損害の実原因となる。Dが運転中に注意散漫にならなければ、電柱にぶつかることもなく、電線が地面にぶつかって火花が散ることもなく、紙に火がつくこともなく、したがってHの家に火がつくこともなかったはずである。

近接原因

被告は、その行為に伴うすべての予見可能な出来事に対して責任を負う。被告の行為が他の力と結合してから損害が発生した場合、介在する力が予見可能であった場合にのみ、被告の行為は結果の近因となる。従属的な介在力とは、予見可能な力のことである。例えば、怪我が救助を招くことは予見可能であるから、被告によって怪我をした人を誰かが救助しようとするのは従属的な介在力である。一方、独立介在力は、予見不可能な力であり、被告が傷害の近因でないため、被告の責任を断つものである。

ここで、Dは、Electric Company (EC) の電柱には古い配線があり、その古い配線は安全ではなく、火災の原因は古い配線であると主張することになる。Dは、企業が火花を飛ばすような古い配線を使用することは予見できないので、古い配線は独立した介在勢力とみなされるべきであると主張する。

落ちたときに、あらゆるところにその火花で紙に火がつき、その紙がハリーの屋根に落ちることは予見できない、と主張することでしょう。しかし、Dの主張はおそらく失敗するでしょう。Hは、脇見運転で電柱にぶつかったら火花が飛ぶことは予見可能だと主張することでしょう。Hは、新しい電線溶断ヒューズ (WBF) システムがまだ業界に広く受け入れられていないこと、したがってほとんどの電柱は古い配線であろうことを指摘することだろう。さらにHは、Dは人通りの多い道路に面しているので、Dが電柱にぶつかって火花が出れば、何かが燃え上がる可能性が高いと主張することだろう。Hはこの主張に勝つ可能性が高いので、Dの漫然運転はHの負傷の近因とみなされるでしょう。

損害賠償

Hは、Dの行為により自宅が火災に遭い全焼したので、損害賠償を請求することができる。

結論

HはDに対して過失相殺の主張を成功させることができ、Dの反論はすべて失敗に終わるでしょう。

2. H社のECに対する請求とECの抗弁

Hは、ECに対して過失責任および厳格責任に関する請求を行います。

過失

過失の主張を成功させるには、原告は、被告が (i) 義務を負っていたこと、(ii) その義務に違反したこと、(iii) その義務違反が原告の負傷の実際かつ近因であること、および (iv) 原告が損害を受けたことを示さなければなりません。

義務

すべての被告は、予見可能なすべての原告に対して、合理的配慮の義務を負う。多数派 (Cardozo) の見解は、すべての原告は危険地帯にいる場合、予見可能であるとするものである。少数派 (Andrewsの見解) は、すべての原告が予見可能であるとする。

ここで、ECは、合理的に判断できる電気会社が行うように、電柱を提供し、維持する義務を負っています。

ブリーチ

Hは、溺れたとしても火花が出ない電線を張ることができるWBFという新技術を使わなかったのは、ECの義務違反であると主張します。H社は、古い配線システムをWBFシステムに置き換えた電力会社は、安全性と信頼性が大幅に向上したとの研究結果を指摘するつもりです。Hは、合理的に判断できる電気事業者であれば、WBFはより安全で信頼性が高いので、WBFに取り替えるはずであり、そうしなかったのが、ECは義務違反になると主張します。

一方、ECは「義務違反ではない」と主張する。他の多くの電力会社は何年も古い配線を使用しており、WBF方式はまだ業界に広く受け入れられていなかったと主張するのである。他社の行動や業界の慣習に関する証拠は、義務違反があったかどうかを判断するのに利用できますが、決定的なものではありません。裁判所は、企業が新技術を導入しなかったことが義務違反かどうかを判断する際、バランス・テストを適用します。裁判所は、新技術のコスト、新技術が潜在的な原告への損害のリスクを減少させる量、潜在的な原告が被った損害の大きさに注目します。ECは、WBFシステムの採用にはコストがかかるため、電気料金の大幅な値上げが必要であると主張します。一方、H社は、WBFシステムを導入すれば安全性と信頼性が大幅に向上し、導入しないことによる損害のリスク（電柱に人がぶつかって火災が増える）が大きいと主張する。これは拮抗するもので、裁判所はどちらとも取れるが、おそらく裁判所は、WBFの技術は高価ではあるが、安全性を著しく高めるものであるから、ECの義務違反と判断するだろう。

実際の原因

しかし、ECが古い電線を新しいWBF技術に交換したことで、電線が倒れても火花が出ることではなく、したがってHさんの家が火事になって全焼することもなかった。

近接原因

ECは、Hの家屋が焼失したのは自分たちが近因ではないと主張するだろう。Dの過失運転は独立した介在力であり、したがって、彼らは近因ではないと主張するだろう。しかし、過失運転をして電柱にぶつかることは予見可能である。したがって、Dの過失運転は予見可能であり、Dの行為によってECの責任が断たれることはない。

損害賠償

Hさんは自宅が全焼し、損害を被りました。

結論

もし、裁判所が、ECがWBFの新技术を使用しなかったことに義務違反があったと判断すれば、HはECに対して過失相殺の請求に成功することになります。

厳格な責任

Hは、ECが超危険物活動を実施しており、その結果Hに損害が生じたと主張しようとしています。会社が超危険作業を行っていて、その危険な性質によって原告が損害を受けた場合、会社は厳格な責任を負う。

ここで、Hは、ECが電気会社を経営しており、電柱に生きた電線を張っていること、電線は火災を起こす可能性があり危険であることを主張する。Dの車に電柱が衝突した際、電線が落下して火花が散り、火災が発生した。したがって、Hの傷害は、ECの活動の危険な性向によって生じたものである。

しかし、裁判所は、ECが超危険作業を行っていなかったと判断するため、Hの主張は失当であろう。超危険作業とは、誰がどんなに注意して作業を行っても安全に行うことができないものであり、一般的に使用されるものであってはならない。ここで、どの街にも電柱に電線を張る電気会社がある。したがって、電気会社の作業は、一般的な使用方法とみなされ、超危険行為とはみなされないことになる。したがって、Hの厳格責任請求は失当となる。

3. 損害賠償の配分方法

2人の異なる被告による行為が組み合わさって原告に傷害を与え、そのどちらも単独では傷害を与えなかった場合、被告は連帯責任を負うこととなります。被告が連帯責任を負う場合、原告はどちらかの原告または両方の原告から損害賠償の全額を回収することができます。(原告は一度しか損害賠償金を回収できませんが、どちらかの被告から単独で、または各被告から一部回収することができます)。被告が損害賠償の分担金以上の金額を支払った場合、被告はその金額をもう一人の被告から回収することができます。

ここでは、DとECの行為が組み合わさって、Hの怪我を引き起こした。Hは、全焼した家屋の損害賠償をDまたはECのいずれか、あるいは両方の組み合わせから回収することができます。裁判所の判決によっては、DとECに異なる責任割合が割り当てられるかもしれません。DとECは、それぞれの責任割合に比例した割合の損害賠償を支払う責任を負います。DとECのどちらかがHに損害賠償の割合以上の金額を支払った場合、より多く支払った被告は、相手方に寄与を求める訴訟を起こすことができます。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2019年2月カリフォルニア

州司法試験

本書は、2019年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題5問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	遺言と信託 / 共有財産
2.	不法行為
3.	不動産
4.	証拠/民事訴訟法
5.	プロフェッショナルの責任

QUESTION 2

犬のブリーダーをしているダンが、生後8週間の子犬を売りたいと言ってきた。ボブとキャロルは彼の家の子犬を見に行った。ダンは二人を子犬のいるリビングルームに招き入れ、「何をやるにしても、廊下の奥の部屋には入るなよ」と言った。子犬を調べていると、一番大きな子犬が何の前触れもなく、キャロルの手に意地悪な噛み跡をつけた。ダンはボブに、ホールの端にあるトイレに包帯を取りに行くように言った。

ボブはダンの訓示を忘れ、バスルームだと思って突き当たりのドアを開けると、ダンが巨大なペットのチンパンジーを飼っている暗い部屋に入ってしまった。チンパンジーは、ボブとドアの間に飛び込んで来て、胸を打ち、威嚇するような声で鳴いた。怖くなって、ボブは立ちすくんでしまった。

ダンはキャロルの噛み傷に対応する際、消毒液の瓶と間違えて重防食溶剤の瓶を手にしてしまった。ダンはその中身をキャロルの傷口にすり込むと、キャロルは痛みのあまり悲鳴を上げて叫び始めた。キャロルの叫び声を聞いたボブは、チンパンジーの横を通り過ぎたため、頭に深い傷を負ってしまった。ボブとキャロルは、傷の痛みで震えながら、ダンの家から逃げ出した。

ボブとキャロルは、ダンに対して怪我の回復のための訴訟を起こしました。

1. キャロルはダンに対してどのような主張をすることができるか、ダンはどのような主張をすることができるか、そしてどのような結果になる可能性があるか。議論してください。
2. ボブはダンに対してどのような主張をすることができるか、ダンはどのような主張をすることができるか、そしてどのような結果になる可能性があるか。議論してください。

質問2：選択した回答A

1. キャロル・V・ダン

厳格な責任 - 子犬の噛みつき

キャロルは、彼女の手を噛んだ子犬が引き起こした怪我について、ダンに厳格な責任があると主張することができる。野生動物の所有者は、その動物の危険な性質によって引き起こされたあらゆる傷害に対して厳格な責任を負います。子犬は、おそらく厳格な責任の目的のために野生動物とはみなされないでしょう。しかし、危険な性質を持つ動物の所有者は、その動物の危険な性質によって引き起こされるすべての損害に対して厳格な責任を負います。ただし、過去に噛まれたことがあるなど、その動物の危険な性質を知る理由となるような状況が存在しない限り、飼い主は危険な性質を知っていたとは問われない。ここでキャロルは、ダンが一番大きな子犬に危険な性質があることを知っていたはずだと主張するでしょう。しかし、この事実は、子犬が「警告なしに」キャロルに噛みついたことを示しているため、これが成功する可能性は低いでしょう。さらに、一般的に子犬はくわえたり噛んだりする傾向があることは知られているが、合理的な人が危険な性向を知ることができるほど頻繁に「厄介な噛みつき」をするほど強く噛むことはない。したがって、Carolは、Danが既知の危険な傾向に基づいて厳格な責任を負うべきであることを示すことに成功しないであろう。Carolは、過失の理論に基づき損害賠償を請求する必要がある。

過失-子犬の咬傷

プリマファシーケース

キャロルは、ダンが彼女に子犬に噛まれるのを許したことに過失があったため、ダンが彼女の手を噛む怪我に対して損害賠償義務を負うと主張することができます。過失の一応の証拠には、義務、違反、近因と実因、および損害の提示が必要である。

義務

キャロルは、ダンが彼女に注意義務を負っていたことを証明しなければならない。注意義務は、予見可能なすべての原告に対して負うものである。被告の行為が原告に危険をもたらす場合、被告の注意義務は原告にも及ぶ。多数派の見解によれば、原告は被告の行為によって生じる危険の範囲内にいる場合、予見可能である。少数派の見解では、原告は危険地帯にいたかどうかに関係なく、被告の行為によって負傷した場合、予見可能である。ここで、ダンの行為は、リビングルームで販売用の子犬を展示することであった。どちらのテストでも、Carolはリビングルームにいたため、そしてそこにいる間に負傷したため、予見可能な原告であった。従って、ダンにはキャロルに注意義務を負った。彼の具体的な注意の基準は、周囲の状況によって決定される。

スタンダード・オブ・ケア

被告に適用される注意の基準は、状況に基づいています。注意の既定の基準は、状況下で合理的に慎重な人がするように行動することです。被告の注意の基準は、設定と原告との関係に基づいて増加させることができます。財産の所有者または占有者は、その財産への侵入者に関して、より厳格な注意の基準に従います。具体的に適用される基準は、立ち入りの性質と立ち入った人の性質に依存します。ライセンサーは、社会的な目的のために、許可を得て他の人の土地に入る人たちです。招待者は、所有者に経済的利益を与えるため、または敷地が一般公衆に開放されているため、許可を得て立ち入る者である。ここでは、キャロルはダンの許可を得て、ダンが販売していた子犬を見る目的で、ダンのリビングルームに入り、ダンの敷地内に入った。BobとCarolが子犬を購入する目的で見ていたかどうかは不明であるが、その場の状況から、おそらく購入のための評価をする意図があったと推測される。いずれにせよ、ダンには、自分の子犬を販売する可能性があるという目的で彼らをリビングルームに入れたのである。したがって、キャロルとボブは招待客であり、ダンには招待客に要求される注意義務を彼らに負った。

土地所有者がビジネスの被招聘者に対して負う注意義務は、以下を要求する：敷地内の妥当な点検を行い、隠れた危険を警告し、被招聘者のために敷地を安全にすること。ここで、ダンがキャロルが敷地内にいる間に噛まれることを許した。ダンが、敷地内を点検するだけでなく、子犬を観察し、その中に咬み癖のある子犬がいるかどうかを把握する必要がありました。また、ダンが、ビジネス上の招待者がどの犬にも咬まれないようにするために必要な措置を講じる必要があります。

ブリーチ

被告は、必要な注意の基準を満たさないことによって注意義務に違反する。Carol は、Dan が犬を十分に観察して、彼の土地に入るであろう潜在的な買い手に危険をもたらす犬がいるかどうかを判断することを怠ったことにより、注意義務に違反したと主張することになる。さらに、キャロルは、ダンがキャロルに子犬の1匹以上が危険であることを警告しなかったことで義務に違反したと主張する。さらに、キャロルは、ダンは危険な子犬を他の子犬がいる檻から追い出さず、検査に利用できるようにしなかったことで義務に違反したと主張する予定である。

ダンは、犬たちを注意深く観察していたにもかかわらず、犬たちの誰かが噛むこと、あるいは「厄介な噛みつき」をするほど強く噛むことを知る理由がなかったこと、さらに、キャロルに噛みついた犬は警告なしにそうしたことを反論してくるでしょう。しかし、キャロルはダンの敷地内でダンの犬に咬まれたので、キャロルは、ダンがビジネス招待者として彼女に負うべき注意義務に違反したことを証明できる可能性がある。実際、キャロルは、子犬が招待者に噛みつく危険をもたらす可能性があったため、ダンは、ボブとキャロルが自由に出入りできるオープンペンに犬を入れることを許可すべきではなかったことを証明することができる。

実際の原因

実際の原因（法的原因）は、「but for」テストに基づいて判断されます。原告が以下を証明できる場合、被告の違反は原告の損害の実際の原因となります。

被告の違反がなければ、彼女の怪我は発生しなかったということです。もし法廷が、ダンがキャロルに対する注意義務に本当に違反したと認めるなら、このテストは容易に満たされるであろう。ダンがキャロルに子犬の危険な性質を警告せず、子犬の中にそのような性質を持つものがあるかどうかを判断するために子犬を十分に観察せず、さらに検査と販売のために危険な子犬を他の子犬から分離しなかったから、キャロルは噛み付く子犬に手を近づけて噛まれることはなかっただろう。実際、ダンが、訪問者が自由に子犬にアクセスできるオープンペンに子犬を放置し、子犬の口に手を近づけるといふ義務違反を犯したと裁判所が認めたとしても、この違反がなければ、キャロルは子犬の口に手を近づけることができず、噛まれることもなかったであろう。したがって、ダンの過失はキャロルの負傷の実際の原因であった。

近接因果関係

被った怪我が被告の行為によって生じたリスクの増大の範囲内にあり、被告の行為の予見可能な結果であった場合、被告の行為は原告の怪我の近因となる。人が咬まれ、その結果負傷するというリスクは、ダンが子犬を適切に固定せず、また子犬が人に危険を及ぼさないことを確認しなかったことによる予見可能な結果であった。ダンが犬を固定せず、危険でないことを確認しなかったことは、明らかに、誰かが噛む犬によって負傷するリスクの増加を生じさせた。従って、キャロルの負傷はダンの主張する過失の予見可能な結果であった。

損害賠償

過失の主張を裏付けるには、人身事故や物的損害があれば十分です。ここでは、Carolの手の怪我は過失の主張を支持するのに十分であろう。

結論として、もし裁判所が、Danが、購入のために彼の犬を検査しに来た訪問者のために安全な施設を確保しなかったことについて過失があり、そのようなものとして違反があったと認めるならば、Danは、そのような違反があったことを証明することになります。

のビジネス招待者に対する義務である。Carolは、Danの過失が彼女の犬の咬傷を引き起こし、その結果、Danが不法行為による損害賠償責任を負うことを証明することができる。

過失 - 溶剤による傷害

上記で説明したように、過失は、義務、違反、因果関係、損害の提示を必要とする。ここで、キャロルは、ダンが誤って重質溶剤で傷口を洗浄した結果、彼女が被った損害が増加した場合、ダンにも責任があると主張するだろう。

義務

一般に、人が怪我をしたときに、積極的に助けに来るような行動をとる義務はない。しかし、土地の所有者は、敷地内にいる負傷したビジネス招待者に対しては、救護の義務を負う。また、救助を開始した場合、合理的に救助を実行する義務を負う。救助者が救助を行う際に過失があった場合、その過失によって生じた損害について責任を負うことになる。ここで、ダンの注意義務は合理的に援助を行うことであろう。

ブリーチ

ダン、キャロルの傷口を消毒薬ではなく、誤って溶剤で洗浄したとき、合理的な行動をとらなかった。これは、この状況下でも合理的ではなかった。ダン、混沌とした慌ただしい緊急事態であったため、注意義務に違反することはなかったと主張するだろう。しかし、ボトルを少しでも点検すれば、それが溶剤であることに気づいたと思われるので、ダンは状況下で合理的な救助を行うことができなかったのである。

因果関係と損害賠償

ダンが防腐剤の代わりに溶剤を使用しなければ、キャロルはこれ以上傷害を悪化させることはなかったであろう。従って、ダンの過失は、彼女の傷害を悪化させた実際の原因であった。さらに、キャロルの傷の手当てを怠ったダンの過失は、彼女の傷害が悪化する危険性を増大させ、その悪化は、キャロルの傷害を悪化させた。

彼女の開放創は、ダンが腐食性溶剤にさらすことによって予見可能な結果であった。従って、因果関係の要素は満たされることになる。上述の通り、Carolの傷害（溶剤によって悪化したもの）は、損害賠償を証明するのに十分である。ダンは、合理的な救助を怠り、その結果彼女の怪我を悪化させたとして、キャロルに対して責任を負う。

ディフェンス

寄与的過失

また、原告は自身の怪我を防ぐために合理的に行動することが要求されます。寄与的過失は、原告が自分自身の注意の基準を守らなかったことを被告が証明できる場合、原告の回復を妨げる。ここでは、ダンは、キャロルが子犬が危険かどうかダンに相談することなく子犬の小屋に手を伸ばしたことに不合理な点があったと主張するでしょう。もし、寄与過失の管轄で、裁判所がキャロルにそうすることに過失があったと認めれば、彼女は回復を禁じられるでしょう。しかし、合理的な人であれば、子犬、特に屋外に展示され販売されている子犬が、厄介な怪我を引き起こすような噛み付きの危険性があるとは想定しないため、問い合わせをしなかったことにキャロルに過失があったとは考えにくいです。

したがって、ダンはおそらく、寄与的過失の抗弁に成功しないでしょう。

リスクの想定

被告が、原告が主観的にリスクを知っていて、その知識にもかかわらずとにかく作業を進めたことを証明できる場合、原告は同様に回復を禁じられる。ダンは、キャロルは子犬を検査する際に噛まれる危険性があることを知っていたと主張するだろう。しかし、キャロルが子犬を検査することによって、彼女が受けたような「厄介な噛み付き」を受ける危険性があることを知っていたという兆候はない。ダンは、そのようなリスクについて警告していない。したがって、ダンは、キャロルがそのような激しい咬傷を受ける危険性を主観的に認識していたことを示すことができない可能性が高いでしょう。この抗弁は成功しないでしょう。

比較過失

ほとんどの司法管轄区では、寄与的過失と危険負担の厳しい結果を放棄し、比較過失の体制を採用している。比較過失の下では、陪審員が原告の負傷の原因に過失があったと認めた場合、陪審員は原告に過失の割合を割り当て、原告の回復額は過失の割合に比例して減額されることになる。純粹比較過失の下では、原告は、被告にも過失がある限り、陪審員によって原告に割り当てられた過失の割合に関係なく、ある程度の損害を回復することができるようになる。部分的比較過失の下では、原告の過失の程度が一定量（通常51%）を超えると、原告は回復することができなくなります。

ダンは、子犬が危険かどうかを問い合わせなかったにもかかわらず、子犬を扱ったキャロルには比較的過失があったと主張するだろう。上述の通り、陪審員がこの状況下でキャロルの行為に過失があったと判断する可能性は低い。

しかし、陪審員がそう判断した場合、彼女の回復力はそれに応じて減少します。

結論として、Carolは、Danが業務上の訪問者のために敷地の安全を確保しなかったこと、および、彼女の傷に消毒薬ではなく溶剤を使用したことに過失があったとして、損害賠償請求に成功する可能性が高いと考えられる。

2. ボブ対ダン

厳格責任

上述したように、野生動物の所有者は、その動物の危険な性質の結果として発生したすべての怪我に対して厳格な責任を負います。ダンは、野生動物とみなされるチンパンジーを所有していました。チンパンジーの野生的性質は、チンパンジーによって加えられた接触による傷害の危険性をもたらす。ここで、チンパンジーはボブが通過する際にボブの頭に傷を負わせた。したがって、ダン、ボブがチンパンジーを追い越した際に負った傷に対して厳格な責任を負うことになります。

ディフェンス

寄与過失を適用する法域では、寄与過失は一般に厳格責任に対する良い抗弁とはならない。しかし、比較過失の管轄区域では、原告の過失の度合いに応じて回復が減少する。さらに、危険負担は厳格責任に基づく回復を妨げることがある。

ダンは、ボブが、いかなる状況でも入ってはいけないとダンが指示した部屋に入ること、危険を引き受けたと主張するだろう。しかし、ダンがボブに対し、それ以上の指示なしに「廊下の端の近く」のバスルームに入るよう指示し、ボブも廊下の端の部屋に何が潜んでいるか具体的に警告されていないので、ダンがボブがチンパン襲撃の特定の危険を引き受けたことを示すことができないだろう。

確かに、合理的な人は、ダンがドアの向こうに危険が潜んでいることを警告していることを知らないだろうし、合理的な人は、ダンが部屋が散らかっているから、あるいは中で誰かが寝ているから入るなと警告していると容易に推測することができる。

したがって、ボブは、自分が開けたドアの向こうにチンパンジーがいることを主観的に知らなかったのだから、その状況下でチンパンジーによる傷害の危険を引き受けたとはいえないのである。

ダンがまた、ボブがダンがボブとキャロルに入るなって言ったドアに入ったのは比較的過失があったと主張するだろう。ボブは、ダンの警告は部屋にいる危険なチンパンジーをボブに認識させるほど重大なものではなかったという事実で対抗するだろう。

さらにボブは、「廊下の端の近く」のトイレに行くようにというダンの後の指示が、事前の警告を無効にするほど不明瞭であったと主張するだろう。実際、ダンがボブに対してどの部屋がトイレであるかを正確に指示しなかったため、陪審員はこの状況下でボブが過失を犯したと認定することができないだろう。さらに、緊急事態であったため、その状況下で合理的な慎重さを持つ人であれば、「廊下の端にある」ドアがバスルームで、入ってはいけないと警告されたドアがどれなのかを疑うために立ち止まることはなかったはずである。したがって、ダンが、ボブに寄与的過失があったという主張は成功せず、ボブが被った損害について厳格に責任を負うことになる。

過失

上述の通り、ダンにはBobとCarolの両者に対し、建物を検査し、危険を警告し、建物を安全にする義務を負っていた。Bobは、凶暴なチンパンジーを所有しながら、そのチンパンジーを保護せず、またBobとCarolにその存在を警告しなかったことは、この注意義務に違反するとうまく主張することができる。しかし、土地の所有者は、招待者が招待の範囲を超えた場合、つまり「立ち入り禁止」または「従業員のみ」と表示された区域に立ち入った場合、ビジネスの招待者に対して義務を負わない。ダンには、Bobが部屋に入ったとき、Bobは招待の範囲を超えたことを主張するだろう。ダンには以前、BobとCarolの両方に、「(彼らが)何をしようと」チンパンジーのいる部屋には入るなと言ったからだ。

Bobは、ダンがBobにホールの端の近くにあるトイレに行くように言ったとき、ダンの事前の警告は効力を失ったと反論するだろう。実際、Bobは招待の範囲を超えるつもりはなかったし、どのドアがバスルームに通じているのか純粹に混乱していた。ダンの指示は紛らわしく、不完全であった。Bobは緊急事態の下で、招待状の範囲を超える不合理な行動をとらなかった。ダンには、過失により、訪問者のために敷地内の安全を確保することを怠り、バスルームのドアの背後にどんな危険が潜んでいるかをBobに警告することを怠りました。従って、BobもDanに対して過失の主張を成功させることができる。

。

ダンには、厳格責任下と同じ抗弁を主張し、寄与的過失の抗弁も加えるでしょうが、上記の理由から、成功する可能性は低いでしょう。

陪審員がBobの招待の範囲を超えたことを判断しない限り、ダンにはBobの怪我に対して過失の理論に基づく責任を負うことになる。ダンにはまた、チンパンジーは野生動物であるため、厳格責任論に基づいてBobの怪我に対して責任を負うと判断されるでしょう。

。

質問2：選択した回答B

1. CのDに対する請求権

厳格な責任

動物の所有者は、所有者がその動物による危険な傾向を事前に知っていた場合に限り、家庭内のペットによって引き起こされた傷害に対して厳格な責任を負います。管轄区域によっては、犬に咬まれた場合、飼い主に厳格な責任を課しているところもある。ここで、Cは、子犬による怪我を、医師の診察を必要とする厄介な咬傷という形で受けた。しかし、Dが子犬の咬傷性状を認識していたとは思われない。Dは生後8週間の子犬を販売している。子犬は家畜である。子犬は非常に若く、Dが子犬に危険な性質があるかどうかを知る機会はほとんどない。一番大きな子犬は、"警告なしに"Cに噛みついた。従って、Dが子犬が咬む傾向があることに気付いていたとは考えにくく、大多数の法域でDは厳格責任に問われないだろう。Dは、犬の咬傷に対して飼い主に厳格な責任を課す司法管轄区において責任を負う可能性がある。

過失

過失訴訟は、(1) 義務、(2) 義務違反、(3) 因果関係、(4) 損害が必要とされる。

犬の噛みつき

義務

土地の所有者または占有者は、被招待者に対して、危険な状況がないか検査し、隠されている危険を治癒する、または危険について被招待者に警告するための合理的な措置をとる義務があります。また、土地の所有者は、被招待者に対して十分な注意を払って土地での活動を行わなければならない。法域によっては、土地所有者は、土地に立ち入るすべての人に対して相応の注意義務を負っている。注意の基準は、合理的に判断して

同じような状況下で、思慮深い土地所有者ならそうする。特別な知識や専門性を有する者は、注意義務を行使する際にその知識や技術を用いなければならない。ここで、CとBは、Dが販売する子犬を購入するために、招待者としてDの敷地内に立ち入った。したがって、DはCとBに対して注意義務を負っていた。

Dはまた、動物の所有者としてCとBに対して注意義務を負っていた。多数派（Cardozo）の見解によれば、Dは、Dの動物所有によって生じる「危険地帯」内にいる予見可能な全ての原告に対して義務を負うとされる。少数派（Andrews）の見解では、Dは全ての原告に対して義務を負っている。犬と接触した際に犬に咬まれて負傷した者は、犬の口による「危険地帯」内にいる予見可能な原告である。したがって、両方の見解の下では、Cは予見可能な原告であった。

ブリーチ

子犬は、一般に「かわいい」「人懐こい」「小さい」と考えられているため、明らかな危険性はない。ここで、Dは犬の繁殖業者である。Dは、犬のブリーダーとしての知識・技術を駆使して、注意喚起を行わなければならない。子犬の中には危険なものがあることを知ったのであれば、子犬を門や犬小屋に入れ、子犬が興奮しすぎないように子犬を一匹ずつ出して購入希望者に合わせるなどの合理的な配慮が必要である。また、Dは、C及びBに対し、子犬の周囲でどのように行動すればよいか、子犬が予想外のことをした場合にどのように注意すればよいかを警告することができたはずである。ただし、犬に噛まれたことが本当に予期せぬことであれば、Dは義務に違反しないかもしれない。しかし、一般的な犬のブリーダーは、子犬を落ち着かせ、購入者に潜在的な危険を警告するような措置をとる可能性が高い。したがって、Dは注意義務に違反した可能性が高い。

因果関係

違反は、損害の原因となる直接原因と近因の両方である必要があります。

直接的な因果関係

違反がなければ」傷害が発生しなかった場合、違反は傷害の直接原因となる。ここでは、子犬が適切に拘束されていれば、Cの負傷は起こらなかった。従って、Dの違反はCの負傷の原因であるが故である。

近接因果関係

近因は、損害の「but for」原因である違反から、損害があまりにも離れていたり、減衰していないことを要求しています。近因については、損害が予見可能なタイプのものがあるか、違反の自然または蓋然的な原因であることが必要である。ここで、Cは犬に咬まれた。犬に咬まれることは、犬の飼い主の過失による予見可能な結果である。

害

一般に、その被害は、単なる経済的な被害ではなく、身体的または財産的な被害であることが必要です。ここでは、Cは、手に意地悪な噛み傷を負うという身体的損害を被った。従って、損害の要素は満たされている。

レスキューの過失

過失の訴因については、上記の規則を参照してく

ださい。義務

一般的に、人は傷害を受けた人を助けるために行動する積極的な義務を持ちません。しかし、もともと他人を危険にさらす人、あるいは危険にさらされている人を援助することを選択した人は、被害者を無過失で援助する義務を負います。救助者は、その状況下で合理的な慎重さをもって行動することにより、被害者に不当な損害を与えることを避けなければならない。しかし、Dは犬が噛むのを目撃した後、Cを助けに行くことを選択した。従って、DはCに対して注意義務を負う。

ブリーチ

上記ルールを参照。ここで、Dは、防腐剤のボトルと思い込んで重防食溶剤のボトルを手に取り、Cの傷に塗った。合理的な慎重さを持つ人であれば、Cの傷口に化学薬品を塗布する前にラベルを確認するはずである。さらに、合理的な慎重さを有する者は、そのような事態を避けるために、そもそも危険な化学物質を応急処置剤の隣に保管しなかったかもしれない。したがって、Dは、この状況下で合理的に判断できる者として行動せず、注意義務に違反した。

因果関係

上記のルールを参照してください。

直接的な因果関係

傷害の原因が2つある場合、その原因が傷害の実質的な要因であれば、直接原因となる。ここで、Cの最初の傷害は、犬に噛まれたことによるものである。Dが傷口に化学溶剤を塗布したことにより、Cはさらにかかなりの痛みを感じ、それが皮膚、ましてや破れた皮膚に塗布されることを意図していないため、さらなる損傷を引き起こす可能性がある。したがって、Dの行為は、Cの傷害の実質的な要因であり、直接因果関係を満たすものであった。

近接因果関係

上記のルールを参照してください。ここで、化学溶剤を傷口に塗布すると、激しい痛みを生じ、人間の皮膚に塗布するものではないため、さらなる損傷を与える可能性が高いことは予見可能である。したがって、因果関係は近接的なものである。

害

上記をご参照ください。この要素を満たしている。

結論として、Cは、犬に咬まれたことと、その後のDによる過失幫助に関して、有効な過失の主張ができる可能性が高い。Cは、犬の咬傷に関して飼い主に厳格な責任を課す少数司法管轄区でない限り、特定の子犬の危険傾向についてDに通知しなかったことから、厳格責任に関する有効な主張をする可能性は低い。

ディフェンス

寄与的過失

寄与過失を適用する法域では、原告自身の過失が負傷の一因となった場合、原告は回復を禁じられる。ここで、Cは、子犬が彼女に噛みつくこと、あるいは彼女が危険にさらされていることを警告されていない。Cは、溶剤の塗布を見たり、異議を唱えたりする機会もなかったと思われる。したがって、この抗弁が適用される可能性は低い。

比較過失

大多数の法域において、原告自身の過失は、被告の過失と比較して原告自身の過失の割合だけ、本件における原告の総回収額を減少させるだけである。前述のとおり、Cは自身の怪我に寄与していない可能性が高い。従って、この抗弁が適用される可能性は低い。

リスクの想定

故意かつ自発的に自分の活動のリスクを引き受けた者は、回復を禁じられる。比較過失の管轄では、危険の引き受けは通常、原告の回復を減少させるだけである。ここで、Cは、子犬が咬む傾向があることに関して何の警告もなかった。上記の通り、子犬は一般人にとって脅威ではないものと考えられている。従って、故意に危険を負担したとは言えない。この抗弁は失当である。

損害賠償

不法行為訴訟の原告は、被害を受ける前の立場になるような損害賠償を受けることができる。ここで、Cは、犬に噛まれたことで仕事を休んだり、労働能力が低下した場合、治療費、苦痛、過去と将来の収入の喪失を受けることができます。

2. BのDに対する請求権

厳格な責任

野生動物の所有者は、拘束されていない野生動物によって引き起こされた怪我に対して厳格な責任を負います。警告だけでは、所有者の責任を回避することはできない。ここで、Dは、野生動物であるチンパンジーを所有している。そのチンパンジーを奥の部屋に監禁し、その中でチンパンジーが無抵抗であった。奥の部屋への監禁は、ドアに鍵がかかっていなかったため、チンパンジーを拘束していることにはならない。その結果、ボブ、そしておそらくチンパンジーは簡単にドアを開けることができたのです。したがって、抗弁が適用されない限り、Dはチンパンジーが引き起こした怪我に対して厳格な責任を負うことになる。

過失

上記のルールを参照。ここで、Dはチンパンジーの飼い主として、また土地の所有者としてBに対して義務を負っていた。Dはその義務に違反した。なぜなら、DはBobに野生動物がいることを知らせず、奥の部屋に入らないようにと言っただけで、Bobにもっと印象づけることができたはずだからである。また、Dはチンパンジーに近づけないようにドアに鍵をかけることもできたはずである。このように、Dは注意義務に違反したため、Bがチンパンジーによって傷を負ったのである。結論として、Dには過失があった。

ディフェンス

不法侵入者

所有者は、野生動物による不法侵入者の傷害に対して厳密な責任を負わない。また、土地所有者は、一般に、未発見の不法侵入者の傷害に対して責任を負わない。不法侵入者は、所有者の同意なく、または所有者の同意の範囲を超えて、物理的に敷地内に侵入する。ここで、Bは奥の部屋に入ると言われたのに、とりあえず入ってしまった。BはDの同意の範囲を超えたので、不法侵入者となる。

したがって、**B**が奥の部屋に不法侵入したため、**D**は**B**に対して責任を負わない。

リスクの想定

上記をご参照ください。危険の引き受けは、一般的に野生動物に対する厳格な責任の抗弁にはなりません。さらに、ボブはチンパンジーの隠匿について知りませんでした。従って、この抗弁はどちらの訴因にも適用されないでしょう。

寄与的過失

上記参照。Bは、Dが行ってはいけないと言った奥の部屋に入ってしまった。Bは、なぜ奥の部屋に行ってはいけないのか理解していなかったことから、Bの貢献度は小さいと思われる。従って、この抗弁は適用されない可能性が高い。

比較過失

上記をご参照ください。

損害賠償

上記をご参照ください。



カリフォルニア州司法試験小論文
試験問題と選択解答
2020年2月

本書は、2020年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

質問番号	テーマ
1.	不法行為
2.	プロフェッショナルの責任
3.	契約内容
4.	エビデンス
5.	事業者団体

QUESTION 1

俳優のポールは、最近のハリウッド大作映画2本に、小さいながらも印象的な役で出演していた。また、ポールは法学部の1年生であった。彼は、勉強についていけなくなり、落第するのではないかという不安を感じるようになり、ポールは、法学部のリサーチ&ライティングの教授であるダンに、ダンが課したリサーチペーパーを期限内に完成させることができるかどうか、不安と疑念を打ち明けました。ダンも、ポールが異常に不安そうにしていることに気づき、スクールカウンセラーに会いに行くよう勧めました。

ポールは、ダンの「リーガル・リサーチ・アンド・ライティング」のクラスに在籍しているジャックと同居しているアパートに戻ってきた。

研究論文の締め切りの前日、ジャックは自分の部屋で論文を探したが見つからなかった。その後、学校から帰宅したジャックは、元々置いたはずの机の上に論文を発見した。論文を提出した後、ジャックは、ポールが行方不明になったと思われる日に、ジャックの論文の一部をコピーしたのではないかという疑念を抱くようになった。ジャックはダンのオフィスを訪れ、自分の疑念を伝えた。ダンも提出された論文の束の中から、ポールの論文と思われるものを取り出した。その論文を見たジャックは脚注に見覚えがあり、ポールが「私の論文から脚注をすべてコピーした」と言った。

翌日、ダンもジャックとポールのクラスで、「あの二枚目俳優のポールのように、他の学生の論文から脚注をコピーした学生がいないことを祈るよ」と言った。ポールは授業中、その発言を聞いていた。深い屈辱を受けたポールはひどいパニック発作に襲われたが、治療を受けることはしなかった。

ダンも後で、うっかりポールの論文ではなく自分の論文をジャックに見せてしまったこと、ポールがジャックや他の人の資料をコピーしていなかったことを知った。

ポールは、クラスでの発言に基づいてダンを訴えた。

ポールはダンに対してどのような主張を合理的に行うことができるか、ダンもどのような抗弁を合理的に主張できるか、ポールもどのような損害（もしあれば）を回復できるか、そして起こりうる結果は何か。議論せよ。

質問1：選択した回答A

PaulのDanに対する請求、Danの可能な抗弁、およびPaulの各請求に対する潜在的損害賠償

償額

名誉毀損

ポール (P) はダン (D) に対して名誉棄損の請求を行うことができる。名誉毀損の請求で勝訴するためには、原告は、(1) 名誉毀損となる発言、(2) 原告に関する発言、(3) 第三者への公表を証明する必要がある。さらに、名誉毀損の請求が公共の関心事や公人を含む場合、憲法修正第1条に抵触しないよう、原告が証明しなければならない追加要素が2つあります。原告は、(4) 声明が虚偽であること、(5) 被告の意図も証明しなければなりません、これは原告のタイプによって異なります。

ここで、Dは、Pが公人であるため、虚偽と意図という2つの追加的な要素が証明されなければならないと主張する。Dは、Pが最近の2つのハリウッド大作映画で印象的な役を演じたことを指摘するつもりである。一方、Pは、自分は公人ではないと主張する。Pは、彼の役が少なかったことを指摘するだろう。また、Pは、ロースクールに通っていることから、俳優としてのキャリアが軌道に乗っていないことを示し、したがって、公人ではないと主張するかもしれません。その他の要因も、裁判所の分析に影響を与える可能性がある。Pに関するメディアの報道全般、Pが有名人であるかどうか、Pの有名人としての地位の性質に関するその他の事柄である。

Pの不正行為が社会的関心事であることを示すような事実はない。Pが不正行為をしてノーベル平和賞や全国的に有名なマラソン大会に優勝したというわけでもない、公然の関心事に該当する可能性があります。Pが公人に該当するかどうかは微妙なところですが、Pが2本の大ヒット映画に出演していたことを考えると、裁判所はPが公人であると認める可能性が高く、その場合、Pが名誉毀損の請求で勝訴するには2つの追加要素を証明しなければならないこととなります。

中傷的な発言

中傷的な発言とは、他人の評判を傷つける可能性が合理的に高い発言を指します。声明は一般的に事実である必要があります。意見の陳述は、それが原告に関する事実を暗示している場合、訴えられる可能性があります。

ここで、Dは"あの二枚目俳優のポールのように、他の学生の論文から脚注をコピーした学生がいないことを願う"と述べた。Pは、Dの発言は、Pが他の学生の脚注をコピーしたことを示す事実の陳述であると主張する。Pは、この声明が名誉毀損に当たると主張する。Pは、正直さと誠実さが不可欠な法曹界において、盗作や不正行為の疑惑は自分の評判に極めて大きなダメージを与えるものであると主張することでしょう。また

、Pは、Pを二枚目俳優と呼んだことも、Pの演技力を貶めるコメントであり、Pの評判に影響を与えることから、名誉毀損にあたると主張しようとするかもしれません。

これに対し、Dは、二枚目俳優発言は自分の意見であり、名誉毀損には当たらないと主張するだろう。この点ではDの主張が強く、勝訴する可能性が高い。また、Dは、Pが不正を行ったことを暗示する発言は、単なる暗示であり、名誉毀損の主張を生じさせるには不十分であると主張する。しかし、Dの発言は、Pが不正を働いたという事実の主張を暗示している。この点ではPの主張が強く、裁判所は、Pが不正行為を行ったことを暗示するDの発言の部分が名誉毀損に該当すると判断する可能性が高い。

原告について

名誉毀損の記述は、合理的な人がその記述が原告を指していることを知ることができる限り、原告を具体的に名指しする必要はありません。

ここで、Dは文中にPの名前を使った。また、Dは、Pがカンニングをしたとは特に言っていないが、ポールのように他の生徒の論文をコピーする生徒がいないことを望むと述べた。さらに、DはPの姓を使わなかったが、Pを二枚目俳優と呼んだので、Dが誰を指しているかはさらに明らかである。したがって、Pは、この要素の立証に成功する可能性が高い。

第三者への公開

また、名誉毀損となる発言は、第三者に対して公表されていること、つまり、第三者がその発言を聞いたり読んだり認識したりすることが必要です。名誉毀損には、名誉毀損と誹謗中傷の2種類があります。名誉毀損は、誹謗中傷の文が永続的な形式である場合です。伝統的には、名誉毀損は印刷された誹謗中傷文を含んでいましたが、現代ではテレビやラジオに写された発言も名誉毀損とみなされます。誹謗中傷は、永続的な形式で捕捉されない、話し言葉の発言です。

ここで、Dは、クラスで誹謗中傷の発言をした。Pがその発言を聞いたのであれば、クラスの他の生徒もその発言を聞いたと結論づけるのが妥当である。その発言は、印刷物やテレビのような恒久的な形式ではなかったため、誹謗中傷とみなされません。

声明文の虚偽性

原告が公人である場合、または発言が公共の関心事に関わる場合、原告は名誉毀損発言の虚偽性も証明する必要があります。上記のように、Pは公人とみなされる可能性が高い。

ここで、Pはその記述が誤りであったことを主張する。Pは、Pとジャックの論文を比較することでこれを証明することができる。事実は、Dが誤ってジャック自身の論文を見せたことを示しているため、Pがジャックの脚注をコピーしたことを決定的に証明する事実はない。

Dは、その発言が真実であると合理的に信じていたので、この主張を破るにはそれで十分であると主張するかもしれない。しかし、後述するように、このことは意図的要素には関係するかもしれないが、陳述の虚偽性には無関係である。また、Pはジャックの脚

注を一字一句コピーしていなかったが、ジャックの論文からアイデアを使用したという主張もあり得る。Dは、ジャックを証人として呼び、問題の日にジャックの論文の紛失について話し合うことができ、Dは

は、論文を書き上げることに對するPの不安や疑問について証言する。

しかし、争点は、2つの論文の比較に帰着すると思われる。Pが実際にJackの脚注をコピーしたことを示す事実はないので、名誉毀損の記述が虚偽であることを証明することでPが勝訴する可能性が高いと思われます。

D'sインテント

人が公人である場合、または問題が公共の関心事である場合、原告は、被告が悪意を持って行動したことを証明する必要があります。原告が私人であり、その問題が公共の関心事である場合、原告は、被告が虚偽の中傷的な発言をする際に過失があったことを証明する必要があります。ここでは、上述のように、Pは公人であるため、Pは、Dが悪意を持って、または真実を無視して行動したことも証明する必要があります。

Pは、Dの中傷が意図的に虚偽であったと主張するかもしれないが、より強い主張は、Pが真実を無視した無謀な行動をとったということである。Pは、Dがジャックに適切な紙を見せるための注意を払わなかったので、無謀であったと主張するだろう。Pはまた、Pが実際にジャックの脚注をコピーしたかどうかを判断するために、さらなるデューディリジェンスを行わなかったことについても無謀であったと主張することでしょう。Dは、Dのオフィスでジャックに紙を簡単に見せた後、単にジャックの言葉を鵜呑みにしただけである。この不十分な情報に基づいて、Dは、クラス全員の前でPを不正行為で非難したのです。Pはまた、DがPのカンニングを確認するのは非常に簡単だったことを強調することで、Dがいかに無謀だったかを強調しようとする。Dは、Pの論文とジャックの論文を比較すればよかったのである。そして、Dはこの単純なステップを踏まなかったため、Dは虚偽の中傷的な発言をしたときに、真実を無視した無謀な行動をとったのです。

一方、Dは、無謀ではなく、Pが不正を働いたと誠実に信じていたと主張するだろう。Dは、ジャックの発言は、Pがカンニングをしたと信じるに十分であったと言うだろう。Dはまた、Pが課題に不安を感じており、完了できるとは思っていなかったことを知っており、それがPに不正行為をする動機を与えたという事実を指摘するでしょう。Dはまた、ジャックがPがジャックの論文からカンニングをしたと思われる理由をDに説明し、Pが彼の脚注をコピーしたというジャックの主張を支持したという事実を指摘する。以上のことから、Dは、状況を総合的に判断して、Pがジャックの脚注をコピーしたと合理的に考えており、したがって、この発言は真実を無視した無謀なものではないことを主張する。

Pがジャックの脚注を実際にコピーしたかどうかをDが判断することは非常に簡単であったはずであるが、Dはそれをしなかったことを考えると、Pの方がより強い主張をしている。このような失敗は、合理的な教授が行うことから著しく逸脱しており、したがって、中傷的な発言を行った際にDが真実を無視する無謀な行動を取ったと、事実審理官が認める可能性が高いのである。

損害賠償

名誉毀損と誹謗中傷の損害賠償の主張には、それぞれ異なる規則があります。名誉毀損では、一般的な損害が推定されます。誹謗中傷の場合、誹謗中傷の内容によっては特別損害が推定される。

(i)その人の職業や商売について、(ii)原告が憎むべき病気に罹っていると推測する、(iii)女性が不貞であると非難するもの。それ以外の場合、発言がそれ自体としての誹謗中傷に該当しない場合、原告は損害賠償を具体的に主張し証明しなければなりません。

ここで、Pは、Dの発言は、その人の職業や商売に関するものであるという名誉毀損に該当すると主張するでしょう。Pは、その発言が俳優という職業について言及していると主張するだろうが、その発言は名誉毀損には当たらないと考えられるので、その主張は通らない可能性が高い。また、Pは、浮気に関する発言は、直接Pの弁護士としての能力に関するものではないものの、本質的にPのもうすぐなる職業に関するものであると主張するだろう。

これに対し、Dは、Pはまだ弁護士ではないので、発言はPの職業に関するものではないとして、発言は名誉毀損に当たらないと主張する。また、Pがロースクールに通うことで弁護士を職業とするとしても、その発言は必ずしもPの弁護士としての能力についてではなく、Pが論文でカンニングをしたことについてである。この点については、微妙なところですが、ロースクールの論文の不正行為に関わる発言であることから、Pの職業に関わるものとして十分に名誉毀損に該当すると思われ、したがって、損害賠償が推定されることとなります。

精神的苦痛の意図的な侵害(IIED)

IIEDの主張で勝訴するためには、原告は、(1) 被告の法外で極端な行為、(2) 原告に重度の精神的苦痛を経験させたことを証明する必要があります。

Dの行動

合理的な人が不快であると判断し、合理的な人に深刻な精神的苦痛を与える場合、行為は極端かつ法外な行為として認定されます。さらに、被告が原告の特定の感受性について知る理由がある場合、合理的な人にとって不快でないとしても、被告の行為は極端で非道な行為として認められる可能性があります。

ここで、Pは、浮気を誣告することは合理的な人にとって不快であり、合理的な人に精神的苦痛を与えるので、Dの行動は極端かつ非道であると主張する。また、Pは、合理的な人物の基準を満たさないとしても、Dが知っていたPの特別な感受性を考慮すると、Dの行動は極端かつ非道であると主張する。Pは、論文を完成させることへの不安や疑問をDに話したこと、失敗することへの不安が増していたことを指摘する。DがPが異常に不安そうにしていることに気づき、Pにスクールカウンセラーに会いに行くよう勧めたという事実は、Dが彼の特別な感受性を知っていたというPの主張を裏付けるものであり、したがって、Dの行動は合理的な人間にとっては非道なものでもなく、非道なものとなるのである。Pはまた、Dの行動を典型的な教授の行動と比較し、学生の不正行為を報告する正式なルールに従わず、Pの不正行為の疑いをクラスで発表したDはプロらしくない行動をしていると主張することも可能であろう。

これに対し、Dは、合理的な人であれば重度のパニック発作を引き起こすことはない

ため、彼の行動は非道で極端なものではないと主張するでしょう。を行ったと主張する。

の発言は、大勢の人ではなく、少人数のクラスメートに対するものであり、深刻な精神的苦痛につながる合理的な可能性はない。Pは、クラスメートの意見は見知らぬ人よりもさらに重要なので、クラスメートに話すことはPをよく知らない大勢の人に話すことよりもさらに悪いと主張するだろう。

また、Dは、Dの行為を特に非道なものとするようなPの特殊性を知らなかったと主張することもできる。Dは、Pが異常に不安そうにしていたが、Pが自分の忠告を聞き入れ、スクールカウンセラーに会いに行っただけだと思込んでいたと主張することができる。Pが治療を受けたというDの信念に基づき、DはPがもはや不安に苦しんでいないことを合理的に仮定したと主張するだろう。

Pの反応は合理的な人の反応ではない可能性があると思われるので、これは危ういところである。しかし、DがPの落第への不安の高まりを知っていたことを考えると、事実の審理者は、Dの行為が極端で非道な行為に該当すると結論づける可能性が高い。

P 重大な精神的苦痛を受けたこと

IIEDの主張には、被告の行為が合理的な人に精神的苦痛を与えるだけでなく、原告も精神的苦痛を経験したことが必要である。

ここでは、Pが重度のパニック発作に見舞われたことを示す事実がある。このことは、重度の精神的苦痛と認定されるに十分であろう。Pは治療を受けなかったため、その主張を裏付ける医療記録はないが、パニック発作に関するPの証言が信じられれば、この要素を満たすのに十分であろう。しかし、医療記録がないため、Pは、重度のパニック発作が発生しなかったとするDの主張を受け入れることになる。

Dの行為によりPが強い精神的苦痛を受けたこと

因果関係が存在するためには、現実的な原因と近接的な原因の両方が必要です。現実の原因とは、被告の行為がbut for causeまたは実質的要因のいずれかであったことを意味します。But for causeとは、被告の行為がなければ、原告への傷害は発生しなかったという意味です。

Substantial factorは、複数の要因があるため、but for causeと原告の傷害を判断することができず、被告の行為が傷害を引き起こす実質的な要因であった場合に発生します。

Proximate causeは、原告の傷害が被告の行為によって合理的に予見可能な結果であった場合に存在します。

ここで、Pは、Dの誹謗中傷が激しいパニック発作の現実的な原因および近因であると主張することになる。Pは、Dが浮気について虚偽の供述をしていなければ、深刻なパニック発作の引き金となる深い屈辱を受けることはなかったと主張する。また、Pは、Pのパニック発作はDの発言により予見可能な結果であったことを主張する。Pは、なぜパニック発作がそのような非道な中傷的発言をすることの予見可能な結果であったのかについて、同様の主張を行うでしょう。

これに対し、Dは、Pは不安になりやすい性格であったため、Dの発言はPの重度のパニ

ック発作の原因でも近因でもあり得なかったと主張しようとするかもしれない。Dは、Pが供述し、Dが観察したPの不安の増大について指摘するだろう。しかし、それだけではPの主張を覆すには十分ではない。卵殻法理の下では、被告は、原告をそのまま受け入れる。そのPは

パニック障害の傾向があったとしても、Pの因果関係が否定されることはない。したがって、Pの重度のパニック障害は、Dの発言とほぼ同時期に発生し、Dの発言が非道であったことから、Dの発言が現実的かつ近接的にPの重度のパニック障害を引き起こしたと、事実審理者は認める可能性が高い。

損害賠償

PがIIEDの主張の立証に成功した場合（僅差ではあるが可能性は高い）、PはDから損害を回復することができる。不法行為訴訟において、原告は補償的損害、結果的損害および付随的損害を回復することができる。これらの種類の損害は、合理的に確実で、被告の行為によって引き起こされ（実際的および近接的）、かつ避けられないものでなければなりません。原告は損害を軽減する義務を負っています。

ここで、Pは、パニック発作の治療を受けなかった。治療を受けることは、状況的に合理的であり、過度の負担や屈辱をもたらさない場合には、原告がとらなければならない損害軽減のための必要な手段と考えられている。Dが、Pが治療を受けていればPの損害が軽減されていたことを示すことができれば、Dは、Pが治療を受けていれば軽減されていたであろう金額だけPの損害を軽減することに成功する可能性がある。

過失傷害(NIED)

NIEDの主張で勝訴するためには、原告は、(1)被告の行為が極端かつ非道であること、(2)原告は危険地帯にいたこと、(3)原告は被告の行為によって身体的損害を被っていないものの、精神的苦痛の結果として身体的損害を被ったことを証明しなければなりません（原告がNIEDの主張を行うには、原告の家族が損害を受けたという別の状況もありますが、この事実の下では該当しません）。(この他に、原告がNIEDの請求を行うことができる状況として、原告の家族に対する被害がありますが、この事実関係では該当しません)。

ここでは、Pの激しいパニック発作がPに身体的損害を与えたという証拠はないので、NIEDの請求を行うことはできないと思われる。

結論

PはDに対して名誉毀損とIIEDの請求を行う。DはPの請求に対する弁護として、上記で述べたように、これらの請求の具体的な要素に対して反論を行う。Pが請求に勝訴した場合、Pは、Dがその損害賠償額を減額するために行う議論を条件として、損害賠償を請求することができる。

質問1：選択した回答B

ポールのダンに対する請求

名誉毀損

ポール（P）は、ダンの発言に基づき、ダン（D）に対して名誉棄損の主張をすることができる。名誉毀損は、(i) 原告の、(ii) 原告に関する、(iii) 第三者に公表された、(iv) P の名誉を傷つけるような発言があったことを要求している。

(i) 中傷的な発言

声明は、それが原告に否定的な光を当てたり、公衆の嘲笑を浴びせるようなものであれば、名誉毀損となります。

ここで、Dの発言には、名誉毀損となる可能性が高い2つの側面がある。第一に、Pが他の同級生の脚注をコピーしたと述べているが、これはPの人格を否定するものであり、Pが不正を働く人間として世間から嘲笑を浴びる可能性が高い。第二に、Pを直接「二枚目俳優」と呼んでいるが、これはPの俳優としてのキャリアと才能を貶め、軽んじるものであり、プロのダメ俳優として世間から嘲笑を浴びる可能性が高い。

(ii) Pの、またはPに関する

原告を特定できるような、原告に関する記述であることが必要です。

ここで、Dは、Pが他の学生をコピーした学生であり、「2ビット」行為者であると名指しで特定しているため、この要件は満たされている。

(iii) 第三者への公開

勝訴するためには、誹謗中傷が第三者に公表されたことが必要です。

この場合、ダンが、Pが出席しているクラス全員の前で公然とその発言をした。Pがその場にいなかったとしても、DのクラスのPのクラスメート全員がその発言を聞き、Dがその発言を各人に伝えるつもりであったことを理解したであろうから、その発言は第三者に対して公表されたものとみなされる。

(iv) ハームズPの評判

その発言は、Pの評判を傷つける可能性があるようなものでなければならない。Pは、その発言が実際に自分の評判を傷つけたことを示す必要はなく、その発言がそうなる可能性があったことだけを示せばよい。

ここで、ポールが他の学生をコピーしたとほのめかすDの発言は、彼の評判を非常に悪くする可能性が高い。なぜなら、ポールは法学部の1年生であり、真実と正直さは法曹界に入ろうとする法学部生にとって重要な資質だからである。彼を

Dは、Pの誠実な性格を直接攻撃しているため、大学内や同僚、教授の間でのPの評判に影響を与える可能性があります。

さらに、Pが「二枚目俳優」であるというDの発言は、Pの職業上の評判を傷つけるものでもある。Pは、ハリウッドの大作映画で、小さいながらも印象的な役を2回演じて生計を立てているのだから、Pがプロの俳優としての評判を重要視するのは当然であろう。Danは、彼を二枚目俳優と呼ぶことで、Pの職業上の評判を直接攻撃したのである。

したがって、PaulはDanの発言に関連して、名誉毀損の要素を立証する可能性が高い。

公共性の高い事項

声明が公共の関心事に関わる場合、名誉毀損の請求で勝訴するためには、Pはさらに出版社の関連する過失の基準を示さなければならない。公共の関心事とは、一般大衆または地域社会が広く知ることに関心を持つことが合理的に期待されるものである。

ここで、Dの発言は、Pがハリウッド俳優としての地位を確立していることから、世間的に関心を持たれている可能性がある。彼は有名人への道を歩んでいるかもしれない。したがって、世間はPの身の振り方とPの誠実な人間としての性格に関心を持つかもしれない。

問題が公共の関心事であると仮定すると、Dが声明の発行者として問われる基準は、Pが公人または私人のどちらとみなされるべきかによって異なります。

パブリックフィギュアとプライベートフィギュア

原告が公人である場合、その発言は悪意を持ってなされたものでなければなりません。悪意は、虚偽の陳述を公表する意図、または陳述が真実であるか虚偽であるかのための無謀な無視を必要とします。一般に知られているか、公的な機能を果たしている場合、その人は公人とみなされます。原告が私人である場合、被告がその発言が真実であると合理的に信じていたならば、被告は名誉毀損で有罪にならないような過失が基準となる。

Pが公人であるのは、ハリウッド大作に出演する映画スターであることが理由であることは間違いない。印象的な役柄を演じていたのだから、世間に知られている可能性が高い。そうであれば、Dの発言は悪意を持ってなされたものであるはずである。Pは、Dがジャックの紙が本当に彼のものであるかどうかを適切に確認せず、無謀な行為をしたと主張するかもしれない。しかし、もしDが、大量の書類の束から引き出したのがポーラの書類であると合理的に信じていたのであれば、Dの方がより強い主張をすることができます。例えば、数百枚の論文があり、ジャックとPの学生番号や姓が非常に似ている場合、Dが論文を誤認したことは妥当かもしれません。

一方、Pは、ハリウッドの大物俳優ではなく、法科大学院生としての演技に関する発言という事情から、私人である可能性がある。Pが私的に通学していた大学での出来事で

ある。したがって、Pは、Pが私人であり、Dがその発言をすべて確認せずに行ったことに過失と不当な行為があったと主張することもできる。

という事実がある。しかし、DはPが落第の不安を感じていることを知っており、また、他の生徒のジャックがDにその疑いを知らせたことから、裁判所は、DがPに不正行為の危険があるとの意見を形成したことに合理性があると判断する可能性がある。しかし、Dはうっかりして間違った論文をジャックに見せてしまったので、Pは私人としての主張とDの過失をより強く主張することになるでしょう。Dが満たすべき基準が低くなるため、Pの主張がより強くなる可能性が高い。

DAN'S DEFENSES

真実

真実は、名誉毀損に対する完全な防御です。

ここで、Pは、実際には、ジャックや他の人の資料をコピーしていなかったため、Dの供述は真実ではない。さらに、Pが下手な俳優であったことを示すものは何もないので、ポールが「二枚目」の俳優であるというDの供述も、Dがそれを示す追加証拠を提出しない限り、真実の抗弁として認められる可能性は低い。

同意書

Pによる同意は、名誉毀損の抗弁となります。

ここで、Pは、Dが発言することについて、明示的にも黙示的にも、何らの同意も与えていない。したがって、これを適用することはできない。

適格特権

出版社が推進する正当な利益を有していた場合、あるいは真正なパブリックコメントの一部として声明を出した場合、適格な特権が存在します。この特権は通常、真実を追求することに関心を持つ新聞社や放送局に適用されます。

ここで、Dは、他の学生のカンニングを阻止するための正当な利益の下で陳述を行ったという理由で、適格特権を主張することができる。しかし、そのためにポールを攻撃する必要がなかったため、これは特に強力な抗弁ではない。

だんちやくきよひ

誹謗中傷

誹謗中傷は、話し言葉による名誉毀損です。一般的に、誹謗中傷の請求に勝つためには、特別損害がPによって証明される必要があります。特別損害は、金銭的損害の提示を必要とする。

ここで、Pは金銭的な損害を被っていない。彼は治療を受けなかったため、医療費は発

生しなかった（didの前に加えるべきか）。また、陳述書に基づいて行動したことにより、収入を失ったことを示すものもない。

誹謗中傷そのもの

誹謗中傷は、損害賠償が推定される誹謗中傷のカテゴリーです。これは、名誉毀損がPのビジネスや職業について語られた場合を含みます。

ここで、Pは、Dの発言がPの俳優としての職業を誹謗中傷したものであることから、名誉毀損に基づく損害賠償を請求することができる。

補償的損害賠償

補償的損害賠償は、人身傷害または財産上の損害について認められ、不法行為がなかったかのような状態を原告にもたらすことを目的としています。これらの損害賠償は、预见可能性、因果関係、不可避性、確実性によって制限されます。

Pは、名誉毀損罪の適用により、Dの誹謗中傷により生じた損害の賠償を受ける可能性が高い（上記参照）。

めいもくてきダメージ

名目的な損害とは、定量化できる具体的な損失や損害がない場合に認められるもので、名目的なものとして原告に認められるものである。Pは、パニック発作によって受けた人身傷害のため、名目的な損害賠償を求めると思われる。

懲罰的損害賠償

Pは、Dの発言が故意に悪意があると認められた場合、懲罰的損害賠償を請求することもできる。裁判所は、Pの俳優としての評判を貶めたことは、全く正当化できないので、故意かつ故意であると判断する可能性が高い。

訴因：プライバシーの侵害

フォルスライト

Pは、Dが意図的にPを虚偽の光の下に置くような発言をし、Pに不誠実という特徴を誤認させることによって、Pのプライバシーを侵害したと主張することができる。虚偽の光は、合理的な人にとって非常に不快な行為であることが必要である。出版社の過失の基準は、問題が公共の関心事である場合には、名誉毀損の場合と同じ（悪意対過失）である。

ここで、Pは、Dが私人として、自分のことを詐欺師であり悪人であると言って虚偽の人格を帰属させたと主張するだろう。Dは、私人として、その発言に際して、不合理かつ過失のある行為をした。したがって、私人の過失の基準を適用すると、Dは、過失と不当な行為によりPのプライバシーを侵害したことになる。

請求の原因：精神的苦痛の故意の侵害

意図的なIED

Pは、Dが精神的苦痛の故意の侵害（IIED）を行ったと主張することができる。

という声明を公表しています。IIEDは、被告が原告に深刻な精神的苦痛を与える極端な、あるいは法外な行為を行った場合に発生する。Pが損害賠償請求に成功するためには、物理的な傷害は必要ありません。被告が精神的苦痛が生じることを意図的に（相当な確信を持って）行動した場合、あるいは無謀な無視をした場合に意図の要素が満たされます。

ここで、Pは、Dの発言を聞いて激しいパニック発作を起こした。Pは、Dがその発言をしたとき、Pが部屋にいたことを知っていたので、Dは故意に行動したと主張するだろう。また、Pがすでに論文の成績が悪いことに不安を抱いていたことも知っていた。少なくとも、Pは、DがPに対してそのような主張をする前に、ジャックにどの紙を見せたかを再確認すべきだったので、無謀な行動をしたと主張するだろう。Pが治療を受けなかったという事実は、Dに対する損害賠償を妨げるものではない。

過失性IED

Pは、Dが過失により精神的苦痛を与えたと主張することもできる。過失相殺は、Dが過失により声明を出し、それが深刻な精神的苦痛を引き起こした場合に発生する。しかし、ほとんどの法域では、精神的苦痛は、いくつかの物理的な影響や傷害を伴うか、または引き起こされる必要があります。

ここで、PはDの発言により直接パニック発作を起こした。医療機関を受診しなかったことから証明されるように、身体的な影響や怪我はなかったようである。したがって、Pによって成立する可能性は低い。

結論

Pは、Dによる名誉毀損の請求で成功する可能性が最も高い。また、プライバシーの侵害（虚偽の光）、精神的苦痛の故意または過失による侵害の請求も可能である。Pは金銭的な損害を被っていないため、それ自体による誹謗中傷に基づく補償的損害を求めることができるかもしれない。Dの主張の性質から、Pは、懲罰的損害賠償を認めるよう裁判所を説得できるかもしれない。



2021年7月の論文問題とその解答例

カリフォルニア州司法試験

本書は、2021年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

選ばれた解答は、「模範解答」や「完璧な解答」と見なされるものではありません。これらの答えは、一次試験合格者が書いたものであり、高い評定が与えられています。読みやすくするため、スペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、応募者が提出したものをそのまま再現しています。これらの答えは、実際の受験者が時間の制約の中で、外部資料を利用することなく書いたものである。そのため、設問が提起するすべての問題を必ずしも正確に把握し、回答しているとは限らず、また、余計な情報や誤った情報を含んでいる可能性があります。回答は、著者の同意を得て掲載しています。

質問番号	テーマ
1.	民事訴訟法
2.	プロフェッショナルの責任
3.	不法行為
4.	刑事法・刑事訴訟法
5.	遺言と相続／共有財産

QUESTION 3

州立病院は、州が資金を提供し管理する公立病院で、**Kimberly Cook** が経営する **Cook's Catering** と契約を結び、患者、職員、訪問者に現場で食事サービスを提供しています。

最近、州立病院の最高経営責任者であるデニス・デイヴィスは、病院で「大規模な攻撃を行う」という一連の匿名の脅迫メールを受け取りました。この脅迫を受け、デイヴィスは警備員を厨房エリアの巡回から病院のロビーと玄関エリアの巡回に配置換えすることを決定しました。デイビスは、これらの脅迫に関する情報を病院の他の誰とも共有しませんでした。

数日後、元患者のフランクは、昼食時間の少し前に病院の厨房に入り、マッシュポテトの入ったトレイにピーナッツの粉を混ぜました。その時、キンバリー・クックも彼女の従業員も、トイレに行くために全員退席していたため、厨房には誰もいませんでした。州の衛生規則では、病院で提供される食品は、汚染や改ざんを防ぐために、食事の前後を問わず、決して放置してはならないと定められている。昼食時、患者のパトリックは、マッシュポテトを食べた。ピーナッツに重いアレルギーを持つパトリックは、重傷を負った。

Patrickは**Cook**、**Davis**、**State Hospital**を訴えた。**Cook**は州の保健規則を遵守しなかったとして過失が認められました。

1. **State Hospital** は **Cook** の過失に対して責任を負うか？ 議論してください。
2. 州立病院は、パトリックをフランクから保護する義務を負っているか？ 議論してください。
3. **Davis**は、病院の厨房から警備員を配置転換したことに過失があったという主張に対して、どのような抗弁を主張できるか（もしあれば）。議論してください。

質問3：選択した回答a

パトリック・V・クック、デイビス、州立病院

(1) クックの過失に対する州立病院の責任

もし州が過失行為に対する主権免責を放棄しているのであれば、州病院は優越的責任（*respondeat superior*）の原則の下、クックの過失に対して責任を負う可能性があります。

ソブリンイミュニティ

コモンローでは、国家主権者は、その代理人や自身の不法行為に対して責任を問われることはない。しかし、ほとんどの法域では、過失行為に対する主権免責を放棄する法令が制定されている。したがって、国家は、一部の法域では損害賠償の上限を条件として、ほとんどの法域でその不法行為に対して責任を問われる可能性がある。

ここで、州立病院は、州が資金を提供し、管理する公的病院である。従って、病院は州の代理人とみなされるでしょう。したがって、従来の主権免責のルールでは、パトリックが州自身の不法行為と病院の代理人の不法行為の両方について責任を負うことはできません。しかし、ほとんどの管轄区域では、過失訴訟に対する主権免除を放棄しているため、州に対する訴訟を進めることができると思われます。

レスポンス・スペリオール

優越的責任（*respondeat superior*）の原則は、不法行為が代理人の雇用の範囲内で行われた限り、原告が代理人の不法行為についてプリンシパルに責任を負わせることを認めるものです。校長は、校長が請け負うことのできない義務を負っていない限り、独立

した請負業者が犯した不法行為に対して責任を負うことはない。

独立した契約者

州は、Cookが独立した請負業者であるため、Cookの過失に対して責任を負うことはできないと主張するだろう。プリンシパルは、独立した請負業者の不法行為に対して責任を負うことはありません。代理人が従業員（使用人）か独立請負人かを判断するために、裁判所は、(i) 州とCookのケータリングとの間のビジネス関係と契約、(ii) 州がCookの業務のやり方と手段をコントロールしていたかどうか、(iii) Cookが提供した業務遂行は、独立請負人が通常提供する種類の業務かどうか、(iv) 当事者が従業員と雇用主の関係であると考えていたか、などの様々な要因を検討することになります。

(v) 与えられた職務に、委任できない職務が含まれているかどうか。

州は、Cookは従業員ではなく、独立した請負業者であると主張します。Cook's Cateringは、現場での食事を提供するために州が契約した独立した会社である。州はまた、クックの仕事のやり方や手段を管理していなかったという事実も指摘するでしょう--クックは自由に食事を提供することができたのです。しかし、パトリックは、クックは単に完成品を提供していたわけではないので、これは従業員（使用人）と雇用者の関係に近いと主張します。むしろ、クックは毎日病院にいることを要求され、食事の準備のために現場で働いていたのだ。

州が使用人の主人として責任を負うとするPatrickの最も強い主張は、安全な食事を提供する義務は委任できないと主張することである。Patrickは、患者、スタッフ、訪問者の安全のために、州が安全な食事を提供することが必要であると主張する。他人の安全に対する義務は、通常、委譲されることはない。

したがって、裁判所は、Patrickが以下の不法行為について国家に責任を負わせることができる結論づける可能性が高いです。

クックのケータリングサービスは、病院に適用される安全規約の遵守を確認する義務を委ねることができなかつたからです。

(2) 州立病院はパトリックを守る義務があるのか？

FRANK ?

DUTY

義務が存在するかどうかという問題は、裁判所が判断することです。ほとんどの司法管轄区では、被告は合理的な方法で行動する義務を負っており、この義務はすべての人に及んでいます。しかし、少数の司法管轄区は*Palsgraf*の義務規則を採用しており、合理的な義務を予見可能な原告のみに限定しています。

一般的に、第三者の不法行為者／犯罪者から保護する義務はありません。しかし、**Patrick**は病院の患者であり、病院が過失を犯した場合、**Patrick**が怪我をする可能性がある人物であることは予見可能です。コモンローでは、これは僅差ですが、裁判所は**Patrick**を予見可能な原告であると判断する可能性が高いと思われます。

第三者である不法行為者によって損害が発生したという事実は、義務の決定において決定的なものではありません。

製造物責任

伝統的なアプローチでは、敷地内にいる人は、不法侵入者、ライセンシー、または招待者に分類されます。負うべき義務は、その人の分類に依存する。ここでは、**Patrick**は招待者に分類されるため、**Hospital**は**Patrick**に敷地の安全を確保する義務を負いました。

しかし、カリフォルニア州を含む多くの管轄区域では、カテゴリー分けを廃止し、土地の所有者／不動産の占有者は、**悪質な不法侵入者**以外のすべての人に対して合理的な注意義務を負うと定めています。この場合、パトリックは注意義務を負うことになります。

宿の管理人

コモンローでは、輸送や宿泊のサービスを提供する特定の事業者は、より高い注意義務を負っていた。これは、共通のキャリアと旅館のような企業が含まれています。これらの事業は、最大限の注意を提供する義務を負っていた。

ここで、**State**は病院であり、人々は帰るつもりで病院に泊まるので、旅館に似ている。したがって、彼らは基本的な保護について施設の所有者に依存している。しかし、裁判所は、義務を認める法的根拠があるため、コモンローの最大限の注意義務は病院には及ばないと判断する可能性が高いと思われる。

法定義務

コモンローで規定された義務に加え、立法者は法令で義務を定めることができる。ここでは、州の衛生法が、病院で提供される食品は、汚染や改ざんを防ぐために、食事の前、間、後に決して放置されてはならないと定めています。この法律は、明らかに病院で食事をする人々を保護するために作られています。

したがって、パトリックは、立法者が病院に対して、その食品を食べるすべての人に安全な食品を提供する義務を作ったという強い主張をしているのである。

(3) デイビスはどのような抗弁を主張することができますか？

DUTY

上記のルールを参照。ここでは、デイビスは病院の経営において合理的な注意を払う義務を負っている。

怠慢・違反

過失は、当事者が合理的な注意を払わなかった場合に発生し、その結果、当事者は原告に対して負うべき義務に違反することになります。過失は、合理的に行動することの利点が潜在的な害を上回る場合に認められます。

ここで、デイビスは自分の行為に過失がなかったと主張し、弁護することができます。

BPL分析

ラウンド・ハンド判事のBPL分析は、当事者が過失行為を行ったかどうかを判断するための公式を提供するものである。この分析のもとでは、行動から得られる利益が潜在的なコストを上回る場合、当事者は過失を犯したとされる。

ここでは、デイビスは警備員を配置転換することで合理的な行動を取ったと主張する。デイビスは、病院での「大規模な攻撃」についての電子メールを受け取った後、警備員を配置転換しました。したがって、デイビスは、配置転換は脅威を考慮してとるべき慎重な行動であったと言うだろう。しかし、パトリックは、たとえ配置転換が必要であったとしても、合理的なCEOであればカフェテリアに警備員を配置するだろうという事実を指摘して、これに反論することができます。

従来分析では、陪審員はデイビスに過失があったかどうかを判断するために、どちらかの結果を出すことができました。

緊急事態発生

緊急事態の場合、当事者は、**緊急事態**において慎重な人が行使するであろう合理的な基準によって判断されることとなります。もし裁判所が**Davis**が合理的な注意を払わなかったと判断した場合、**Davis**は陪審員に対して、緊急事態における行動という事実に基づいて**Davis**の行動を判断するよう求める緊急命令を出すよう試みるでしょう。

この主張は、**現在の緊急事態が存在しないため**、おそらく失敗するでしょう。パトリックは、デイビスは一定期間内に一連の電子メールを受け取ったと主張するだろう。つまり、電子メールは何度も来ているので、攻撃が差し迫っていると疑う理由はないのです。

また、デイビスはこのメールについて誰にも話していない。もし、これが本当の緊急事態であれば、デイビスは他の病院のスタッフに脅威を伝え、警備員を増員する可能性もあり、応援を要請したはずですが、デイビスはそのようなことはせず、警備員を配置換えしただけであった。

したがって、デイビスは陪審員に対して緊急の指示を出すことができない可能性が高い。

CAUSE IN FACT

違反は、損害の事実上の原因でなければなりません。これは通常、**but-for**テストによって容易に満たされます。ここで、**Patrick**は、警備員の配置転換がなければ、食品に手を加えられることはなかったと主張することでしょう。デイビスは、本当の「原因」は、クックのスタッフがトイレ休憩に行ったために、食べ物に手を加えられなかったということだと主張することができます。

しきんよういん

近因は、義務違反から生じる損害が予見可能であることを要求している。

上記の事実関係の議論と同様に、デイヴィスはさらに、この事件の近因は厨房のスタッフの不足にあると主張することができる。デイヴィスは、厨房の警備は食品を守るためのものではない--それはクックの仕事だ、と主張するだろう。

上述した介在原因

上乘せ、介在原因とは、違反行為から自分の責任を切り離す外部の事象のことである。

ここでは、**Davis**は、配置転換は**Patrick**が経験した損害の近因ではないと主張するだろう。その代わりに、**Frank**の犯罪行為が上乘せ、介在する原因である。

損害賠償

パトリックはアレルギー反応のため、損害賠償を示すことができます。

質問3：選択した回答B

1. クックの過失に対してステートホスピタルは責任を負うのか？

雇用主は、一般に、雇用された職務の範囲内で行われた従業員の不法行為について責任を負います。一方、独立した請負業者の不法行為については、非委任的な義務に関わる場合を除き、当事者は一般に責任を負いません。

従業員 vs. 独立請負人

まず、裁判所は、クックが州立病院の従業員に近いのか、独立した請負業者に近いのかを判断する必要があります。独立した請負業者か従業員かを判断する際に裁判所が考慮する主な要素は、その当事者が雇用者の支配下にあったかどうか、またその程度である。支配力が強ければ強いほど、従業員である可能性が高くなる。また、裁判所は、当事者が契約した地域で定期的にビジネスを行っているかどうか、雇用主が道具や設備を供給していたかどうか、その他の要因も考慮します。

事実は、州立病院がクックスに対してどの程度の支配力を有していたかを十分に詳細に示していない。例えば、州立病院がメニューに口を出したのであれば、それは雇用主と従業員の間を示すことになる。しかし、事実関係は、クックスが現場で食事サービスを提供することを示しているに過ぎない。おそらく、クックス社はどの食事を用意するかを決めることができたのだろう。一方、病院側が食事の時間やスタッフの出勤・退勤時間などを決めていたのであれば、より大きな支配力を持つことになる。

クックス・ケータリングは、その名前からもわかるように、ケータリングや食事の提供を事業としていることから、独立した請負業者というべきかもしれません。について

一方、クック・ケータリングは病院のキッチンで営業していたため、クック・ケータリングが使用していたキッチンは州立病院が提供していたようである。さらに、スタッフは病院のトイレを使用していた。このことは、むしろ雇用者と被雇用者の関係を示しているように思われる。

Cook's Catering社が従業員か独立した請負業者かについては、微妙なところですが。しかし、バランスから言えば、クック・ケータリングは独立した請負業者である可能性が高い。

しかし、**Cook's Catering**が独立した請負業者であるからといって、**State Hospital**が**Cook's**の過失に対して責任を負わないとは限りません。義務の中には、委任できないものがあります。そのような状況では、当事者は、責任から逃れるために独立した請負業者にその義務を委任することができないので、その非委任義務の違反に対して責任を負うことになる。例えば、不動産所有者がその土地に一般人を招いた場合、所有者はその土地にいる一般人の安全や、その土地に危険な状態を作り出した独立請負業者の過失に対して責任を負うことになります。

非委任的義務

ここで、**State Hospital**が患者に食事を提供することは、非委任的な義務であると考えられる。患者は「公衆」には当たらないが、病院は患者を受け入れることで、食事を提供することを含め、患者の世話をすることを受け入れたことになる。したがって、病院は、患者に対する注意義務を回避するために、この義務をケータリング会社に委任することはできないものと思われる。

さらに、法令が義務を定める場合もあり、ここでは、州衛生法が非委任型の義務を定めた可能性が高い（以下の分析参照）。

憲法修正第11条

憲法修正第11条は、州の同意なしに市民が州に対して訴訟を起こすことを禁止している。これは主権免責の概念を具体化したものです。したがって、州立病院が州の一部門として適切に位置づけられるのであれば、州がそのような訴訟に対して同意していない限り（例えば連邦不法行為請求法のようなもので）、パトリックに対して不法行為責任を負えない可能性が高いです。

ここで、州立病院は、おそらく国の機関として特徴づけることができる。公立病院であり、国が資金を提供し管理している。資金調達と管理は、それが国から切り離されたものではないことを示す重要な指標となる（例えば、自治体と比較すると、その資金調達が国からでない場合、訴えられる可能性がある）。

したがって、州が同意していない限り、州立病院は過失責任に問われることはない。病院に義務を課す州衛生法（後述）が、責任に対する黙認にあたるとは考えにくい。最高裁は、憲法修正第11条の下で訴えられることへの同意は、明確かつ明白でなければならないと判示している。この法律は、そのような明確な同意の表明ではない。私立病院にのみ責任を認めると簡単に解釈できる。

2. ステートホスピタルはパトリックをフランクから守る義務を負うか？

一般的な義務

州立病院は、パトリックを患者として受け入れることで、パトリックに関してある種の義務を負った。一般に、病院は患者に対し、医療行為において合理的な水準のケアを提供する義務がある。より一般的には、病院は患者を予見可能な損害から保護するために合理的に行動する義務を負う。

ここで、State HospitalがPatrickをFrankから守る義務を負っていたかどうかは、Frankの行為が予見可能であったかどうかにかかっていると思われる。フランクは元患者でした。フランクが他の患者に危害を加えようとする傾向があり、病院がそれを知っていた場合、あるいはフランクが過去に他の患者に危害を加えるために病院に来たことがある場合、病院は患者をフランクから保護する義務を負うことになります。特にフランクが患者に危害を加えようとする可能性が高いことを病院が知らなかったとしても、元患者や一般人が過去に病院の食事に手を加えようとしたことを病院が知っていれば、病院はそのような義務を負うことになります。

少数の法域では、損害が最終的に予見可能であったかどうかにかかわらず、発生した損害を防ぐために合理的に行動する義務が病院にあったと判断する（ただし、損害の予見可能性は過失訴訟の近因分析に影響する）。

法定義務

しかし、上記の分析とは無関係に、法令または他の法律が義務を生じさせることがある。法令は、ある種の被害からある種の原告を保護する義務を生じさせることがある。法令が不法行為責任に関して沈黙している場合、ほとんどの法域では、法令が保護するように設計された原告クラスの原告が損害を受け、その損害が法令が防止するように設計された損害のクラスに属する場合、法令に定められた義務の違反に基づく過失の認定を許容することになる。

ここで、州の衛生法は、病院で提供される食品は、汚染や改ざんを防ぐために、食事の前、間、後に決して放置してはならないと定めている。この法令は、食品の消費者を保護するために作られたものと思われる。

患者である。この場合、パトリックは病院の食事を普通に摂取していた患者である。つまり、パトリックは、この法律が保護するために設計された原告集団の中にいたのである。第二に、この法律は、「汚染または改ざん」によって引き起こされる中毒やその他の影響から保護するように設計されていると思われます。ここでは、パトリックはアレルギー反応を起こし、これは法令が保護するために設計された害のクラスであると思われます。したがって、病院は、フランクまたは他の誰かによる食品汚染からパトリックを保護する義務を負っていた可能性が高い。この義務はまた、おそらく非委任型である（分析については上記を参照）。

3. **Davis**は、警備員の配置転換を決定したことに過失があったという主張に対して、どのような抗弁を合理的に主張することができるか。

憲法修正第11条

憲法修正第11条は、国家の同意なしに市民が国家に対して訴訟を起こすことを禁止している。しかし、公務を行う国家公務員は、剥奪の法理に基づき提訴することができる。しかし、このドクトリンは、将来に向かって適用される差止命令のための訴訟のみを認め、遡及的な損害賠償のための訴訟は認めない。

デイヴィスは、自分が州立病院の**CEO**である以上、州の職員であると主張するだろう。警備員を配置転換したのは、彼女の公務の一環である。したがって、彼女に対する過失訴訟は、実際には州に対する過失訴訟であり、彼女は州立病院の職員としての資格で行動しているので（州立病院は州によって資金提供されている）、損害賠償は州の財源から支払われ、修正11条は損害賠償訴訟から彼女を免責すると主張するだろう。

公共的必要性

Davisはさらに、警備員を配置換えした行為は公共の必要性に対応したものであると主張することができる。公共の利益を守るために行動を起こす必要があるという合理的な信念を当事者が持ち、その信念に応じて合理的な行動が取られた場合、公共の必要性の原則は、過失に対する完全な防御となる（部分的な防御しか提供しない私的必要性とは対照的である）。

ここでは、デイビスは病院で「大規模な攻撃」を行うという脅迫メールを受け取った。デイビスは、そのような攻撃の結果を防止または軽減するために、警備担当者を配置転換する公的な必要性があったと主張するだろう。「大規模な攻撃」によって生じる被害は、食品の汚染や改ざんをはるかに上回る可能性があります。そして、セキュリティ・オフィサーの配置転換は、そのような脅威に対する合理的な対応であった。

しかし、パトリックは、脅迫はすべて匿名であり、デイビスが大規模な攻撃を受けたと信じたのは合理的ではないと反論する。さらにパトリックは、食品の汚染や改ざんの方が、「大規模な攻撃」よりも頻繁に起こるので、その可能性が高いと主張する。

この抗弁について裁判所がどのような判決を下すかは不明だが、裁判所はデイビスに味方する可能性が高い。

義務違反がないこと

義務違反は、ある行為の利益が、その行為によって生じる危険性と被害の大きさに比べて、勝っていることが必要です。上記の公共的必要性の議論と同様の推論を用いれば、デイビスはいかなる義務違反も犯していないと主張することができる。「大規模な攻撃」を防止することの便益は、「大規模な攻撃」を防止するために必要な人員を配置し直すことの危険性を上回る可能性が高い。

というのも、おそらくクック・ケータラーの関係者はまだ病院の厨房にいるはずだからです。しかも、食品に手を加えたとしても、その被害は小さいと思われる。つまり、デイヴィスは自分が病院から無人になるとは思っておらず、そうすることで合理的な行動をとったことが正当化されるのです。

比較欠陥

Davisはさらに、Cook's Catererに寄与的過失があったと主張することもできます。ほとんどの司法管轄区では、他人の比較過失による損害賠償の減額を認めています。

例：当事者の過失が損害に寄与した場合。デイビスが警備員を配置転換したことがパトリックの負傷の原因ではなく、クック・ケータラーも病院のキッチンを無人にしたことが原因である。実際、Cook's Catererは過失があると判断された。したがって、Davisは、Cook's Catererに対して、彼女に対する裁定に対して、寄与を求めることができるかもしれない。

さらにデイビスは、フランクの故意の不法行為は、予見できない介在行為にあたりと主張することができる。どちらかと言えば、フランクは意図的な不法行為を行ったので最も罪が重く、デビッドとクックの方は過失に過ぎない。ほとんどの司法管轄区では、介在する故意の不法行為に対して減額を認めており、予見可能性がない場合は、他人の介在する故意の不法行為に対して過失責任を完全に排除する司法管轄区もある。フランクは意図的に食品を汚染し、手を加えたため、パトリックの負傷につながったので、フランクは少なくとも部分的に、場合によっては全面的に責任を負うことになります。



2022年2月のエッセイ問題とその解答例

カリフォルニア司法試験

本書は、2022年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

選ばれた解答は、「模範解答」や「完璧な解答」と見なされるものではありません。これらの答えは、一次試験合格者が書いたものであり、高い評定が与えられています。読みやすくするため、スペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、応募者が提出したものをそのまま再現しています。これらの答えは、実際の受験者が時間の制約の中で、外部資料を利用することなく書いたものである。そのため、設問が提起するすべての問題を必ずしも正確に把握し、回答しているとは限らず、また、余計な情報や誤った情報を含んでいる可能性があります。回答は、著者の同意を得て掲載しています。

質問番号

テーマ

1. 刑法と手続

2. 共同財産

3. 不法行為 / 救済

4. エビデンス / プロフェッショナルの責任

5. 事業者団体 / 救済措置

QUESTION 3

30年前、ダイアナは大きな野外劇場を建設し、屋外の多目的エンターテインメント施設として利用できるようにしました。平日は、地元のダンスカンパニーに貸し出し、週末の夜は、ロックコンサートを開催。週末の夜には、ロックコンサートを開催しています。このロックコンサートの収益が、劇場の運営費のほとんどを賄っています。この劇場は、約200人の従業員を抱え、街のカルチャーシーンの中心となってきた。建設当時は、街の端に近い場所にあった。しかし、時代の変遷とともに、劇場周辺に住宅が建設されるなど、都市開発が進んでいった。

ペドロは最近、劇場に隣接する分譲地に家を購入した。ペドロは家を買うとき、劇場のことは知っていたが、新しい家は家族を育てるのにうってつけの場所だと考えていた。

ペドロは新居に引っ越した途端、ロックコンサートの時に劇場から聞こえてくる騒音と振動に愕然とした。床が揺れるのを感じ、大きな音のために普通の会話もできないほどでした。ペドロは後で、隣人が騒音と振動についてダイアナに苦情を申し立てたこと、救済を受けられなかったこと、そして結局は我慢することにしたことを知りました。

ペドロはダイアナに近づいた。彼女は、すべてのコンサートを午後11時までに終了させることと、騒音レベルの上限を設定することで、悪影響を緩和する措置をすでに講じていると説明しました。ダイアナは、ロックコンサートがなければこの施設は経済的に存続できないこと、そしてロックコンサートはその性質上、大音量で行われることを説明した。

数日後、ダイアナはペドロの不快感を少しでも和らげようと、彼の家に行き、消音材を入れるかどうか検討した。しかし、ダイアナはペドロに自分が行くことを伝えなかった。ダイアナはペドロの家の裏庭に入り、いくつかの寸法を測り、何も邪魔することなく立ち去りました。

ペドロはダイアナを訴えるつもりだ。

1. PedroはDianaに対してどのような主張をすることができますか？議論してください。
2. Pedroはどのような救済を合理的に求めることができますか？議論してください。

質問3：選択した回答a

ペドロ対ダイアナ

1. PedroのDianaに対する請求について

問題は、PedroがDianaに対してどのような主張をすることができるかということです。私的な迷惑行為

問題は、PedroがDianaに対して、野外劇場からの過度の騒音と振動による私的迷惑の請求を行うことができるかどうかということです。私的迷惑の請求は、被告が原告の財産の使用と享受に対して実質的かつ不合理な妨害を起こしていることを証明することで成立します。妨害は、合理的な人が財産を享受する能力の著しい剥奪があったと認める場合に、実質的とみなされます。裁判所が迷惑行為の有無を判断する際、原告の超感覚は無視されます。

ここで、ロックコンサートの騒音レベルを「恐ろしい」と表現している事実がある。床は揺れ、ペドロは自分の家で普通の会話をする事さえできない。ペドロがこの家を購入したのは、家族を養うのに最適の場所だと思ったからだ。ところが、野外劇場から聞こえてくるロックコンサートの大音響が、彼の住居の使用と享受を実質的かつ不合理に妨げていることに、彼はひどく怯えている。隣人もDianaにこの土地の騒音レベルについて苦情を言っていることから、Pedroは騒音に過敏になっているようには見えない。さらに、合理的な人は、毎週末に床が揺れ、会話が成り立たなければ、自分の家を楽しむことに対する相当かつ不合理な妨害であると判断するでしょう。Dianaは、いかなる合理的な

は、ロックコンサートの結果生じる騒音と不便さを軽減するための措置をとっているため、これを実質的な妨害とみなすだろう（例えば、彼女はロックコンサートを週末にのみ開催し、コンサートは午後11時までに終了しなければならない、最大騒音レベルを設定している）。また、Dianaは、Pedroの裏庭で測定を行ったことからわかるように、消音装置の設置も検討しているようです。しかし、Pedroが被っている混乱の重大さを考えると、Dianaの主張は役に立ちそうにありません。

したがって、PedroはDianaに対して、私的な迷惑行為に対する有効な請求を行うことができる。公害

問題は、PedroがDianaに対して公害の主張を行うことができるかどうかである。公害の請求は、地域社会全体の健康、安全、および道徳に対する不当な妨害によって成立することがあります。公害の理論に基づいて回復するためには、原告は固有の損害を被る必要がある。

ここで、Pedroは、毎週末に劇場で行われるロックコンサートから出る恐ろしいほどの大音量によって、公衆衛生と安全が脅かされていると主張するだろう。しかし、Pedroの公害に関する主張は、彼が独自の損害を被ったことを特定できないため、苦しいものとなっています。特に、Pedroの隣人は、すでに騒音について苦情を申し立てている。また、Pedroは、劇場に隣接する分譲地に住んでいる。

この分譲地の一軒家の所有者であり、騒音に悩まされているPedroの関心は、この住宅地の他のメンバーと比較して、特別なものではありません。さらに、Dianaは、劇場が公共の場での迷惑行為であることを全面的に主張するでしょう。なぜなら、劇場があることで地域社会は繁栄し、劇場は地域社会の礎であり、文化シーンの中心であるからです。

したがって、Pedroは、Dianaに対して公害を主張することはできないでしょう。土地への不法侵入

問題は、PedroがDianaに対して土地への不法侵入の請求を行うことができるかどうかである。土地への侵入は意図的な不法行為である。土地侵入は、(i)被告側の意図的行為、(ii)不動産への物理的侵入、および、(iii)を示すことを必要とする。

(iii) 因果関係、つまり被告の行為が傷害を引き起こす実質的な要因であったということ。

ここで、DianaはPedroの許可を得ずにPedroの家に行った。彼女は、遮音材を追加できるかどうかを判断するためにPedroの土地に入るつもりでした。そして、彼女はPedroの裏庭に自ら入ったが、これはPedroの不動産に対する物理的侵害を構成するものである。さらに、Dianaは、彼女が裏庭に入ることが不法侵入を引き起こす実質的な要因であったため、その行為が発生する原因となりました。

したがって、Pedroは、Dianaに対して土地への不法侵入を主張することができる。結論

したがって、PedroはDianaに対して、私的な迷惑行為、公的な迷惑行為、土地への不法侵入の請求を行うことができます。

2. ペドロが求める救済措置

問題は、PedroがDianaに対してどのような救済を求めることができるかということである。補償的損害賠償

問題は、PedroがDianaから迷惑行為に対する補償的損害賠償を得ることができるかどうかということです。補償的損害賠償は、予見可能な損失を原告に補償することを意味し、金銭的なものであっても非金銭的なもの（痛みや苦しみなど）であってもよい。また、補償的損害賠償は、確実に避けられないものでなければなりません。従来は

迷惑行為の請求のための損害賠償の計算方法は、プロパティの使用と享受の損失に加えて、迷惑行為を軽減しようとするときに発生したすべてのコストです。また、裁判所は、迷惑行為の結果として生じた不快感に対して、原告に追加的な賞を与えることもあります。現代では、多数の訴訟を減らすために、損害賠償額を計算する際に「永久的な迷惑」の原則を適用している裁判所もあります。この損害賠償モデルでは、原告は自分の土地の価値の減少分を損害として回復することができる。

ここで、もし裁判所が伝統的な損害賠償の計算を適用するならば、**Pedro**は彼の住居の使用と享受の損失を受ける権利を有することになる。事実は、**Pedro**が迷惑行為を取り除くために何らかの費用を負担したことを示すものではない。実際、彼が迷惑行為を取り除くためにとった唯一の行動は、彼が**Diana**に近づき、迷惑行為に関する苦情について説明したときだけであった。ペドロは、この会話をした結果、何の費用も発生しませんでした。裁判所は、ペドロが被った不快感を補償するために、妥当な損害賠償を行うでしょう。**Diana**は、ロックコンサートの開催地として知られる劇場に近接していることを知りながら住居を購入したことにより、**Pedro**の損害賠償額は減額されるべきであると主張することができます。

もし裁判所が「永続的迷惑」の原則を適用するならば、ペドロはロックコンサートの結果減少した土地の価値を回復する権利を有することになる。**Diana**は、同様に、**Pedro**が迷惑行為に至るリスクを引き受けたことを理由に、**Pedro**の回復額を減額する必要があると主張するだろう。

したがって、**Pedro**は、上記のいずれのモデルにおいても、補償的損害を回復することができる。名目的な損害賠償

問題は、**Pedro**が**Diana**から不法侵入の名目上の損害賠償を受けることができるかどうかである。

の土地のことで、名目的な損害賠償とは、実際に損害が発生していない場合に原告が得ることができる損害賠償のことです（単純な土地への不法侵入の場合など）。

ここで、Pedroは、Dianaが彼の許可なく彼の土地に入った結果、何らの損害も被っていない。事実によれば、Dianaは裏庭に何も邪魔することなく立ち去ったので、Dianaの行為の結果、何も損害は生じていない。Pedroは、Dianaから土地への不法侵入に対して名目上の損害賠償を受ける権利を有するに過ぎない。

したがって、Pedroは、Dianaから土地への不法侵入に対する名目的な損害賠償を回収することができます。懲罰的損害賠償

問題は、PedroがDianaに対して懲罰的損害賠償を求めることができるかどうかということです。懲罰的損害賠償は、意図的な不法行為に起因する意図的な行為に対して被告を罰するためのものである。この場合、Dianaはロックコンサートの騒音の影響を抑えるために合理的なパラメーターを設定することによって誠実に行動したため、PedroはDianaから懲罰的損害賠償を取り戻すことができない可能性が高いと思われます。従って、PedroはDianaに対して懲罰的損害賠償を請求することはできない。

恒久的差止命令

問題は、PedroがDianaに対して、野外劇場でのロックコンサートを禁止する終局的差止命令を得ることができるかどうかである。差止命令は衡平法上の救済措置です。終局的な差止命令は、裁判所によって課された期間、存続します。否定的な差止命令は、被告が特定の活動に従事することを禁止するものです。強制的な差止命令は、被告が積極的な行為を行うことを命じます。終局的差止の要素は、(1) 法律による救済が不十分であること、(2) 差止命令が実行可能であること、(3) 苦難のバランスが差止命令を認めることに有利であること、そして(4) 抗弁が適用されないことである。以下、各要素について順番に説明する。

不十分な法律上の救済措置

問題は、法律による十分な救済があるかどうかです。違反が続いている場合、裁判所は、法律による十分な救済がないと判断します。

ここで、迷惑行為が続いている。実は、週末の夕方、ダイアナは劇場でロックコンサートを開催している。この劇場は野外の大劇場で、ダイアナは大音量のロックコンサートを続ける必要があると説明した。

従って、法律上の十分な救済措置はありません。

執行の可能性

問題は、差止命令が実行可能かどうかである。執行の実現可能性は、差止命令が強制的か消極かによって決まる。強制的差止命令と消極的差止命令の定義については、前述の通りである。被告が禁止されている行為を行った場合、裁判所は法廷侮辱権を行使し、被告を法廷侮辱罪に問うことができるため、消極的差止命令には実行可能性の問題がない。しかし、強制的な差止命令では、被告が差止命令を遵守しているかどうかを裁判所が監視する必要があるため、実現可能性に問題がある。一般的に、司法資源の不足から、裁判所が監督者として強制的な差止命令を執行することはできない。

ここで、ペドロは、劇場が今後ロックコンサートを主催することを禁じるという消極的な差止命令を要求することになります。ダイアナが差止命令に反してロックコンサートを主催していることを知れば、裁判所はダイアナを法廷侮辱罪で拘束すればよいからだ。

したがって、差止命令の執行は、消極的な差止命令となるため、実現可能である。

苦難のバランス

問題は、苦難のバランスによって差止命令による救済を認めることが有利に働くかどうかである。バランス・テストを実施するにあたり、裁判所は、差止命令を得ることによる原告の利益と、被告および公衆の利益のバランスをとる。被告と公衆の負担が原告の利益を上回れば、損害賠償が適切な救済とみなされ、差止命令は適切ではない。

ここで、ペドロは、ロックコンサートの騒音がひどく、床が揺れるため、苦難のバランスが彼に有利に働くと主張する。ペドロは、そのひどい騒音のために、自宅で会話を続けることさえできません。さらに、Pedroは、Pedroの隣人がDianaに騒音と振動について苦情を申し立てたが、Dianaから意味のある回答は得られなかったことから、公共の利益が彼に有利に働くと主張することでしょう。さらに、劇場は平日には地元のダンスカンパニーにも貸し出され、そのように収入を得ている。劇場が収入源をロックコンサートに完全に依存しているとは言い切れないのである。

それどころか、Dianaは、彼女に対して差止命令が出された場合、彼女の利益と公共の利益が大きく損なわれると主張するでしょう。Dianaは、30年前からこの施設を所有しており、事実、彼女が建設しました。彼女が施設を建設した当時は、街の端に近い場所にあり、街の開発が進んで劇場の周辺に住宅が建設されるようになったのは、時間が経ってからです。ロックコンサートがなければ、劇場は経済的に存続できないので、ダイアナの経済的利益は完全に、マイナスになる可能性がある。さらにDianaは、劇場は200人の従業員を抱え、長年にわたり市の文化シーンの中心であったことから、差止命令による救済を認めることは公共の利益に反すると主張するでしょう。ロックコンサートが開催されなければ、劇場は倒産し、200人の市民が職を失うこととなります。

しかも、ダイアナはすでに迷惑行為を軽減するための措置をとっている。ロックコンサートは週末にしか行わないだけでなく、すべてのコンサートを午後11時までに終了することを義務付け、さらにダイアナは騒音レベルの上限を設定しています。ペドロの隣人たちは騒音に関する苦情をさらに取り下げ、ダイアナは近隣の住宅が迷惑行為によって最小限の影響しか受けられないよう、妥当な措置をとっています。

これらの証拠をすべて考慮すると、裁判所は、公共の利益と彼女の利益がペドロの負担を上回ると結論づけ、ダイアナに味方する可能性が高いです。差し止め命令は、地域の経済や文化に全体的な悪影響を及ぼし、多数の人々を失業に追いやり、ロックコンサートによってもたらされる収入を没収し、劇場を閉鎖させることになるであろう。

したがって、苦難のバランスから見て、終局的差止命令を認めるのは不利です。

ディフェンス - "迷惑行為への来訪"

問題は、DianaがPedroの差止命令による救済を妨げるために、「迷惑行為に出くわした」という抗弁を持ち出すことができるかということである。"Coming to the nuisance"とは、原告が自発的に迷惑行為に遭遇し、とにかくその近くに住むことに決めたことを意味します。「迷惑行為に及んだ」というのは、一般に、衡平法上の救済に対する抗弁にはならない。

ここで、Dianaは、Pedroが家を購入したときに劇場のことを知っていたので、迷惑行為に至り、その危険を引き受けたと主張するかもしれない。しかし、これは差止命令訴訟において成功する抗弁ではないだろう。(ダイアナは、損害賠償請求に対してこの点を主張し、ペドロの損害を回避可能であったはずの損害によって軽減することができる。)

したがって、「迷惑行為に至ったこと」は、差止命令の抗弁にはなりません。

結論

したがって、Pedroは、Dianaに対して合理的に終局的差止を求めることができますが、ハードシップを理由に拒否される可能性が高いと思われます。

全体的なまとめ

したがって、Pedroは、Dianaに対して、差止命令による救済および損害賠償による救済を合理的に求めることができます。

質問3：選択した回答B

I. ペドロのダイアナに対する請求

土地への不法侵入

土地侵入とは、他人の土地に意図的に物理的に侵入することである。法的権利の知識や法的に侵入する意図は必要なく、物理的に侵入する意図だけで十分である。

数日後、ダイアナはペドロの不快感を和らげるために、彼の家に行き、遮音材を入れるかどうか検討した。しかし、ダイアナはペドロに自分が行くことを伝えなかった。

DianaはPedroの裏庭に入り、いくつかの測定を行い、何も邪魔することなく立ち去りました。このように、DはPの土地であるPの裏庭に同意なく物理的に立ち入った。DはPの権利を妨害する意図はなかったが、実際には物理的にPの裏庭に入ることを意図していた。これにより、故意の要件を満たす。

結論として、Dは土地に対する不法侵入を行い、責任を負う。

同意や私的必要性の抗弁は失敗

同意は、土地への不法侵入の抗弁となる。同意は、明示的または黙示的である場合があります。必要性は、不法侵入が差し迫った害を防ぐために行われたため、アクションが正当化されたときに存在する防衛である。私的必要性は、不法侵入は、私的利益への害を防ぐために必要であった場合です。公共の必要性は、差し迫ったまたは脅かされた危害が公衆に対するものであった場合に適用されます。公共的必要性は、不法侵入によって生じた損害に対して免責される。私的必要性の主張者は、不法侵入によって生じた損害について依然として責任を負う。

ここで、Dは、同意の抗弁または私的必要性の抗弁を提起することができる。同意の抗弁は失敗

というのは、DはPの同意を明示的に求めてはいないからである。また、土地を所有しているだけでは、たとえ他人が土地所有者を助けるために裏庭に入ろうとしたとしても、そのことに同意したことにはならない。さらに、私的必要性の議論も弱い。Dは、Pを助けるためにPの土地を測定する必要があったと主張することができるが、Dは単に入る前にPに尋ねることができたはずである。Dは忘れてしまったのだから、Pに電話するか、他の時間に戻ってくればよかったのである。Dは、いかなる形の同意も求めることなく、単にPの裏庭に入っただけであり、Dには代替手段があり、Dの即時入場を必要とする差し迫った脅威は存在しなかったもので、Dはこれらの抗弁を立証することはできない。

名目上の損害賠償のみ可能

物理的侵入は、被害があったことを前提とするので、Pが具体的な金銭的損害を被ったことを証明する必要はない。しかし、事実関係からすると、Dは何も妨害していないので、Pが多額の金銭的損害を被ったとは考えにくい。Pは、名目的な損害、すなわち、実際には大した損害が発生していない場合に原告の権利を擁護するために認められる少額の損害賠償を回収することになると思われる。

結論

結論として、DはPに対して土地侵入を行い、責任を負う。ただし、Pは名目上の損害を回復することができるが、Pが事実を示された何らかの事実を被ったことを証明できない限り、名目上の損害しか回復できない可能性が高い。

ペドロはダイアナに近づいた。ダイアナは、すべてのコンサートを午後11時までに終了させることと、騒音の最大レベルを設定することで、マイナスの影響を緩和する措置をすでに取りっていると説明した。ダイアナは、ロックコンサートがなければこの施設は経済的に存続できないこと、そしてロックコンサートはその性質上、大音量で行

われることを説明した。

ペドロ、ダイアナを告訴する意向

私的な迷惑行為

私的迷惑は、被告が他の私人の私有財産の所有または使用を実質的かつ不当に妨害した場合に発生します。合理的な人にとって不快である場合、干渉は実質的である。主観的に干渉に悩まされない硬直した原告も、その干渉が "実質的 "であれば回復することができます。干渉は、それが引き起こす害が、それが提供する価値よりも大きい場合に、不合理である。

干渉が実質的かどうか

ここで、「ペドロは新居に引っ越したとたん、ロックコンサートの時に劇場から聞こえてくる騒音と振動に恐怖を覚えた。彼は床が揺れるのを感じ、大きな音のために普通の会話もできなかった。"Pは音の振動を感じるができるため、揺れは物理的なものであるようです。なぜなら、大きな音それ自体が合理的人物を不快にさせるかどうかは議論の余地があるが、音が物理的に振動し、動きを引き起こすと、合理的人物はそれによって不快になり、迷惑を被る可能性が高く、合理的人物の生活はそれによって妨げられ、自宅での楽しみはおそらく大幅に減少する可能性が高いからである。

さらに、"Pedroは、隣人がDianaに騒音と振動について苦情を申し立てたこと、救済を得るのに失敗したこと、最終的にそれに耐えることにしたことを後で知った。"とあります。このように、Pedro以外の人も、善意の訴訟を起こすほど、実際に騒音や振動に不快感を抱いていたようです。Dは、彼らがそれに耐えることにしたことを強調し、このことは、妨害が実質的なものではないことを示すものである。もし、実質的なものであったならば、隣人たちは客観的にみて、それと同居することを決断できなかったはずだとDは主張する。しかし

会場が住宅に囲まれており、騒音が物理的に振動し、近隣住民を震撼させるという事実を考慮すると、裁判所は、騒音と振動が責任者にとって実質的で不快であると判断する可能性が高いです。

干渉が不合理であるかどうか

ここでは、「D」が大きな野外劇場を運営している。「平日は地元のダンスカンパニーに貸し出し、週末の夜はロックコンサートを開催している。週末の夜には、ダイアナはこの劇場でロックコンサートを開催している。ロックコンサートの収益が、劇場の運営費のほとんどを賄っている。この劇場は約200人を雇用し、街の文化シーンの中心となっている」"このように、Dは地域社会に対して多くの価値を生み出しているようだ。地元のダンスカンパニーが公演を行い、生計を立てるためには、Dの会場が必要なのだろう。さらに、ロックと文化は地域社会にとって重要な利益である。文化がこの街の大きな経済的原動力になっているようです。さらに、劇場は200人を雇用しており、これは地域社会への大きな利益と貢献である。Dは、Dの会場によって、200人が生計を立てながら、市の文化を促進し、芸術を通じて社会的な絆や地域の絆を育むことができることを強調することになる。Pは、会場周辺の人々の生活が苦しくなる、眠れなくなる等、被害が大きいと反論するが、Dは、近隣住民が騒音と共存することを決定できるという事実そのものが、被害が大きくないことを証明しており、特に200人の雇用、文化の中心、観光、経済、ダンサー、ミュージシャン等、コミュニティに対する価値の大きさを考慮していると反論している。

結論

結論から言うと、裁判所はどちらにも裁定できる、もしこれが第一印象の事件であり

preclusionは考慮されませんでした。妨害は相当なものと思われるが、組織的な集団であれば、それに耐えるという判断もできるようである。また、この会場は、否定できない大きな価値を公衆に提供していると思われる。そのため、裁判所は、妨害は不合理ではなく、したがって、ここには私的な迷惑はないと正当に判断することができます。

迷惑行為に来ることは防衛策ではない

迷惑行為への来訪は、通常、抗弁にはなりません。このような配慮は、当事者が嫌がらせや訴訟を起こすことだけを目的として意図的に迷惑行為に及んだ場合にのみ防衛策となります。一般的に、迷惑行為に至ることは、全体的な分析で考慮される多くの要因の1つです。

ここで、"30年前、ダイアナは、屋外の多目的エンターテインメント施設として、大きな野外劇場を建設した"とあります。そして、"ペドロは最近、劇場に隣接する分譲地に家を購入した。ペドロは家を買うときに劇場のことは知っていたが、新居は家族を育てるのにうってつけの場所だと考えていた。"とある。このように、Pは来ただけでなく、劇場とその可能性を知っていたのに、Pは全く調査しなかったようである。以前、近隣住民から訴訟を起こされたことがあるので、周囲に質問するだけでも、Pは劇場の活動を知ることができたと思われる。このように、Pは、劇場の活動を照会するよう通知されていたにもかかわらず、それを行わなかったと思われる。しかし、Pは、訴訟による嫌がらせのためだけに迷惑行為に及んだのではなく、純粋に、家族を養うのに最適の場所だと考えて善意で来たのであるから、迷惑行為に及んだことは何ら議論の材料にはならない。そのため、裁判所はPの私的な迷惑行為を全面的に棄却することはない。

ただし、裁判所は、Pが迷惑行為に及んだ事実とPの

Dに有利な実質的／非合理的な分析を結論づけるために、劇場の

活動を全く調査しなかった Dの会場に忍び寄る近隣住民

もう一つの要因は、Dの会場に近隣の人が忍び込んでくることである。Pが迷惑行為に及んだことで前述したように、「近隣」が迷惑行為に及んだことは決定的な要因とはならず、その他多くの要因の一つに過ぎないかもしれません。しかし、少なくとも、「建設当時、その場所は街の端に近かった」という事実は重視されるべきと思われる。時間が経つにつれ、街の開発が進み、劇場の周辺に住宅が建ち並ぶようになった。"

そのため、Dは誠実にDの会場を運営していた。 結論

結論として、裁判所は、状況を総合的に判断してDに味方し、Dの事業の価値は、明らかに近隣住民に受け入れられていた損害を上回ると判断する可能性が高いと思われる。また、後述するように、さらなる排除が考慮される場合もあれば、されない場合もある。

公害

公害とは、健康、安全、道徳、または地域社会のその他の権利に対する実質的かつ不合理的な妨害のことです。私人が公害訴訟を起こす場合、その当事者は、地域社会が被る害とは異なる害を被っていないければなりません。

ここで、上記のような被害は、不合理でないと判断される可能性がある。また、Pは、騒音や振動によって、他の近隣住民が受ける被害とは異なる特殊な被害を被っていない。Pは、Pの周囲の者が被るのと全く同じ被害を被っている。そのため、Pは公害を主張することができない。

プリクルージョン

Preclusionは、すでに争われた問題の再訴訟を禁止するものです。請求権包含と争点包含がある。

クレームプリクルージョン

請求項排除は、本案に関する最終有効判決があり、同じ当事者によって同じ構成で主張され、かつ請求項が同じである場合に、同じ請求項の再訴訟を禁止するものです。

ここでは、Pは先の救済のための訴訟に加わっていないため、当事者は異なる。そのため、請求権排除は適用されない。

問題先取特権

争点排除は、1) 本案に関する有効な判決が確定している、2) 争点が必然的に確定した、3) 争点が判決に不可欠である、4) 相互主義に問題がない場合、同じ争点の再訴訟を禁止するものです。

ここでは、先行者が救済を得ることができず、そのまま生きることにした。そのため、先行訴訟は終了した可能性が高く、原告側は控訴を断念した。そのため、判決は確定しています。人的管轄権などの問題で請求が不成立になったわけではないようなので、先行訴訟は本決まりに入ったようです。振動や騒音は、先行訴訟のポイントであり、本訴訟のポイントでもある。そのため、この問題は、必然的に決定されたものであり、先行判決に不可欠なものであった。最後に、相互性の問題は存在してはならない。まず、Dは前訴の当事者であり、Dの自己弁護の機会もあった。また、Pは前訴の当事者ではない。しかし、本件では、Dが前訴で勝訴しているため、DはPに対して争点排除を主張することになるが、Pは前訴の当事者ではないため、Pには争点がない。

の機会を得ることができる。そのため、DはPに対して争点排除を主張することができない。

結論

結論として、DはPに対して争点排除を主張することはできない。Pは、前の訴訟でDが勝訴した（と思われる）ので、排除を主張したくないと思われる。

精神的苦痛の過失による侵害

抗弁：防衛（自己、財産、他者）、同意、逮捕、必要性

その他の不法行為（過失、厳格責任）

II. ペドロが求めるもの

土地への侵入に対する救済措置は先に述べたとおりで、特にDが対抗して多重訴訟の問題を起こすことはないだろうから、名目的な損害賠償にとどまる可能性が高い。ここでの救済措置は、Pが迷惑料請求で勝訴した場合に関するものである。

金銭的損害賠償

不法行為による金銭的損害賠償は、主に原告を補償し、原告を丸く収めようとする「補償的損害賠償」である。また、上述のように、基本的に被害を受けなかった原告の正当性を証明しようとする「名目的」損害賠償がある場合もあります。また、「懲罰的」な損害賠償もあり、これは故意・意図的な行為に対して被告を罰しようとするものです。

ここで、Dは、Pまたは他人を害する故意・計画的な行為に従事していないため、懲罰的損害賠償は利用できないはずである。むしろ、Dは、地域社会全体に利益をもたらす合法的な事業に従事しており、それがたまたま近隣の住民にも害を与えている。近隣の住民は、Dの会場に向かって忍び寄り、近隣住民が住宅を購入するか賃貸することにしたため（この場合、Dはそのようなことはしないであろう）迷惑を被るようになったのである。

は、移転や引っ越しにそれほど費用がかからない)。

さらに、Pは、ここで家族を育て、Pの家族と一緒にここで静かに暮らすことを求めている。しかし、Pが騒音や振動のためにこれを行うことができないことの価値について。第一に、上記の理由により、Pが損害賠償を勝ち取れるかどうかは定かではない-迷惑行為が存在しないかもしれないのである。第二に、仮にPが私的迷惑の請求で勝ったとしても、Pがそれほど金銭的損害を被っていない可能性がある。おそらく、売主が騒音や振動を理由に価格を引き下げたため、Pは実際にその土地を安い価格で手に入れたのであろう。そのため、Pは土地価値の減少という損害を被っていないかもしれない(そもそも安く土地を手に入れたのかもしれない)。第三に、簡単な質問を数回すれば問題が明らかになるのに、上記のように全く問い合わせをしなかったり、週末に訪問したりしたために、Pにも過失が発生する可能性がある。

もし、騒音や振動のためにPの土地の価値が下がったのであれば、Pは、騒音や振動の問題がない状態で購入したときの土地の価値との差額を受け取ることができるかもしれません。

差止命令、仮処分、終局命令

また、Pは衡平法上の救済を求めることもできます。Pは一時的な禁止命令や仮処分を行うかもしれませんが、最終的にはDがそのような大きな音を出すことを禁止するために、終局的な差止命令を求めることになります。

終局的差止命令は、1) 法的損害が不十分である、2) 執行が可能である、3) 財産権が存在する、4) 損害と衡平性のバランスがとれている、5) 抗弁がない、という場合に適切であるとされる。

1) ひやくがいじゅうきゅう

法的な損害賠償は、問題となる行為が繰り返される可能性がある場合、あるいは不十分な

場合があります。

将来発生する場合、損害賠償が推測または不確実である場合、被告が支払不能であるため判決が無意味な場合。

この場合、騒音や振動の害を測定することは困難であるばかりでなく、損害賠償は推測に過ぎない。さらに、Dは、毎週末、おそらく数十年先まで騒音を流し続けようとしている。しかし、Dは、来年にはこの事業を中止するかもしれない。このように、損害は推測可能で不確かなものである。しかし、騒音による土地の価値の減少は、損害の指標として十分に確かなものであると主張することができる。

2) じっこうがかのうである

ある行為を禁止する消極的差止命令は、積極的差止命令よりも執行が容易である。一連の行為よりも、一つの行為の方が執行しやすい。技能や個人的な趣味を必要とする行為は、客観的な行為よりも執行が困難である。不随意契約は、違憲でないにしても、好ましくない。

ここで、求められている差止命令は消極的なものであり、強制執行が困難なものではありません。Dが騒音を出すたびに、隣人全員に聞こえるわけです。そのため、気付かれ、誰かが裁判所に訴え、裁判所は侮辱命令を出すことができる。さらに、土地は裁判所のある州や市にあるので、管轄権の問題もなく、差止命令、その執行も可能である。

3) ざいさんけんそんざい

伝統的に、保護可能な財産権が必要でした。現代では、そしてカリフォルニア州では、財産権は必要ありません。しかし、ここでは、騒音や振動を伴わない土地の財産の使用と享受、静かな享受の権利が存在する。そのため、この要素は満たされている。

4) 害と衡平のバランス

害と公平は、公衆への利益も含めてバランスがとれていなければならない。ここでは、200人が職を失うため、公衆への害は大きい。また、Pは毎週末、午後11時まで大きな音と振動に悩まされることになるため、Pに対する損害も大きい。これは、非常に遅く、合理的な一般人にとって不快であることは間違いない。ダンス公演は問題ではなく、ロックコンサートのみのようなので、Dは平日も営業できるかもしれないが、Dへの損害は大きい。

5) ノーガード

Pは、不当に遅延し、Dに不利益を与えることはなかったと思われる (lachesなし)。また、問い合わせをしなかったことは多少怠慢であったとしても、Pに罪はないと思われる (汚れた手ではない)。

結論

結論として、終局的差止の分析は、一面的でないように思われます。そのため、裁判所は、近隣住民による同じDに対する先行訴訟と同様に、これを認めない可能性が高い。

TROと仮処分

TROと仮処分の分析は、終局的差止の分析と似ている。大きな違いは、差し迫った損害があるために予備審問が開かれるまでの間 (TRO)、および完全な裁判が開かれるまでの間 (仮処分)、現状を維持する必要性が求められる点である。

ここでは、近隣住民が騒音や振動と共存することを決められるようだ。近隣住民は、訴訟を起こすために組織していた。そのため、彼らは単に「生きる」ことを決めるだけでなく

というのも、互いに同情し合い、気軽に文句を言えば、そのような感情が雪崩を打って減らないからです。このように、TROや仮処分を正当化するような取り返しのつかない被害は差し迫っていないようです。

さらに、上記の私的迷惑に関する分析によると、成功する可能性は高くはないようです。

他治療法

推定的信託や衡平法上の先取特権など、その他の救済措置は適用されず、関係ありません。終局的差止が唯一関係するものですが、それさえも可能性は低いです。